

特秘

外事系志報

第三號

第五百二十五號

国立公文書館	
分類	警察庁
	9
排架番号	4E
	15-1
	135





昭和十年 三月 外事警察報 第一百五十二號 目次

- ◇ 滿洲國に於ける中國共產黨の狀況(下).....一
- 五 黨及び團の活動狀況.....一
- 六 赤色區域及び共產系部隊.....四

外國事情

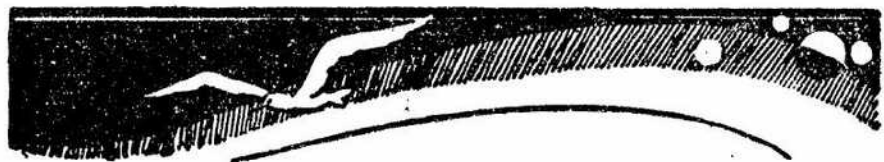
- 〔滿洲國〕
- 北滿に於ける露國レギチミスト派の現状とキリール皇帝の檄等.....三五
- 〔中華民國〕
- 八年來の赤匪の騷擾と國軍の清剿經過.....四四
- 國民黨の共產黨員轉向誘致策.....五五
- 上海に於ける中國共產黨の年關鬭爭狀況.....六一
- 中國勞働協會創立大會の狀況.....六四

〔ソウエート聯邦〕

目次

一





第二、第三兩インター提携問題に對する露西亞メンシエヴィーキの態度……六

〔瑞典〕  
 瑞典の社會主義青年運動……………七

〔獨逸〕  
 ザール問額の顛末……………七  
 獨逸宣傳相の歳末ラヂオ放送……………六

〔佛蘭西〕  
 佛蘭西に於ける政治的避難者の取扱振……………一〇一  
 パリーに於ける二・六事件の一周年……………一〇三

〔伊太利〕  
 伊太利組合制度の活動……………一〇八

〔西班牙〕  
 西班牙最近の政情……………一一一

〔英吉利〕  
 第十三回英國共產黨大會……………一二五

英國自治領に就て……………一二九

研究資料

◇ソ聯邦に於ける外國人の權利義務……………一三三

第一章 外國人の性質……………一三三

第二章 公法上の關係……………一三六

第三章 私法上の關係……………一三三

彙報

第七回コミンテルン大會への準備……………一三九

中國共產黨員の自首轉向狀況……………一四〇

キーロフ暗殺事件を繞るトロツキーの反スターリン聲明……………一四〇

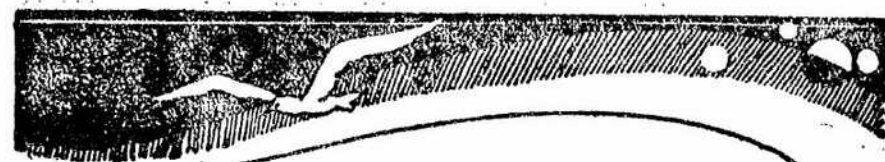
トロツキーの極東觀……………一四〇

人事動靜

新任大阪駐在英國領事の赴任……………一四五

駐日智恵古公使の歸任……………一四五

大阪駐在パナマ國領事の來邦……………一四五



ソ聯邦總領事の歸國……………一五二

雜報

浦鹽海員俱樂部の近況……………一五三

米國官憲の英國著作家追放……………一五五

中國江西省南部のソ區視察記(一)……………一五五

〔附錄〕

獨逸に於ける政治社會各種運動に對する制限及び取締(第二輯ノ三)……………一五七

埋草

ソ聯邦貨幣の流通高……………一五七

ソ聯で大衆的逮捕續……………一五七

目次終



滿洲國に於ける中國共產黨の狀況(下)

五 黨及び團の活動狀況

黨及び團の内部的活動狀況に就ては前項に於て既述した。依つて茲には黨及び團の外部的活動狀況を見ることにする。黨及び團は此の外部的活動のため、群集組織を稱して各部門毎に外廓團體を組織し、之を通じて、思想的、政治的、社會的運動を展開せる點は世界各國共產主義運動の其の軌を一にしてゐるのであるが、中國共產黨の特殊性及び極東情勢の特殊性は黨滿洲省委の運動をして著しく政治的運動に偏重せしめてゐるのである。以下反帝運動、勞働運動、農民運動に就て述べるが、中國共產黨指導下の武裝行動に就ては次項に記述する。

一 反日反帝運動

「打倒帝國主義」が、中國共產黨の重要スローガンの一たるは世界周知の事實であるが、滿洲黨省委も之に倣ひ事變以前は帝國主義諸國に對する鬭争形態として、國際共產主義運動の路線に則り、反帝大同盟及び青年反帝同盟を組織し反帝鬭争を行つて居たが、事變後中共中央部は滿洲に於ける反帝運動の強化を痛感し、黨省委に指令して、前記反帝組織を解體せしめ之に替るに反日會及び青年反日大同盟を以てし、當時散在せる全滿各種反日滿團體を糾合して、黨指導下に反日戰の統一強化を企圖し、本來反帝運動の一翼たるべき反日帝國主義鬭争に、反帝運動の死力を傾倒して來たのである。即ち抽象的反帝運動より具體的且つ大衆獲得の好題目たる反日鬭争を撰び、現在に於ては國民黨系及び舊學良軍閥系の反日策動敗退し、黨省委は完全に滿洲に於ける反日運動のヘゲモニーを獲得し所期の目的に到達した。斯くて黨は其の獨自の立場から「日本帝國主義のソ聯進攻反對」を反帝運動の重要スローガンに掲げ、反日會及び青年反日大同盟員併せて總數七、五八三名を反帝戰線に動員してゐるのである。然らば黨省委反滿主張の根幹を爲すものは何か？ 又黨省委は如何なる主張を以て民衆に訴へつゝあるか？ 之を昨年帝

滿洲國に於ける中國共產黨の狀況

制實施當時頒布せる代表的宣言文に見よう。

一九三〇・二〇一 中國共產黨滿洲省委

溥儀狗の登極ミ反革命の意義を論ず  
日本の強盗は溥儀狗を登極せしめて皇帝となし三月一日大なる狗の慶祝運動をなすことに決定した、之は如何なる意義であるか。狗の登極の意義は狗皇帝自身の爲てはなく、其は強盗日本が進んで中國を侵略し又は中國を分割する爲の滿蒙への侵略運動である。

見よ！ 強盗日本は最近に狂人の如く人夫車馬食物林草を徴發し全日本軍隊の三分の二を滿洲に集めた。これ強盗日本は三月一日前に滿蒙國を建設して溥儀をして滿蒙國に狗の皇帝たらしむる所以である。

強盗日本は滿蒙の東北四省、察哈爾、綏遠、西藏、新疆、青海、甘肅、四川、河北及び外蒙人民共和國を包容したが其の上ソ聯のシベリヤを包容する積りもある。

溥儀狗の登極は進んで東北全體民衆を奴役する爲又は進んで東北統治の勢力を一層鞏固にする爲である。

即ち一步を進めて中國を分割し又は侵略し更に外蒙人民共和國及びソ聯へ進出する考へてめる。國民黨は又察哈爾、綏遠を強盗日本に送り之が爲に強盗日本が滿洲國を建設する事が出来又溥儀を狗皇帝となした國民黨は察哈爾、綏遠を溥儀に登極の進物として送つたのである。

之は即ち今回南京四中全會で決定された事で國民黨が賣國賊なることは之で充分に證明する事が出来る。何故溥儀は滿洲國の皇帝になる事が出来たか？

賣國賊國民黨が東北全部を賣つた爲走狗の様な滿洲國が出来、溥儀が滿洲國の皇帝になれたのも全く國民黨が東北を賣つた結果である。

國民黨は此の上なき賣國賊である。賣國賊を打倒しなければ失地を收復する方法はない。中國を救助する方法はない。強盗日本が東北を占領した後に日本に反對するものは誰か？ 日本に對し宣戰するものは誰か？ 失地を收復するものは誰か？ 中國蘇維埃政府ミ農工紅軍は日本ミ宣戰した。蘇維埃政府ミ紅軍は失地を收復する積りであつた。賣國賊の

國民黨は百萬の軍隊を派遣して五度び圍剿した爲ソ軍ミ紅軍は日本ミ戰爭する事を許されなかつた。失地を收復する事も許されなかつた。

銃槍を持つて日本ミ戰爭するものは誰か？

東北人民革命軍は銃を持つて強盗日本ミ流血の戰爭が出来、若し國民黨は紅軍を圍剿しなければ紅軍は既に人民革命軍ミ連絡して一體となつて日本を打ち夙に東北失地を收復して居る。

國民黨は關内から出兵するミ云つたが併し幾年経つても一卒も出兵しなかつた。國民黨は軍隊が無くて出兵しないのではない。現在は三百萬以上の兵士を持つて居るけれども賣國の積りだから出兵する筈はない。

東北へ出兵しないばかりでなく現に強盗日本が察哈爾、綏遠に進出して國民黨は未だ尙ほ一兵も出さない。將來は河北陝西甘肅各省に入つても國民黨は一兵も出さないだらう。

故に中國を救ひ東北の失地を收復するこの出来るのは只だ蘇維埃紅軍ミ人民革命軍の反日反帝かによる外はない。

一 反日會

反日會は舊反帝同盟の一翼として、一九三二年組織せられたもので、本部を哈爾濱に置き、黨員老張之が責任となり、當初の運動は、反日滿の過激傳單を撒布する程度を出なかつたが、一九三三年末頃に至り、哈爾濱に十二支部、磐石、湯原珠河、綏寧、奉天等の各地に分會を確立し、新政に剛れざる滿人の不平ミ民族的感情に訴へて反日潛行運動を試み、且つ舊東北政權、國民黨の援助下に排日運動を行つた分子を多數吸収し其の取締の至難ミ相俟つて漸く強大となり、殊に東滿地方に於ては、黨、團員たらしめる程意識の高くない一般民衆を多數反日會に吸収して反日會は赤色區域民衆を結合する基礎團體たるの觀がある。

翻つて其の現勢を見るに、昨年六月滿洲省委の中共中央部への報告は六、八〇〇名ミ記し勢力ミ反比例する量的増加を示してゐる。而し之は素より多分の誇張があり、且つ黨員、義勇軍、總工會員等にして反日會員を兼ねる者多く本來の外廓團體員ミしての會員は千名餘を出てざるものミ想定されるのである。

今此の想定を裏書し且つ反日會退勢の原因を指摘せる中共中央部の黨省委への一九三四年二月廿二日附の指令を見るに次の如くである。

滿洲國に於ける中國共產黨の状況



『我等同志は近時常に反日會等の群衆組織を第二黨風のものに變成しつつあり、之が爲め個別反日會は屢々解體を見、現在に於ては反日會の組織は僅か××百の會員を有するに過ぎない。哈爾濱に××個の反日會を有すると言ふも、其等の會員總數亦×百を出でない。(中略)』

故に同志は大衆の外に立つて空叫びすることなく、大衆一切の反日運動に参加し大衆を一丸とする事が急務である云々。

即ち該指令は省委の大衆組織固有の使命に對する認識に缺け、反日會を黨化するに急なるため反つて反日思想を抱持せる大衆の支持を失ひ、大衆を隔り行くの矛盾を指摘してゐるのである。

而して省委は同年後半期以後此の誤謬を清算せるもの、如く、之を最近に於ける反日會の文獻に徴するも常に、戸口調査反對等大衆の日常的な反日要求を闘争課題に取り上げるやうになつたが其の勢威は未だ擴大の跡を見ないのである。

### 大戸口調査反對標語

(註) 大戸口調査は昨年初めて滿洲國が日本のそれに倣ひ、警察制度充實の前提とし又將來、日本の國勢調査及び戸籍法に代替する意圖の下に實施されたが、多數の治外法権國民の居住せる、季節的移動をする職業従事者多く豫期の効果を擧げ得なかつたものである。

- 一、大戸口調査は吾等市民を壓迫する前提で、哈市民衆進攻の第一歩である。
- 一、大戸口調査は日滿官憲が反日民衆を、驅逐、逮捕、屠殺の毒計である。
- 一、大戸口調査は市民を鐵鎖に繋ぐものである。
- 一、市民を搾取せむとする租稅陰謀だ。
- 一、亡國奴の日本に對する新誓約だ。
- 一、戸口の強制調査及び訊問を拒否せよ。
- 一、戸口調査員の入室に反對せよ。
- 一、罷工、罷市、示威を以て對抗せよ。

### 二 滿洲青年反日大同盟

反日青年大同盟は青年反帝同盟の後身にして、一九三三年團指令に基き組織せられた黨外團體中の最有力團體にして哈爾濱、磐石、寧安、東寧、清原等の各地を中心に活動してゐる。同年六月「滿洲青年反日大同盟綱領」を決定次いで次の如き主旨の「滿洲青年反日大同盟簡章」を同志に配布した。

『一切の青年民衆を糾合して、日本帝國主義及び滿洲僞國家を打倒し以て東北失地を回復し、滿洲民衆政府を樹立するため不斷の闘争を行ふ』

之により見るも本同盟は學生及び工人青年層に同志を求め團地盤を同じうしてゐるのである。従つて團員にして本同盟員を兼ねる者多く又團の貯水池でもあつて團のそれと組織並に勢力關係を劃然と區別する事は至難の業であるが、原則として團省委に之を附置し總務(主席)組織部、宣傳部に分れ總務が統轄してゐるのである。

之に關し昨年關東廳に檢舉せられた團員であり本同盟員でもある楊兆順の聽取書の一部を轉載して見よう。

『一九三三年九月十八日哈爾濱に於て開催せられました反日同盟の第一次代表會議の決議に基いて、奉天附近の反帝團體を反日同盟に發展的解消せしめました。之は滿洲に於ける客觀的情勢が抽象的反帝同盟と云ふ名稱より、直接關係の深い日本を對象させる反日同盟の方が現實的で而も民心獲得に便利であること云ふ理由に據るのであります。(中略)』

### 二 労働運動

黨省委は滿洲に於ける赤色労働運動指導の爲め、滿洲總工會籌備處と稱する赤色労働組合を設置してゐる。

滿洲總工會籌備處はプロフィンテルンに隸屬する上海中華總工會の下級機關で目下黨省委職工部の指導下にあるもので、滿洲總工會結成迄の準備組織である。

一九三〇年中華全國總工會は、全國總工會滿洲辦事處なるものを奉天に設け、哈爾濱にも同年九月哈爾濱總工會を組織し

滿洲國に於ける中國共産黨の状況



た。然るに辦事所は同年の八月撫順に於て赤色工人約五十名檢舉せられて瓦壊し、有名無實となり、次いで一九三二年四月黨省委の哈爾濱移轉と共に中共中央部は黨員曹某を上海より派遣して、哈爾濱總工會の充實を計り併せて、之と同體異名の満洲總工會籌備處を黨省委に附置し、爾來之をして全滿赤色労働運動の中軸たらしめてきたが、昨年二月電業局員（哈爾濱電車）の檢舉を見、續いて四月、團及び吉本局職工部の日滿官憲に破壊せらるゝありて、さなきだに貧弱なる總工會籌備處は今や全く名目的存在に化したのである。

而して満洲に於ける赤色労働運動に就ては、中共中央部も古くより黨省委を鞭撻し、長春、安東、吉林、本溪湖、營口の諸都市、滿鐵、北鐵、國鐵、撫順炭坑、奉天兵器廠、哈爾濱（電車従業員、海員、煙草工場、製粉、油坊工場）、奉天（煙草、繭寸、紡績、毛織工場、滿電）、大連（滿鐵諸工場、海員、造船所、電氣工人、運輸工人、市政工人、油房工人）等の詳細なる具體的目標さへ指示し、一九三三年五月には指導原則として、

- 一、滿總を擴大し、全滿に亘り工人群衆を獲得し、工會を組織する。
- 二、共産黨は工人を以て其の基礎とする。故に工人が工會に多數吸収せられて初めて黨發展を望み得る。
- 三、工會は群衆組織にして且つ最も重要な黨の助手なるを以て、滿洲諸都市に總工會を組織するは當面の急務である。
- 四、工人の經濟闘争と反日革命運動とを配合し革命統一戦線を建立せよ。

五、罷工標語は次の如くである。

- (イ) 八時間労働制
- (ロ) 賃金値上
- (ハ) 住宅食料の改善
- (ニ) 日滿工場主及び官憲の壓迫干渉反対
- (ホ) 紙幣貨銀の廢止、現銀給與の實施

以上の五項を示し更に工作方策として、同月「哈總に與ふる信」の題名にて

『黄色工會内に赤色工人の小組を組織し、黄色工人をして走狗工頭（職工長）の監督に反対せしめ工頭と黄色工人を對立せしむべし』の指令を授け合法的労働組合内潜入の此種赤色労働運動の公式を事新しく告げてゐるのである。之に依りて

觀るも現在尙赤色労働運動が満洲に於ては改良主義的労働運動の域を彷徨せる一斑を窺ひ得るのである。今之を赤色労働運動の事績に見るも、大連福島紡績の罷業、奉天製麻會社罷業、奉天滿蒙毛織會社殉職工人の三千元賠償闘争、哈爾濱電業局罷工（電車）呼海鐵路及び撫順炭坑の未發罷業を指導したるに止まり、現在に於ては纔かに文獻闘争を爲すに過ぎないのである。

而して中共中央部も此の赤色労働運動の落伍性を充分自認し、有名な「滿洲工作計畫大綱」を以て「滿洲の産業工人は中國の他區域に比して甚だ集中的なるに不拘、赤色工會の運動は依然として薄弱である。黨は最大の努力と注意を赤色工會運動の發展に集めねばならぬ」と叱咤してゐるのである。

又團省委は昨年十月より本年一月に及ぶ三ヶ月計畫の「青工會工作に關する決定工作計畫」なるものを作成し大要左の如く指令したのであつた。

而し計畫期間の一月十日も既に経過した今日、彼等に果して幾何の收穫ありしやと言へば、單に士氣の鼓舞に止まつてゐるのである。

だが該指令は青年工人今後の工作目標並に方法を示したもので此點に重要な意義を藏してゐる。

#### 全滿工會青工會に關する決定工作計畫

自十月十日至一月十日 團省委

各級團部及び青工工作同志宛

團省委は黨中央及び黨省委の工會工作決定を討論し、團の青工中に於ける工作狀況を檢查して、團の退歩性を克服し、此處に「全滿工會青工會工作」の三ヶ月計畫を樹立した。

一、團は青工會罷工及び青工獨特の闘争を爲す。

各級團部は力量を集中して、青工を罷工闘争及び青工特殊の闘争に参加せしめる、團の中心堡壘を創造し、各工場産業機關の青工闘争を進行して、青工の反日及び武裝闘争を展開せねばならぬ。

二、都市方面

哈爾濱は、東鐵、海員、呼海路（煙草工場）を目標とし、海員結氷期工作、呼海の制度改善反對、北鐵の不良待遇等

満洲國に於ける中國共産黨の状況

を闘争課題とする。

b、(1) 南滿洲は吉會線を中心として、材木工人、西安炭坑

(2) 珠河團は、牙不利の××を利用す

(3) 東滿團は、炭礦

二、失業青工々々

a、救済要求(市役所等)不拂賃銀請求、脅迫労働反対(軍事施設、鐵道工事等)

湯原團は特に鶴立崗炭坑を目標とする。

b、失業工人を、人民革命軍、南滿東滿赤色遊撃隊に入隊せしめよ。

三、反日反ファシスト工作

a、青工に對し、反日反ファシスト闘争綱領を宣傳し反日青年大同盟に加入せしむ。

b、武装青工(職業の性質上武器を與へられるもの)に對して、奪取逃走を指導し、青年義勇軍、武装自衛隊、打狗隊等に編入せよ。

(1) 伐木工人(珠河等)

(2) 修道工人(東部線沿線等の寧安等)

c、以上各項に基き、日本帝國主義のソ聯進攻反對、日滿軍討伐反對に青工を動員し、十月革命記念デーを革命的に行ふ。

四、組織工作

黨の共同工作の下に、滿洲總工會、哈爾濱總工會の青工部を確立し、南滿東滿、東部線、珠河、湯原に青工々々作委員會を建立する。

a、幹部の選抜訓練を行ふ。

b、各營はれた既有工廠支部を奪回する。

團は以上の三ヶ月工作により、團の退歩性を克服し反日民族革命戦争無産階級の指導權を爭取せんとする。(以上)

以上に於て滿洲に於ける工人運動の組織系統並に其の現勢を述べた。殊に其の落伍性を強調した心算である。

然らば滿洲に於ける資本主義が漸く第二期的段階に入り諸工業隆勢を辿る今日、何故之に拮抗すべき赤色労働運動が斯くの如く微弱を極めるかの原因を探究するに、労働力の供給過多及び工人の無自覺と言ふ内在的缺陷並に武力彈壓を豫想せずしては大罷業を決定し得ざる客觀情勢にも依るが、一に黨省委自身が其の主力を反帝運動に傾注し他を顧みる余力なき事に起因するのであつて、跛行的に發達せる滿洲に於ける共產主義運動の弱點を如實に暴露せるものを見るべきである。

此處に注目を要するは、滿洲總工會ミプロフィンテルン直接指導下の在浦鹽太平洋職工秘書處(汎太平洋労働會議書記局の分身)との關係であるが、哈爾濱日本領事館警察署は昨春の檢舉により左記事實を糾明し得たのである。

一、滿洲總工會代表伯陽は一九三三年浦鹽に潜入し滿洲總工會哈爾濱移轉後の状況を説明するに共に、左記の如き要旨の政治指針及び數百元を受けて歸滿せる事實、『滿洲は百萬の工場あるに不拘、赤色工會の組織的統一なきは活動の致命的缺陷なるを以て、少くも奉天、大連、營口、吉林等に緊急組織に努むべし』

二、其の後屢々若干額の送金及び批判を受けたる事實

三、現在總工會の工作報告書は總て三部作成し、内一部は工會に残し、一部は黨省委職工部に他の一部は該秘書處に送付せる事實

然し以上の關係を以て直ちに滿洲總工會が太平洋秘書處の指導下に立てりしするは早計に失するも、少くも密接な友黨的連絡を持續せる事實を舉證し得た譯である。

今哈爾濱總工會暫行簡章を記載して總工會内部組織の説明に替へる事にし度い。

哈爾濱總工會の暫行簡章

第一條 本會ハ哈爾濱總工會ト稱ス

第二條 本會ハ各業各工場ノ工人カ階級的ニ團結シ工人ノ利益ヲ計リ之ヲ實行スルヲ以テ主旨トス

第三條 凡ソ哈爾濱市ノ工人ハ男女別年齡國籍ヲ論セス總ヘテ本會ノ主旨ニ賛成シ本會ノ命令ニ服従シ本會ノ規則ヲ遵守スルモノハ均シク本會ノ會員タルヲ得

第四條 本會ノ會員ニ加入セハ須ク入會金並ニ其ノ後ニ於ケル經費分擔納付ノ義務ヲ負フヘシ

滿洲國に於ける中國共產黨の状況

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九



- 第五條 凡ソ本會ニ加入シタル各工場及各業ニシテ會員三十人以上ニ達セハ該工場及該業ニ工會若ハ分會ヲ組織スルコトヲ得三十人ニ達セサルモノニ在リテハ支部或ハ小組ヲ設クルコトヲ得
  - 第六條 本會ノ會員五名若八十人ヨリ代表一人ヲ選舉シ本會代表大會ヲ組織シテ本會ノ最高機關ト爲ス
  - 第七條 代表大會ニ於テ十一人乃至十九人ヲ選舉シ本會執行委員會ト爲シ代表大會閉會時(平時)ニ於ケル最高執行機關トス
  - 第八條 執行委員會ハ總務ヲ選舉シ青年工人、女工糾察隊等ノ組織ヲ立テ常務委員會ヲ組織シテ日常事務ヲ進行ス
  - 第九條 各部ノ職務細則ハ別ニ之ヲ定ム
  - 第十條 代表大會ハ三月毎ニ一回執行委員會ハ毎月一回常務委員會ハ一週間ニ一回之ヲ舉行スルモノトス
  - 第十一條 以上ノ各會ニシテ若シ緊急事件發生ノ場合ハ臨時ニ之ヲ召集スルコトヲ得
  - 第十二條 凡ソ本會々員ハ總テ選舉權及被選舉權ヲ有シ並ニ本會ノ各種有益ナル施設(例ヘハ俱樂部ヲ利用シ死亡負傷等ニ撫恤ヲ受クルコト等)ノ恩典ヲ受クルモノトス
  - 第十三條 鬭爭發生シタル時ハ各分會及各會員ハ本會ヨリノ通知ニ接セハ即刻經濟、宣傳又ハ其ノ他有利ナ援助ヲ爲スヘシ
  - 第十四條 凡ソ本會々員ハ少數ハ多數ニ服従スルヲ以テ基本原則ト爲シ章程及決議綱領ノ宣傳及行動ヲ破壞スルヲ得ス
  - 第十五條 凡ソ本會々員ニシテ若シ本會規則ニ違反シタル者ハ左記ノ處罰ヲ受クルモノトス
- 一、警告
  - 二、除名
  - 三、若シ本會ノ行動ヲ破壞シ工人ノ敵及走狗ト結ヒ工人ノ利益ニ違背セルコト確實ナル者ニ對シテハ代表大會ニ於テ之ヲ解決ス
  - 第十六條 本簡章中ニ未タ不充分ナル所アラハ代表大會ニ於テ之ヲ修正スルモノトス
  - 第十七條 本簡章ハ通過ノ日ヨリ之ヲ施行ス
- 一九三二年九月二十七日

### 三 農民運動

黨省委の爲せる農民運動は、其の地盤を農民に有せる鮮人共產黨員の合流以後にして、當時省黨員は「農民鬭爭綱領」に基き、南滿に於ける不逞鮮農の集團たりし「在滿農民同盟」及び北滿一般農民を以て組織してゐた「北滿農民同盟」を發展解消せしめ、一九三〇年之等を黨指導下の農民協會の傘下に糾合した。

斯くて陣容成れる農民協會は其の勢威を驅つて、間島五卅事件、秋收暴動、日本領事館の襲撃、其他各地に農民を中心とする大小目的暴動を黨指導下に捲き起し、一舉に滿洲ソウエート區域の樹立を企圖したのであるが、然し之は中國ソウエート區域の擴大に狂氣し之に呼應せる所謂「李立三コース」を直譯的に適用せるもので、滿洲に於ける客觀的情勢を考慮せず且つ黨自身の鬭爭力量を過大に評價したものであつた。従つて其の結果は餘りにも明白であつた。

暴動に伴ふ官憲の彈壓は峻烈を極め、多數農民に不要の犠牲を強ひた黨省委は遂に農民の支持を失ひ、爾來農民運動は衰勢の一途を辿り今尙創痍癒へないのである。

昨年六月の中共中央部文獻は南滿中心縣委及び吉東局を基地として其の影響下の農民六、〇〇〇名を報じてゐるが、近時殆んど表面的活動なく農民運動の確實なる現勢を知る資料に乏しいのは遺憾である。

然し滿洲殊に北滿農民未曾有の不況は其の絶好の温床であり、日本移民團の問題、民間銃器回收問題、土地買收の問題等の現下の重大問題は何れも農民に密接なる利害關係ありて當然農民運動しても好個の鬭爭課題であるべきにも不拘、單に之を反帝鬭爭として取扱へる黨省委の態度は、農民協會即ち農民運動の休止状態にある事實を雄辯に物語るものであると推測されるのである。今一例として屯墾移民團に對する黨省委の傳單を掲げる事にする。

『野蠻慘虐なる日本帝國主義は滿洲を占領せる後、ソ聯攻撃を狂氣の如く進め、屯田制を實行し、一團一團に武裝移民を派し滿洲全土を犯し、中韓蒙農民の耕作地及び牧場を奪取し彼等の血の最後の一滴迄吸はんす。』

滿洲農勞苦民は驟起して、此の日本帝國主義の移民政策に反對せよ。』

### 四 モツプル運動

滿洲國に於ける中國共產黨の狀況

中國共產黨は革命闘争を救援し附屬的に反白色テロ闘争を行ふ所の所謂モツブル運動を互濟運動と稱し、中國革命互濟會なるものを設け之に當らしめてゐる。従つて黨省委も必置の部門であるべきにも不拘、哈爾濱移轉後は資金の缺乏により名目的組織すら有せず、中共中央部も機會ある毎に其の必要を高唱してゐるが今尙實現を見ないのである。而し黨省委も全然互濟運動を放棄したのではなく、必要に應じ團省委に指令して闘士救援を計り、或は次に掲げる如く、革命闘士の慰問と稱して廣く募捐を行ひ、又昨年の被檢舉者に對しても危険を冒して種々の方法を以て差し入れする等、財政の許す範圍で救援活動に努めてゐるのである。

赤軍慰勞の義捐金募集 (東北紅旗、一九三二、一〇、九)

本報は赤軍を擁護する爲、之が慰勞金募集運動を起したるを以つて、各革命團體並に革命群衆は熱烈なる参加を乞ふ。

義捐金募集暫定條例

- 一、每人一錢宛を據出し日用品を送る。
- 一、滿洲工人を募集して赤色軍中へ贈物を持参せしめ、引續き南滿並に東滿游撃隊の爲めにも義捐金を募集す。
- 一、各團體は自發的に義捐金募集を爲し、其の募集には團體より正式に受領書を發行すべきこと。
- 一、而して義捐金と義捐品は、各團體より本報に交付し、本報より之を赤軍に直接送付するか、又は慰問團を組織して之を持参せしめる。

五 ピオニール運動

滿洲に於けるピオニール活動は滿洲兒童團を主動として行はれてゐる。而して、滿洲兒童團は中國童子團の分團にして建前は黨省委の指導下に在るも、事實上は共產青年團活動の一所産として、多く小學教員たる共產青年團員を通じて組織し指導されてゐるのであつて、其の年齢も小學生でさへあれば十九歳位の者も加盟し共產青年團の貯水池たる役割にある。

客年六月の中央部文獻は此の兒童團總數二、七〇六名の内大半は吉東局之を占め其數一、五九二名と記してゐる。今數字の眞偽は兎に角分布状態より見て、父母より自然に反日滿的感化を受けざる鮮滿兒童の多數あるは否定し難く且滿洲國教育行政の未完成と相俟つて、兒童團活動に多大の餘地を提供せる事實を肯定せねばならないのである。

一 兒童團の組織

「隊」を兒童團の組織單位とし、學校、工廠、作業場、農村等を標準として之を組織する。

一ヶ隊を三乃至四ヶの分隊に分ち各分隊の人員は五人乃至十二人とし、各隊には隊長を置く。

指導員は團支部或は區縣兒童局より團員を派して之に充任し、副指導員及び分隊長は兒童中より宣誓を終へたる積極分子を撰抜する。

二 宣誓式

兒童團員中の積極分子に對して行ふもので、必ず全隊大會又は分隊大會の席上たるを要する。

其の際宣誓の辭として左の言を訓授する。

『兒童團の紀律遵守、革命的知識及び訓練の習得、日滿國民童子軍に反對、反日滿工作に参加するに共に日滿を打倒し、成長して勇敢なる青年戰士になるため時々刻々準備すべし。』

三 兒童團暗號及び禮式

兒童團員は上級者又は團員に對して、右手にて握手し、終る際其の手を頭上高く擧げ、同時に握手を請ひたる方より高聲にて『準備するや』と聲し相手は『時々刻々準備しつゝあり』と同じく高聲で返事する。其の意味は、五指の握手は世界五大衆の勞苦群衆の一丸なる事を表徴し、其の應答は革命事實の遵重及び其の刻々準備すべき事を暗示するものである。

四 兒童團の活動狀況

客年三月の滿洲國帝制實施記念日を前にして、黨省委は「三月一日に於ける兒童抗日」を稱する左の如き指令を發し當日之に氣勢を添へんした。哈爾濱普通學校に於ては鮮人小學校生徒二名が逮捕せられ兒童團員たることを自白した。

一、兒童團員會議を開き、全國兒童を動員して、徹底的に日本帝國主義の進攻に反抗し、走狗滿洲國政府の召集せる童子軍結盟式並に斯種集會を破壊し、兒童團の宣傳隊、講演隊、唱歌隊を組織し兒童小冊子乃至畫報を發行すべし。

二、滿洲國童子軍の不參加運動を起し他面童子軍内に積極分子を潜入せしめ、欺瞞下にある青少年を奪取し、革命兒童團の指導下に置くべし。

三、三月一日迄に兒童團代表會議を召集し當日宣言文を發表すべし。(以上)



又清原に於て共產青年團員たる教員五名は、夏季休暇を利用して補習會を開き、小中學生二八〇名に對し、二十日に亘る各學業科目の講習を行つたが、其の講義の全部が共產主義的色彩を帯びたものであつた事は言ふ迄もない。殊に作文の如きは、題材の着想は言ふに及ばず、其の取扱、添削、批評等も總て、共產主義的教育を以て臨んだのである。一例として小學生の作文を掲げるこゝに、しやう。

窮人(貧乏人)

貧乏人は大變可哀想なものです、御覽なさい、冬になつても着物がなく寒さにふるへてゐる、又喰べる御飯もなく、ひもじくて、親友に助けを求めると、凍へ死ぬか、餓へ死ぬかを免れない、御飯を貰はうと思へば金持はくれなければかりか悪口をする、貧乏人はさうしたらよいのだらうか。  
着想頗る良し。

## 六 赤色區域及び共產系部隊

### 一 總 說

間島に占據する赤色區域、磐石、樺甸を中心とする東北人民革命軍第一軍及び其の聯合兵匪、北鐵東部線地方の共產系兵匪等は、日本軍、領事館警察、滿洲國軍隊、警察に屢々討伐され、其の都度、共兵匪の全滅、赤色區域の平定が傳へられてゐるが、實際に於ては一般匪賊が滿洲國の確立、治安維持力の増大に伴ひ減少を續けてゐるのに對して、相對的には寧ろ増加の傾向を示してゐる。

滿洲に共產系部隊の發生せるは滿洲事變以後の事に屬し、事變直後の九月二十三日には黨省委は早くも「士兵工作に關する決議」を發して、東北政權軍隊の赤化、叛變誘致、紅軍組織の方策を決し、敗殘兵匪との聯合工作を開始し、東滿及び磐石に於て共產系部隊の發生を見るに至つたのである。併し乍ら之は非常に少數で、間島及び磐石を併せて四、五百名に過ぎなかつた。而して之等は昭和七年春、第二師團を中心とする討伐を受けて大打撃を蒙り、間島では山間に逃亡し此處に立て籠つてソウエトを作るに至つたのである。だが討伐終了後は再び勢力を盛り返し、昭和八年末より九年初めにかけて、共

匪を目標とする東滿の討伐が第十師團により行はれた頃には、磐石の共產系部隊は、其の遊撃區域を東邊道一帯に擴大し、間島の共產系部隊も其の内容を充實するに至つた。

昭和九年春には日本軍の分散配置(昭和八年六月以後日本軍を各縣に分散して配置し治安維持に當りたるもの)が撤收され、之に代る滿洲國軍隊、警察隊に充分なる治安維持能力なきため、匪賊の活動が盛んになつたが、一般兵匪に比して鞏固なる組織力、指導力、明白なる闘争目的を有し、南支に於て發達せるバルチザン戦法を移入して實行してゐる共產系部隊は此の間特に著しく其の勢力を伸長してゐるのである。

昭和八年一月二十六日付で中國共產黨中央が黨滿洲省委に與へた指令「滿洲各級黨部及び全體黨員に與ふる書翰—滿洲の狀況—我等の黨の任務」は、當面の滿洲に於ける黨の任務を反日民族革命戦争の遂行に在りしめて、各種の反日的勢力を黨の指導下に統一して、反日統一戦線を結成すべき事を指令したものであり、之は爾後の滿洲省委の方針を全般的に導いてゐるものであるが、昭和九年に至りて初めて此の指令が實現されたと言つて良いのである。

右の指令の要點を以下に摘記すれば、第一に、中國共產黨の滿洲に於ける戦闘任務として「我等の黨は反日群衆闘争の指導を自己の掌中に收むべき任務を充分に明確に諒解せねばならぬ。此の任務は中國革命發展の現段階に於ては、第一の基本任務である」と言ひ、且つ黨が滿洲の革命群衆闘争を勝利的に指導することは、支那民族の民族解放革命及び中國ソウエト擁護の任務を達成することを意味するのみならず、中國共產黨の國際的任務たるソ聯擁護を直接實行するに他ならず指摘してゐる。

而して實際問題としては、當時の反日滿部隊を四種に分ち、第一を舊東北軍閥の殘黨、第二を農民及び小ブルジョアよりなり、國民黨の影響比較的少く或時期に於ては反帝國主義的或は革命的煽動の自由を認めてゐた王德林部隊の如きものと、第三を農民より成る大刀會、紅槍會の如き遊撃隊とし、第四種を直接共產黨の指導下に在る赤色遊撃隊であるとして赤色遊撃隊は「現在に至るも尙未だ滿洲に於ける反日バルチザン運動の指導者たり得ないばかりでなく、反日バルチザン運動の基本的力量ともなり得ないでゐる」と批判し、共產系部隊即ち赤色遊撃隊が他の反日部隊と統一戦線を結成する場合の具體的方針を次の如く示してゐる。

『第一種の東北軍閥系の部隊に對しては常に下よりの即ち兵士よりの統一戦線を組織するを要し、又共同戦闘行動に當つ

ては明確なる具體的作戰協定を結ぶことを要する。

第二種のものに對しては、下よりの戰線統一の他に一定の限度に於て上部即ち匪首と共同戦線を結んでも良い。

第三種のもは時に富農、地主に利用され又反動的な匪首に動かされてゐる故に具體の場合に應じて統一戦線を結ぶべきで或る場合には反帝聯盟の形式で協定を結んでも良い。

而して常に下よりの統一戦線構成に主力を注がなければならぬ、上部との共同戦線は上部が下部の革命的氣分の脅威下に在る時のみ可能である。

又武装反日民族革命闘争の間に農民及びプロレタリアを獲得するに努め、農民、労働者の組織を擴大強化するを要する。』而して民族革命戦争の指導権掌握後突進すべき第一目標として選挙による民衆政權を掲げ次の如く言つてゐる。

『唯我々の黨の指導下に於てのみ、眞に民衆的なる眞に一切の反帝國主義的民衆(勞、農、兵、都市貧民、學生、知識階級、革命將校)中より選挙された政權を作ることが出来、斯かる政權は一定の適合せる領土的基礎と武装闘争過程に於て最も優秀なる遊撃隊により構成された民衆革命軍を有し得るのであり、且又我等の指導下に於てこそ初めて満洲の反日遊撃運動と革命運動とは完全なる勝利に到達し得るのである。』

此の指令に基き中國共產黨は積極的に活動を開始し昭和八年秋頃より紅軍及び赤色遊撃隊の人民革命軍への改編、ソウエートの人民革命政府への改組を行ひ、更に一般の反日反滿兵匪に對する統一戦線結成工作を強めた。

其の結果磐石に於て東北人民革命軍第一軍を中核とする東北抗日反滿聯合總指揮部が作られて多數の匪首を黨の指導下に置き、寧安には抗日聯合辦事處が置かれて、黨吉東局軍事部の指導下に九標、柴世榮、吳義成其他有力匪首が活動する様になり、哈爾濱附近に於てさへ、珠河赤色遊撃隊の活動を見るに至つた。

昭和九年夏は各方面に於て、共產系部隊の活動を見たが就中東北人民革命軍第二軍による間島老頭溝の襲撃、同第一軍(磐石)及び之が聯合部隊の柳河、通化、撫松の縣城占領、北鐵東部線一帯の激烈なる活動等其の著しいものである。

昭和九年十月より十一月に亘り日本軍の大討伐があり、昭和十年一月よりも全般的な治安工作が行はれてをり、之等は現在に於ては、主目標を共產系匪軍に於いてゐるのであるが、共匪の中心部隊を壊滅せしむるには至らぬ様である。

人民革命政府と改稱せる間島のソウエート政權も多少の地理的移轉は行はれたが、依然として間島四縣の山間森林地帯

に潜據してゐる。

此の共匪部隊及び赤色地域は、北鐵讓渡交渉成立して北滿よりソ聯の勢力が一掃されんとしてゐる現在満洲に取つて最大の癆であり、速に之に對して徹底的對策を講ずる必要があるのである。

此の共匪部隊及び赤色地域の將來に就ては種々の觀察が下されてゐるが、之等が中國共產黨の豫期するが如くに、全滿的なる反日民族革命戦争を捲き起すことは豫期されないのである。

それは第一に現在、鐵道網、道路網の完成、滿洲國軍隊警察の素質向上、保甲制度の實施、銃器買上等に依り日本軍を中心とする滿洲の治安維持力は漸次充實して居り、滿洲事變直後の如き混亂状態は消失せること。

第二には中國共產黨指導下の武装闘争を支持後援すべき勞働、農民運動が極めて薄弱なることである。例へば昭和九年三月の土地商租に關聯して起つた依蘭事件の如き中國共產黨にして利用せむとすれば絶好の機會であり又中共の策動を憂慮せられたのであるが、實際に於ては何等共產黨の働き掛けは行はれなかつたのである。之は共產黨の無力無策を示すものである。都市に於ける勞働運動の微弱なることは前章にも説いてあるが、到底都市のプロレタリアが共産部隊に策應して活動すると言ふが如きことは起り得ないのである。

第三には人民革命軍と共同行動をしてゐる共匪部隊の中には依然として實質に於て匪賊たるもの少なく、共產系と稱するも共產系の名を藉りてソ聯側の援助を受け、或は討伐に際してソ聯領内に逃亡するの便宜を受けんとするものありて、之等の共產系部隊に對する黨の指導力の程度は甚だ疑問なることである。之等の實質に於て匪賊と大差なきものに、一般大衆を反日民族革命戦争に動員する宣傳煽動力がないのは當然である。

第四に現在黨、團の滿洲省委の幹部は滿人が殆んど全部を占めてゐるが、東滿特委、磐石中心縣委に於ては依然として現在でも幹部は鮮人であり、其の下の人革命軍等も鮮人が大部分である。然るに之と共同作戰に立つ共產系兵匪は大部分滿人で、其の間に民族的感情に基く疎隔が見られることである。東滿、磐石等で鮮人が幹部たることは黨の勢力を一般滿人大衆間に擴大するのを非常に阻害してゐる。又鮮人特有の内部のフラクション闘争が禍して内訌絶へず、間島の赤色區域では、昭和八年末より昭和九年に亘り百餘の黨員が内訌の犠牲となつて反革命分子の名の下に殺害されてゐる等のことも非常に黨の活動を薄弱ならしめてゐる。



以上の如き諸理由に依つて近き將來に於て赤色區域及び共產系部隊が急速に擴大することは豫想されぬが満洲國としては之が對策を緩にし得ないのは勿論であらう。殊に萬一滿が北方或は南方の隣國と眞剣な戦争を行はねばならぬ時に際しては、此の共匪部隊及び赤色區域は決して微力なりきとして放置して置けないのである。

## 二 赤色區域、人民革命政府

### 一 ソウエート區域の成立

満洲に於てソウエート區域の發生せるは昭和五年夏季三主義の暴動方針によつて、間島東滿一帯に朝鮮人共產黨員を中心とする暴動が起つた時、間島の藥水洞で一時ソウエートと稱するものが作られたのが最初である。

之は日本側及び東北政權側の協力しての彈壓で、存立後僅かに二ヶ月で倒壊した。此の藥水洞ソウエートは單にソウエートの名を稱したるに止り其の内容は未だ整備せるものではなかつた。

昭和六年九月滿洲事變勃發せる後敗殘兵匪の横行は間島にも波及し、一日屏息せる共產黨も此の機に乗じて之等兵匪の提携を圖り活潑なる活動を開始した。

然し昭和七年四月より日本軍が間島に出兵して徹底的討伐を行ひ、共匪及び兵匪約一千二百名を射殺し、約一千五百名を檢舉するに至り共產黨側は大打撃を蒙り、殘黨は延吉縣依蘭溝與地王閣溝、延吉縣石人溝、汪清縣嘎呀河、琿春縣荒溝、琿春縣標筒子等交通不便で討伐に困難なる山岳森林地帯に集結して官憲の目を逃れんとした。

而して此の山間に集結した共匪は一定の地域に落着くに及んで其處に共匪地域を構成し、漸次ソウエート式の統治組織を作らんするに至り、昭和七年十一月二日先づ王閣溝のソウエートが樹立され、次いで昭和八年一月頃に至る迄の間に、小汪清、嘎呀河荒溝、煙筒標子、石人溝等に順次ソウエートが作られ、共匪分子が少數で、地域狭少の地にはソウエートに代へて革命委員會を組織し、ソウエート樹立の機運の成熟を待つことにした。

昭和八年夏に於ては此のソウエート及び革命委員會の支配下にある民衆は約四千八百に達し、其の有する武装部隊の人員は八百余に達したと言ふ。

中國共產黨東滿特委が、昭和八年一月二十五日付で發表した「蘇維埃建設工作大綱」なるものに依ればソウエートの樹立

を決定するに付て次の三條件を必要なりきしてゐる。

- 一、反日反帝運動と土地革命運動とが廣大なる民衆を基礎として發展せること
- 二、相當の武装力量を有すること
- 三、地勢が防守に適してゐること

併し實際に於ては前述の如く間島のソウエートは決して反日反帝運動と土地革命運動が廣汎に發展せるがためではなくて討伐と彈壓とにより山間に逃亡するを余儀なくせられ、自然一定の狭少なる地域に集結するに及んで樹立されたものである。

ソウエートを樹立する手續に付ては右の「蘇維埃建設工作大綱」は次の如く書いてゐる。

「一區域内に於ける蘇維埃組織條件成熟せるときは共產黨、共產青年團並に黨外大衆團體の代表者を以て革命委員會を組織し、群集大會を召集して、蘇維埃建設工作を討議し、中華ソウエート共和國の憲法要領其他の法令を公布し、帝國主義、滿洲國、國民黨に反對する宣傳を行ひ同時に地主、資産階級に反對する革命政綱を掲げ、中、日、韓一切の地主階級及び走狗の土地財産を沒收し、雇農、貧農、中農及び遊撃隊兵士に分配し、高利貸債務を棒引し、苛捐雜税を取消し、八時間労働制及び最低標準労働賃銀を宣布し、民衆武装を擴大し、遊撃隊を擴大し、民警隊（歩哨隊、偵察隊）を組織し、偵察警戒を嚴にし、出入通行證の發給、出入者の検査を行ひ、又民衆法廷を組織し、或は群集大會を開催して走狗反革命分子を審判清算すると共に蘇維埃組織章程を公布し、蘇維埃選舉を準備するを要す。」

即ち先づ黨及び黨指導下の附屬團體の代表者を以て革命委員會を組織し、之によりて各種のソウエート建設準備工作を行ひ地主反革命分子の土地財産の沒收、高利貸債務の棒引、反革命分子の清算、民衆の武装、遊撃隊の擴大等を行ひ、次いでソウエートの選舉を行つてソウエートを樹立すべきことを指令してゐるのである。

然し乍ら實際に於ては、相當共產黨の勢力が鞏固なる地域では直ちにソウエートを作り、ソウエートへ進む過渡的形態としての革命委員會がソウエートに進んだ例はないのである。

### 二 ソウエート及び革命委員會時代の概況

以下に於て人民革命政府組織前の状況を簡単に記述する。人民革命政府樹立前に在つては赤色區域を支配せるは各級（區

域、地方、村)ソウエート及び革命委員會であつた。  
 最下級ソウエートは村ソウエートで、村ソウエートに於ては群集大會より三人の委員を選出して之を書記、經濟部委員、民警部委員に任じ、村ソウエートの常務を行はしめる。地方ソウエートも村ソウエート同様群集大會に於て委員を選出するのであるが、地方ソウエートには書記の他、經濟部、民警部、教養部、食糧部、中國人部の委員が選出された。  
 區ソウエートは、區の工農兵代表會議より選出するもので富農以外の十六歳以上の男女は、工農兵代表會議への選舉及び被選舉權を與へられ、農民よりは村を單位として、三十人に一人の割合で代表を選出し、遊撃隊兵士は、小隊を單位として十五人に一人、勞働者(農業勞働者、苦力、手工業者を含む)よりは企業を單位として五人に一人の割合で代表が選出された。

區の工農兵代表會議は、九人或は十一人の執行委員を選び、之より五人、或は七人の常務執行委員を選ぶ。常務執行委員七名なるときは、之を主席、總務、經濟部長、教養部長、民警部長、食糧部長、中國人部長に任命した。  
 總務は文書布告の收發、會計事務、通信事務を掌り、民警部長は民警隊長を兼ねて、警備事務、戸口調査、民衆の武裝訓練を行ひ、遊撃隊、赤衛隊との協同行動を行ひ、經濟部長は、合作社(公利社)を管理し、手工場の組織、家畜の飼育、農具の配給其他農耕に關する事務を司り、食糧部長は、食料の收穫保管及び種子食料の配分、食糧税の徵收、教養部長は、兒童の教育及び文盲退治、其他の文化活動を指導し、中國人部長は對支那人大衆の事務を司つた。

尙區ソウエートには、全區より選出せる五人の代表によりて民衆法廷を構成し、黨、團其他各團體代表及び一般大衆を參加せしめて裁判を行つてゐた。  
 ソウエートを組織するに充分なる條件を有せず所屬の群集も比較的僅少なる處では、ソウエートを樹立せず過渡的形態としての革命委員會を置いた。革命委員會は多くの場合、委員長、肅反動委員、食糧部委員、土地部委員より構成されてゐた。  
 昭和八年八月前後に於て間島地方に存在してゐたソウエート及び革命委員會の所在、所屬民衆等を表にして見るに次の如くである。

名稱 所在 所屬ソウエート 所屬群集

王剛溝 ソウエート	延吉縣依蘭溝奧地、王剛溝を中心とする一帯の山谷部落	地方ソウエート 村ソウエート	九 二二〇〇
小汪溝 ソウエート	汪清縣小汪溝より嘎呀河、泗水坪、永昌洞に亘る一帯	地方ソウエート 村ソウエート	二 八〇〇
石人溝 ソウエート	延吉縣石人溝を中心とする山谷地帯	地方ソウエート 村ソウエート	一 三〇〇
荒溝 ソウエート	琿春縣荒溝一帯	地方ソウエート 村ソウエート	一 三〇〇
煙筒嶺子 ソウエート	琿春縣煙筒嶺子、ソ滿國境一帯	地方ソウエート 村ソウエート	五 一八〇〇
漁郎村	革命委員會 和龍縣		三〇 昭八、四
牛復洞	革命委員會 和龍縣		三〇 昭八、四
三道歲	革命委員會 延吉縣		一〇〇 昭七、一一
花蓮里	革命委員會 延吉縣		七〇 昭七、一一
葦子溝	革命委員會 延吉縣銅佛寺北方		八〇 昭八、二
南陽村	革命委員會 延吉縣依蘭溝		五〇 昭八、二

三 人民革命政府の樹立と其の根本政策

滿洲國に於ける中國共產黨の狀況



昭和八年末に至り中國共產黨は以上の如きソウエート及び革命委員會を解消して之に代へて人民革命政府なるものを樹立し、ソウエート區域をも赤色區域と改稱するに至つた。併し人民革命政府と改稱せる後に於ても實質に於て、之が中國共產黨の指導下に立つ政權たること、滿洲の共產化を目的とせしめることはソウエート時代と同様であり又赤色區域内の施政狀況に於てもソウエート時代と大差ないのである。

中國共產黨がソウエート及び革命委員會を解消して人民革命政府を設置したのは、滿洲の客觀情勢が未だ直ちにソウエート政權を樹立して、當面の目標として之に向つて突進するには充分成熟してゐないを判断したる事及び昭和八年一月二十六日付の中國共產黨中央の指令に従ひ民族革命戦争に廣汎なる大衆を動員し、全反日反滿運動を共產黨の指導下に統一して闘争するのを滿洲に於ける中國共產黨の第一の任務とするに至り、ソウエートを撤去して人民革命政府と稱する事が其の第一任務遂行上都合が良くなつた爲である。

次に掲げる「臨時東北人民革命政府政綱草案」は人民革命政府の組織法と看做すべきものなるが、之を見ても日本及び其の他の一切の帝國主義勢力の驅逐、滿洲國の打倒、東北失地の回復、支那民族の獨立解放の達成を其の任務として掲げて居り中國共產黨との關係に付ては其の第十一條に於て「中國ソウエート中國共產黨の指導と援助を受け完全支那民族の獨立解放と中國領土の回收に成功せんがため云々」と言つてゐるに止るのである。

經濟政策に關しても日本其他一切の帝國主義の企業財産及び賣國的分子の財産の沒收を宣言せる他は資本家打倒、地主富農の土地沒收を言はず單に八時間労働制、最低賃銀制度の採用、失業者及び災民難民の救済労働保護に關する規定の制定、小作人に有利なる二人分權制、土地承租法の施行を聲明せるに止るのである。

而して人民革命政府は民衆より選出せられたる代表により組織構成さるるの建前を持するこゝソウエート同様であるが、「賣國的民族叛徒」「帝國主義の走狗」「一切の反革命分子」を除く者は凡て十六歳以上たることを條件として選舉權被選舉權を與へられソウエートの如く、労働者、農民、兵士の政權なりとせず「選舉による民衆政權」なりと稱してゐる。

南支に於けるソウエート區域も區域内で私營企業を認め、富農にも土地所有を認め、之を無産階級獨裁と言はずして、労働者、農民の革命的民主主義獨裁と言つてゐるが、此の東北人民革命政府は此の労働者農民の革命的民主主義獨裁よりも、發展程度の低い形態であり「民主主義的民族革命政權」でも稱すべきものであらう。

### 臨時東北人民革命政府政綱草案

第一條 東北人民革命政府ハ東北地方ニ於ケル廣大ナル民衆ノ日本ニ反對シ帝國主義ニ反對シ滿洲國ニ反對スル政府ナルヲ以テ其ノ根本的任務ハ即チ日本及一切ノ帝國主義ノ勢力ヲ東北地方ヨリ驅逐シ又日本ノ走狗タル滿洲國ヲ打倒シ其ノ失地ヲ回復シ亡國奴隸ノ境地ヲ脱シテ全中國領土ノ完成ト中國民族ノ獨立解放トヲ達成スルモノトス

此等ノ任務ヲ貫徹セムカ爲一切ノ反日民衆特ニ最モ徹底セル反日反帝反滿ノ多數勞働勞農民衆ヲ人民革命政府ノ主義下ニ團結セシメテ彼等ヲ革命ノ徹底的勝利ト進歩的發展トニ領導セントス

第二條 東北人民革命政府ハ其ノ失地ヲ回復シ全中國ノ領土完整ト中國民族ノ獨立解放ヲ達成スルヲ以テ目的トナスカ故ニ東北四省ハ中國領土ヨリ分離スヘカラサル一部分タルコトヲ宣布シ滿洲國ハ日本ノ走狗機關タルヲ宣シ、東北ヲ賣リタル北支停戰協定ノ無効ヲ聲明シ、國際聯盟及リットン調査團ノ東北問題ニ關スル主張ニ反對シ、滿洲國賣國政府及南京、北平ノ賣國政府カ過去現在並ニ將來ニ於テ締結シ又締結スヘキ一切ノ賣國的條約カ完全ニ無効タルコトヲ宣言シ、東北地方ニ於ケル日本及一切ノ帝國主義ノ政治上、經濟上ノアラユル特權並ニ不平等條約ヲ否認シ、賣國政府ニ走狗滿洲國ノ一切ノ外債ヲ否認シ、東北地方ニ於ケル日本帝國主義ノ租借地及租界地ヲ無條件ニテ回收シ、人民革命政府統治區域内ニ於テハ日本及一切ノ帝國主義國家ノ陸海軍駐屯ヲ許サス又東北ニ於ケル日本ノ銀行鑛山鐵道等ノ企業及財産及其他一切ノ帝國主義ノ企業財産ヲ沒收シ、爾今人民革命政府ニ於テ爲スヘキ諸外國トノ經濟的諸條約乃至之ニヨリ繼續セラルヘキ諸産業モ總テ人民革命政府ノ指令ニ服從セシムヘキモノトス

第三條 人民革命政府ハ失地ヲ回復シ、中國領土ノ保全並ニ中國民族ノ獨立解放ヲ成就スル爲東北ニ於ケル反帝反滿ノ民衆ト抗日反滿ノ武裝隊ヲ領導シ、多數ノ武裝隊ヲ組織シテ民族革命戦争ニ擴大スルト同時ニ、民族革命戦争ニ參加スルヲ以テ反日反滿反帝民衆ノ本來ノ責任タルコトヲ宣布シ、或ハ民族革命ノ徹底的勝利ヲ戰ヒ取ル爲ニアラユル賣國的民衆ノ財産ヲ沒收シテ戦費ニ充當シ或ハ之ヲ多數ノ勞苦民衆ニ分配スルコト、而シテ人民革命政府ノ存在ト發展トニ對スル障害物タル一切ノ反革命並ニ内外資本家ノ怠業及破壊ノ陰謀等ハ峻嚴ナル手段ヲ以テ鎮壓スヘキコトヲ聲明ス

第四條 東北人民革命政府ハ東北地方ニ於テ廣汎ナル民衆ノ選舉ニヨリ樹立セラレタル政府ナルカ故ニ人民政府統治區域

内ニ於ケルアラユル勞働者、農民、人民革命遊撃戦兵士、革命軍官、一切ノ勤勞大衆、學生、商人並ニ一切ノ反日反帝反滿民衆及其ノ家族ハ男女種族（漢、滿、蒙、回、藏、韃靼族、東北居住ノ朝鮮人、臺灣人）宗教ノ差別ナク皆同様ノ平等權ヲ有シ、一律ニ革命政府ノ公民タリ凡ソ上述ノ公民ニシテ十六歳以上ノ者ハ均シク選舉權及被選舉權ヲ有スルカ故ニ直接代表ヲ選舉シ各級革命政府ニ参加スルコトヲ得、唯賣國的民族叛徒及日滿帝國主義ノ走狗並ニ一切ノ反革命分子ハ選舉被選舉權ナク又政治上ノ自由ナシ人民政府ノ代表選舉方法ハ勞働者ハ工場、製造所、農民及一切ノ反日反帝反滿民衆ハ居住區域ヲ以テ選舉單位トナシ代表ニハ一定ノ任期ヲ附シ選舉者ニ對シテハ定期的ニ工作報告ヲ爲サシメ選舉人ハ何時ニテモ召還シ更ニ新選舉ヲ爲シ得ヘシ

第五條 廣大ナル民衆ノ生活ヲ改善スル爲張作霖等ノ軍閥時代並ニ走狗滿洲國時代ノ一切ノ苛稅雜稅ニ對シテ全部取消シヲ宜シ統一累進稅ヲ徵取ス

第六條 人民革命政府ハ勞働者、農民一切ノ勤勞大衆並ニ反日反帝反滿革命民衆ノ言論、出版、集會、結社、讀書及罷工ノ自由ヲ保證スルト同時ニ勞農一切ノ勤勞大衆カ上記ノ諸自由ヲ獲得スル爲アラユル障害ヲ除去ス

第七條 人民革命政府ハ勞働者及小作人大衆ノ生活ヲ改善スル爲八時間制ヲ布告シ最低ノ賃銀標準ヲ規定シ政府ヨリ失業者ニ救濟金ヲ與ヘ災民避難民ヲ救濟シ又ハ勞働者ヲ保護スル各種ノ方法ヲ制定ス

第八條 人民革命政府ハ廣汎ナル農民ノ生活ヲ改善スル爲ニ八分租制ヲ宣明シ又ハ土地承租法ヲ制定ス

第九條 人民革命政府ハ婦女解放ヲ徹底セシムル爲男女平等、婚姻自由又ハ政治文化上ノ男女平等ヲ承認シ、各種ノ婦女保護方法ヲ實行ス

第十條 人民革命政府ハ少数民族ノ完全ナル自決權ヲ承認ス、凡ソ東北ニ於ケル少数民族（蒙古人、鮮人、韃靼人等）ハ日本及一切ノ帝國主義ノ勢力ヲ東北ヨリ驅逐シ完全ナル自決權ヲ實行シ、或ハ獨立的自治區ヲ建設シ、或ハ人民革命政府組織ノ一部分ヲ構成スル事ヲ得ルモノトス

人民革命政府ハ少数民族援助ニ積極的努力ヲ盡シ以テ帝國主義統治ノ離脱乃至完全ナル解放ヲ獲得セシムルト共ニ彼等ノ本來ノ文化發展ヲ援助ス

第十一條 人民革命政府ハ關内ニ於ケルアラユル賣國的個人又ハ集團或ハ國家ニ對シ人民政府ノ仇敵タルコトヲ聲明シ反

帝國主義中國ソウエート、中國共産黨ノ領導ト幫助トヲ接受シテ完全ニ中國民族ノ獨立解放ト國家領土ノ回收ニ成功センカ爲對日宣戰ニ當リ對日戰爭ノ共同作戰協定ヲ締結セントス

第十二條 人民革命政府ハ日本ニ對スル一切ノ敵ト聯合セントス人民革命政府ハ高麗、臺灣、内蒙古並ニ日本ノ委任統治諸島内ニ於ケル一切ノ被壓迫民族ト一切ノ反日反帝主義者ト日本國內ニ於ケル廣大ナル勞働大衆及ソウエート勞働大衆トハ聯合スヘキモノトス若シ日本ヲ幫助スルカ或ハ間接ニ中國ヲ侵略スル他ノ國家ハ等シク本政府ノ敵ト認ム

第十三條 人民革命政府ハ本政府ノ統治區域内居住中侵略ニ從事セサル勞働者タルモノハ完全ニ人民革命政權下ニ在ル公民ト看做ス

一九三四年六月十日

四 人民革命政府の施政狀況

人民革命政府の支配下に立つ赤色區域は現在では七ヶ所に存在してゐる。

イ 東滿特委の所在する汪清縣西大坡を中心とし、汪清、琿春兩縣に亘り、汪清、琿春兩縣を包括連絡するもの。

ロ 延吉縣委の存在する延吉縣北洞を中心として三道崴、王隅溝を連絡するもの。

ハ 和龍縣委の存在する和龍縣地方を中心とする和龍安圖兩縣境のもの。

ニ 汪清縣委第四區委の根據地、三道河子を中心とする汪清縣羅子溝方面のもの。

ホ 汪清縣委第五區委の所在八人溝を中心とするもの。

ヘ 琿春縣蘇滿國境地帯、琿春縣、煙區、板區、河北各區委の所在地を連絡するもの。

ト 和龍縣委、安圖區委の根據地とする安圖縣大盤缸を中心とするもの。

以上七ヶ所の赤色區域に於ける人民革命政府の施政狀況は政府の組織を變更したゞけてソウエート區域時代のものミ殆んど異なる處がない。實際に於ては、東滿特委を中心とする一部幹部の專制政治下に在るのである。而して幹部は人民革命政府及び黨の内情の暴露するのを恐れて、幹部の氏名には凡て暗號を用ひ、秘密漏洩者に對しては死刑を以て臨んでゐる。

赤色區域内の警備狀況、徵稅狀況、學校病院等の施設狀況は次の如くである。

イ 警備 人民革命軍及び青年反日義勇隊は主として赤色區域外に進出して活動し、赤色區域内の警備には反日自衛隊及



び反日會が當る。反日自衛隊は主として黨、政府機關の警備を行ひ反日會員は爆彈を携帯して赤色區域の境界線に歩哨に立ち、討伐に際しては爆彈を投じて炸裂せしめて之を合圖として非常動員を行ふ。赤色區域内に居住する者には通常通行證を與へ之によりて異分子の潜入を防ぎ、歩哨が通行證を有せざる者の侵入を發見せる時は直ちに逮捕してゐる。

○ 裁判及び監獄 裁判は民衆裁判制度にして犯則者ある時は民衆大會を開きて裁判するのを原則とするが、多くの場合政府の幹部で判決内容を決議して、民衆大會には判決を報告するに過ぎない。一般民衆は、裁判に不服でも、反革命分子を看做さるゝのを恐れて無條件で服従してゐる。

刑として銃殺は最近比較的行はぬ様になつたが、反革命分子、機密漏洩、風紀紊亂等に就ては容赦なく銃殺を行つてゐる。監獄は山間の獨立家屋、或は土窟を用ひ、例へば、王陽溝、古城子地方に在つては、約四十名を收容し得る土窟二箇を監獄としてゐる。重罪者を除いては一般に獄内で起居を自由にし、「審問」を稱して轉向を促してゐる。拉致せる人質は之を優遇し、共產黨員をして之に對して共產主義の宣傳を行はしめてゐる。

ハ 徵稅狀況 臨時東北人民革命政府政綱草案は、單一累進稅制の採用を明言してゐるが、實際に於ては、人民革命政府は一般住民より義務金として、一ヶ月一錢の頭稅を徵し、又政府公用費として毎月二十錢を各戸より徵し農民よりは收穫の一割を納付せしめ伐木業者は、丸太一本に就て一圓乃至六十錢を徵せられてゐる。

ニ 教育 多くの赤色區域に於ては學校の設備も充分でなく、黨員の住宅にて、兒童、婦女子に文盲撲滅運動の名目で諺文教授を爲し且つ共產主義の初歩を注入し革命歌を教ふる程度である。又少年に對しては軍事教練をなし、婦女子にはミシン裁縫の教授を行ひ、宣傳文、ポスター作成技術をも教へてゐる。

ホ 病院 簡單なる病舎を造り、漢法醫を置いて主として草根木皮で治療する。時に醫師を招聘し、或は拉致して來ることもある。病院には主として革命軍其他武隊の傷病者を收容し、一般住民の患者に對しては、高價なる治療費、藥代を徵收してゐる故、一般住民は殆んどその恩恵に浴してゐない。

ヘ 共益社又は公利社、共利社 人民政府管理の消費組合で、地下足袋、布、食鹽、洋紙、鉛筆等日用品必需品を原價より一割高で販賣する。

ト 共營農場 赤色區域内の非武裝農民をして組織せしめ、武裝隊の掩護下に農耕に従事するものである。

### 三 共產系諸部隊

(東北人民革命軍、反日自衛隊、青年反日義勇軍、共產系共匪部隊)

東北人民革命軍其他共匪部隊は總て滿洲省委軍事委員部に指導されるもので、東北人民革命軍第一軍第一獨立師及び其の聯合部隊たる東北抗日聯合總指揮部は磐石中心縣委軍事委員部の指導を、東北人民革命軍第二軍第一獨立師及び第二獨立師は東滿特委軍事委員部の指導を受け、吉東局軍事委員部は東滿特委軍事委員部及び抗日軍聯合辦事處加入の共匪を指導し珠河中心縣委及び湯原中心縣委の軍事委員部も夫々其の指導下の抗日反滿部隊を指導してゐる。

人民革命軍は純然たる共產系部隊であるが、其他の聯合してゐる抗日反滿部隊内にも現在では相當入り込み黨員中の有力分子が政治委員、參謀となつて其の部隊を動かしてゐるものが多い。

#### 一 東北人民革命軍の状況

イ 東北人民革命軍の成立 昭和八年一月中國共產黨滿洲省委が中共中央より廣汎なる反日民族革命戰爭を展開せしむべき旨の指令を受けたる後省委は紅軍、赤色遊撃隊を解消して之を人民革命軍に編成せんとし其の準備を進め昭和八年八月一日には省委の名を以て「人民革命軍成立宣言」を發し同年九月には東北人民革命軍第一軍第一獨立師が組織された。即ち昭和八年九月十八日黨磐石中心縣委は同縣委の所在地玻璃河套に趙名思、隨長青、左寶善、文明要等奉吉省境に占據せる匪首を集合せしめて合議し、舊紅軍遊撃隊を基幹として此等匪首を糾合して獨立第一師の組織を決定したのである。其の總指揮には共產黨員たる楊靖宇が任じ副司令には隨長青がなり、其他參謀長、外交總長、軍需部長、副官、政治指導員等の職を置き師の下には團を置き團長の他、政治委員及び參謀を置いた。

當時此の第一軍獨立第一師の兵力は約三百で小銃三百、拳銃六十、輕機關銃二、迫撃砲一を有した。

次いで十月一日には「人民革命軍參加暫行條例」を發して反日滿部隊の合流を圖つた。同條例は抗日を行ふ事、人民革命軍の政綱を遵守する事、黨代表政治委員を最高指導者とする事を承認する事を條件として人民革命軍への参加を勧誘せるもので、兵隊が一體として集團的に加入し獨立の部隊として行動する事を認め、又叛變して人民革命軍に参加せんとする滿洲國軍は特に優待し其の兵變指導者に對しては政治的地位を保障する事を宣言してゐる。

人民革命軍參加暫行條例

- 第一條 須ク堅忍以テ抗日ヲ決行シ本軍ノ政綱ヲ履行シ本軍ノ紀律ヲ遵守シ本軍ノ指導ニ服従スヘシ
- 第二條 共產黨代表政治委員ヲ本年最高指導者ト爲ス制度ヲ承認スヘシ
- 第三條 前述ノ條件ヲ以テ抗日ヲ決行スルモノハ民族國籍ヲ論セス總テ本軍ニ參加スルヲ得ヘシ
- 第四條 武裝隊伍ニシテ一體トシテ本軍ニ參加シ且單獨編成ヲ願フ者ハ本軍ト接衝ノ上本軍編成法ニ依リ之ヲ行フヲ得ヘシ
- 第五條 其人數一排ニ充タサル者ハ軍司令部ニ於テ酌量ノ上之ヲ編成ス
- 第六條 該武裝隊伍ニシテ單獨活動ヲ願フ者ハ本年ハ本軍編成法ニ依リ之ヲ編成シ政治委員ヲ派シ領導セシムヘシ
- 第七條 本軍ニ參加セル武裝隊伍ノ服裝ハ該團體從來使用セルモノ又ハ本軍配給物ヲ以テスルカハ任意トス
- 第八條 該隊伍ニシテ司令部ノ支配ヲ願フ者ノ待遇ハ本年一、二、三團ニ對シ司令部ノ給スル反日費醫藥費額ヲ按シ之ト同額又ハ近似額ヲ支給スルノ他經濟彈藥問題總テ自治トス
- 第九條 凡ソ本軍ニ參加セル武裝隊伍ニシテ鹵獲戰利品ハ單獨活動ヲ除クノ他總テ司令部ノ支配ニ依ルモノトス
- 第十條 武裝隊伍ニシテ軍器私有權保持ヲ願ヒ且之カ彈藥ヲ司令部ヨリ仰ク者ノ戰利品ハ司令部ニ歸屬ス
- 第十一條 本武裝隊員ニシテ本軍ノ爲ニ銃器彈藥ヲ輸送ヲ願フ者アラハ本軍ハ情狀ヲ酌量シ之ニ俸給又ハ旅費ヲ支給スヘシ
- 第十二條 個人ニシテ武器ヲ携行シ本軍ニ參加ヲ願フ者ハ情狀ヲ酌量シ本軍ニ編入スヘシ
- 第十三條 個人ニシテ本軍ニ銃器其他軍需品ヲ贈與スルモノハ本軍ハ人民革命報上ニ於テ一般抗日民衆ニ對シテ廣告シ且情狀酌量ノ上經濟上ノ幫助ヲ與フヘシ
- 第十四條 滿洲國將兵謀叛投降ニヨリ本軍ニ來ル者ハ條例其他ニ依リ特別待遇ス其謀叛指導者ニ對シテハ特ニ政治的地位ヲ與ヘ優遇スヘシ
- 第十五條 日本帝國主義及滿洲國ノ爲ニ走狗トナル者又ハ佞奸ナル地主資產階級ニシテ自發的ニ軍器彈藥兵糧ヲ本軍ニ給スル者ハ共ニ敵人タル日本帝國主義、滿洲國ニ反對ノ立場上總テ之ヲ保護スヘシ

間島に於ては昭和九年二月十六日に至り黨東滿特委は延吉縣三道崴能之營山にて黨幹部、紅軍遊擊隊政治委員及び東滿地方に活動する抗日反滿兵匪首領十五名を召集し、黨東滿特委軍事部責任王德來及び反日全組織部責任李相默の指導の下に反日共同戦線結成に關して討議し、紅軍、反日工農義勇隊及び各兵匪を糾合して東北人民革命軍第二軍第一獨立師を組織する事を決定した。同師は師長の他政治指導員、參謀處長、經理處長を置き三團より成り、第一團は王道崴、汪陽溝地方に、第二團は汪清、琿春縣境地方に、第三團は和龍縣漁郎村地方を根據地として活動した。

更に昭和九年五月三十日には李相默の指導下に人民革命軍第二軍第二獨立師を組織し、第一獨立師は延吉和龍兩縣を、第二獨立師は汪清、琿春兩縣を活動範圍とする事になった。此の人民革命軍が政治委員、或は政治指導員を通じて東滿特委軍事委員部、磐石中心縣委、軍事委員部の指導下に立つものたる事は言ふ迄もなく、其の編成は所謂三三式編制を取り一師は三團、一團は三連、一連は三排、一排は三班より成り一班は大體五人である。従つて一師は四百人餘より成る。而して遊擊に當つては大抵團を單位として行動し、團には政治委員を置き時に參謀を附してゐる。

東北人民革命軍の兵力、武器

東北人民革命軍は其の附屬的武裝團體たる赤色自衛隊、青年反日義勇軍並に共に戦線に立つ抗日反滿部隊を合せる時は相當の勢力を持つのであるが基幹部隊たる人民革命軍丈けては極めて微弱なるものである。

東滿の人民革命軍第一軍の兵力は昭和九年九月頃の調査に依れば獨立第一師及び獨立第二師を合せて約三百十名で反日自衛隊は約二百名、反日青年義勇軍は約百であり、磐石の第一軍第一獨立師は組織當時は約三百であつたが昭和九年夏には五百餘に達してゐる言ふ。

此等の中心勢力は東滿に於ても磐石に於ても朝鮮人である。例へば昭和九年の初東滿に於て人民革命軍三六五人中三二〇人は鮮人であり、反日自衛隊二二〇人中一八〇人は鮮人であつた言ふ。

磐石に於ては人民革命軍中に於ける鮮人の比率は間島に比して遙かに少であるが、參謀長、參謀、政治指導員、政治委員等黨關係の者の任命さるゝ指導的地位は凡て鮮人に占められてゐるのである。

人民革命軍への兵力補充は主として反日自衛隊或は反日青年義勇軍等赤色武裝組織より行ひ、抗日反滿兵匪を大量的に編入する場合は實際に於て非常に少く抗日兵匪部隊を人民革命軍に部隊として改編する時に於ても多くの場合之を直ちに人民



革命軍の本部隊に編入せずして一定の期間遊撃支隊として行動せしむる事を例とする。即ち反日會員、青年反日會員より尖鋭分子を選抜編入する所の反日自衛隊、青年反日義勇軍より人民革命軍兵士を採用する事を原則として以て人民革命軍の革命的純粋性を保持せん事を期してゐるのである。

武器は兵匪、滿洲國軍隊の叛變せるものより入手し或は人質によりて武器を提供せしめ、又掠奪に依りて多數入手してゐる。而して拳銃、彈藥等の中には粗悪なものではあるが赤色區域内の兵器廠にて製造したものも存在する。更に此處に見逃すべからざる事は赤色區域討伐に當り滿洲國軍隊警察が共匪に奪取された武器が滿洲事變以後昭和九年夏に至る迄に小銃二七八五挺、洋砲二一九挺、迫撃砲六門、重機關銃四挺、輕機關銃二挺に達し、彈藥の如きは非常に多量に達してゐる。こゝで、昭和九年五月關東廳に於ての調査によれば人民革命軍及び反日自衛隊の所持する武器の數量は次の如くである。

人民革命軍

- 小銃 三七〇挺(延吉九〇、和龍八〇、汪清一〇〇、琿春一〇〇)
- 小銃實包 三七、〇〇〇發
- 拳銃 三五挺(延吉五、和龍一〇、汪清一〇、琿春一〇)
- 拳銃實包 一、七五〇發
- 爆彈 六九〇個(延吉二〇〇、和龍一五〇、汪清一六〇、琿春一八〇)
- 反日自衛隊
- 拳銃 二二挺(延吉四、和龍三、汪清五、琿春一〇)
- 拳銃實包 四四〇發
- 洋砲 一四〇挺(延吉三〇、和龍三〇、汪清四〇、琿春四〇)
- 爆彈 一〇〇個(延吉二〇、和龍二〇、汪清三〇、琿春三〇)

磐石方面の人民革命軍の有する武器は昭和八年九月紅軍第三十二軍を人民革命軍に改編せる當時は小銃三〇〇、拳銃六〇、輕機關銃二、迫撃砲一であつたが、前期の如く其の後磐石の共匪討伐に向つた滿洲國軍警は小銃二、七八五、迫撃砲六、重機關銃四、輕機關銃三三三云ふ多量の武器を人民革命軍及び之に聯合する抗日軍聯合指揮部の指導下に立つ抗日反滿兵匪に奪取

せられ、爲に現在磐石の共匪の武装は著しく充實せるものを見なければならぬのである。

人民革命軍は茶褐色の制服正帽を用ひ巻脚絆、ゴム底足袋を用ひ背囊を負ひ三角形の赤布に黄色五稜星を記し所屬の隊名隊號を付したる腕章を著してゐる。尙人民革命軍と共同戦線に立つ抗日反滿共匪部隊も人民革命軍と類似した制服を用ひるが其の腕章には黄色星を付けず之れて人民革命軍と區別してゐる。

ハ 東北人民革命軍の活動状況

昭和八年十月二十日付で中國共產黨滿洲省委の發表した「東北人民革命軍闘争綱領」は人民革命軍の活動目標、活動方針を規定せるもので其の要旨を抜萃すれば次の如くである。

- 一、民族革命を擴大し以つて失地回復、中國民族の獨立を達成し選舉による人民政府を建設す。
- 二、人民革命軍はソ聯と提携し中國蘇維埃政府及び中國共產黨を擁護し、日本帝國主義の侵略に抵抗し其の支配力を驅逐し滿洲國を打倒し南京政府、國民黨及び白系露人に攻撃を加ふ。
- 三、滿洲國警察軍隊を攪亂し之を人民革命軍に吸収する。
- 四、抗日反滿の資金を得る爲に滿蒙人の財産を沒收し、銀行、商店、質屋、倉庫を襲撃する。
- 五、某方面よりする武器、彈藥の補充及び小集團の武装解除によりて充分に革命軍の武装充實を圖り得ざるが故に、滿鮮自衛機關、警察及び軍隊の武装解除を行ふに努め主として敵の彈藥庫及び輜重車等を求めて襲撃する。
- 六、地方鄉村に鄉村委員會を設置し行政事務を管理せしめ、將來に於ける人民政府の母體機關として人民革命軍と農民との間を調停し革命軍の宿營徵發を容易ならしめる。
- 七、民衆を組織して抗日反滿團體を作り之を抗日同盟組織に迄擴充し之を左の如き要領にて指導す。

- (イ) 歸順、賣國行爲を許さず徹底的に抗争せしむ。
- (ロ) 反日團體を相互に擁護せしめる。
- (ハ) 民衆を武装せしめ革命軍は之を援助する。
- (ニ) 中韓蒙の民衆を緊密に連繫せしめ共同して民族革命の反對者たる王公、喇嘛、國民黨、協和會、正義團、在家裡、朝鮮民會に反抗せしむる。

(ホ) 日滿要人を暗殺し軍事施設を破壊するに共に日滿の法令施行に反対する。之を見れば人民革命軍は戦闘方法として滿洲國軍隊の擾亂、其の叛變の煽動激發、軍資金を得る目的での銀行、商店、質屋、倉庫の襲撃、日滿要人の暗殺、軍事施設の破壊、彈藥庫、輜重の襲撃を擧げて居り、純然たるバルチザンの戦闘方法を取らんとして居る事が明である。又實際に於て人民革命軍は常に少部隊で行動し、武器、食糧、金錢の掠奪、日滿軍警其他彼等の反革命分子を目する者の暗殺、人質の拉致、放火等を行つて居る。

昭和九年の一月乃至五月中に於ける間島の共匪による被害及び出沒状況を以て示せば次の如くである。

昭和九年	共匪出沒回数	出沒延人員	殺	害	害	拉	致	掠	奪	放	火
一月	七九回	一、七六一名	三名	二名	二名	二名	五〇件	五五件	三件		
二月	七五回	一、六四九名	六名	三名	二名	二名	五〇件	五五件	三件		
三月	八一回	一、八一九名	二名	四名	三名	三名	五七件	四三件	四件		
四月	七六回	二、二五八名	七名	二名	七名	七名	四三件	四三件	四件		
五月	六六回	一、四五八名	二名	一名	四八名	四八名	四〇件	四〇件	三件		
合計	三七七回	八、九四五名	三〇名	二二名	一八四名	二四五件	二四五件	二四五件	一一件		

而して討伐に對しては赤色區域外に派する密偵によりて巧みに討伐部隊の行動を事前に偵知し、大部隊の討伐の時は分散して山間、密林中に逃亡し或は良民を装つて逃れ、討伐隊小部隊の時は赤色區域内に誘導して之を包圍殲滅せしめる。共匪部隊は地理に精通せる事、輕装にして行動敏活なる事、區域内の民衆を利用して迅速に情報を得る事、共匪占據の地形が山岳森林地帯なる事等により巧にバルチザン戦法を用ふるのであつた。

二 反日自衛隊及び反日青年義勇軍

此等は何れも人民革命軍の指導下に立ち其の補助部隊たるものである。

反日自衛隊はソウエト時代の赤衛隊の後進とも見るべきもので赤色地域の農民を以て編成せられ隊員約二百で、拳銃擲弾を主たる武器として居り人民革命軍の指導下に人民革命政府の諸機關の警備、赤色地域の警備、警戒に當る。之は東滿に於てのみ確然たる存在を有して居る。磐石方面にも類似のものが存在して居るに傳へられて居るが明白でない。

反日青年義勇軍はソウエト時代に共產青年團員中より組織してゐた少年先鋒隊を改組したもので延吉、和龍兩縣下に其の第一總隊を、汪清、琿春兩縣下に其の第二總隊を置いて居る。反日青年義勇軍は赤色區域内の青年尖銳分子として反革命分子の清算、赤色地域内居住民衆の行動取締、非武装員の保護を行ひ又人民革命軍の補助部隊として傳令、通信、偵察、牒報等に從事する。

磐石方面では反日青年義勇軍の存在は明確でないが、東北人民革命軍第一軍第一獨立師に附屬して少年營があり之は武装

共產青年團員中の精銳を選抜して組織したものである。

三 共產系抗日反滿兵匪の状況

イ 磐石東北抗日反滿聯合總指揮部

之は前述の通り昭和九年一月十八日磐石人民革命軍第一軍第一獨立師の指導下に成立せるもので次の三ヶ條を兵匪部隊の加盟條件として居る。

- 一、絶対に歸順せず徹底的に抗日す。若し敵と結んで叛變するものあるときは、總指揮部の命令によりて該部隊の武装を解除し軍法を以て處断する。
- 二、各隊伍は遊撃區内に於ける反日群衆及び反日工作員に便宜を與へ之を保護する。
- 三、反日群衆の武装及び反日闘争を援助する。

抗日反滿聯合總指揮部は組織後日本軍の分散配置の撤收に乗じて活動を激化し、他の兵匪乃至民族主義者の部隊に對しても工作を行つて勢力擴大を圖り、五月十四日には磐石附近に匪首三十人を集めて會議し抗日統一戦線擴大の方策を決した。而して梁端鳳の率ふる國民政府朝鮮革命軍を總指揮部に参加せしめ其の勢力を東遼道一帶に延ばした。

東北抗日反滿聯合指揮部の活動區域は磐石、樺甸、輝南、海龍、濛江、臨江、通化及び金川、柳河の各一部に及び總數三二八〇名(内人民革命軍七二〇名)に達する。

總司令には楊靖宇(第一獨立師總司令)が任じ人民革命軍の他は支隊に分ち、老常青、四海、關軍、朱司令、双勝、保周東邊好、趙參謀長等の匪首が支隊長である。

ロ 間島方面の兵匪利用状況

滿洲國に於ける中國共產黨の状況



間島では滿洲事變直後より共産黨は抗日兵匪の利用を考へ中韓反日兵士委員會、中韓遊撃隊、兵民革命委員會等を組織したが、兵匪部隊内にて匪首の排撃及び下からの共同戦線工作を餘りに露骨に行ひたるに、滿人地主に對して迫害を加へた爲め、共産黨側の大部分が鮮人にして兵匪が滿人より成つてゐた關係上感情疎隔して兵匪利用政策は失敗に歸した。其の後兵匪が討伐により勢力を失墜するや共匪側に接近せんことを至つたが、吳義成匪の如きは自己の勢力擴大の爲に兵匪を利用せんことを態度を示し兵匪側で却つて極度に共同行動を警戒する有様であつた。

東北人民革命軍組織の際には共匪に近き兵匪部隊は總て人民革命軍内に改編收容し間島では磐石の抗日反滿聯合總指揮部の如き組織は作つてゐない。

ハ 抗日軍聯合辦事處

之は昭和八年寧安、東寧方面の陳東山、吳義成、平南洋等共産系抗日反滿部隊を以て綏寧遊撃隊を作つてゐたのを擴大したもので、黨吉東局の指導下に立ち吉東局軍事部責任陳明達を總指揮として寧安赤色遊撃隊、饒河赤色遊撃隊、密山赤色遊撃隊の他吳義成、平南洋、紫世榮、九標、其他二十餘の匪首を糾合してゐる。

之等は地理的關係上ソ聯側と相當交渉を有するもの、如く討伐に際してソ領内に逃亡するものあり、又銃器、彈藥の提供を受けるものもあると言ふ。

ニ 東北民衆抗日聯合指揮部

之は黨珠河中心縣委の指導下に在るもので哈爾濱東方の珠河、賓縣、阿城、延壽、五常、方正、羣河等に活動し趙尙志部隊を中心として在滿洲、九江等十餘の匪首を糾合してゐる。

初め孫朝陽の部隊内に參謀其他として黨員が多數入り之を共産化してゐたが孫朝陽は昭和八年戦死した。尙趙尙志は時に東北人民革命軍第二軍第一獨立師珠河遊撃隊の名稱を用ひてゐるが人民革命軍第三軍が成立せるやは疑問である、又一時傳へられた趙尙志戦死は虚報で最近頻りに活動してゐる。

ホ 湯原赤色遊撃隊

黨湯原中心縣委の指導下に松花江流域の三江省湯原依蘭、樺川方面に活動してゐるもので海龍、中原、打一而等の匪首と共同して活動してゐるが勢力は極めて微弱である。

(H・K)

外國事情

滿洲國

北滿に於ける露國レギチミスト派の現状と

キリール皇帝の檄等



次に掲げるのは在佛國巴里在住露國貴族キリール大公を首領とするレギチミスト(正統派)滿洲代表の報告文であるが右は北滿に於ける正統派の現状を述べ、露國軍事聯盟全露アマシト黨等の反ソ團體は何れも無力であるとして其の内情を暴露し、ソヴェート政權打倒の爲には日本の支持を受けなく

てはならない旨及びキリール大公の露國皇室の首長としての立太子式の檄、國家解放運動者の布告等を記述して居る。

一 キリール・ウラヂミロウイチ皇帝陛下陛下の在滿洲帝國首席代表より

上申書

滿洲に於けるレギチミスト運動の概況、即ち北滿洲地方に於て陛下の御事業たるレギチミスト運動が如何に行はれつゝあるかを上申す。

一 一般的情勢

現在迄屢々上申せる如く極東に於ける吾レギチミスト運動は最近に至りて、特に其進歩著しく、露人間、特に陛下に對して忠誠なるロシア移民間には帝政復興は近きにありとの希望と憧れが燃え初めつゝあり。

現下極東にある白系露人の運動を概観するに吾黨を除く他團體は、其の活動と政策の不徹底さのため概して其の運動は不成功に陥りつゝあり。

極東に於ける最も有力なる白系露人團體は吾黨を除きて二つあり。即ち「露國軍事同盟」ミ「全露フアツシヨ黨」ミ。各其の黨員ミして三五〇乃至四〇〇名を有す。

露國軍事同盟は軍事専門家のみよりなり居るも、其の政策不徹底のため大衆中に於て成功を見ず。

全露フアツシヨ黨は黨名に冠するに全露を以てし其の首領ミしては、青年ケー・ツ・ロザエフスキーを立て大いに精力的、積極的活動を行ひ居り、機關紙ミしては、ナシ・ブーチ(吾等の道)を有し精神的なる反猶太運動を行ひつゝ、あるも其の行動餘りに精神的なるため其の黨中には壯老年

ヅ・ルイ・チコフ將軍、ムードル・イニン大佐、カナベ・エフ大佐其他の黨員を有しキリール・ウラヂミロウ・イチ皇帝を認むるも、實際に於ては吾等レギチミスト派の運動に反抗し吾黨の崩壊に鋭意從事し居れり。

哥薩克團は其の本來の性質上よりして、常に黨中に黨を立て分立し居り、其の内の大部分は首領セ・ミヨノフの指令に基き動きつゝあり。哥薩克團員はザバイカル及び沿海州地方の事情に精通し國外哥薩克との連絡も密にて一體に團結せば相當の勢力ミなるべきも前記の如き現狀に在りては其の名の著聞し居る割合に實力を有せず。

殘餘の各種團體即ち醫師、教師、無職者、勤務員、看護人、司法官、船員、農夫等の各種組合同盟等は只職業的、慈善的又は相互扶助的性質を有するに過ぎずして、政治的意義を有するものに非ず。

或種の新聞雜誌は上記の如き事實を目して、極東移民は一五〇の各種黨派に分裂し居れりミ稱し居るも、黨派ミして見るべきは只一つの帝政派あるのみにて之を色彩別にすれば露國軍事同盟ミ全露フアツシヨ黨あるのみなり。其の他のものは只單に慈善的(避難民協會、廢兵組合、其他)職業的(各種職業)別或は地方的(農民組合の如き)のものたるに過ぎず、只僅かに特徴を認め得らるゝものは、ロシア移民の破壊行動を行ひつゝある軍事君主同盟ミ首領セ

者を包含するを得ざる狀況に在り。

フアツシヨ黨を形成し居る者は主として青年にして、之等の者の中には暗き過去を有する者即ちロシア移民の瓦解を策する連中の混入し居ることは事實なり。

上記の外有力なる團體ミしては「避難民協會」「軍事君主同盟」「哥薩克團」等ミす。

右の内避難民協會はグイ・コロコリニクを以て會長ミ爲し避難民の衣食住の世話を爲すを以て本領ミす。即ち避難民の爲にバラツク住宅の建設、無料食堂の經營、衣服の給與其他の仕事に任ずるものにて、特に政治的意義を有せざる慈善的團體なりミす。軍事君主同盟はコスミン將軍を首長ミなし會費徵收を目的ミする團體なり。

國有鐵道(拉哈——哈爾濱鐵道、奉天——海龍鐵道)の警備員は全部本同盟に加入する義務あるものミす。コスミン及び其の事務所の費用ミして會費は毎月國幣一元づつ、納入すべき義務を負ふ、此毎月の會費の外に會員からの各種の罰金、控除金、其他の金銭が本部の收入ミなる。

斯くの如く本同盟は單なる功利主義的團體にして何等の思想的政治的性質を帯びざる團體なりミす。

軍事君主同盟に近きものに新レギチミスト黨ミ自稱し居る軍人の團體あり。ケ・ケ・アキン・テイ・エフ・スキー將軍、ヅ・

ミヨノフを戴く哥薩克團ミなす。

二 レギチミスト運動

吾レギチミスト黨の活動に關しては前段冒頭に於ても一寸概説せし處なるも、近年吾運動は北滿各地に於て大なる成功を納め益々其の會員を増し、現在に於ては會員數五、〇〇〇名を突破し他諸團體を遙かに凌駕し居れり。北滿のロシア移民の優良知識階級は殆き我黨に入り、只利己的なる一般移民の幸福に無關心なる移民連中のみ黨外に留り居る如き狀態に在り。本年(一九三四年)九月三日陛下が即位せられたる十週年記念日を卜して其の祝賀會を哈爾濱の一劇場ウエーシ・ミール(全世界)に舉行せしが、當夜集會せしものは七〇〇の座席に滿ちて餘りあり、多數は入場出來ざる盛況を呈したり。これ我帝政運動は今や全移民の聲ミなりつゝある證左にして哈市に於て一大示威運動を行ふを得たり。

舊陸兵も舊海兵も今や公然ミ此種集會に列席し移民の各種團體の代表者、日本居留民代表者、日本官憲の代表者等亦本祝賀會に列席するあり、彼等は終始友好的態度を以て我運動に接するに至りたり。

斯くの如く哈市に於ける吾運動は日増しに盛大に趨き且新會員を増加しつゝあり。

更に南部線の瀋陽、寬城子、又新京(滿洲國々都)奉天



にも吾主席代表出張して我運動の推移を視察せるに、到る處に於て吾レギチミスト運動の成育を擴大を認め又吾運動に對する他方官憲の庇護と協力を見るを得たり。

東支鐵道西部線の各都市、安達、齊々哈爾、布哈多、札蘭屯、海拉爾等處に吾支部存在し、効果的に其の活動を行ひつゝあり。

斯く全滿各地に於て吾等の運動成功しつゝ、あるにも不拘東支鐵道東部線方面のみは例外にて吾運動は同方面に於ては一向に進捗せず幾多の困難に迫害に逢ひつゝ、あるは誠に悲しむべき現象なり。これは二つの原因に基因するものにて、一はソ聯邦側よりの煽動陰謀のため、他は地方的小團體の怨恨より發生せるものなり。

ソ聯邦は自己の有能なるプロヴオカートルを東部線各地に密入國せしめ、彼等は所謂術策を煽動を用ひて移民、其内にも最も多數を容し有力なる我レギチミスト派の解體を策しつゝあり。然も彼等の術策たるや誠に巧妙にて極めて陰微の内に秘かに行ひつゝ、あり其の目的は我等の内に不和を發生せしむるに在り。

吾黨は五千名以上の會員を有せるも之等に對する手段方法等、即ち探偵制度等尙不充分にして、ソウエート・プロヴオカートルの行動を暴露して、其の害毒を未然に防ぐを得ざる状態にあるは誠に遺憾とする所なり。

り。

前記數名と同様醜行を働くものにホルツト將軍の一派あり。彼等は前記逮捕事件を利用して、東部線方面に於ける吾黨の信用の破壊工作を始むるに至り、之等各種の原因が堆積して終に東部線方面に於ては公然レギチミストと自稱する事も不可能となり、又吾黨の各種出版物をも翻讀する事困難なるに至りたり。

以上に記述せる如く吾レギチミスト黨の活動の旺盛なるを共に一方之が破壊工作も漸次熾烈ならんことを、あるを現下の真相なりとす。

三 吾内部の敵

吾等の内部の敵として最初に指を屈せざるべからざるはケ・ケ・アキンティエーフスキーの一派にて、彼はククシン大佐、カナベエフ大佐、ドビニン大佐を介して日本の特務機關とも連絡を有し居れり。

ドビニン大佐は日本特務機關情報部に勤務す、彼等は吾運動に對して反感を持ち常に密告を以て其の本職をなす。

彼等は吾等を誣ひてレギチミストはソ政権に好意を持ち反日思想を懐くロシア青年等と結託しつゝありと云ひ、殊にア・カゼンベクは一九三四年九月二十日發行のムラドロースカヤ・イースクラ紙上(第四十號)に於て「一九三四

本年(一九三四年)八月末ボグラニチナヤ驛滿洲國特別警備隊は、ムーリン炭坑に至りて吾黨員若干名をポリシエウイキーに内通してボクラニチナヤ日本特務機關襲撃の陰謀を企みつゝありとの罪名の下に逮捕せり。此處に注意すべきは此の滿洲國特別警備隊の行動には日本軍部は何等の關係を有せざりし事にて本警備隊は滿洲國人に若干の露人より成立し居れり。

本警備隊が我黨員の逮捕を執行したるは専らポリシエウイキーの根據なき密告に基き行ひたるものにて、他に何等有力の證據なきべき事實なく之は被逮捕者が當日(三月十五日)には哈爾濱市に在留し居たる反証あるを見ても明白なる處なり。

此の逮捕事件の後數次に亘り、之を關連せる逮捕行はれたるも、何時も之により吾黨員がポリシエウイキーに通謀し居れりとの確證を擧ぐるを得ざりき、然れ共斯る逮捕が吾等の社會に暗影を投じたる事は多大なりき。

滿洲特別警備隊中にありて、此の事件に關與せる露人は一九三一年吾等より脱會せるウオシチーロ及シブーフ(本人は何等か吾黨に對して怨恨を持つ)ヴ・ヴ・ルイイチコ將軍の子息ルイイチコ(コスミン將軍の一派の者)等にて、彼等は何故か吾黨に對して私怨を懷きてプロヴオカートルになりポリシエウイキーのため活動するに至りたるものなり。

年初頭ロシア政策の根本問題」を題する一文を草して之を説き居れるも、之も何等の根據を有せざる誹謗にてロシア青年等は常にソウエート政権に對して戰鬥を繼續しつゝあり、彼等はソウエート政権の妥協等は夢想もし居らざる有様なり。

カゼンベクはレギチミストがロシア青年を策謀し反ソ運動を行へば其處に外國より干渉の入る虞あり、終には領土喪失の懸念ありと居るも、此の戰爭はロシア國民對手のものならずして、ソウエート政権對手のものたれば、茲に思をいたせば彼も誤謬を正すを得ん。

カゼンベクは歐洲に住し極東の事情に通ぜず、獨逸のローゼンベルグ一派が干渉を行ひロシアよりウクライナを奪取せんとする計畫の如きを見て之れを極東に當倣めんとするも極東の事情は歐洲と全然別なるを知らざる妄斷なり。

吾等は日本を信用す、日本は常にロシア民族の友にてロシアに對して領土的(即ち沿海州、浦鹽斯德)野心を有せざるものたるを信ず。

日本の敵はソウエート政権にて日本は常に現在にては、尙外交戦なれども戰鬥を繼續しつゝあり。干渉出づるも之は日本が第三インターナショナルの政權に對する干渉及び戰鬥にてポリシエウイキーの没落ありて初めて日本及び極

東に平和が来るものなり。

日本の眞意は西伯利に緩衝國をつくるに非ずして、此處に正規的政治組織を有するロシアを建設するに在り。斯くして赤露及び赤軍の直接的接觸を避くるに在り。若し日本の干渉がソウエト政權打倒、露國の民意尊重なる旗幟の下に行はれ、吾等の敵に反對し、眞實吾等を助くるものたるを了解せば、ア・カゼンベク輩も必ず之れを歓迎するに至らん事を信ず、然るに彼ア・カゼンベクは餘りに思を廻らして偏見に陥りつゝ、あるは哀しむべし。

之等吾等内部の敵に屬するものに尙將軍コスミンの一派あり。彼は己れの親族ヴ・ヴ・ルイニコフ中將、ムードルイニン大佐等と策謀しつゝ、あるも、彼等は其の個人的性質上専ら經濟的利益を目的とし居るものにて、日本側と連絡あるを奇貨として常に吾等の運動に對して誹謗を行ひつゝ、あり。

其他の團體は概して吾等の運動に對して好意を持ち居り或は援助を行ひつゝ、あるも、其の地域的關係又は經濟的不十分等の理由よりして相互了解に達するを得ざる状態にあり。

吾黨に最も近きものは、露國軍事同盟にして常に吾黨と親善的關係を保持しつゝ、あり。

レギチミスト運動に對しては舊民主黨員たるア・イ・コロ

り。

吾代表者の報告によれば東支鐵道従業員と匪賊等との呼應は事實にて、東部線方面に於ける數次に上る之等不逞分子の檢擧の事實は全滿洲に彼等の魔手の延び居る事實上の證據たるなり。彼等は、皇帝陛下の名を誹謗せんが爲のパンフレット等も多數發行し居れり。

斯かるポリシエウイキーの活動に對して反ポリシエウイキー氣勢の上り來りつゝ、ある事も事實なり。

以上を要約せば極東方面に於ける吾等の外敵はソウエト政權にして彼等の勢力強大にして吾等のみにては鬭争の力なく吾が友の援助を必要とする所以を述べたるなり。

五 吾が友

吾露國移民の最良の友は神聖なる 天皇と將軍等を其の首長として己れの上に載く日本帝國の全國民なり。

日本の責任者等は公式には吾露國移民の援助を公言せざるも、吾等が彼等との毎日の會見に於て彼等日本人は終始變はらざる吾友なるを觀取するを得る。ポリシエウイキーは日露共同の敵にて吾等は對ポリシエウイキー戰に孤獨のものたらず。

吾等の對ポリシエウイキー戰闘及び我等の生存の上には必ず日本よりの援助あるべきを確信す。

帝國日本は吾レギチミスト帝政派の盟友でありサムライ

ボフ、ア・ア・ゴルチャコフ、ウ・イ・コロリニコフ等若干の不滿を懷き居るも之は皆個人的反感にて取り立て、論ずる程の價値なし。

四 外敵ソウエト政權

吾等の外部の敵は極東に於けるソウエト政權なり。其主體は治外法權を有し、且つ無限の資金と陰謀煽動の各種有力機關を有し、且各種専門家即ち軍人、政治家、密偵、煽動員等多數を擁するソウエト領事館にして此の内には東支鐵道ソ聯國籍従業員約六千人も含み居れり。之等有力なる團體に對して、移民等の單獨にて鬭ふは最も困難なる所なり。

ソ滿の國境線は二千露里に亘る長大なものにて、國境線を突破して入滿するはいさ容易の業にして、ソウエト側は常に不法入國を行ひ常に匪賊を援助して不安を募らせつゝ、あり。之等不退の輩と鬭争するが爲には特別なる努力と緊張を要す。

國境線上に駐屯する赤兵の數はイルクーツク軍管區及び蒙古軍管區の兵を除きて八ヶ師團を算し、適時出撃可能な状態にあり、常に不安状態を現出しつゝ、あり。

北滿鐵道の讓渡交渉は徒らに長時日を経過してソウエト側に誠意の認むべきものなく、反對に北滿に於ける彼等の共產主義の積極的進出は引續き盛んに繼續されつゝ、あ

ミ騎士は常に己れの君主に誠忠を盡すを本分とす。更に滿洲國に於て吾等ロシア移民等は常に滿洲國官憲より手厚き庇護を受け信教の自由と個人的自由を賦與されつゝ、安穩に日々の生活を営みつゝ、あり。

國家成立當初に於て滿洲國と移民間に有したる不圓滑關係も漸次調整せらるゝに至りたり。

移民殊にレギチミストの經濟状態は漸次改善の一途を辿り日本及び滿洲帝國の庇護の下に吾等は自由に其の才能を延ばすを得るに至れり。

六 結 論

結論に於て吾々は再び吾レギチミスト運動が益々發展中なるに共に自己の右翼及びポリシエウイキーの左翼からの煽動及び陰謀が又益々熾烈となり來りつゝ、ある事を再説せざるべからず。

彼等の目的は我等の帝政復興運動の顛覆に在りて其の目的を一にす。而して我等は東支鐵道東部線方面に於て最も大なる困難に遭遇しつゝ、あり。

吾等は滿洲帝國及び日本官憲の正義と睿智と其の人道主義に全幅の信頼を持ち神に對する信仰と其の攝理を信じ帝政復興の爲の大努力を致さんとす。

吾等は祖國ロシアが神によつて選ばれたるキリール・ウラヂミロウイチを皇帝に戴き流血の桎梏を脱し正義の光



が全ロシアに滿被せんことを信ず。  
吾等は友邦日本帝國及び滿洲帝國に對して感謝の手を指し延べる。

一九三四年十月二十四日 第一三〇號 ハルビン市

騎兵中將 キスリーツイン

滿洲帝國代表事務局長

海軍大尉 ザボーリスキー

### 二 露國皇室の首長より

一九三三年八月十七日——三十日に吾基本法によつて吾皇太子ウラディミル・キリーロウイチ太公の成年式を執行した。

之は十五年以前に吾從兄ニコライ・アレクサンドロウイチ皇帝陛下、其子皇太子アレクセイ・ニコラエウイチ太公及び其弟ミハイル・アレクサンドロウイチ太公が言葉に表現し得ざる非道の方法を以て殺害せられてより始めて我皇室に訪れた喜である。

彼等の非業の死を悲しむつ、我が國法の定むる處に従ひ朕は皇室を繼承して皇帝たるの總ての權利を吾身に受けた而して本日又皇太子の成年式を擧ぐる喜に會し朕はロシア民族の大家族に對して吾意志を告げんとする。  
ロシアの土地に下されたる苦難、鐵血、飢渴、奴隸、破

壞等の度は誠に測り知られない。然れ共朕は朕の生命の續く限りロシアの救の爲ロシアの幸福の爲に闘ふ、吾親愛の子たる皇太子も亦我等と共に闘ふものである。朕は今古來の全ロシア人に吾皇嗣たる皇太子の健康と幸福を全能の神に祈願せんことを懃す。  
朕は神が彼に全ロシアを統べ得る智能を下し賜ひて、何れの日に祖國の復興せんことを確信する。

### 三 國家解放運動者の布告

現在世界は一大轉換期に遭遇して居る、三つの力が相闘つてゐる、資本主義、共産主義及びファツシズムである。

資本主義は都市プロレタリアートの多數を生み出し資本主義的經濟組織は社會的不公平を發生せしめた。

資本主義的搾取力は全世界民族に其の力を及ぼし到る處に不公平階級的怨恨を發生した。

資本主義は國際的のものとなり政權爭奪を事として深刻なる經濟的又政治的危機を發生するに至つた。

社會主義よりは資本主義プロレタリアートを護る爲發生したものでありながら、其の使命を遂行し居らざる有様である。最近に至り、社會主義中に共産主義が發生してロシアに於て政權を把握するに至つたが、之は舊來の資本主義獨裁を只プロレタリア獨裁の國家的資本主義に變化したの

みのものである。

共産主義は労働階級を奴隸化し、彼等の生活状態は世界の何處にも見られない様な悲惨なるものになつた。そして共産主義も亦資本主義の如く世界制覇に乗出して來た。全經濟體系中に階級上の怨恨と離間を發生せしむべく活動して居る。

資本主義も共産主義も共に全労働階級を政治的、經濟的奴隸にすものである。之等は民族の體中に巢喰へる寄生蟲である。彼等の力は強大で健全なる經濟組織の恢復と更新を妨げつゝある。

新勢力が擡頭するに至つた、之は伊太利に發生せるファツシズムである。此のファツシズム思想は獨逸に於てはナチスの思想となり、ファツシズム思想は世界に瀰漫するに至つた、各國の國情に應じて發展して來た。此の思想がロシア移民中に入りてキリール・ウラディミロウイチを皇帝に推戴する帝政運動となつて現はれた。

眞性なる帝政、之は黨派や階級を超越せるもので、國民、

之はロシア民族の新生活を開拓せんとする代表者を有し居るものである。

而して之等代表者は協同して最もロシア人に適當せる政體——帝政を復興せんとする。

帝政運動の前衛分子はロシア青年同盟である。而して眞性の生れながらのキリール・ウラヂミロウイチ皇帝陛下と密接なる關係を有する。皇帝は、皇帝の帝政運動は同目的を有する。即ちロシア民族を援助して彼等を共産主義の爪牙より救出することにあり。

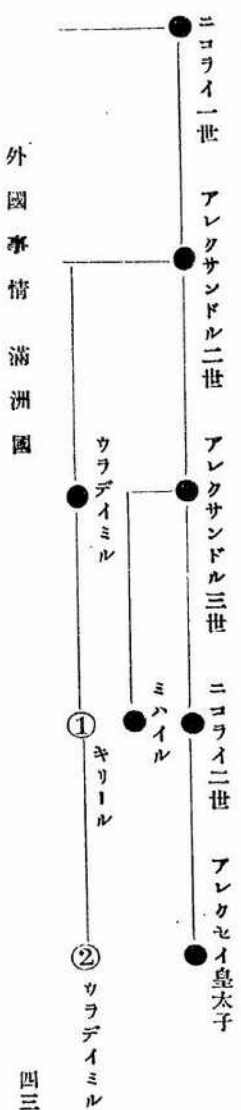
吾帝政復興運動には確固たる勝利の自信がある。

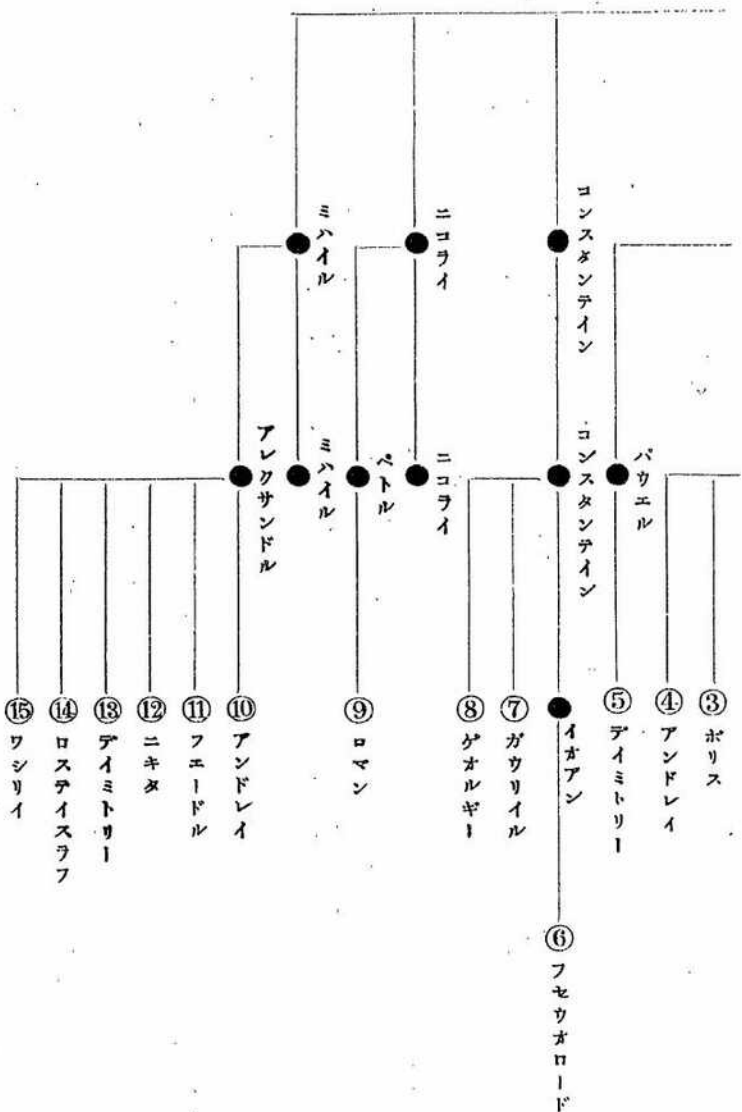
### 四 系 圖

ロシア帝國憲法皇位繼承令に基きニコライ一世を始祖とする現存の男系ロシア皇族の系圖は次の如くである。

黒星は死亡せる者

白星は現存せる者、白星内の數字は皇位の繼承順位を示す。





皇位繼承順位  
一、キリール皇帝陛下

二、皇太子 大公ウラディミール・キリールウイチ殿下  
三、太公 Борис・ウラディミールウイチ殿下

- 四、同 アンドレイ・ウラディミールウイチ殿下
- 五、同 デイミトリ・パウロウイチ殿下
- 六、同 フセヴォロド・イオアノウイチ殿下
- 七、同 ガウリイル・コンスタンティノウイチ殿下
- 八、同 ゲオルギイ・コンスタンティノウイチ殿下
- 九、同 ロマン・ペトロウイチ殿下
- 一〇、同 アンドレイ・アレクサンドロウイチ殿下
- 一一、同 フェドル・アレクサンドロウイチ殿下

- 一二、同 ニキタ・アレクサンドロウイチ殿下
  - 一三、同 デイミトリ・アレクサンドロウイチ殿下
  - 一四、同 下  
ロステイスラフ・アレクサンドロウイチ殿下
  - 一五、同 下  
ワシリイ・アレクサンドロウイチ殿下
- 大滿洲帝國駐在  
陛下の首席代表部印刷  
(KEISHICHO)

中華民國

八年來の赤匪の騷擾と國軍の清剿經過

二月一日南京發行「時事月報」(國民黨系、第十二卷第二期)に馮有真の名を以て、標題の如き記事が掲載されてゐる。其の内容は中國共產黨が民國十六年(昭和二年)七月工農紅軍を組織した経緯より、爾後數次國軍の討伐に遭ひ、昨年來遂に中央ソ區を放棄して西遷移動した既往八ヶ年に亘る中

國紅軍盛衰略史である。民國十六年初夏國民黨が清黨を斷行した後、其の假面を摘發された共產黨は武力に依る暴動を開始し、七、八省の地域に亘り、七、八年の長期に及び騷亂をなした爲、無辜の民衆の其の害を蒙むり忠勇なる將士の其の犠牲になつた



數は擧げて數へることが出来ない。國力も亦之れがため甚大なる損害を蒙り、外暴鄰(譯者註日本を指す)の壓迫に抗する能はず、内生産を起すを得ざらしめ其の害は誠に深刻なるものがある。幸にして蔣委員長長の堅苦卓絶を以てして親ら剿匪を督戦し、各路將士が懸命に奮戦せる結果、遂に民國二十三年十一月十日東路軍が瑞金を奪回した爲匪軍の根據地は覆され、殘匪は其の巢窟を放棄して西遷し、貴州を侵し四川に入らんとして居る。剿匪軍事は遂に貴州に對して尙ほ最後の努力を要するも、一先づ江西省赤匪の大本營潰滅によつて一段落を告げた。筆者は軍事機關の文獻に基き八年末の赤匪の騷擾と國軍の清剿經過を左に略記する。

### 一 共產主義の醜態

赤匪の騷擾は民國十六年國民黨が清黨を實行した以後に始まつたが、赤匪の形成されたのは決して一朝一夕の事柄ではなく、民國九年當時恰も歐洲大戰終末を告げ、世界經濟の最も不景氣なる時に於てソ聯邦の革命成功し、同國の社會組織も之が爲めに一變した。我國學者の思想過激なる者はマルクス主義を信仰することをハイカラであるとして進んで之を宣傳鼓吹した。李立三が「赤光報」を發刊し沈雁冰が「文學研究會」を、陳獨秀、瞿秋白等が「新青年

社」を、安體誠、李大釗等が「マルクス主義學會」を組織せる等、一時其の勢力旺盛を極めたものである。然るに其當時北洋政府が之れを放任せる爲新奇を好む青年學徒は之に感蕩した。幾何もなくして陳獨秀、譚平山等は正式に名乗を擧げて「中國共產黨」を樹立し其の勢力も漸次増大した。然しながら此の時代は尙ほ僅かに研究と宣傳の時期に過ぎなかつた。

民國十一年毛澤東、夏曦等が長沙に於て秘密活動を開始し、十二年春京漢鐵道の大罷工突發するに及び騷擾工作は開始するに至つた。此の年七月南昌で大罷課(譯者註學校の同盟休校なり)あり、其の後共產黨の重要分子は各地に於て活動し大々的に其の主義傳播に努めた。十三年國民黨の組織改造され第一次全國代表大會に於て總理(孫文)が『中國共產黨員も個人の名義に於て國民黨に加入することを許容する』ことを提議し、本案は多數を以て通過し、更に十四年ソ聯邦はコミンテルンの命によつてモスコに中山大學を創立し、我國學徒の之に留學するものは非常に多かつた斯くて誘惑は愈々深く羽翼は漸次擴げられた。

### 二 共產黨の陰謀掠奪と國民黨の清黨

共產黨員は個人の名義を以て國民黨に加入を許容せられて以來陰謀掠奪を事し、國民黨第二次全國代表大會後中央常

務委員九名中共産黨は三名を占め(譚平山、吳玉章、林祖涵)八部の秘書は全部共產黨員を以て充てらるゝ状態であつた。

最も重要な組織部長は譚平山が兼任し、宣傳部長は毛澤東が代理して居た。

十五年蔣總司令が北伐の軍を起し到る處勝利を収めたが共產黨は此の軍事緊張期に於て政權を奪取すべく陰謀を企て、同年十月中央が武漢に移轉することを決議した時共產黨は別に野心を抱き之を阻止せんとして、遷都が實現するやボロデン等は中央政權を奪取せんとして、其他の各地の共產黨徒は掠奪を實行し暴動を起し野心益々熾んして其の生態を暴露した。

十六年四月國民黨中央委員は形勢急迫せるに鑑み斷乎たる處置をなさざるべからざるを以て、南京に緊急會議を召集して清黨を斷行することを決議し、非常手段を以て共產黨徒に制裁を加へられんことを蔣總司令に請ひ、江蘇、浙江、福建、廣東、安徽の各省は同時に清黨を斷行し、武漢方面も亦續いて清黨を實行し、政治顧問ボロデン、軍事顧問カールリンを罷免したので各地の黨徒は掩護物を失つて大打撃を蒙つた。

### 三 賀葉兵變を起して暴動を實行す

共產黨當初の陰謀は次の八項目である。

- 一、土地革命の速行、其の手段は下級に於て沒收し政府の命令によらず
  - 二、共產黨員に非ざる軍人は總て反革命として排除すること
  - 三、工農の新軍隊を組織すること
  - 四、階級闘争を煽動し恐怖社會を造成すること
  - 五、青年を麻酔し農工を欺瞞すること
  - 六、不逞の徒を利用して恣に殺戮を行ふこと
  - 七、南京を陥れて黨團を顛覆すること
  - 八、三民主義は不徹底なりと誣ひ國民革命を破壊すること
- 等陰險毒惡極まれるものであつたが、幸にして國民黨が逸早く看破して疾風迅雷的手段によつて清黨を實行したので共產黨をして、其の野望を逞しくせしめずして終つた。共產黨は之によつて一大打撃を受けたけれども其の陰謀野心は益々切なるものがあつた、十六年七月第二十軍軍長賀龍、二十四師々長葉挺は漢口より南昌に至り遂に赤匪となつて同月三十一日夜突如として兵變を起し(譯者註所謂八、一南昌暴動である)駐防軍を襲撃し、朱德も亦所屬二連を率ひて謀叛した。

其翌日共產黨聯席會議を召集して中國革命委員會を組織し、賀龍、鄧演達、郭沫若、惲代英等が主席團となり、

- 一、土地革命の實行
- 二、鄉村政權の建設
- 三、五十畝以上の土地沒收
- 四、工農利益の擁護

を以て其の宣傳大綱とし軍事方面に於ては更に革命委員會の下に參謀團を設け軍事計畫を主管せしめ劉伯承を主任として周恩來、葉挺、賀龍、蔡廷楷等を參謀とした。此の外軍隊方面では第二方面軍を組織し賀龍を總指揮に葉挺を前敵總指揮に推し賀龍は二十軍々長に、葉挺は十一軍々長に朱德は第九軍々長となつた。而して匪軍は當時四萬の大軍を擁して居つたが、包圍を受くることを恐れて廣東に潛入して同地を根據地とすることを決定した。

當時各地の駐防軍の兵力微弱であつて之れを撃退するの力なく江西省瑞金、福建省の長汀、上杭諸縣は相繼いで陥落し、其の地方の不逞の輩及び土匪は相率ひて之れに附和したので匪勢増大し、四軍に改編し賀龍、葉挺、朱德、劉伯承等によつて統率された。ロシア顧問アトリススキーの建議によつて長汀、上杭を根據地とし積極的に農民軍を組織訓練し尙ほ進んで廣東に入らんとし、福建西部より大浦、潮汕、東江一帯に至る地方は殆んど匪軍の占領する處となつた。

九月匪軍が豐順、湯坑附近に進んだ時國軍の猛撃によつ

湖南、福建、江西各省の省境地方に出沒した。

### 五 廣州暴動

匪徒の廣東省に於ける勢力は本來相當強力であつたが尙も廣州の海口を得て根據地をせんとして居た。十六年十二月十一日匪徒は廣東省の政變の機會に乗じて暴動を起し、商家萬戸を燒燬し市民數千を殺戮し、十二日廣州ソウエート政府を組織し蘇兆徴、惲代英、張太雷、葉挺等は軍政の要職に當つたが、薛岳が前線より軍を率ひて歸還し李福林も亦部下を率ひて馳せ參じたので、匪徒は支へるこゝが出来ずして海豐陸豐方面に逃れ、其處にソウエート政府を組織し、彭湃、楊英が正副主席になつたが、二十年彭楊共に上海で逮捕處刑せられたので海、陸豐方面の匪軍も一掃された。

### 六 賀周二匪鄂西を擾亂す

匪首賀龍は廣東に侵入して失敗した後上海を経て漢口に轉じ密に鄂西に事を擧げん謀り、湖南の郷里に歸り匪徒を糾合して桑植、永順、石門等十餘縣に占據し駐防軍の手薄なるに乗じて銃器の掠奪を行つた。十八年五月匪徒の數萬餘に及び、銃器も亦四千餘挺を有し中國工農紅軍第二軍と稱した。

て其の主力は撃破せられ、流沙に敗退した後更に圍剿を受け武装解除され、其の後方に在つた各匪軍も亦潮州三河壩等の地方で前後して武装を解除せられ賀葉等の諸匪首は僅かに身を以て逃げた。

### 四 朱毛聯合して擾亂す

毛澤東は清黨後湘潭の原籍に歸り農民自衛を組織して二千人の隊員を擁し諸方に出沒して居た。適々元張發奎の所屬であつた警衛團が江西省修水銅鼓附近を徘徊して居たのを毛が之を手中に收めたので勢力急に増大した。幸にして我軍の奮闘進撃によつて屢々打撃を與ふるを得た爲め、民國十六年十月毛澤東は殘匪千人を率ひて湖南省部地方から江西省西部に逃れた。其時朱德は廣東省に於て失敗し范石生に收編されたが野性剛致し難く、其の所屬の一團を其他の一團を誘惑して兵變を起し、江西省西部に侵入し其處で毛澤東軍と合し聯合して擾亂をなし、井岡山を根據地とし盧に乗じて湖南の彬縣、來陽、永豐等を攻略しソウエート政府を組織して大々的殺戮を行つた。

其後更に安仁、桂東の兩邑を占領したが幸ひにして十八年一月劉匪總指揮何鍵が軍隊を率ひて井崗山の匪軍の根據地を攻撃したので、匪軍の勢力は大いに殺滅された。朱毛は殘匪を率ひて福建西部に侵入して長汀、上杭を陥れ更に

共產黨中央は周逸群を派遣して其の政治部主任として匪軍を率ひて東南に進出することを命じ彭德懷、黃公略、孔荷龍と聯絡して長沙を窺つた。十九年七月二十七日彭德懷が長沙を占領し賀龍は湖北省境に侵入し鶴峯、公安、五峯、石首諸縣を経て楊子江を渡り沔陽、潛江、諸縣に割據する匪軍段德昌と聯絡し洪湖を根據地とした。賀龍は自ら紅軍第二方面軍總指揮と稱し段德昌を師長となし周逸群と賀龍の妹賀香姑を軍長に任じたが何成濬、徐源泉等が之を討伐した爲に賀龍軍は屢々痛撃を蒙り根據地を失ひ利川及び活龍坪等の地方に移動した。

### 七 彭黃、江西、湖北を擾亂す

十七年五月湖南省が清黨を勵行した當時獨立第五師劉師の部下團長彭德懷、營長黃公略も亦匪黨に加入せるこゝを判明し將に逮捕銃殺されんとしたが、逸早く之れを知つて七月同時に謀叛して紅軍第十三軍と稱し、燒打殺戮を行つた。省軍隊の討伐に遭つて殘匪を率ひて平瀏から江西省銅鼓附近に至り、轉じて朱毛と合して井岡山に據り紅軍第五軍と改稱した。十八年春何鍵が井岡山を撃破し彭德懷は危く俘虜となる處であつたが逃れて殘匪二、三百を率ひて營前から零都に達し、駐防軍の虛を突いて全營の武器を奪取し、匪軍の勢力を盛り返した。斯くて江西省の信豐、永新、蓮



花及び湖北の陽新等の諸縣は之れが爲めに蹂躪せられた。人ミ銃器の増大と共に彭德懷軍は紅軍第三軍團となり黃公略は該軍團の第三軍長となつた。

### 八 朱毛軍猖獗して江西省城を犯さんとす

國民黨が清黨を實行した後各地の匪患を除くことに努めたるも内亂相繼ぎ剿匪の暇なく匪勢を擴大せしめた。十九年二月朱毛軍は福建西部より江西省中部に侵入し寧都、瑞金、廣昌、石城、南豐等の九縣を陥れ南潯の馬廼嶺も亦匪軍の占領する處となつて交通遮断され南昌を侵犯せんとした。幾何もなくして方志敏、邵式平軍は上饒、湖口、星子等の縣を陥れた。時の江西省主席兼第九路軍總指揮魯滌平は匪勢の猖獗なるに鑑み中央に請ひて十八師々長張輝瓚を江西剿匪總指揮に任じて軍權を統一せしめたが、當時は匪軍の勢力最も熾にして江西省南部に朱毛あり、東部に方邵あり、西部に彭黃孔あり、之等の諸匪軍は民衆を誘惑して其の探偵として此方を討伐すれば彼方に侵入して後方を攪亂し何等効果が擧げられなかつた。

九月江西省中最も富める吉安縣も亦陥落したるも一ヶ月を経て羅霖公、乘藩兩師によつて奪回した。然し其他の各地の匪患は極めて深刻で暗黒地獄となつた、當時の匪軍の組織狀況は左の通りである。

五〇

中國工農紅軍第一方面軍總司令

政治委員

第一軍團總指揮

第三軍長

第四軍長

第三軍團總指揮

(第五軍を管轄す)

第五軍長

第八軍長

第十六軍長

獨立第十軍長

政治委員

邵式平

鄧萍

何長工

孔荷龍

方志敏

邵式平

朱澤東  
毛澤東  
朱德  
黃公略  
林彪  
彭德懷  
鄧萍  
何長工  
孔荷龍  
方志敏  
邵式平

人員合計約三萬人、銃數約一萬餘挺あり、尙機關銃、迫撃砲等の兵器あり、此外に羅炳輝、陳毅、蕭克、李天柱等の獨立師あるも人員銃數共に多からず、民國十九年七月匪軍は長沙を占領し更に九江を攻略し湖北の賀龍、鄭繼助等の諸匪軍と共に武漢を犯さんとした。同年冬張輝瓚は部下を率ひて討伐に向つた、最初は甚だ順調であつたが最後には大打撃を受け、進撃して龍崗に至るや匪軍の伏兵の爲めに旅長王捷俊は戦死し銃器彈藥を多數奪はれ匪軍の勢力は増大した。

二十年春中央は特に何應欽を江西に派遣して督戦せしめ

た。部隊も充實し計畫も嚴密であつたので匪軍も動搖し他に侵入移動せんとしつゝ、あつたが政變突發し、剿匪軍も亦影響を受け第五師々長胡祖玉も亦廣昌を攻撃せる時負傷して死亡し其の他の各師も亦非常なる損害を蒙つた。

### 九 國難發生し共產黨は政府を組織す

九、一八國難發生し中央は外患に對し對應するため剿匪部隊を削いて抗日に差向けたので、匪軍は其の機會に乗じて活動攻城掠地を事とした。贛州、南雄が包圍され、漳州、龍岩が占領され、江西南部の大部分の縣が占領せられた如きは匪軍が外患を利用して爲せる狂暴行爲である。二十年十一月遂に中華ソウエート共和國を組織し首都を瑞金に定めた。

贛粵閩剿匪總司令何應欽が南昌に於て督戦し封鎖政策を採用し、第三路總指揮陳誠等が一再ならず贛州南城等の匪軍を破つたので匪軍の勢力は稍々削弱された。

二十二年春熱河の戰鬪緊急を告ぐるの時、匪軍は全力を擧げて撫州を犯さんとして撃退された。何應欽が北平に赴き軍事委員會北平分會委員長に任せられ、蔣委員長が親ら南昌に至り贛、粵、閩、湘、鄂剿匪總司令となり、陳濟棠を副總司令とし更に東西北三路に分ち陳濟棠、何鍵、劉峙を各路總司令に任じてより部署嚴密であつた爲積年の赤匪

も漸次消滅し始めた。

### 一〇 彭黃湖南を犯し賀蘭漢口を奪はんとす

十九年夏、亂海戰突發し全局に波及したので長沙の防務は空虚となつた。彭德懷、黃公略は此の事を知り、同年七月下旬何鍵が遠く湘南地方に出づるや匪軍は遂に平瀏より疾風の如く長沙に向ひ、二十七日之を占領し掠奪殺戮を行つた。其の慘狀は廣州暴動以上であつた。

漢口行營より公東藩、羅霖等の師及び軍艦を派遣し何健軍と協力して討伐に當らしめた結果、十九年八月五日に至つて之れを奪回するこゝが出来た。彭、黃等は平瀏に撤退し朱毛軍と聯合して再學を圍り久しく包圍攻撃したが遂に撃退された。當時武漢方面も匪軍の勢力益々猖獗にして賀龍は第二軍團總指揮となつて沔陽、潛江、天門、漢川一帯を占領し洪湖、汝湖を根據地とした。

鄭繼助は第四軍團總指揮となつて豫、鄂、皖の黃安、麻城、英山、霍山、光山、商城、息縣一帯を孔荷龍は鄂南の通城、崇陽等の縣を占領するに至つた。武漢の四周は匪軍に包圍され匪軍十萬を越へ實力は遙かに江西中部の匪軍よりも優勢であつた。

二十二年三月廣水の事件では新編第一師の師長岳維峻は戦死した。

二十一年蔣委員長は自ら豫鄂皖剿匪總司令を兼任し五月漢口に赴き督戦し六月廬山に將領會議を召集し剿匪の根本方針を決定し漸次討伐を進行して匪軍の勢力を殺いだ。

九月洪湖、新集、金家寨等の匪軍の根據地を撃破した、殘匪は徐向前が統率して賀龍軍と合して北方に移動し房助紫荊を經て四川に入った。

豫鄂皖三省の匪軍に殺戮せられたる民衆は約一百萬人に及び財産の損害約一億元、占領せられたる地域は二十縣に達した。

### 一 第一期清剿

以上は赤匪が各省に於て騷擾せる經過狀況を述べたのであるが茲に更に國民軍の圍剿の經過を述べる。

十六年清黨を斷行して後本黨は北伐軍事緊急なる爲赤匪に對して全力を用ふるこゝが出来なかつた。十七年北伐完成し軍事は一段落を告げたので江蘇、浙江、安徽、福建及び山東南部の各地を十四綏靖區に區分し同時に湖南、江西兩省が共匪軍の勢力強大なので、魯滌平を兩省剿匪總指揮に王均、金漢鼎を副指揮に任じたが、幾何もなく魯が武漢衛戍司令に轉じたので何鍵をして其の職權を代行せしめた。十八年春五路に分れ朱毛を井崗山に撃破したが内部的に兵變ありて十分に其の目的を達するこゝが出来なかつた。十

九年春又々兵變が起きたので中央は止むを得ず剿匪國民革命軍を出動せしめて同時に熊式輝を江浙皖剿匪總指揮に、何鍵を湖南清鄉司令に、張輝瓚を江西剿匪總指揮として共匪の肅清を分擔せしめたけれども、隴海事件の勃發によつて朱毛は機に乗じて再起し長沙を陥れ南昌を窺つた、賀鄭兩匪は更に湖の西北方を擾亂し其の勢力極めて熾んである。其處で中央は漢口行營主任何應欽をして湘鄂贛の剿匪事務を負擔せしめ長沙を克復し南昌を鞏固にしたが兵力手薄の爲匪患を肅清するこゝが出来なかつた。以上が第一期剿匪の概況で十九年十月以前の事柄である。

### 二 第二期清剿

十九年十月隴海路事件終了後中央は改めて剿匪區域を劃分し李鳴鐘を豫鄂皖邊區綏靖督辦に、劉鎮華を豫陝晉邊區綏靖督辦に、張之江を江蘇綏靖督辦に、王金鈺を湘鄂贛邊區清鄉督辦に、徐源泉を湘鄂川邊區清鄉督辦に任命し武漢行營主任何應欽をして總司令の職權を代行せしめ、各軍を統轄して期限を定めて肅清するこゝを命じたので、赤匪が各方面に出没して騷擾するこゝは少くなつたが、朱、毛、彭、黃は贛南に蟠居して要隘に據つた。十九年十二月蔣總司令は親ら南昌に至り剿匪會議を召集して剿匪方策を決定し中央は之に剿匪各省の黨務指導の權利を委ね魯滌平を南

昌行營主任に任命し、張輝瓚を總指揮として第十八師の一部を二十八、五十兩師を率ひて贛南の剿匪に向はせた處極めて順調に進捗し、龍岡を攻撃した時匪軍の伏兵の爲に張氏は殉職し匪勢益々盛んとなつた。

二十年春何應欽を江西に派して總司令の職權を代行せしめ賀國光を參謀長とし王綸を參謀副長とした。當時匪勢益々旺盛にして既に大患となつた。蔣總司令は其年の夏再び南昌に赴き撫州、南城等に至つて指示したので匪軍は大恐慌を起したが間もなく東北問題が起きた爲に剿匪軍事は一頓挫を來した。

以上が第二期剿匪の概況であつて十九年十月から二十年冬迄の事である。

### 三 第三期清剿

九、一八事變發生後中央は外患に對應する一方剿匪軍事を顧慮して豫鄂贛三省に各綏靖主任を置き劉峙、何成濬、朱紹良等を之に任命した。

二十一年一月上海事變の突發の機に乗じて赤匪は活動を開始し我軍を出動赴援せしめたるの慮に乗じて騷擾を恣にした。

五月淞滬事件の停戦後蔣委員長が豫鄂皖三省剿匪總司令となり曹浩森を參謀長とし何應欽を贛粵閩邊區剿匪總司令

に陳濟棠を副總司令に、賀國光を參謀長に任命した。此時匪軍は既に十餘萬の銃を有し更に飛行機及び重兵器工廠等もあつて勢力頗る強大であつた、同年六月蔣委員長は再び廬山に於て剿匪會議を召集して根本方針を決定した。即ち黨政軍並行を要旨として剿匪工作を定め三分軍事、七分政治の政策を應用して匪軍に對する攻撃は徐々に進め一步一步進行せしむるこゝとし匪區の被壓迫民衆に對しては愛護救濟をなし、其の復歸を促し專務員を置いて民團を組織し保甲を編成し公路を築造し碉堡(一種の堡壘の如きもの)を建設し軍事上、政治上の種々の計畫施設を詳細規定した。同年秋此種政策によつて賀鄭兩匪の巢窟洪湖、金家寨を奪回し豫鄂皖省境の赤匪を完全に撃破した。贛南の赤匪にも亦屢々痛撃を加へ封鎖政策を實行し匪軍の糧道を絶つて坐して死を待つが相率ひて投降せしむるかの何れかを選ばしむるこゝとした。

四川に侵入した徐向前に對しては劉湘が責任を以て討伐するこゝとなつた。一方蔣光鼎を駐閩綏靖主任とし李鳴鐘張鈞等の軍をして陳調元、王均等の軍と聯絡して皖西の清剿に當らしめ日ならずして肅清されんとする時に熱河問題起り、剿匪部隊を北上せしめ何應欽も亦北平を赴き北平軍事委員會分會委員長となつたので匪軍は又虚に乗じて包圍を破つて騷擾するに至つた。而して再び蔣委員長が江西に



出馬して之が鎮撫に當るに至つて始めて其の巢窟に引揚げた。

以上が第三期剿匪の概況であつて民國二十年冬から二十二年夏迄の事である。

#### 一四 第四期清剿

二十二年夏何應欽北上によつて贛粵閩邊區剿匪總司令部を廢し軍事委員會南昌行營を設け剿匪を主管せしむるこゝに、熊式輝、殷祖繩を行營辦公廳正副主任とし、楊永泰を秘書長とし、賀國光、晏勛甫、劉興、朱懷冰を廳長としたが、後兩廳に改め賀國光を第一廳々長として軍務を掌らしめ、楊永泰をして第二廳々長を兼任せしめて政治を掌らしめ、此の外黨政調査設計委員會を設けた。二十二年五月中央は特に陳濟棠、何健、劉峙等を派して、贛粵閩剿匪軍南西北三路總司令を兼任せしめ、陳調元を剿匪豫備軍總司令とした。同年六月蔣委員長は南昌に於て五省剿匪會議を召集し贛南剿匪の第五次圍剿をなすこゝにした。恰も其の進展の際閩變發生し人民政府を組織し匪軍を提携して事を擧げたので苦心して督勵した封鎖政策は全然失敗に終つた。

二十年十一月赤匪は中國ソウエート共和國を組織して瑞金を首都としたが、幸にして蔣委員長が閩北に赴き二月月を出てずして福州を奪回して叛亂を平定し、閩西に在つた

匪軍を撃退した。

二十三年一月北路前敵總指揮蔣鼎文が討伐に功があつたので、特に東路總司令として在閩各軍を指揮し、南路軍と聯絡せしむるこゝとなり、閩西南より匪軍に對して進撃せしむるこゝとなつた。

同年十月北路軍は前後して廣昌、興國、石城、寧都等を攻略し贛東の方邵軍を潰滅し贛西の殘匪も西路軍の手によつて肅清された。

東路軍は長汀を奪回した後勝に乗じて進撃し同年十一月十日李默庵軍は瑞金を奪回し更に零都、會昌も亦收復し贛省の匪區は悉く平定された。

#### 一五 殘匪清剿の展望

赤匪は國軍が瑞金を奪回する以前根據地が包圍せられて支持困難なるを察知して、朱毛等の匪軍の首領は殘匪五六萬人を率ひ隙に乗じて西方に移動し、湖南、廣西省境に沿ひ貴州に入つた。筆者が本稿を作成するこゝに殘匪は既に烏江を渡り四川に侵入するの形勢を示したが、第六路薩岳軍が追撃して貴陽に進出して居り殘匪は途中に於て湖南軍廣西軍の攻撃を受け困憊甚しく大打撃を蒙つて居るから、各軍が能く奮戦するならば之を殲滅するの望みがある。

今後の剿匪軍事は四川を以て中心とするこゝは勿論であ

るが、江西省から逃出した殘匪を肅清するにも相當の努力を要する一方、既に四川に侵入せる徐向前、賀龍、蕭克等の匪軍が依然として要害に據つて掠奪を恣にし居るに於てをやである。

二十三年十一月恰も匪軍が西遷を實行せんとする時四川省剿匪總司令劉湘も亦四川より入京して中央各當局に面接し剿匪の根本方針と政治上の整理方策を協議した結果は頗る圓滿に結了し、其の年末蔣委員長の南昌行營も亦廢止に

二十四年一月十一日 (S.U.)

### 國民黨の共產黨員轉向誘致策

中國々民黨並に中國々民政府が共產黨員をして自首轉向せしめ、以て共產黨を自滅せしむるの政策を採用して民國十九年「共產黨人の自首法」を制定公布し更に上海に於ては客年九月十三日國民黨上海特別市黨部を中心とする各黨政機關が自首轉向者の取扱方を規定せる「共產黨員自首事件受理辦法」を公布し共產黨員に自首の機會を與へ共產黨員の誘致に努めつ、あるこゝは本報第四百四十八號一九七頁掲載の通りなるが、一方に於て逮捕檢舉せる共產黨員に對しても極力轉向を勸説し其の轉向を誓ひたるものは自發

的轉向せるもの共其の大多數は反共工作に従事せしめ所謂毒を以て毒を制するの策略を實行しつゝある。而して之等の反共工作に従事するもの、指導機關として國民黨中央黨部の指導下に「上海瀾共同志會」(會員は所謂CC團及び藍衣社員なり)を組織し直接個々の盟員の訓練を爲す共に関係紙「指南針」及び「副共」を密發して文書に依る指導を併行せしめて居る。昨年十一月密發せる指南針第三卷第二十八九期には次に掲ぐる如き説服工作即ち轉向勸説工作に關する「最近の説服工作」及び「××(元共產黨員たりし

者の氏名を示す) 説服の経過」なる二文獻を掲載して居る之等の文獻は國民黨の共產黨員誘致政策を窺知するに足るものありと思料せられるので茲に採録することに、した。

### 一 最近の説明工作

最近の説明工作は意外に大なる收穫があつた。即ち個々の少数者より多数の轉向者を出さしめ、且つ質の方面から言つても敵黨中に永年養成された有力な高級幹部多く、最近の説明工作は從來の記録を破つた。

蓋し此の收穫は偶然の出来事てなく自ら各種の原因がある。

第一、轉向政策の偉大——中央が敵黨に對し斷乎たる轉向政策を執りて以來、敵黨をして自ら自黨に對する認識を深めしめ、敵黨の本黨に對する謠言、中傷、欺瞞は跡方もなく粉碎されたことを實際に證明した。最近捕はれた共產黨特務隊は我々の説明により全部轉向を希望し、轉向に際して流涙慟哭せる様は何を懺悔して居るのであらうか、彼等は何れも皆共產黨の欺瞞を知り、共產黨が言語に絶する極悪なものであることを認識したからである。特務隊は共產黨の「鐵壁」であり「黨の劍」である。然し彼等の昔日に於ける猜惡頑兇も今は小羊の如き有様である。特務隊は兇惡共產黨の代表典型であつたが偉大なる轉向政策の下には

第三、説服工作の進歩——最近説服工作の收穫は上述の點を主なる原因として居るけれども、非常に有効に敵を説服し得たことは最近説服工作の進歩を云はざるを得ぬ。之は説服工作の範疇内に立ちて大いに検討せねばならぬ處である。

一、説服の精神は以前に比して非常に向上された、最近の説服工作中に於て説服者は些の倦怠も表はさない。僞中央事件の如き我々は多数の人を動員して日夜不斷に談話を進めた。これが爲め敵方は非常に疲れることがあつたけれども我々説服者は極度に緊張を持續した、強力なる此の説服精神あれば敵を征服し得られることを堅く信ずるものである。

二、嚴格なる審問を廢し完全に政治的説服を採用した。最近の僞中央員の如きに對しては始めより終りまで平和的政治的談話を採用した。今次僞中央責任者に對しては政治的論議は云ふ迄もなく理論闘争も輕視することに無く、理論闘争中に於て我々は、極めて冷静に彼等の意見を聴取した。彼等の政治意見に對する排撃は一途に形式的に共產黨の罪惡並に共產主義が中國の國情に合はざることを指摘したものでなく、更に一步を進め多方面より中國ソウエート道路の不可なることを證明し、同時に將來中國民族が要望して居る復興道路を指摘した。我々は單に共產黨を排斥するの

遂に屈服してしまつた。

第二、共產黨の没落——轉向は已に大なる風潮となつた之は共產黨機關が如何に都合よく解釋せんとしても如何にも出来ぬ事實である。轉向の大風潮は更に共產黨の没落を雄辯に物語つて居る。轉向の大風潮により共產黨最後の墓場への距離を短縮したことは吾人も認めざるを得ない。共產黨の殘黨は已に大衆と交渉を失ひ、眞暗がりの中を喘ぎ其の歸着すべき結果に對する認識さへ持たぬ。最近轉向した共產黨主要指導者の述懐によれば、悲觀沈痛其の進むべき路に迷ひ居ることを全黨員の心情を代表して告白するに言つてゐる。共產黨も此處に至れば憐むべきものがある。

斯様に自信が無くして前途に何の望みもあらうか？ 共產黨員にして何うして積極的であるべきを得よう？ 彼等は何事も爲す處なく其の日を過して居れば必ず來べき結果に到着するであらう。吾人をして今大膽に之を言はしむれば末期に近付いた共產黨は力に頼むべきもの無く、其の間違つた政治路線は暫く之を論ぜざるも工作を推動する幹部も一代限りで、永き歴史を有し有力であつた幹部は何れも夙に悲痛なる覺悟から一變してしまつた。殘余の僅に餘力を有する薄弱分子も必ずや轉向に向つて走るであらう。何人か雖も此の共產黨の没落を挽回することは不可能である。

みてなく其の現状が人をして満足せしめ能はざることを認め、本黨の不健全なる此の種病態は充分に之を救済することが出来るに信ずるものである。

三、各種の新しい方法を運用して工作上の困難を克服した最近僞中央員に對する説服中或る者は時間的に急速の効果を急いだ爲めに無理をし、或る者の説服によつて已に考慮を表示したる者に對しても尙方法を盡して考慮の過程を短縮しようとしたが、之は一切の有効なる方法を以て圓滿なる結果の獲得を求めた爲めである。僞中央主腦者は數次の談話によつて動搖を表示した。其の態度、其の談話等各方面から見て轉向は肯定したが只だ問題を時間的點である。彼は今一度已に轉向した愛人との面會を要望し且つ愛人に本問題の考慮に就き援助を求め度いと言つたことは已に重大なる決心を持つて居たことを明に看取することが出来る。我々の工作の爲めに彼の此の要求は應諾すべきものである。結局彼は愛人との一夜の談話に依り少しの猶豫も無く轉向した。

今度僞中央電臺を一部破壊した時電臺受發信の技術員は眞先に轉向を表示した。公安局では新に電臺を僞ソ區中央との直接通報を建立したが之れは非常に有意義の一工作である。然し來往電は暗號を使用する、從て通信が何であるかを知ることは出来ぬ。同時に只受信するだけ發信する



ここは出来ず、相手をして不審を抱かせた。之れは實に急迫した解決を要する問題であつたが今度爲中央事件中に只一名此の暗號を解す者があつた。然し彼は堅く之が工作を斷つたが三日三晩に亘る長時間の包圍方法により政治的感情の談話を以て遂に斷然轉向せしめた。

最近爲中央員に對する説服は政治的説服を強化した外其の表現の特性に注意し、彼等に對する説服は少しの手抜かりも無く我等は彼等の相互説服及び感情の激發等種々の方法を運用した。之を要するに我々の此の運用の方法は機械的でなく相手の需要によつて決定する説服工作は一概に成功するものではない。其の中途の曲折は實に少くない。特に理論闘争を進行して終結に到着せんとする時我々は又論鋒を代へる事もあるが亦之れを過度に弄する事は不可である。

最近説服工作の收穫は政治上及び形式上に少からざる進歩を見せたが同時に缺點を免れない。事前に事件の内容に付き對策を講ずることが判らぬ様では説服工作が未だ完全に改善されたとは云へない。理論闘争は時として一層内容を缺くことがある。之等は吾人も淡白に認めなければならぬ點である。

説服工作には限度がない、我々は虚心を以て過去工作の經驗を教訓に従ひ更に一段の成功を期さねばならぬ。

然も彼は現在では已に變向して居る。之は偶然であらうか？ 我々は客觀的に冷静に幾多の問題に對し新しき考慮を加へ、自己の轉向の過程及び轉向前に於ける長期間苦惱の經過並に轉向後數ヶ月間自ら理解したる問題を以て彼の現在に於ける考慮の參考に供し或は援助を與へることを進んで爲すべきである。

第一、中國革命形勢に對する目算 第三國際は中國共產黨の現在の中國革命形勢に對する目算は全く誇大的であり過分である。マヌイルスキー（第三國際主席）及び王明（即ち陳紹禹）の如きは國際十三次全會席上に於て中國革命は已に世界革命の主要素因となり、中國ソウエート運動は中國革命の主要素因となつた（原文手許になきたため單に大意を示したるものなり）と言つて居る。而して實際上現在中國民族の危機は已に空前の重大時機に當面せるを以て先づ民族を復興し、一切の民族力量を團結し、列強の侵略に抵抗して中華民族の獨立解放を期さねばならぬけれども、何等ソウエート革命を必要とするには當らない。第三國際の中國革命形勢に對する目算の誇大は不正確は同時に彼の指導に依る中國共產黨の策略も亦必然的に錯誤して居る。

第二、中國ソウエート運動に關して云へば先づ五次「圍剿」に對する認識が間違つて居る。殊に王明が十三次全會

## 二 説服の經過

余は×××比較的深き友誼關係あるにより組織上の決定及び自分の個人的好意により本月十一日夜南京より上海に到り×××に對し説服工作を試みた。

余は×××一夜徹宵して談じ以て眞摯なる政治説服感の激動に努めた。彼は理智的冷静な頭腦を以て彼の過を知り終に斷然新しき政治方面に轉向して來た。

余が前に上海に來た時、×××は已に考慮を約したけれども其の態度は依然として極めて堅かつた。故に余は彼に對し捕へられた時の模様、其後の感想を尋ねた時矢張り彼は犠牲を覺悟して居り、只だ其の犠牲になる前に余一度會見して左の三つの要求を爲す積りであつたに過ぎぬ旨を明にした。即ち、（一）速に銃殺すること、（二）彼のため寫眞を撮り家族に送ること、（三）余一度面會すること。

於是余は冷静に彼に勧めた。誰でも捕へられた後は殆ど皆犠牲を覺悟して居ることは當然經るべき階段の様である。殊に久しき歴史がそうである。然し結局は皆轉向してゐる。之を眞に諒解しないのは個別分子の優柔不斷の偶然の現象である。×××の如きは政治上、理論上の準備が貧弱幼稚であつた云へるが、又彼は過去の工作中に如何なる悪い表現も不確實な觀念を有つて居つた云ふことが出來

席上に於て五次圍剿は已に之が突破を開始した等報告したのは全く一種の噓言で、事實上五次圍剿は以前の何れの圍剿に比しても趣を異にし、軍事上政治上財力上の準備は何れも非常に充實し、相方の軍事力量には更に非常な相違があり、而も財力上銃器の補充も其の質量に於ては各方面の供給狀況等總て比較にならぬ。其の上現在中央ソ區の益々縮小し鄂豫皖ソ區の消沈、湘鄂川邊の變轉定めなく、更に川北方面に至りては何等の進展を見ないことは王明目算の破綻を遺憾なく證明したものである。余は信ず、五次圍剿を撃破する確信は誰しも有り得ないであらうことを。而してソ區内に於ては戰爭を封鎖關係に依りて農村經濟を一層破産せしめ、數年來ソウエート政府の標榜して而も毫も實行せられざる生産力の向上、農村生活の改善等々の客觀的事實の發展はソウエート道路が中國に於て通用せざることを充分に證明するものであつて目前のソウエート運動は日暮れて途窮るの状態を呈して居る。

第三、工會の工作に關し、マヌイルスキーは十三次全會に於て中國共產黨は已に工人階級の大多數を爭取したと言つて居るが全く大笑話である。余の知つた處に依れば中國無産階級の首都上海の工會工作に就て云ふもゼロと言ふことが出來、工聯の面目は全く丸潰れである。其他産業區域

中、武漢、青島等の如きは根本的に工會工作がなく滿洲、天津、唐山等の工會組織も亦薄弱にして實に憐むべき状況に在る。中國工人現下の急務は衣食問題であつて單に罷工の指導や争議によつて工人の衣食問題を解決することは不可能である。殊に中國の産業は尙充分に發達して居らぬ、斯様な状況の下に在つて罷工や争議を爲すの結果は双方に痛手を負はすもので、斯くの如きは赤色工會工作に屬し決して發展するものでない。又近年來中國共產黨も赤色工會は未だ曾て大罷工を指導して模範的成功の原因となつたことがない。目前必要とする處は産業の發達と生産能力の向上であるが故に之を基礎とするに依つてのみ工人の衣食問題を根本的に解決し、茲に工人の生活問題解決を談ずることが出来るのである。

第四、中國共產黨に對する認識、中國共產黨は其の十數年の歴史に於て中國革命に對し少からず働きかけたことは否定すべからざる事實である。但し此の二三年來は共產黨組織は日増に崩壊の状態を呈して居るが、之は明に其の組織の衰微を語るもので全國各地各級の組織は順次に破壊され、工作は全く進捗の余地無く黨員の數は日と共に遞減し各級幹部の弱腰と幹部の補充難の結果は群衆との離反を招來し連絡の薄弱となつて現はれた。同時に又中央より支部に亘り多數の轉向者出て且つ其の轉向の過程は段々に短

縮せられ、轉向政策は實に共產黨の致命傷となつた。此の現象は決して某々數名の問題乃至は偶然の現象にあらず、夫れには客觀的背景の有ることを證明してゐる。

第五、我等の出路、以上の談を終つた後、以上の状況に基き彼に言つた……余は決して消極的悲觀的結論をなし中國には行くべき路なく、中國革命は已に希望なしと認むるものではなく反對に以上の情形はソウエート道路が中國に於て折れず、共產黨は現に其の存在を發展に難處して居るに過ぎず決して全體として中國に行くべき途が無いのではなく、殊に現に國民黨内の新しき力の發動と積極幹部の精神的表現は何れも我々をして前途に光明を感ぜしめ且つ之れが争取を要せしむるものなることを證明するのみならず、最後に余は彼に對し希望して言つた……政治上個人的感情に論なく彼の轉向は希望する處でよく余も同一立場、同一の戦線に立つこと並に中央の誠實自首分子に對する寛容等について話した。

最初彼は余の談話に對し事毎に論駁したが余は各問題の論争に於て均しく誠意ある態度を以て仔細に分析し同時にソウエート道路が中國に不適當であり、中國共產黨は結局中國の革命を指導する能はざるものなることに就いての考慮を求めた。彼は暫く熱慮した後、漸く轉向を表示した余が彼に語つた以上の問題及び反帝、民族復興、土地問題

等に對しては何れも特に考究充實せしめ、同時に彼も現在統治の不滿なる點及び彼の貢獻的意見を持ち出し、最後に彼は完全に彼の轉向が消極的のもので無いことを明にした之は一つの政治的轉向なるが故に今後は消極的から積極的に變つて行くものと信ずる。

今余は××今回の轉向に對する所見を述べて見たいと思ふ。彼は政治上に於ても理論上に於ても其の見識は決して貧弱でない。殊に彼は全國非ソ黨の最高責任者であつて共產黨に参加して久しい歴史を有す、彼の一時に於ける堅持と考慮は之れ必ず經過すべき階段であつた。今正に茲に到れるは云はゞ到着すべき處に到着したと云ふものである。深刻に考慮思索の後過去の一切に對して深刻なる批判を加へ過去の錯誤を理解し同時に各種問題に對しては一歩進んだ認識と理解が出来たが爲めに今回の轉向が執行されたもので其れは極めて慎重であり斷じて輕卒になされたものではない。即ち數日數夜の苦慮と平素實際工作上に於て體驗した苦悶乃至は中央代表其他同志の數回に亘る勸説に

依つたもので個人的感情關係等に基因するものでない。從て余が勸説に行くや立處に問題は解決した。勿論余の談話は彼に重大なる影響を與へた。而して其の問題に就ても彼の爲めに共に援助し考慮してやつた。余の今回の來滬は彼の考慮の時間を短縮し其の轉向を速かならしめたことは否定すべからざる事實である。次に今回の彼の轉向は徹底した誠意の發露であつて轉向を約したる後の彼に就て知る限り凡ゆる點に毫も非難すべき所爲のあつたことを認めない。之は轉向後積極的に説服工作を進めたことを表示するものであり、且つ革命の前途に對し悲觀失望せざることを表示するものである。而して彼の十餘年來奮闘し、工作に努力した精神の繼續を希望するものである。

(S・U)

## 上海に於ける中國共產黨の年關鬭争狀況

昨年來實際上潰滅状態に在つた中共江蘇省委は最近に至

外國事情 中華民國

り漸く其の陣容を整へたこの情報もあるが、上海に於ける



共産黨の活動は、本年に入つても依然不振にして一月中の「三工デー」及び「一、二八」記念日に於ても、又二月七日の平漢鐵路罷工記念日等に於ても殆き表現運動なく、更に中共中央が昨年來畫策しつゝありたる災民闘争及び失業工人闘争運動の如きは昨年十一月黨の根據地たる江西省の中央ソ區潰滅の影響もあることながら、全く停頓の状態に在り、中共中央に於ては所謂白區に於ける工作狀況右の如くなるを以て特に白區工作部を設け吳亮平をして之が指導の任に當らしめて居るが、中共の年中行事たる年關闘争發動運動の如きも未だ何等の現れも無き状態にして、國民黨及び國民政府の取締益々峻烈なる今日共産黨の白區に於ける工作の發展は相當困難なるものがあると思料せられる。

以上の如き情勢中に在つて左翼文化運動方面は半公開的機關を有する關係もあり比較的活潑なる活動を續けて居り、本年一月十五日附發行の左翼文化總同盟の宣傳物「文報」新年號は後掲譯文の如き年關闘争綱領を掲載し、左翼文化總同盟は總動員を以て各種闘争を發動し之に依りて工人、店員及び失業隊伍中に於ける共産黨の組織發展に努むべきことを強調して居る。但し右は目下の處單に宣傳のみにして未だ何等具體的運動なき模様である。尙中國左翼文化總同盟は本年二月四日より六日迄三日間舊正月を利用して上海に於て各分盟の代表會議を開催し目前に於ける闘争

網領及び同盟の組織強化法案其の他を決議した由である。

歲末闘争綱領

世界の經濟恐慌は已に六年に及んだ。此の大恐慌は全資本主義經濟體制を動搖せしめ一切の工業部門に侵入し蔓延して全鄉村の破壊をなつた。帝國主義國家の凡ゆる手段による土人壓迫と搾取の妙計も遂に彼等の致命的災難は挽回するに能はず、却つて國內の階級闘争を尖鋭化した。去年一年中新聞紙上に顯はれた所によれば、一面に於いては銀行の破産、工場閉鎖、失業と饑饉、一面に於ては失業者のデモ、罷工工人と帝國主義の武力衝突、農民騒動等を類發して居る。

帝國主義國家は此の危急な状態を挽回し、國內の革命的危機を緩和する爲には只本國民衆と植民地に對する搾取を強化し、第二次の市場分割強盜戰爭をなすにありきなし之に汲々として居る。最近ベルサイユ條約の解除、華府條約の廢棄、各國陸海軍の空前の大會議は第二次大戰の危機切迫を證明するものである。

半植民地の中國は帝國主義競争の的たる肥肉である。國民黨フアシストと滿洲傀儡は競争的に賣國をなし、最近日本帝國主義は已に華北の統治を實行し、英佛は西藏を統治して英國の華南に對する投資を自由ならしめ、米國の航空路開設は更に民族危機を激化し國民經濟の破産を促進した

遂に資本家の爲めに街頭に投げ出さわ餓死せねばならないのである。

幾多の大工場と商店にして未だ閉鎖せざるものも失業者逐日の激増に伴ふ勞働力の過剩により資本家は之につけ込み愈々横暴を逞うし工人、店員の減給、工作の加重、工作時間の延長を實行して其の待遇を悪化し都合次第では勝手に減首解雇する。

同時に失業群衆は歲末の到來により無情なる高利貸に責められ、支拂は嵩み物質上、精神上的の苦痛は一層甚だし。加之失業者の不斷なる増加により就職の機會は益々減少し負債は増し實に急轉直下ド到底生活に陥る外ない。故に年末前に於て一切の在業工人と店員は團結して赤色

工會に加入し歲末の各種闘争を組織し、

- 1 故なく解雇し又は既存利益の撤回變更に反對し!
- 2 無條件に工場を閉鎖し店を閉ぢることに反對し!
- 3 工賃の減給、工作の加重に反對し!
- 4 従前の全失業工人の復工を要求し!
- 5 年末の二倍工賃の支拂と休暇、利益配當の要求をなし!
- 6 今後の待遇改善に對する保障を要求し!
- 7 工賃増加の要求をなし!
- 8 失業工人と店員は失業デモを行ひ赤色失業工會を組織し!

陽曆の歲末に於ける國民黨政府の財政は正に山窮りて水盡くるの境に行きつゝまり毎月の正式經常收入は一千萬元にも満たず、而も「閹割」の軍事費は二千萬元の多きに達し之等一切の不足金は總て苛捐税によりて補つて居る。四川、湖南、江蘇、浙江は航空捐より便器税に至るまで百種に近い税目である。而して四川の糧食は實に民國八十年迄課税せられてゐるものがある。昨年中に於ける一切の工業生産は前年に比して四十%以上を減じ、農産品中うどん粉、小麦、米等は五十%以上を減じた。此の凋落の現象は舊歲末に到れば一層重大なる現象を呈することは必定である。資本家は工人、店員の死活に顧慮する處なく此上搾取して尙且つ産業、商業の平均利潤に達することを得ざる時は必ずや工場を閉鎖し店を閉ぢるであらう!

事實上現實に工場閉鎖、倒産の消息は毎日の新聞紙を賑はして居る。一月七日の一日間に於ける上海のみに就て之を見るも涵源北貨莊國華帽子公司、老同和食料店、復生帽子靴下工場、天源商店の五大商店は同時に整理を發表し、一月十日は又泰豐公司の整理、利隆首飾商の休業、溥益紗廠の操業中止となつた。此の種破産の傾向は舊年末に近く連れ愈々重大化して居る!

舊曆新年に到れば失業者の群は更に擴大することを想像するに難くない! 斯くして工人と一切都市の勤勞群衆は

本年末に當り資本家の利益を保障する爲に國民黨フアシスト走狗は冬防を配備し一切の失業デモミ罷工、罷市の闘争壓迫に備へ一切工農大衆の利益組織を破壊せんとして居る、故に歳末闘争中には我々は更に

- 1 國民黨フアシストの白色恐怖に反対し!
- 2 國民黨の民族利益を無視する政策に反対し!

- 3 無産階級の彈壓ニ植民地民衆の第二次世界大戦に反対し!
  - 4 帝國主義の工人祖國ノ聯攻略に反対し!
  - 5 國民黨の工農紅軍攻撃に反対す!
- 文總各聯は年末に於て全聯盟員を動員し群衆組織中に深入し一切の政治的經濟的の歳末闘争を發動指揮し、歳末闘争によりて工人店員及び失業隊伍中に於ける我々の組織を發展せしめねばならぬ!

(S・U)

### 中國勞働協會創立大會の狀況

中國々民黨上海特別市黨部執行委員にして中國に於ける勞働運動の重鎮たる陸京士及び上海市總工會執行委員朱學範等が中心となつて數ヶ月前より勞働運動の全國的指導として中國勞働協會の組織運動をなしつつ、あつたが、同會は去る二月二十四日午後一時より上海市梅家弄、上海市總工會大禮堂に於て創立大會を舉行した、其の大會狀況は次の如くである。

- 一 開會日時 二月二十四日午後一時開會午後四時閉會

- 二 出席者
  - 主席 陸京士
  - 國民黨上海特別市黨部代表 童行白
  - 上海市社會局代表 崔從繼
  - 國際勞工局中國分局長 程海峯
  - 上海市總工會代表 朱學範
  - 其他各地代表等
- 合計 三百餘名
- 三 大會狀況

陸京士主席となり開會を宣し勞働協會組織の趣旨を闡し更に協會組織準備員朱學範の準備經過報告及び市黨部代表童行白の訓示、社會局代表崔從繼、國際勞工局中國分局長程海峯の祝辭あり、續いて會則並に工作綱領を決定し理事の互選をなし大會宣言を議決したり。其の要旨左記の如くである。

#### (イ) 主席陸京士の開會の辭

諸君、今日は中國勞働協會成立の第一日である本會組織の準備に着手して既に三ヶ月、此の間に於て法律上の手續を完了し黨政機關の認可を得た。本日又黨政機關代表が出席され訓示を賜はり又多數の來賓が参加せられたことは誠に感謝に堪へぬ。我等が本會を組織せる趣旨は全國勞働界が現下の情勢に處し生産運動の必要を認め勞働に従事せざるべからず自覺したこゝに起因するものであつて、斯くて全國家を救ふこゝを得、勞働界も亦自ら出路があるのである。茲に於て全國勞働界は全體結合の組織を必要にするに至つた。ソ聯及び獨逸に於ては服務に勞働能力に極力方法を設けて之が向上を謀りしため忠實によく勞に服し立派なる生活を營むに至つたが、此の精神は潑刺たる元氣其のものである。然るに今日中國に在りては廢頹の氣全國に瀰漫して居る。故に彼等の此の意氣を取り入れ全國人士を喚起して勞働の爲に努力せざるを得ぬ。吾人は均しく勞働

界に活動する者である。今後更に工作綱領に基き漸次之を實現して行くこゝが本會の趣旨であり。創立の意義も亦此處に在るのである。本會は單に全國勞働界の福利を計り全國人士をして勞働事業を重視せしめんとするのみならず全世界勞働運動とも連絡を計らんとするものである。

#### (ロ) 朱學範の準備經過報告

昨年十一月頃より上海に於ける勞働運動及び勞働界の諸君の發議によつて中國勞働協會の組織準備に着手した。惟ふに同人等は本會使命の重大、意義の重要殊に此の重責は少數人員の能く負ふ處にあらざるを痛感せるに依り一般に會員を募集するこゝし、本市に於て會員を繼續募集するの尙ほ各地勞働事業従事の諸君に入會を求め、一面黨政機關に對し法上の手續をなし準備工作中の處、此の重要性に鑑み各地より本會に参加せる者は上海の外に北平、南京、漢口、洛陽等あり、本會成立の後は全國勞働界は切實に勞働事業の進展を期待するこゝを得るのみならず他の各界に於ても協助を賜はり本會會務をして日共發展せしめられんこゝを望む。

#### (ハ) 國民黨上海市黨部代表童行白の訓示

本日中國勞働協會の成立せるこゝは一工會の成立等に比し重要な意義を有するものである。蓋し勞働協會は全勞働界の福利を計るものであり、工會は單に勞働界の或る一



部のこゝに限られて居る。而して労働界は全民族中極めて重要な地位に處して居る。又「九、一八」「一、二八」以來蒙つた國難の重大性は何人も知る通りである。實に國家を極度の不安状態に陥れ國民は國運の危殆を感じ熾に救國を叫んで居る。然し其の實効は甚だ疑はしい。今日我等の救國方法としては國力を充實するの外ない。換言すれば全民族の力を結合し國家の爲めに用ふるに在る。惟ふに労働界は全民族中最も有力な一部分である。然るに過去の労働界は衰頹不振の空氣から脱出することを得なかつた。吾人は本會成立後は猛然沈滞し切つた空氣中に爆彈を投じ此の沈滞した空氣に震動を與へ活躍の氣運に轉換せしめなければならぬ。

労働界は全民族中重要な地位にありて今後一致團結して其の偉大なる力量を顯現するに同時に、尙ほ他の各界を率ひて之を發憤せしめ全國民族の解放を謀らねばならぬ。余は市黨部を代表し貴會が充分に其の精神を發揮し既定の計畫を完成せられんことを望む。

(二) 上海市社會局代表崔從繼の祝辭  
余は貴會の成立に對し全國労働界の爲に慶幸の意を表す。但し余は貴會に對し一つの希望がある。貴會の責任者は労働界を侵蝕する米虫を嚴重に防禦し切實に労働界の利益を保障し労働事業を順調に進められんことを望む。

「労働は幸福の源なり」の口號を掲げ「國民工役」の方法を設け最近の新生活運動一週紀念に當り同胞に告ぐるの書中に於て更に一步進めて「生活の生産化」を主張し労働の偉大を讚美せることを記憶する。之は中國労働運動の福音にして數年來労働運動の收穫である。

以上は専ら表面光明なる方面の見方であるけれども其の裏面に眼を注ぐときは遺憾の點尙ほ少なししめない。

第一 勞工には組織ありし雖何れも健全ではない。勞工訓練を持つものさへ其の成績は頗る不良である。

第二 重要な労働法規は大體具備せりし雖一部は尙ほ卓上論の域を脱しない。

第三 帝國主義侵略の猛襲は中國民族工業の發展し勞工の福利事業に悪影響を及ぼし俱に之が普遍的の實現を不能ならしめた。

第四 都市工人は多く工會組織を有すし雖他處の工會の聯合組織に缺け中心勢力を缺如する。労働問題研究の學者及び労働運動に同情を有する社會人士と労働者並に労働者團體間に何等の意識と組織の連絡なきことは少なからず労働運動の進展に影響がある。

第五 労働運動は唱導されて已に十餘年、三民主義の概括的原則を除きては吾人は未だ労働運動の詳細なる工作綱領を有しない。斯くの如きは全く労働運動方面に於ける缺

(ホ) 國際勞工局中國分局長程海峯の祝辭  
余は國際勞工局を代表し貴會の成立に對し欣幸の意を表す。殊に全世界労働運動の前途の爲に慶幸に堪えない余は貴會に對して今後一切の工作に於て至誠合作を切望するものである。又余は貴會の趣旨申分なく、會に参加せられたる者は均しく實地に於て労働運動に携はり豊富なる經驗を有する士なることを看て中國労働運動の爲に其の前途を祝福するものである。

- (ハ) 理事選舉の結果
- |      |     |     |     |      |
|------|-----|-----|-----|------|
| 理事   | 陶百川 | 李平衡 | 程海峯 | 吳魚   |
|      | 陸京士 | 朱學範 | 朱懋澄 | 趙樹聲  |
|      | 俞嘉庸 | 周家湘 | 傅德衡 | 王永盛  |
|      | 張劍白 | 水祥雲 | 陳文彬 | 文壯遊  |
| 候補理事 |     |     |     | 張導民等 |
|      | 陸蔭初 | 韓大庸 | 周炳文 | 王宜聲  |
|      | 王家樹 | 李曹南 | 葉翔泉 | 張光岱  |
|      |     |     |     | 郭添   |

(ト) 大會の宣言  
中國の労働運動は國民革命の進展に伴ひ近年飛躍的進歩を示した、それは單に勞工訓練の第二組織としてのみならず勞工立法と勞工福利事業も現に大體の規模を具へ一般人の労働者及び労働運動に對する觀念態度も以前に比して非常

に是正せられた。蔣委員長は新生活運動の提唱開始に當り、陷てあることをざるを得ない。之等の弊を補ひ實際の要求に應ずるが爲めに中國労働協會は民國二十四年二月二十四日組織せられた本會成立の趣旨に基き、次の如く工作綱領を制定し本會今後の羅針盤とする。

工作綱領 (中國労働協會工作綱領) 本會は労働界の各人若くは團體、労働問題研究者、労働運動従事者の聯合組織となし、労働理論を創造し、労働統制を實施する。茲に綱領を制定すること左の如くである。

一、總綱、三民主義は中國労働運動の最高原則たることを確認し一面消極的に階級闘争思想を解消せしめ、一面に於ては積極的に勞資協調精神を提唱し以て生産事業及び労働福利の建設に努力し本黨勞工政策の實施を期する。

二、教育方面に於ては「労働教育化」「教育労働化」の工學二位一體主義を提唱し、近代教育の風潮を参照し、極力労働教育の普及を促し並に國民體育を提唱し、軍事訓練を實施し自衛自強の體力を増進する。

三、生産方面に於ては民族利益に則り貢獻、忍耐、犠牲、自由を以て習性となし、刻苦勤勉を信條とし倫安、消極、嫉妬、廢頹、自我、私慾の惡習を去り積極的に民族の生産力を増加する。

四、福利方面に於ては協力して事業の合作、労働保險、労働托兒所等の實施を提唱し、以て労働者の經濟的自給の能

力を充實する。

五、組織方面に於ては禮、義、廉、恥を中心とし勤勞、簡素、整頓、清潔を基準とし、責任觀念、紀律精神を養成し欲神を敬ひ團體に服従する新生活習慣を提唱す。

六、文化方面に於ては三民主義を中心とし共產主義資本主義の誤謬を指摘して慘酷虚偽の左傾的宣傳を排除し積極的科學的に民族勞働文化を創造す。

七、救濟方面に於ては失業登記、職業紹介、職業指導を實施して失業恐慌を救濟し勞働醫院を設立し以て勞働者の苦痛を解決す。

八、立法方面に於ては各國の現代立法精神を採用し國內勞働法典の優劣を研究し且つ政府に建議して勞働立法を改善

ソウエート聯邦

第二第三兩インター提携問題に對する  
露西亞メンシエヴィーキの態度

一 統一戦線反對派と其の論調

客年十一月十三—十六日巴里に開催せられたる第二インター執行委員會は西班牙勞働階級共同援助に關するコミンテルンの提議を審議せる後滿場一致を以て(但しジョージヤ社會民主黨代表は之に反對せり)其の各支部に對し行動の自由を保有し其の自主權を完全に保持する事を認め、國民的範圍に於ける戦線統一には反對せざることをし、其の旨直ちにコミンテルン代表カシアン及びトレーズに回答した。尤も長時の審議と猛烈なる討論に不拘兩インターの全般的協定て根本問題に付ては一九三三年春第二インターよりコミンテルンに提議せる所を廢棄する趣旨に於ても、又之を更新する趣旨に於ても何等決定する所がなかつた。之各國勞働運動の相異に起因する意見對立の結果にして、第二インター執行委員會は今や二派に分裂せるが如き状態を呈するに至つた。

兩インター間の全般的協定問題の審議が如何に熾烈なる討論に終始せるかは、同討論に参加せる辯士十八名を數へ又同問題に關する決議作成のため第二インターは十二名の委員を選出せしこゝに依りて察知し得る。

而して右執行委員會會議に於てコミンテルンの提議を無條件に一蹴せしは現在所謂ブルジョア政府に参加し居る瑞

外國事情 ソウエート聯邦

以上述べたる處は本會同人が年來研究し且勞働運動に従事して得たる體験なり。

本會創立の初に當り茲に特に國人に掲示し共に努力せられんことを願ふ。

中國勞働協會 二月二十三日

而して本勞働協會は北平、天津、漢口、南京、洛陽等の主要工業都市にも分會を設置し全國勞働運動の指導權を把握せんとする企圖の下に創立せられたるもので、工人自體の組織する工會は全然其の趣を異にせる一種の政治的團體として國民黨の勞工政策を遂行するための特殊機關と思維せられる。

(S・U)

典、丁抹、諾威、チエツコの社會民主黨並に將來ブルジョア政府に参加すべしと期待せらる、英國の勞働黨及び和蘭の社會民主黨であるが、之等政黨は第二インターに於ける右翼を構成するもので、彼等は右第二インター執行委員會巴里會議の開催に先立ち既に夫々コミンテルンの提議受諾に反對の運動を展開せるものである。即ち丁抹社會民主黨の中央機關紙ソツイアル・デモクラシーテンは「兩インターの交渉より好望なる結果を豫期する事は不可能なるのみならず吾人は之を欲しない」と述べ、和蘭社會民主黨首領アルバルダは同黨機關紙ヘト・フォルクに幾多の論文を發表し、若し統一戦線に關するコミンテルンの提議にして受諾せられんか、第二インターは二分する外なかるべしと論じ、又瑞典社會民主黨中央機關紙ニュー・テイドは統一戦線反對論者の採りたる組織施設に付報告するに際し「最近瑞典、丁抹、和蘭及び英國の社會民主黨間には盛んなる意見の交換が行はれたることを述べ、之等政黨はモスクワは交渉を行ふこゝにすら反對である。第二インターが本問題に關し其の最も有力なる支部の明白なる希望に反して決議を採擇するが如きは考へられざるこゝである。瑞典、丁抹、和蘭英國の僚黨はヴァンデルヴェルデ及アドラーの引受けたる努力は全然無益のものに認めらる。若しモスクワに何等か統一戦線成るにせば、それは瑞典、丁抹及び和蘭の社會民主黨を



加へずして行はるべく、第二インターは我等モスクワの何れかを擇ばねばならない」第二インター當局に肉迫した。スカンディナヴィア諸國の態度は斯の如く明白であるが、英國の労働黨も亦第二インターの協定締結を阻止する陣營の主力であるけれども正面より統一戦線に反対せず「元來我等はソ聯邦を支持するもソ聯邦を支持するために必要なるは共産黨の戦線統一にあらざして労働黨政府を支持することである」主張し、コミンテルンは勿論英國共産黨の戦線統一にも反対して居る。

### 二 第二インター少数派の特別宣言

斯くの如く十一月十三日—十六日の會議は第二インターが分裂の危機に遭遇せることを暴露するもので、此の危機が如何に深刻なるかは支部諸黨に對する統一戦線問題に付き自主性を承認せざるを得ざりしこと、及び佛國代表ブルームが右執行委員會議の席上に於て幾多社會民主黨代表の名に於て特別宣言を發表せることに依り明かである。此の宣言書に署名せる代表は第二インター執行委員會に於て少数派をなすものであるが、右少数派は既に共産黨の共同戦線を展開し居る佛國及び西班牙社會民主黨並に是迄再三共産黨の統一戦線提議を拒絶せる瑞西社會民主黨代表及び昨夏共産黨を締結せる統一戦線協定を最近破棄せる

波蘭ブンド代表より成つて居る。尙第二インターの主要支部たるロシア・メンシエヴィークの黨首フョードル・ダンも右特別宣言に署名したが右は確に特筆に値する。如何になればフョードル・ダンの代表するメンシエヴィークはボリシエヴィークに對し常に對立し、露國內亂中は白系諸政府に閣員を入れ又ジョージアに於ては反ボリシエヴィーク叛亂を組織せることあり、ソ聯邦内に於ては非合法政黨として存在を許されざるもので、ボリシエヴィークは數年前メンシエヴィークを以てソ聯邦社會主義建設を破綻せしむる爲、ソ聯重要工場に於て妨害工作をなし對ソ再干渉を準備する爲歐洲諸國參謀本部に機密資料を提供し居たるものなりとし、過去現在を通じ水火相容れざる關係にあるものである。

フョードル・ダンが少数派の特別宣言に署名せるは如何なる動機に基くや以下少しく之を論ずるに先ち、特別宣言の内容を検討するに、右は歐洲に於けるフアシズムの強化戦争の危険増大に鑑み、労働階級に於て協同對抗の冀求熾烈なることを述べ、次に一九三三年二月の提議を更新しコミンテルンに對し加盟政黨全部の完全なる同権を基礎とし、國際的規模に於ける反戦運動を起し民主主義的自由の存在する諸國に於ては之を擁護し、フアシズムの爲右自由を失ひたる諸國に於ては革命運動を展開せしむる爲共同

闘争を實行する方法に付協議する用意ありやを質問すべきを説き、最後に第二インター執行委員會が、其の各支部に對し夫々の國情に應じ反フアシズム及び反戦争の闘争を、自由裁量に依り組織する権利を認めたることを歓迎したものである。

### 三 コミンテルン特別宣言を歓迎

而して右宣言に署名したのはダンの外ブルーム、ブライク、ロンダ(以上佛國)グリム(瑞西)デル・ヴァイオ(西班牙)ネンニ、モデリヤニ(伊太利)エルリツフ(波蘭)アン(D)及び奥國代表等であるが、右宣言の趣旨は之を要するにフアシズム諸國には革命運動に依る現存政權の打倒を勸請し、民主主義諸國には民主主義的自由の擁護に止め現存政權に對する革命的抗争は抑制すべしと云ふにある。

右に對しコミンテルン機關誌は『此の重大問題に付宣言書は一九三三年八月の第二インター巴里會議決議を反復し居るに過ぎず、同決議は第二インター加盟政黨全部の採擇せるものなるがヒットラーが政權を獲得せる前後を通じ獨逸社會民主黨の執れる政策を踏襲せるものに外ならない然るに一九三三年夏以後の情勢を見るに、或る社會黨就中第二インターの重要支部たる佛國社會黨は獨逸社會民主黨の執れる道が破滅に導くものなることを確信せる労働大衆

の壓力により共産黨の統一戦線に進まざるを得ざるに至つた』とて民主主義的存在する諸國に於ても革命運動展開の爲戦線統一を闡らんことを懲惡した。けれどもコミンテルン機關誌は右第二インター少数派の宣言書がコミンテルンとの交渉希望を表明し居ることを歓迎し『若し宣言書が眞面目にして且之に署名せる諸政黨が國際的規模に於ける共同動作の實現を眞に切望するならば、之等政黨は單なる希望のみを以て満足すべきではない』と述べ、須く其の實行に移るべきものなりとの趣旨を煽動的に反復力説した。(一九三四年十二月十日附コムニスターチエスキ・インテルナツィオナル三五號)

第二インター少数派の發表せる特別宣言は右に對するコミンテルンの態度如何に拘らず内部に對立の激存することを示すものであるが、右對立は何等か妥協的方式を以て解決すべく餘りに深刻なるもので、前掲巴里執行委員會議が本問題の解決を後日に譲り之を回避せるは明白に這般の消息を語るものに外ならない。右會議に於て戦線統一に關する國際協定に最も強く反對するは大體民主主義制度を持続し居る諸國即ち英、蘭、スカンディナヴィア諸黨の代表であるが、必ずしも民主主義諸國の代表が之に反對しフアシズム獨裁諸國の代表が賛成せり云ふのではない。目下地下及び外國に於て活動し居る獨逸社會民主黨が兩イン

ター協定反對派を合流し、反對に長き共和民主制度の傳統を有する佛國社會黨が國民的及び國際的規模に於ける統一運動の音頭取となりたる如き之を立證するものである。

#### 四 メンシエヴィーキーの對ソ態度變る

然らばコミンテルンに對するメンシエヴィーキーの態度は何故爾く變化せるや、右に付メンシエヴィーキー機關紙は西歐に於ける勞働運動が現下の政治情勢により其の目的方法及び形態の再檢討を迫られ居る如く、メンシエヴィーキーも亦ソ聯邦に展開しつゝある國內情勢に對する態度を再檢討する必要ありきなし、メンシエヴィーキー首領ダンの如き現在ファシズムが一般普遍現象なるが如く社會主義も亦總ての國に於て一般普遍現象としてファシズムに代はるべきものであるとの理論に基き、後進農民國たる露國に於ける社會主義建設の可能に對する從來の否定的態度を漸次拋棄し、スターリンの根本方針は『社會主義に發展する爲の確たる要素』を含むものなりと論ずるに至つた。

獨裁制度の結果露國に生起しつゝある事象をダンの如く評價するに於ては、西歐に於ける社會主義の建設も亦獨裁的方法及び過程に依りて行はれ得ずと云ふを得ず、果して然りせば國際勞働運動と露國情勢問題とは密接なる相互依存關係あるに鑑み、國際社會主義の觀念形態及び實踐に

於ける新動向を一層明確に看取して戰線統一の觀念形態的前提を創らねばならない。而して思想的共同は組織的統一に先立つべきものなるを以て、先づ思想的前提を創らなくてはならない。

メンシエヴィーキー機關誌は如上の議論を展開してコミンテルンとの交渉に進むべき必要を力説し、今コミンテルンの統一戰線主張はソ聯邦の對外政策的動機に基くものなる故、斯かる不純なる動機を暴露しコミンテルンをして國際勞働階級分裂の責任を第二インターに轉嫁せしめざるやう最少限度の要求として

- 一、分裂戰術を拋棄し總ての勞働團體に於て民主主義を實行すること
- 二、民主主義制度の存在する諸國に於ては同制度を擁護しファシズムが同制度を廢棄せる諸國に於ては之を革命的に奪回すること
- 三、露國に於ては領土的獨裁を拋棄し市民的自由就中言論集會結社及び罷業の自由を復活しソウェート秘密選舉勞働組合其他の勞働團體の獨立及び農業強制集團化の拋棄を實施すること

をコミンテルンに對し提議せざるべからずと主張した。

#### 五 ソ聯邦内に於けるメンシエヴィーキー派

右三項中第一項及び殊に第三項はメンシエヴィーキーのコミンテルン否ソ聯邦共產黨に對する要求を端的に現したるのといふべく、メンシエヴィーキー機關誌は幾多の論文に於て獨逸伊太利の社會民主黨は目下夫々國外にあり乍ら其の祖國の勞働階級を代表すに稱し、コミンテルン又之を承認し居る以上、在外露國メンシエヴィーキーをも亦祖國勞働階級の要求及び利益を代表するものと認められなくてはならない。然るにコミンテルンは他國に戰線統一を提唱しながらソ聯邦に於ける戰線統一には毫末も言及せず、苟も戰線統一を主張する以上先づ僞より始めざるべからずと説き、ソ聯邦内に於けるメンシエヴィーキーの合法化を要求しつゝある。

#### 合法化の代償としてソ政權支持を暗示

右三項中第一項及び殊に第三項はメンシエヴィーキーのコミンテルン否ソ聯邦共產黨に對する要求を端的に現したるのといふべく、メンシエヴィーキー機關誌は幾多の論文に於て獨逸伊太利の社會民主黨は目下夫々國外にあり乍ら其の祖國の勞働階級を代表すに稱し、コミンテルン又之を承認し居る以上、在外露國メンシエヴィーキーをも亦祖國勞働階級の要求及び利益を代表するものと認められなくてはならない。然るにコミンテルンは他國に戰線統一を提唱しながらソ聯邦に於ける戰線統一には毫末も言及せず、苟も戰線統一を主張する以上先づ僞より始めざるべからずと説き、ソ聯邦内に於けるメンシエヴィーキーの合法化を要求しつゝある。

るに述べ、第二インターに對しソ聯邦に於ける戰線統一の實現に努力すべきことを要請し、ソ聯邦に對しては端的に戰爭問題を持出し『ソウェート・ロシアは岐路に立つた。若し戰爭のいふが如き強激なる衝動あらんか獨裁政治の屋根の下に蓄積せられたる矛盾相反は忽ち暴露せられ、尖鋭なる衝突を惹起するであらう。而してポリシエヴィーキー獨裁が戰爭をなすには二つの方法がある。國粹愛國主義戰爭として之を行ふこと及び人民革命戰爭として之を行ふことである。此の二方法中前者を擇ばんかテロ彈壓は一層強化し、軍事官僚の權力は一層増大し、ポリシエヴィーキー獨裁はボナパルト的國粹獨裁に轉化し、公然たる反革命獨裁に轉化すべく、後者を擇ばんか、勞働者農民大衆の革命エネルギ及び露西亞社會民主黨が要求して歇まざる革命制度の民主主義化は堤を切つて奔滔するに至るであらう。前者は管に露國革命の破滅なるのみならず世界プロレタリア運動全體に絶大なる打撃を與ふべく、後者は管に露國革命を破局より救ふのみならず世界プロレタリアートの盟友としてソ聯邦を存続せしめるであらう』と論じて居る。

右聲明はメンシエヴィーキーをソ聯邦に歸還せしめソ聯邦内に於ける存在及び活動を合法化せしめよ、然らば戰爭の場合現政權を支持して其の戰爭遂行に寄與せよとの意味を婉曲に表明せるものに見られぬこともない。



此處に於てメンシエヴィーキ首領は曩に掲げたる少数派の特別宣言に進んで署名し、コミンテルンに對し加盟政黨全部の完全なる同權に基き國際的規模に於て戰爭に反對する態度を明かにせる所以が判然とする。

右は在外露西亞社會民主黨のボリシエヴィーキに對する秋波も見られるが、之に對しボリシエヴィーキが今後如何なる態度を示すやば注意すべき問題である。ボリシエヴィーキは昨年來の峻嚴なる清黨工作により益々其の單一性

を強化しシノヴィエフ派トロツキー派を根柢より清算しつゝある程であるから、在外メンシエヴィーキの送る秋波の如き餘り齒牙に掛けないかも知れないが、政黨鬭争には微妙なる要因の作用すること東西軌を一にするものあり、強力なる獅々身中の蟲に闘ふ場合には外部の政敵も一時的に乃至方便的に握手することなしとしない。此の意味に於てメンシエヴィーキの期待は必ずしも水泡に期すべしと豫斷するを得ないであらう。(外務省調査部露西亞月報第十四號)

瑞典

瑞典の社會主義青年運動

一九三五、二 英國労働組合會議機關誌 レーバー

瑞典の保守黨新聞紙はスカンディネヴィアが赤化する危険があるとして讀者に氣をもませてゐるが、そんなことはない。

現在の瑞典政府は社會民主黨の政府であるが、保守黨の宣傳者連にはお氣の毒だが、往年に比して現在では失業者

の数を半分に減じてゐる。又丁抹でも社會民主黨は已に五ヶ年以上も政權を維持して居るし、諾威に於ても労働黨(社會主義)が過般の都市の選挙に大勝を博してゐるのである。保守黨の新聞紙が瑞典及びスカンディネヴィア諸國に於

ける社會民主主義の作用を嫉視するは無理もないが、殊に彼等右翼の怖れるのは瑞典政府の背景を成すところの有力なる青年運動なのである。

瑞典の「社會民主主義青年同盟」は三年に一回開く大會の第七次大會を先頃開催したが、一萬餘の若き男女が旗幟を押し立て、夜は炬火を手にしてストックホルムの街々を練り歩いたのである。其の中にはノールランド地方の木材労働者、ベルグスラーゲン地方の炭坑夫、工場労働者、會社員、農業労働者等殆んさ凡ゆる労働者が含まれてゐるのである。組織ある青年の之程盛大な大會が行はれたのはストックホルムにあつても始めてであつて、大音楽會堂に於ける開會式には首相ベル・アルビン・ハンソン始め國際聯盟理事會議長リツカード・サンドラー其の他殆んさ閣僚全部が出席し壇上で内閣會議も開ける光景であつた。

斯くの如き組織ある青年支持者の大多数を有するのは社會民主黨だけであつて、到底他黨派の追隨を許さないところである。實際全國に二千の團體十萬人の青年男女を有するのであつて、之が自ら國家社會の指導的地位を將來取る日を期待して準備に怠りないのである。瑞典の人口は約六百萬であるから、其の割合からすると社會主義を保持し適用することを期する青年勢力をこれほさ有する國は他にないわけである。

社會民主主義青年同盟の發達は異例であつて、良好なる組織の賜である。一九一七年に同盟が始めて創立され、同年第一次大會を開いたときには會員は纔に一千人内外であつて、爾後四、五年間は思はしい發展を見なかつたのであるが指導者は不撓不屈の精神を以て會員の獲得、同盟の擴大に奮勵したのである。

而して同盟會員となつた者の意思は頗る鞏固であつて身命を賭しても瑞典社會民主主義を盛り立てやうとの精神に燃えてゐたのである。若し此の精神が薄弱であつたならば今日卅歳乃至四十歳の年齢に達してゐる人たちは疾くに同盟を去つて、今では産業及び政治下に微弱な勢力を有する共產黨若は其の他の左翼派に走つてゐる筈なのである。而して其の結果として右翼が政權を握つて、労働者の各黨派を離間中傷して互に其の力を殺がしめ、自からは悠々ミバルチック海の彼方の國を先生としてナーチズムの勉強をしてゐる頃なのである。

育を最も必要だき考へ同盟青年の教育方法を組織的にス  
ローガンのみに依頼することをやめて會員必携書を夫々の  
産業に頒布することにしたのである。

それで首相の會員に對する演説も空想的、感傷的である  
こゝを排して實實剛建を奨励したのであつて、大會の報告  
書の如き教育に關する事項が他の部面よりも餘程多量を占  
めてゐる。一九三一年以降青年講習會の講習生の数は倍加  
し、講習會は全國で一八五五に達してゐるが何れも經濟學  
からエスペラントまで講習してゐる。尙ほ講習會に青年失  
業者の爲に特習科を設けてゐるところが多く、本年一月政  
府が青年失業救濟委員會を設けた際には同盟の議長も其の  
委員に擧げられてゐる。

斯くの如く内面的には會員の教育に力を凝ぐと共に、同  
盟は外面的には、同盟の爲め、及び黨の爲に宣傳を盛んに  
してゐるのであつて、一九三二年の國會議員選舉、一九三  
四年の市會議員選舉の際には華々しく選舉運動に活躍し、  
極力獨裁と暴虐を主眼とする右翼のナーチ的綱領を排撃し  
た。

各政黨の強弱は主として青年の支持の如何に依存するの  
であつて、右翼は此の關係に於て力を殺がれてゐる。保守  
黨の青年團は一九三二年に分裂し、其の青年團は純粹なナ  
ーチズムに近い政策を有する獨立の一派を成つたのであ  
る。

ものである。

獨 逸

ザール問題の顛末

一 ザール獨逸復歸の凱歌

一九三五年一月十三日、ザールの運命を決すべき人民投  
票の結果は、獨逸歸屬派の九割三厘獲得といふ壓倒的大勝  
に歸した。一九二〇年一月十日ヴェルサイユ條約効力發生  
後滿十五年間、同條約第二篇第三章第四十九條に依り獨逸  
國家及び關係獨逸聯邦の全權利を奪はれ國際聯盟統治委員  
會の統治下に屬したザール住民の苦節は酬ひられて、面積  
一八八二平方キロ、人口八十二萬三千のザールは再び祖國  
獨逸に歸る事となつた。

斯のとき以來獨逸の對内及び對外政策は擧げて今日のザ  
ール復歸を念頭としないものはなかつたであらう。蓋し佛  
國占有の六十八年間を除き最近九百八十年間完全に獨逸の

る。此の分裂前までは此の青年團は保守主義青年團或は全  
國青年聯盟と稱し會員五萬と號し「社會民主主義青年同盟」  
の強敵であつたのである。蓋し「全國青年聯盟」がフアシ  
ズムに合流したのは保守黨内に官憲主義の國家を望み獨逸  
のナーチ革命に共鳴する分子があつたからである。

保守黨は全國青年聯盟のフアツシスト的政策が頗る不評  
判なのを看取して、聯盟との關係を少しく差控へたこと  
も、餘りにも差控へすぎて聯盟は分離獨立してしまつたの  
である。

其の後保守黨では新たに青年團體を創立したが其の會員  
は三千乃至五千に過ぎない模様である。

又農民同盟の青年運動の會員は約五萬乃至五萬三千であ  
つて農村に於て社會民主主義青年同盟の強敵なのである。

自由黨の青年團は會員三千乃至四千であり、二つの共產主  
義黨派の青年團は一萬二千乃至一萬六千であり、サンヂカ  
リスト青年團は二千乃至三千である。

之等の各青年團の會員を總計しても社會民主青年同盟の  
會員數に遠く及ばないのである。而して其の會員數は一九  
一七年の社會民主黨員に等しく地方團體の數は黨の支部の  
二倍を算するのであつて、發展の勢は黨を凌駕するものが  
ある。以上の情勢は瑞典の青年が如何に社會主義と民主々  
義に共鳴するかを物語るものであつて吾々の意を強くする

領土であり、獨逸工業の一寶庫であつたザールの復歸は、  
大戦後疲弊の極に達せる獨逸國土の經濟的甦生の根源であ  
り、従つて亦其の歸屬如何は獨逸經濟の永久的存否を決す  
るものであつたからである。寔に此事は獨逸にまつたの非  
常時であつたであらう。單なる政策、手段を以てしては復  
歸實現は覺束ない。或はヴェルサイユ條約に謂ふ一部歸屬  
の結果に立到るかも知れない、さればヒットラー首相初め  
政府首脳部にまつては國民社會黨政府、延いては獨逸國家  
の威信を世界に問はる、重大問題であつて、實際石に嚙り  
ついても敗けられぬ一戦であつた。かくてザール國民社會  
黨を主體とする「獨逸戰線」の一大勢力は「現狀維持派」に  
打勝つて、オーストリア・ナチスの叛亂、ユーゴスラヴ  
イヤ國王暗殺と共に第二次世界戦争の危機點と觀られたザ



ール人民投票も一先づ結末をつけられ、獨逸間に横つた領土要求問題も之を以て解決せられ歐洲の一角には早くも平和の聲さえ起つた。

前夜來の熱狂的興奮も漸く鎮まり、十三日(一月)午前八時半ザール全地域八百八十六の投票場に於ける一般投票開始の幕は切つて落された。五十二萬八千有余の投票者は雪に包まれたザール各地の投票場に其の歴史的一票を投ぜむものご押寄せた。國際聯盟の派遣した國際警備軍は、ベルギーの装甲自動車隊、イタリーの戦車隊、英國の騎兵隊等を動員して萬一を警戒し水も洩さぬ嚴戒を行つたが、憂慮された騷擾も起らず投票は極めて平靜裡に行はれ、午後八時を以て終了した。

十四日、前日イタリー戦車隊の集めた全投票箱は此日ザールの首都ザール・ブリュクケン市のワルトブルグ公會堂に於て、人民投票委員長ローデの開票宣告と共に三百餘名の委員によつて運命の計算は開始された。

此の結果十五日午前八時過、人民投票委員會による最終公式数字はワルトブルグから歐洲六箇國に放送され、同時にジュネーブの聯盟事務局でも放送された。(別表参照)

全投票数の九割餘の驚異的大勝は恐らく獨逸自身も豫想しなかつた好成绩であつて、現状維持派は其の惨敗に聲を潜めたであらう。勝敗の数は投票前既に決定的ではあつた

河だ、そして獨逸の國境ではなくなつた。隣接兩國は世界平和に貢献する事を希求してゐる」事を全世界に向つて發表する日は來たのである。

余は感激を以てザール在住獨逸國民と協力し、運命を以て結ばれた獨逸共同社會の聖壇に導きたいと思ふ。幾多の試練を経て新興の力と忠誠と名譽の獨逸に歸るザール人民の信仰は、幾十年來の國民的・精神的・經濟的危機を経て高められて來たものであつて、それ故に我々は非獨逸的なものを根絶しようと思ふのである。ザール人民は祖國と獨逸國民に對する愛と熱情を忘れなかつた。一月十三日の獨逸的忠誠の現はれは如何に驚異的なものであるか！獨逸歸屬への一票を投じ選舉事務所に倒れた一婦人、興奮の余り投票紙を手にする前に死亡した一母性、獨逸人の義務を遂行せん三十八キロを駆けつけた九十二歳の老人、或は雪と氷のためにシベリア經由十六日を費して支那から遙々投票の爲に來たザール獨逸婦人等々、彼女達こそ獨逸魂の保持者でなければならぬ。彼等の憧憬の的は獨逸國であり、彼等の信仰、忠誠も亦祖國獨逸に對するものであつたのである。余はアドルフ・ヒットラー閣下が我等の保護者たらむことを此處に希望し亦閣下が我が獨逸の權化たらむことを念願する次第である』

が——現に獨逸政府は一月十一日聲明書を發して獨逸併合の晩にはザール地域を一體としてバラチナ州に編入、ヨゼフ・ビュツケルの統治下に歸屬せしむる事を公表した、棄權率の少なきことも此の一方の大勝と共に選舉界未曾有のものとして記録される。

大捷の報ベルリンに達するや人心歡喜の埒端さ化し、フリック内相は十五日、各官廳、公共建物に國旗掲揚を命じ教會寺院には正午より午後一時まで祝鐘を鳴らすやう命令を發した。又ゲツベルス宣傳相は全國各地の公會堂、廣場に於いて國民祝賀大會を開催すべく指令し、文部省も亦全國各學校に對して祝賀式を舉行し休校するやう訓令を發した。

之より先ザール州知事・ザール全權委員ビュツケルは飄へる國旗の濤の中に指導者ヒットラーに對し左の報告をなした。

『指導者閣下！

世界史的視聽を集めた投票は行はれ、五十二萬八千の獨逸人は其の有効投票を歴史の秤皿に投じた。此の中九〇・五%の獨逸人は祖國への信頼を披瀝した。これ立法者の聲でなくて何であらう。

投票の結果は國境を越えて遠く海外に響き亘り、幾百年來の抗争は此處に其の終焉を告げた。ラインは獨逸の

之に對しヒットラー及び宣傳相ゲツベルスは交々立つて復歸祝賀の演説を放送した。首相ヒットラーの演説は左の如くである。

『獨逸國民諸君！

十五年に亘る不正は今や終焉を告げた、此の永き時期の間、我がザール數十萬の國民が背負はされた苦惱は、私も直さず獨逸國民の苦惱に他ならなかつた。そしてザール國民の復歸の悦は即ち全獨逸國民の歡喜である。

運命は、深き理解が全く正氣の沙汰は考へられない此の悲惨な状態を打開する事を望まず、反つて世界に平和を齎らす云ふ平和條約の文字が皮肉にも無限の不幸と絶間ない不和を招致することを望んだのであつた。それだけに十五年間の壓制の後、一九三五年一月十三日の血族の投票が力強い信念を示したさいふ我々の誇は大きい。

我がザール國民諸君！ 今日數分の後には全獨逸に亘つて一齊に鐘は響き渡り我々の心に溢れる誇と歡喜は高鳴るであらう。此時我々はザール國民諸君に、諸君の不動の忠實と犠牲的精神と堅忍と勇氣に對し感謝を捧げざるを得ない。ザール獨逸國民諸君が獨逸人であるさいふ信念、並びに我々諸君は常に一體であり將來もそうであるさいふ信念は、如何なる權力も誘惑も之を迷はす

こゝは出来なかつたのである。  
 余は獨逸國民の指導者及び首相として全獨逸人の名に於いて、現在其の代辯者として此の場所を藉り諸君に滿腔の感謝を捧げ、諸君が再び我が獨逸國民及び新興獨逸國民の繼承者として我々の下に復歸したさいふ事の幸福を諸君に保證したいと思ふ。神の攝理に依つて國民の代表者として定められた事は誇らしき喜でなければならぬ。現在に於いても將來に於いても余はザール獨逸國民諸君が獨逸國民並びに獨逸國の代表たらむことを希望する。最も艱難を極めた過去の時代に於けると同様、幸福なる勝利の歡喜に輝く將來に於いても、偉大なる祖國に諸君が復歸した事に依つて汚點を印せざらむことが大多數の者の最も熾烈なる願望である事を諸君は忘れないであらう。されば余は今日も亦至高の規律を紊さざらむことを希望する。諸君が我々の味方となつた事に依つて最も困難なヨーロッパの緊張した問題の一つを除くことに成功した事に對し獨逸國民は一層の感謝を披瀝するであらう。

蓋し二十年前惡運に人為的束縛の爲に、凡ゆる時代を通じて最も恐るべき、而も益なき鬭争に陥つた處の問題解決の途上に於いて最初にして決定的な巨歩を我々獨逸人は盡く、一月十三日に於ける行動に依つて進めた。

むこゝを願ふ。

次いで宣傳大臣ゲツベルスは新聞記者連に對しザール投票大勝の意義に關し次の如く述べた。

『余は一年有余前、諸君に國際聯盟脱退及び軍縮問題に關する獨逸政府の決意を披瀝するさいふ重責を荷つたのであるが、當時既に我々は今日の時期を慎重に考慮してゐたのであつて、其の結果今日の如き偉大なる成功を克ち得たものゝ余は満足に思ふのである。今日獨逸國民は豫想外のザール投票大勝の結果を見て喜悅と感謝に輝くであらう。』

國民社會主義運動が政權獲得鬭争を開始した當時の獨逸本國と同様に、ザール領域に於いても新聞紙の自由が認められて居り、其の上我々は獨逸反對であれば總て之を支持する統治委員の壓迫をも蒙るに至つた。斯くてザールは國際的な敗北主義的・無政府主義的分子の集團地、即ち國際共產主義及び國際マルクス主義の集合地と化した。然しながら投票總數の九〇%以上はザールが絶對に獨逸のものであることを世界に宣明したさいいはねばならない。

ザール住民は數箇月以前ダンテヒに行はれた投票同様、完全に自由且公平な選挙を経験したのであるが、獨逸復歸派のみが彈壓と妨害を蒙つた。けれ共之等一切の

いふ願つてゐるからである。ザール獨逸國民諸君、諸君の決意は余をして、歐洲の平和に對する我々の最も犠牲的な歴史的寄與をなすものとしてザールの獨逸への完全復歸が實現された以上、獨逸はフランスに對し何等領土的要求をなすものでないといふ聲明を發することに可能にしたのである。

斯くて我々は、フランスと協力して此の選挙及び其の實行可能な爲に設けられた紳士的條項に對して列強に感謝の意を表はし得たさいふは信ずるのである。我々全部の希望は、正に此の悲しむべき不正に誇るべき結末を與へた事がやがてヨーロッパの人類に、より高い平和を齎らすさいふ點に存する。惟ふに、獨逸が軍備の平等權を獲得し之を確保することの決心が強大であり絶對的であるに等しく、我々は亦今日の危機に非常時局に對し眞に國民が連帶する爲に必要な使命を決して斷念するものではない。

ザール獨逸國民諸君！諸君は、諸君が我國民と切離し得ない共同體であり、獨逸國民と新興獨逸國家の内外の價值を深めたさいふ事に與つて力があつたこゝは云ふまでもない。之に對して獨逸國は諸君に幾千度も感謝の心を送るのである。我々自身の獨逸國家、我々相互の新らしき本國に於いて、余は諸君が我々の挨拶を享けられ

迫害に抗して復歸派は獨逸に投票したのである、此事は我が國內政策にまつて寔に重大であつて、亦それはザール住民の獨逸國民に對する信頼並びに國民社會主義國家に對する彼等の信頼の證左でなければならぬ。現狀維持派は、祖國獨逸に復歸するのを望まないのではなく國民社會主義國家に復歸するを欲しないさいふ事を好んで口にしたが、之は民主主義・マルクス主義を許容する獨逸に歸する事を意味するものであつたらう、だが九〇%のザール住民はヒットラーの國民社會主義の獨逸に歸つたのである。蓋し此の事實は我國民及び全世界の前に我が國民社會主義が牢乎として動かざる政治的權力であることを宣明するものに他ならない。斯くて我々は今や歐洲政治の世界史的轉換の時期に立つに至つたが、之はクラウゼウィッツの言葉を藉りて云へば危険を避けんとする巧智に依るものでなく、寧ろ將にアドルフ・ヒットラーの代表する我が獨逸政治の果斷によるのである！』

聯盟統治下の十五年間フランスは、ザール住民の大多數を占める工業労働者を或は學校政策により或は其他の懷柔策により少くも獨逸歸屬を排除し去らんとしたのであるが、それ等の盡くが失敗に終つた。蓋し其の原因はザールの歴史的傳統に培はれた獨逸人の祖國への愛、所謂「獨逸精神」の表現であらう。之に依つて「血は水よりも濃い」事が立證されたさいへるのである。



ザール投票結果

有権者總數	五三九・五四一
有効投票數	五二八・〇〇五
獨逸歸屬投票數	四七七・一一九
現狀維持投票數	四六・五一一
佛蘭西歸屬投票數	二・一二四
無効投票數	二・二四九

二ザール

一ザールの歴史性 ザールは西部歐羅巴の獨佛國境に位置するといふ地理的條件に依つて既に軍事上重要な地帯である運命を荷つた。此の地は遠くシーザーのライン溪谷遠征の頃ケルト人の血を引くゲルマン民族が住みローマ人の支配に屬し要塞が建築されキリスト教が弘められてきたが、民族移動時代に此のローマ的支配が揺ぐと共にザールの運命も亦決定的になつた。紀元四一一年フランス人がローマ人を追ふに至つてザール在住のケルト人は彼等を一時避けたのであるが、紀元四九六年ザールに侵入した獨逸人はフランク王の決戦に破れ再び南方に追はれ、王がキリスト教に改宗した後キリスト教が急激に弘まり其の死後ザールは獨逸語を使用する王國となるに至つた。

の立場を明かにしたのであつた。幾千年來傳統を此處に築いたザール在住獨逸民族の歴史的地盤は洵に牢乎として抜くべからざるものといふべく、一月十三日に於ける獨逸歸屬派大勝の結果も何等偶然ではないといふことが出来るであらう。

一九二〇年獨逸が世界大戰の敗戦國となるや、ヴェルサイユ平和條約第二篇第三章第四十九條に依りザールは滿十五年間、五名の委員を以て組織する國際聯盟統治委員會の施政下に屬する事となつた。フランスは大戦に獨逸軍の侵入を受け其の東北部の石炭坑は無慘に荒廢せしめられた代償としてザール炭田を自國の領有たらしめむと主張したのであるが、英米の反對に遭ひ種々論議の結果、炭坑は平和後十五年間フランスに與へ其間國際聯盟がザールを管理する事に一致し、期間満了後ザール人民投票を以て、同地域の歸屬決定を住民の意思に問ふこととなつた。斯くて一月十三日ザール全領域は獨逸歸屬と確定し三月一日を以て獨逸への移管完了となつたが、住民の大多數が殆ど獨逸人であるに不拘フランスが此の地域を領有せんとしたのは、周知の如く其の豊富なる鐵就中石炭の埋藏が經濟的に極めて重要である事に基くのであつた。投票の結果に對するヒットラー及びゲッベルスの演説によつても知らるゝ如く獨逸兩國の抗争の地であつたザール問題の解決により兩國の領土

此の後中世紀の間純粹ゲルマンの居住地となり獨逸の法律が行はれ、教會、城塞、建築等も總てゲルマン型であり、獨逸の領土となつてゐた。一六八〇——一八一四年迄其の一部(即ちザール・ルイ要塞)は佛領となり全體としては一七九二——一八一四年迄の廿二年間フランスの支配下に屬した。即ち一七八九年のフランス革命前迄ナツウ・ザールブリュッケン伯爵領であつたザールは同名の公國となつたが、フランスのルードウィヒ十四世の侵入占領する所となり、「ザール州」が建設され、ザール河流域には要塞築造家ヴォーバンの築けるザール・ルイ要塞、ライン河支流モーゼル大回線に亘るロワイヤル山要塞が建造され佛の勢力下に置かれたが、プアルツ州オルレアンの決戦に一敗地に塗れ一六九七年フランスは遂にザールから手を引くに至つた。斯くて一八一四年のナポレオン戦争後ウィーン列國會議の結果再び獨逸に回收され一九一九年迄約百年の間、獨逸領として、獨逸の資本主義經濟の發展と共に其の豊富なる炭田を以つて獨逸に於ける重要工業地帯に迄躍進した。

一八六六年、プロシア對オーストリア戦争の間に、プロシアがフランスの中立條件としてザール石炭を同國に讓渡せんとするといふ風聞が立つたとき、ザール地域の大工業家を除く一般住民はフランス國民に對し聲明書を發し獨逸的野心は解消し、此の限りに於いてそれは歐洲平和の礎石をなすものといふことが出来やう。然しザールの政治的解決は行はれたが炭田を中心とする經濟的問題は尙將來に残されてゐるのであつて、ヴェルサイユ條約に於いてザールは如何なる状態にあつたかを見る前に、其の地理及び經濟状態が明かにされる必要があらう。

二ザールの地理・經濟 ラインの河を溯りコブレンツに至り、ボーゲン山脈に源を發し西方より流れ来るモーゼル河と相會する時、ラインは分れて此の支流を上れば古都トリエールに於いて南より流れ来る一支流と合する。問題のザール河は之であつて延長二四六キロ、此の流域に擴がる面積一九二平方キロ、此處に問題のザール盆地は位置してゐる。併し此のザール地域はザール盆地を中心とする一帯の政治的區劃であつて、ヴェルサイユ條約に謂ふところの人為的形造物であつて、地理的單元ではなく、又實際、自然地理、人文地理上のみならず、歴史的に見ても地理的單元をなさない。

ザール地域の面積は我國の香川縣と略等しく、ヴェルサイユ條約の形造物たるダンチヒ自由市よりも稍々大であつて、一九二七年の總人口七七四、五四六人を擁し一九三三年には八二三、四四四人に増加してゐる。人口密度は一平方キロ四三一人の多きに達し、實に全歐洲の最高位を

占めてゐる。然らばザール地域は何故にかくの如き稠密なる人口を有するか。それは偏に此の地域がヨーロッパ有数の工業地帯であることに歸因するのである。即ち全人口の中五八・九%迄が鑛工業に従事し、農業人口は其八・五%を占むるに過ぎず、而も此の鑛工業人口比率はライン州の五〇・九%獨逸全體の四一・三%よりも遙かに高率であつて、以てザールが如何に繁盛なる工業地帯であるかを窺知せられるであらう。此處にザール住民の職業別構成を示せば次の如くである。農業林業八・五二%、工業手工業五八・九五%、商業交通業一五・四七%、公務自由業四・六五%、醫業福利業一・〇七%、家事使用人二・一〇%、無職九・二四%。

之等ザール在住民には獨逸人、フランス人、ユダヤ人等が含まれてゐるのであるが、其の最大多数を占めてゐるのは勿論獨逸人でありフランス人は極めて少数に屬する。一九一一年には人口六十五萬二千人のうち佛人は數百人を數へたに過ぎず、一九二三年には時の聯盟統治委員長カウルト(リヨン出身)が佛人居住数を總人口七七〇萬のうち一萬二千を報告してゐるに見ても獨逸人が壓倒的多数を占めてゐる事が分る。では今回人民投票を行ったザール住民は如何なるものであつたか。一九二一年八月二日ヴェルサイユ平和條約中ザール規定は、「ザール住民」なるもの

的位置の好條件と石炭埋藏量の豊富さにあることは論ずる迄もない。ザール地域工業の發達は十八世紀中葉に始まり、鐵・硝子工業は其の原料品に恵まれて早くから土地定着的に發達した。加ふるに此の地域がフランス領となる間(一七九二—一八一五)に炭田が開發され、石炭木材は此の地工業の飛躍的發展を形成する重要な地盤となつた。下つて十九世紀中葉の鐵道開通と生産技術の進歩は其の工業に決定的轉機を齎らし、原料製品の配給關係に變化を起して隣接諸地方との交渉をもつに至つたが、之此の地理的好位置の賜に他ならない。

石炭の確定埋藏量はルール炭田(佛領)の五六三億トンに次いで一六五億トンに數へ我が撫順炭田の十五倍に當つてゐる。洵に石炭こそはザール工業の物的基礎であり其の生命といふべきであらう。年産額は一九三三年度に於いて一〇五〇萬トンに算し、獨佛兩國の産額の夫々一〇%及び二二%、銑鐵産額は我國と略同額の二六〇萬トン、鋼鐵は伊太利と同額の二七〇萬トンを示してゐる。銑鐵は獨佛兩國の産額の夫々二九%及び二・四%、鋼鐵は夫々二二%及び二六%を擧げてゐる。直接石炭生産事業に従事する者は住民の四分の一に及び、之を以てもザール地域に於ける炭田の重要な意義が明であらう。石炭坑業と並びザール經濟の特徴を爲す鐵工業は此の地の木材によつて既に一六〇〇

を左の如く定めてゐる。

一、以下の者にしてザール・ベツケンに六箇月間滞在せることを證明せる者

(イ) ザール・ベツケンに出生し且其の父(配偶者ならざるまきは母)がザール・ベツケンに住所を有する場合

(ロ) 出生者の父(配偶者ならざるまきは母)がザール・ベツケンに生れ且つ尠くとも十年間ザール・ベツケンに住所を有したる者

(ハ) 一九一八年十一月十一日に其の住所をザール・ベツケンに有したる者

二、三年間其の住所をザール・ベツケンに有し且つ直接税を納付せる者

三、國籍の如何はザール住民たることの資格に影響を與へず。自由退去権及び租税免除を享くる財産携帯は明文を以て之を保証す(ヴェルサイユ條約ザール規定第二十九條)

右の在住民の中約四分の三はカトリック教信者であり四分の一は新教信者であるが、住民の大多数が獨逸人であつて、亦長い歴史の間此の地が獨逸の支配下にあつたといふ事實に鑑みて此の地域が獨逸的特徴を荷ひ、亦將來に亘つて斯くあることは民族的運命と云はれるであらう。

ザール地域が秀麗なるラインの溪谷を有して自然景觀の美を誇り、他方獨逸資本主義發展と共に近代工業の繁榮を誇り得て歐洲の寶庫と謳はるゝに至つた所以は、其の地理

年頃に開始され、石炭採掘の開始以來益々盛大となり十九世紀中葉には極めて大規模のものとなつた。一九三三年度の鐵産額は前述の如く伊太利及び日本と同額であつて、從つて此の地域の鐵産地としての重要性も亦窺はれるのであつて、永き歴史の間兩國争奪的のとなり、大戰後にフランスが垂涎の地と觀たのも當然であつた。

### 三 ザールに於ける抗争

一 ザール領域の對立 ザールが國際聯盟のヴェルサイユ條約に依る政治的單元であつて此處に人為的な無理が生じた事は否めない。それにはフランスが此地の鐵、石炭に注目して之をアルサス、ローレンと共に自國の領有にせんとした策動が潜んでゐるが、然しそれは、領土不割讓、民族自決主義を提唱する米のウイルソン及び英國のロイド・ジョージの反對に遭つて中止された。大戰に於いて獨逸軍に蹂躪された炭坑代償金は別として、殆ど獨逸住民を以て埋まる此の地を斯る統治下に置いたのは極めて不自然であつて、獨逸人が「最も不正なるもの、一つ」にして之を屈辱視したのも當然であつたらう。されば人民投票に於いてザール住民は盡く祖國復歸を望むのが自然であり、佛國も之を見越して敢えて投票をなす迄もなく獨逸へザールを即時返還するの讀さえ擡頭したのであるが、一九三三年



ヒットラー内閣が政權を握るに至つて此の情勢は一變した。即ち殆ど獨逸歸屬へ傾いてゐた在住民の内部にヒットラーの政策に反對する一派を生じ、従つて之等は現狀維持を望む統一戦線を結成し、獨逸復歸派を抗争するに至つた。

(一) 獨逸戦線

先づ一九三二年ザール地方議會選舉の結果をみるに

中央黨(ローマン・カトリック)	一五六・六一五
共産黨	八四・一一二
社民黨	三五・九六八
國民社會黨	二四・四五五
獨逸ザール國民黨	二四・一五二
經濟黨	一一・五九一

を示し、舊教徒が第一位を持してゐるが、ヒットラー内閣以後はザールの國民社會黨も著しく其の勢力を増大するに至つた。即ち一九三三年七月十四日、同黨はザール地方國民社會黨及び各人民諸政黨(ザール獨逸國民戦線、ザール獨逸國民黨、獨逸人民黨、ザール地方中央黨)等を併せ「獨逸戦線」を結成し本國の國民社會黨とは無關係にして獨立のものなる事を表明しつ、復歸派勝利の爲の活動を展開強化した。本國民の激勵應援を得て彼等は確勝の意氣に燃えた。

接間接の壓迫をなさざるこゝ

(2) 國際聯盟統治下に於けるザール住民が、人民投票に對して採れる政治的態度の爲に迫害壓迫乃至報復をなさざるこゝ  
(3) 獨逸政府は更に獨逸國民が斯かる態度に出でざるやう監督すること

亦獨逸政府は統治委員會長の定めたザール領域諸政黨は他の政黨に關係せざる旨の法令を遵奉する事をも約束したのであるが、選挙闘争が激烈なるに従ひノックスが「獨逸戦線」事務所の家宅搜索の結果押収せる書類に基き委員會の作成した聯盟への報告書に依れば(十一月九日)次の事が明にされ、事實は逆の結果となつて現はれたといふ。

(イ) 獨逸戦線は獨逸ナチスのザール支部と認められること  
(ロ) 獨逸戦線はザール住民を深刻且、繼續的壓迫を加へつゝあること

(ハ) 獨逸戦線の設置せる「秩序活動部」は一種の秘密警察であり、絶えず同戦線黨員及び指導者の行動を監視してゐる事  
(ニ) 獨逸戦線はザール官憲及び各政治的團體に對し組織的スパイを行へること

(ホ) 獨逸戦線とザール官憲との共謀事件多數發覺せること  
(ヘ) 獨逸政府はザールに對し組織的干渉をなし、獨逸戦線を金融的にも支持し、且つザール監理官ワルターマンを介し右戦線に命令及び指名を爲せること  
此の事實は六月四日獨逸政府が國際聯盟にザール不干渉

(2) 現狀維持派、統一戦線

前表の如く第二位を占むる共産黨は、從來、其の國際的立場より獨逸復歸を唱へなかつたが、他は盡く祖國復歸派であつた。然るにヒットラー内閣成立以後社會民主黨は獨逸本國に於て徹底的彈壓を蒙り、黨は解散禁止、財産沒收等の迫害に遭ひ、他方亦國民社會黨に轉向を肯んじない宗教家の側も迫害を彈壓を受くるに至つた。斯くて獨逸への歸屬は所詮ナチスに自由を奪はれる許であるといふこゝを主張して、社會民主黨員マックス・ブラウンを首領とする社民系、舊教徒、ユダヤ人等々は、即ち「獨逸復歸反對・現狀維持」派を結成して歸屬派に對抗した。  
現狀維持への一票は斯くてヒットラー・獨逸不信の一票であるといふ點に於いて、此の人民投票は單に經濟的、軍事的的重要性をもつ許でなく獨逸國民社會黨の威信に關する政治的意義を荷つたのである。投票日の迫るに共に兩派の抗争は白熱化し、宣傳、演説等兩派は躍氣となつて活動に狂奔した。従つて此の爲に起り得る選挙不正等を豫め防止する爲聯盟は條約に投票に關する規定を設け、國民社會黨は亦之を遵奉する旨を約したのである。

即ち獨逸政府は次の各事項を實行するの義務を有すべきこゝを認めた。

(1) 投票は自由、公平且秘密に施行すべく、之を妨ぐべき直

を宣言し、右戦線指導者の聲明「獨逸戦線は一切の獨逸官憲と無關係の一獨立團體である」事實に反するこゝを指摘した。之に對し獨逸戦線は激昂せる抗議書を送りナチス系のリツチエルなる者の捏造に過ぎないを反駁した。

一月六日、投票前最終日曜日にはゲツペルス宣傳相は伯林に於て煽動演説を行ひ、卅五萬の獨逸戦線黨員はザール・ブリュクケンに大デモを敢行し尚シユボルト・バラストではヘッスが外國から馳参じた有權者一千を集めて激勵の辭を述べ、夜に入つては現狀維持派と獨逸戦線派の電飾競争さえ行はれ鬨争の白熱裡にザールの運命を決すべき前夜は更けた。

二 獨逸の對立 選挙戦前の概況は右の如くであつたが更に大なる問題として最近に於ける獨逸兩國の抗争が指摘される。一九三四年九月佛國政府はザール歸屬國決定後の措置に關する覺書を聯盟に提出したが、それに依れば(1) 投票者保護規定を一般ザール住民に適用すること、(2) 歸屬決定後の住民の國籍問題、現狀維持に決定せられた場合の具體的方針、(3) 炭坑問題等が重要事項に挙げられたが、最後の炭坑に關しては、國際聯盟統治決定の場合炭坑の大部分をフランスは相當額を以て聯盟に讓渡する用意あること、獨逸に決定した場合はフランスは炭坑所有權を放棄せず獨逸の支拂があるまで手放さないといふ主張をなし獨

逸の激憤を買った。獨佛の關係は斯くて投票の接迫と共に愈々險惡を加へフランスは、一九二四年及び一九二六年の理事會決議により『治安維持上必要の場合にザールに進軍せしめることを得る』旨を理由に獨逸突撃隊の侵入に備へ軍隊自動車の出動準備さえ整へた。然し此の危機も選舉準備委員會に於いて獨佛意見の一致を見るに至つて漸く除かれた。同意見書は一九三四年十二月に協定されたものであつて、其の内容は

- (イ) 國際聯盟が現状維持を決定せる場合は、從來の委任統治によらず完全な主権者としてザールを統治す
  - (ロ) ザール歸屬決定後も各國民は從來の國籍を保持し亦他國籍に變る選擇権を有す
  - (ハ) 三年前以來ザールに居住し投票權無き住民にも其の政治的態度のために報復、迫害等をなさざることを
  - (ニ) 獨逸歸屬決定の場合、炭坑其他フランスの所有財産買戻の爲の支拂賠償金は九億フラン(約一億五千萬マルク)と決定し、右賠償金の中九五%はザール地域内流通のフランス銀行券其他諸外國の銀行券を以て支拂ふ。右の銀行券は獨逸に買戻された上支拂に充てられるものとする。残りの五%は向ふ五年間無償にてザールの石炭をフランスに引渡すことによつて行はれ獨逸政府は年二百二十萬トンの石炭を向ふ五年間フランスに引渡す事とする
- 更に英國の提案に基き獨佛を除く英、伊、オランダ、ス

ウェーデンの四箇國の軍隊を以て組織する國際警備軍が編成され、ザール在住一千二百名の警官隊に協力して萬一の事態に備へ、民心を鎮むべく、投票日の警戒に當らしめる事となつたので豫想された嵐は起らずに済み意外の靜穩裡に投票は終つたのである。

#### 四 ヴェルサイユ條約下のザール

##### 一 政治的關係

ヴェルサイユ平和條約の結果、ザールは完全に獨逸の手を離れて國際聯盟の管理下に置かれることとなつた。即ち同條約第二篇第三章第四十九條に依り、獨逸はザール盆地の統治權を十五年間放棄することを強制されたのである。所謂ザールを統治する統治委員會は行政機關であると同時に立法機關であつて、法律及び規定の發布をなす場合は委員會は國民代表者たる州理事會に豫め之を諮問する事を必要とし、委員會は五名の委員を以て組織するものであるが、投票時の委員長はノックス(英國)で他に佛國人一名、ザール獨逸人一名(條約中ザール規定に謂ふ『ザール地方に生れ且つザール地域に定住せる者にして佛人に非ざる者』)フィンランド人一名、ユーゴスラヴィヤ人一名の五委員を以て構成した。之等の委員は一年間聯盟理事會に依つて任命せられ、理事會はまた委員の俸給を定め、其の俸給は

ザール・ベツケンが之を支拂ふ事としてゐたのである。

統治委員會は、各鑛坑を除く國有財産の收益を得ることに付いて獨逸本國、プロイセン、バイエルンの全權利を有し、此の權利を執行するのは委員長の義務に屬した。委員會の所在地はザール首都ザール・ブリュッケンである。今回行はれた人民投票も一九二〇年一月十日のヴェルサイユ條約規定に定められたもので、ザール住民は以下の三問題に關する投票權を附與されたのである。

- (イ) 現状維持及びザール・ベツケンに於て有效なる法制の持續、(ロ) 佛國へ合併、(ハ) 獨逸へ合併
- 投票權は男女の性別を問はず、ヴェルサイユ條約調印當時はザールに居住せる二十歳以上の者は盡く此の資格を有するものとした。

投票の結果に依つて聯盟理事會が現状を維持すべきか、獨逸に歸屬せしむべきであるかを裁決し、亦ザール規定第三十五條及び第三十六條に依りザール・ベツケンの一部も亦獨逸又は佛國に與へる事を決定する事が出来る定になつてゐた。(條約ではザール・ベツケン(盆地)の名を用ひてある)

聯盟理事會は一九三四年一月の會議に於いて三委員を設けたのであるが、之はザール人民投票に關係ある準備處置に關する報告をなさしめる目的の爲であつて、右の委員長

はイタリ人アロイジ男、他はスペイン及びアルゼンチン人各一名であり、三委員の推挙する法律委員會はスイス人一名、スウェーデン人一名及びオランダ人一名を以つて組織した。

平和條約中ザール規定第二十三條に依れば獨逸政府の選任する國民代表なるものがあつて、之等は豫め法律又は命令を以て變更し或は發布されることを必要としたものであるが、一九二二年に至り此の國民代表の代りに獨逸政府は「州理事會」なるものを任命し、又研究委員會を設置した。州理事會は三十名の理事を以て構成するものであつて、委員長は一九三二年四月二十八日迄獨逸政府が之を任命したのであつたが、此の期日に初めて選舉を以て定める事となつた。此の州理事會は獨逸政府に依つて拘束される類の決議は何等之を行ひ得ないものであつて、理事の選舉權は男女の性別を問はず二十歳以上の全住民に之を附與したのである。尙、州理事會に於ける理事の政黨別は一九三二年三月十三日の選舉の結果は、中央黨(舊政黨)一四、共產黨八、社會民主黨三、國民社會黨二、獨逸ザール地方國民黨二、經濟黨一、舊教徒の勢力が可成強い事が分る。研究委員會は滿三十歳にしてザール在住の八名の委員を以て組織し獨逸政府が任命するものであるが、此の委員會は一つの鑑定機關であつて、前述の州理事會とは異り、從



來此の委員會に提出した獨逸政府の全規定は之を總て許可した。

ザールに於ける法律は、一九一八年十一月十一日に有效であつた法律を適用し、獨逸國法及び當時の州法が之であつて統治委員會が立法權を有した。ザールの民事及び刑事裁判所は其の儘之を存続せしめ、判決の各決定は統治委員會の名に於いて爲され、其の最上級裁判所をザール・ルイ市に置き、同裁判所は民事部二刑事部一を有し十二名を以て組織する。裁判所長は以前に獨逸國籍を有したスイス人ニツポルドで、部長はスイス人一名、佛人一名、其の下にザール獨逸人三名、スイス人二名、佛人二名、ベルギー人一名、ルクセンブルグ人一名を以つてなる九名の部員があり、檢事總長はルクセンブルグ人とした。

ザールには憲兵隊が置かれてゐるが、之はザール規定第三十條に依る『秩序維持の爲めの地方憲兵隊設置の要求から生じたもので、此の規定が最も激烈な討論的となり、遂にフランス軍のラインランド及びザール占領の事態を惹起したのであつた。條約に依れば右の占領が違法である事勿論であつたが、統治委員會は『各人及びザール住民財産の保護の爲め』といふ事を理由にしてフランスの態度を支持し、數年後に至り佛國は守備兵を引揚げ、所謂國際化した鐵道守備兵を以て之に代らしめ、此守備兵が國際警備軍の

逸之を完全に遮断する事が不能になつた爲、一九二五年以來「ザール關稅協定」が締結されたのである。

(ロ) 鑛山 ザールに於ける全石炭區域は條約ザール規定第一條に依り佛國の所有となつた。亦統治委員會はフランスの利益の爲、一の最高權といふべき鑛山警察權を同國に讓渡した。

一九一九年ザール鑛山は三〇の獨立鑛坑を有し、中二六はプロイセンに屬してゐたのであるから之を見ても獨逸が如何に苦境に立つたか、明であらう。一九三三年末には尙二三坑が經營中にあり、鑛山勞働従業者總數は同年八月末四五、五八二名を算した。

ザール規定第三十六條に依れば、聯盟がザール・ベツケン又は其の一部を獨逸に併合するときは、ザール鑛坑の法律上の佛國所有權は支拂價格を正金を以て之を買戻すことを必要とし、價格の確定は三鑑定家(獨佛より各一名他は聯盟員)によつて爲され多數決を以て決定するのである。然し獨佛兩國が此の手續に依るのを欲せず別に協定を締結する場合には買戻は兩國間に成立する協定を以て行ふ。

(ハ) 貨幣 『ザール・ベツケンに於ける佛國貨幣の流通は何等の禁止及び制限に服せず』ヴェルサイユの右の規定による貨幣流通の他、聯盟理事會の其後の承認の下に統治委員會は、一九二三年七月一日フランスを唯一の法定通貨と

第三地帯へ引揚げ始めて解消した。之に依つて平和條約の目指す状態に歸る事が出来た。然しザールに於いては軍隊勤務に服する事は勿論任意服役も絶対に許されなかつた。

統治委員會は此の特別政治區域ザールの爲に青白黒の特別國旗を制定したが、統治委員會の各公的建物を除いては右の國旗ミハーケンクロイツ(國民社會黨旗)の國旗が掲揚された。

外國在住ザール獨逸人の外交的の代表は、統治委員會の決定に依り、フランスに之を委託されたが其の理由は獨逸政府が自國外交團の爲の費用を缺くからであつて、之に關して獨逸政府及びザール獨逸人は異議を申立ることが出来なかつた。

## 二 經濟的關係

(イ) 一般 ザールに於ける最大の經濟的權力はヴェルサイユ條約中のザール規定に依つてフランスに所屬せしめられた炭坑管理權である。此の結果、大鑛鑛場、中央鐵工業其他の諸工業も株式の大部分を佛國に引渡されることとなり、ザール大工業家ヘルマン・レッツヘリングに依れば、ザールの經濟的權力の約八〇%は佛人の手に委せられてゐるといふ。ヴェルサイユ條約後初期の五年間は、獨逸及びザールは無關稅の時期を経たが一九二五年以來はフランスの關稅制度下に置かれた。ザールの經濟は關稅壁によつて獨

し此日以後のマルク使用に對して禁錮刑を以て威嚇した、めザールには専らフラン貨幣(佛貨)が流通してゐたのである。

(ニ) ザール關稅協定 一九二五年ザールが佛國の關稅制度下に置かれると共にザールは獨逸から經濟的に分離した爲に、之に處する方策として、獨佛兩國への輸出入は關稅地の或數に對し、關稅免除又は關稅輕減の下に國境通過を許可する割當を行つた。右の割當は關係各經濟組合に諮問した後政府が之を確定したが、此の割當案に對しては、關係者は訴願委員會に國際的性質を以て提起される抗議を申込むことが出来る定であつた。

## 五 歸屬後の諸問題

### 一 歸屬期日(三月一日)迄

國際聯盟理事會は一月十七日、ザール人民投票の結果に關する會議を開催し、ザール主權の獨逸返還、理事會可決決議及び一九三五年三月一日を以てザール全領域を獨逸に引渡す事を決議した。即ち人民投票委員長ローデは人民投票の最終報告を爲し、統治委員長アロイデ男は同男を委員長とする三人委員會(他はスペインのオリヴァン、アルゼンチンのカンテロ)を代表し、ヴェルサイユ條約第五十條附屬書第三十五の『聯盟理事會が人民投票によつて表示さ

れた住民の希望を考慮し、ザール領域の主権を決定すべき」規定を報告し左の決議案を採擇した。

理事會は

ヴェルサイユ條約第四十九條及第五十條及其附屬第三章

一九三四年六月四日の理事會の決定

一九三四年七月七日附ザール領域人民投票規則

一九三五年一月十三日に行はれたる人民投票の結果を理事會

に通告したる一九三五年一月十五日附の人民投票委員會の報

告書及び獨逸並にフランスの約定に留意したる後決定するこ

と次の如し

一、理事會はヴェルサイユ條約第四十八條に規定せられたるザ

ール全領域を條約及び人民投票に關する特別約定に基き獨逸

に歸屬せしむべきことを決定す

二、理事會は一九三五年三月一日を以てザール全領域の獨逸政

府統治下に編入せらるべきを決定す

三、理事會は人民投票委員會に對し、フランス政府、獨逸政府

及びザール統治委員會と協議の上ザール領域の制度變更上必

要なる處置及び前記約定を實行すべき方法を決定すべきこと

を命ず。右の處置にして一九三五年二月十五日迄に決定せら

れざるべきは委員會は理事會に對し提案を爲すべく、理事會

はヴェルサイユ條約第五十條附屬書第三十五(ハ)第三十九

(ハ)及び第三十九、竝に人民投票に際し兩國政府の行ひた

る特別約定に従ひ必要なる決定をなすべし。

獨逸兩國代表の間には投票後移管完了迄種々折衝する所があつたが、獨逸政府は一月十六日フランスの主張する案に對し聯盟委員會の要求した照會の回答をジュネーヴ駐劄クラウエル總領事を通じ傳達せしめた。

一、獨逸政府は原則的にはライン左岸獨逸領土の一部を

してザール領域をヴェルサイユ條約第三篇ヨロツバ政

治條項第三款の適用をうけ非武装地帯たるべきことを

承認す

一、但し鐵道、兵舎其の他戰略的價值を有する永久的諸

施設破壊に關するフランス政府の主張に對しては其の見

解を異にし獨逸政府はフランス政府の要求する如く、

(イ)一切の戰略鐵道の撤去、(ロ)軍用列車運轉に關する

一切の施設の除去、(ハ)特定道路橋梁運河等の破壊等を

受諾することを得ない

一、移管完了期日三月一日以前に於いて技術上の問題に

關し獨逸當局間に協定成立せざる場合聯盟理事會をして

係争問題を裁定せしめることに反對する

二月十六日に至り獨逸兩國代表はザール問題に關する一

切の點に於いて協定をなし、ザール領域の獨逸復歸の全工

作は明文を以て決定的になつた。其の内容は左の如くであ

る。

一、ザール炭坑の佛國所有財産、鐵道其の他諸施設を獨

逸に譲渡する事に關し獨逸はフランスへフランス貨總額九億フランを支拂ふ、右價格の支拂は外國通貨を以てし、右の通貨は明日よりザール州に於いてマルクに換貨を開始し、就中石炭供給をなすべき事、必要會計に關し國際的支拂決算の爲銀行の協力は自由す

二、社會保險に關する獨逸協定

三、ザールに於ける佛蘭西私營保險會社の營業繼續乃至廢止條件の確定

四、佛蘭西私營會社に依るワルト炭田の採掘、私的契約は本日ザール・ブリュクケンに於いて締結するものとし右問題は政府の交渉の目的たるものとす。フランス主

權の領域に於ける獨逸鑛山労働者の繼續使役に關するバーゼル協定の外、一九三四年十二月三日ローマ協約規定

解釋に關しアロイジを調停者とし、石炭採掘の許可範圍を細定する協定を成立せしむ

五、ザール統治の獨逸官廳移管に關するザール統治委員會及び獨逸政府間の意見の一致

之より先獨逸政府は一月三十日「ザールの一時的管理に關する法律」を發布し、統治、司法、經濟等を獨逸政權下に置き、更に右の協定によつてザールにはマルク貨が流通

し、獨逸の關稅權が回收されるに至つた。

二 炭坑買戻問題 ザール統治權は以上の如く三月一日

を以て獨逸に移管され、聯盟統治委員會も引揚げる事となり、此の地域の政治的解決は容易になされた。然し經濟的諸問題の解決は先に獨逸協定が成立したとはいへ、其の實行が果されぬ場合は樂觀を許されぬであらう。

ヴェルサイユ條約に従ひ獨逸はフランスに對し金貨支拂を以てザール炭坑を買戻さなければならぬが、一九一九年會議及び一九三四年十二月協定會議に於て其の價格は九億フランに評價された。然しフランスの此の五年間に採掘

した石炭量は相當額に達してゐるから鑛山價格には多少の變動を見、又他方、フランスは鑛山に各種施設を加へ多額

の資本を投じて經營せる鐵鋼其他の付帶工業がある故に價格の決定は容易でない見られたが二月十六日協定によつ

て價格問題はさかく解決された。然し獨逸のライヒス・バンクの兌換準備金は八千四百萬マルクに過ぎず、獨逸は

如何にして此の多額の金額をフランスへ支拂ひ得るか。

右の問題に關しフリック内相は左の如く演説してゐる。

(二月十五日付フランクフルト紙)「一九三四年十二月三日ローマ協定に従ひ獨逸はザール炭坑買戻の爲附設鐵道若干

及び關稅管理驛を含めて九億フランをフランスに支拂ふべき事になつてゐるが、右の協定に定められた支拂手續は爲替上何等の困難を伴ふものではない。即ち九億フラン兌換の爲に支出するマルク價は年約六十億に及ぶ獨逸國財政の



額から見れば困難ではない』云。

三 石炭問題 ザールが軍事上經濟上重要なることは既に述べたが、ヴェルサイユ條約及び一九二五年のフランス關稅同盟に依つて炭坑所有權を獲たフランスは、此の地域の石炭を鐵礦の産を以て有名な自國のローレン地方に輸出し地理的條件に恵まれた此の隣接兩地帯はフランス資本の投下と相俟つて殷盛なる工業地帯に躍進した。獨逸への輸出石炭量は僅かに一萬トンなるにフランスへの輸出額は實に四百萬トンの多き上つてゐる。以てフランスの重工業がザール炭田に俟つ所以を知る事が出來よう。斯くて佛國所有炭坑買戻が順調に運ばれるも、ザールミローレンが分離地域なる結果今日の隆盛を見る事を得ないのは無論であるが、従つて獨逸領ザールに關稅障壁を設けらるゝ結果活況も亦衰へるであらう。ましてフランスへの石炭供給が阻止される場合同國の製鐵工業は大打撃を蒙り、ザールもフランスも昔日の大工業の佛を喪はざるを得ない。ヴェルサイユ條約は「ザール鐵山買戻の結果、鐵山又は其の一部所有權が獨逸に讓渡されたる時はフランス及び同國民は産業及び家業用上必要量のザール流域石炭の購買權を有す。石炭量及び契約存續期間及び價格に關する協定は適當の時期に國際聯盟理事會之を決定す」と規定して豫め此問題に備へたのである。一九二九—三〇年の獨佛會商では、獨逸は

フランスの要求する石炭額を供給し且つ精鍊の爲ローレンよりザールに輸入せられる鐵礦に對し特惠關稅を適用するまでに至つたが、フランスは之を以て足れりませず獨佛經濟協力の形式で鐵山管理に參加せんとして未解決となつた。炭坑買戻問題に關聯して之も複雑な實際問題として殘される。

四 關稅及び通商問題 工業地帯化したザールは、生活必需品を他に求めざるを得ずアルサスの農業を結び付くに至つた。ザールは年産の五割(約十五億フラン)を佛國へ輸出し、フランスからは總額一九二二年の二億六千五百萬フランから一九二七年には一躍二億フランに激増し八億フランの出超を示し、佛國の重要市場(第五位)となつてゐる。それ故獨逸歸屬の結果は兩者共に市場を喪失しザールの經濟活動は悲境に立つものも考へられるが、フリック内相は「獨逸政府はザール復歸後一大労働振興策を實行し、ザールに氾濫せる失業者を救済する事は政府の一大使命である」と力説し「失業者はザール全權ビュルケルの通達に如く既に間斷なく労働過程に編入せられつゝあり、ザールの石炭販路も圓滑に繼續せられるであらう」と述べてゐる。

ザールは前述の如く佛蘭西の關稅制度下にあり、條約實施後五年獨逸からザール、ザールから獨逸への輸入品に課

税しなかつたのであるが、一九二五年右期間經過と共にザール、獨兩國境に關稅障壁を設けたが經濟的弊害のため一九二八年佛國と競争せざる獨逸輸入品のみは無税とした。然も尙フランスは一九二三年以來ザール政治の法定貨フランの流通に依り經濟的特權を獲得したのであるが、獨逸復歸の結果現行關稅制度の改變をみればフランスの對ザール貿易は打撃を受けるに至るであらう。

五 亡命者の保護問題 最後に反ヒットラーを標榜し現狀維持に投票した人々の運命は如何になるであらうか、既に獨逸歸屬に反對した彼等は、ナチス政府に服しない者の他は三箇月以内にザールを立退かねばならないのであるから其の今後の運命は極めて重大といはねばならない。

本問題に關しフランス政府は一月十七日聯盟に覺書を出した。此の覺書は、聯盟理事會席上でも最大の問題として論議された。フランスの覺書は、ザール地方からの亡命者は從來通りの國際聯盟統治を欲してゐる人々であるから(現狀維持派)本問題は甚だ重要性をもつものであると強調した。之等の住民は過去十五年の間聯盟の統治下にあつて従つて彼等はいはゞ聯盟人とも名付くべきである。それ故に聯盟は之等の住民に對して發生する事態に對し直接の責任を有するといふのであつた。聯盟の協力なくして單にフランスの好意のみでは重大なる右の保護手段を講ずる事の

不可能なることが主張された。(フランスは二萬人を收容する手筈を定めてゐるといふ)

右の覺書に對し國際聯盟事務總長アヅノールは、國際聯盟豫算案にはザール人民投票後の亡命者保護に關する經費が計上されてゐない事、及び次の聯盟總會が右の目的の爲に經費を支出するにしても、此の經費は一九三六年一月一日までは之を利用することは不可能であるとの聯盟法規を提げて反對を表明した。斯くて理事會は右に關する討論の結果、ザール亡命者問題の審議を次回の理事會まで延期することに決定をみた。尙亡命者問題の報告者は次回の理事會に於いて其の調査報告を提出すべきことを命ぜられた。

ザール人民投票に於いて慘敗を喫した獨逸歸屬反對派の人々の實情はさうであらうか。既に現狀維持派の總帥マックス・ブラウンは投票終了後、敗戦後の獨逸歸屬派の迫害を恐れ、直ちに家財道具一切を引拂つて亡命したと傳へられるが、一月二十一日フランスの無任所大臣エリオが閣議に報告したところによれば、一月十五日人民投票の結果が發表されて以來、ザールからフランスに入國した亡命者は既に二千五百名(現狀維持投票者の約半数)に達してゐる。此のうち千九百七十三名はザールの土着民、四百四十二名は外國人、八十五名はフランス人であつて、彼等の盡くはシントラスブルグ在住の外國人を除けば北フランス・ツィ

ルーズ及びビレネー地方に送られてゐるさいふのである。國際聯盟理事會の任命した人民投票委員會は、投票後に於ける歸屬國の反對派壓迫を豫想し、一九三四年春之に對する保證を獨逸兩國に對し要求した。之に對する兩國の「保證宣言」の内容は同一であつて、

(イ) 國際聯盟統治下に於いてザール住民が人民投票に關してとつた政治的態度の爲に迫害、報復、壓迫を爲さざるべし

(ロ) 本宣言書の解釋乃至實行には獨逸(佛國)及び國際聯盟間に紛争を生じたる場合は國際仲裁々判所の判決に服すること

であつた。此の結果國際聯盟は、獨逸兩國了解の下に、ザール領域歸屬決定後一年間「選舉最高裁判所」を設置し左の機能を有せしめることとした。

### 獨逸宣傳相の歳末ラジオ放送

獨逸ナチス機關紙アングリップ紙は一月二日附の紙上に「獨逸國民に」を題する次の如き獨逸宣傳相ゲツマエルの昨年大晦日に放送せるラジオ演説を掲載してゐる。

全獨逸國民諸君!

余は一九三四年の最後に於て全國民に呼びかける機會を得たことを光榮に思ふのである。

余は此の機會を利用して先づ第一に、ヒットラー總統及び國民社會黨、政府の來るべき年に於ける心からの挨拶と祝賀を傳達しやうと思ふ。

ヒットラー總統及び國民社會黨政府は諸君に對して諸君が困難にして心勞多き過去一年に於て何ら迷ふことなく全幅の信頼をもつてヒットラー總統並に國民社會黨政府に盡されたことに對し、又諸君が根氣と勇氣と頑張りをもつて獨逸の國民生活と其の困難に對してよく闘争して來たこと及び闘争せんことを對し、又諸君が新興獨逸國民の實際生活に於いて示した總ての犠牲心に對して心からの謝意を表したいと思ふ。

余及び國民社會黨政府は諸君に向つて、來るべき一九三五年に於ても諸君が同様の堅固心に燃えむことを希望し、諸君が一致團結せる高貴なる模範を世界人に向つて堂々示されんことを願ふものである。假令甘美な運命によつて甘やかされることなく、獨逸國民は依然として勇敢に獨逸の國民的存在を主張する。

#### 闘争と生活の福利

然し乍ら政府と國民社會黨は昨年同様一九三五年も亦吾々獨逸人の無制限な生活(利益)の擁護に於て飽くまで強固なることを諸君に約束し、且つ獨逸國家が其の品性、能力、過去の業績に基いて獨逸國家其のものに相應せる處の

地位を他國民の間に於て再び戦ひ取るまで諸君が決して安心したり少成に安んじたりしないことを希望する。

一九三四年は、闘争の多い年であつた。大なる試練と非常な重荷にこりかこまれて全く吾々の並ならぬ努力を必要とした年であつたし、驍然たる一年であつた。一九三四年の獨逸民族を操る運命は吾々に對して偉大な成果を齎らし且つ多種多様な啓蒙を齎らした。

然れども吾々獨逸國民の滅びざる生活意欲は凡ゆる反抗物を克服して來た。そして國民社會主義原理に基く國家組織は今日では以前よりもより強固に且つより不動のものとなつて來てゐる。

經濟的に考察するならば比較的短期間に於て何百萬言ふ失業者の數を減少せしめることに成功した。四百五十萬さいふ人々が工場に、事務所、事務所に働くに至つた。之等の人々は即ち獨逸國家の生産組織がより廣汎な領域へ發展して行つた復興過程を物語る生々とした現實の證據である。

#### 強固な根底を有する農業

統制的農業法に依つて農民生活は強い確實な基礎の上に置かれるに至つた。過去の政治形體に於て失業とそれに伴ふ經濟的、道德的衰頽により自暴自棄となつてゐた若き何百萬の人々は吾々の國民社會主義政體の指導下に入つてから「勞働奉仕團體」を言ふ勞働團體の褐色の制服を着用



して、今や平和時の獨逸軍人にして手に鋤をもつて、新國家建設の爲奉仕の生活に入つてゐる。

又此の社會生活は一九三四年に於ては、國民精神の確立に於けると同様に合法的手段に依り多種多様の結果を経験した。

國民的勞働調整の法律に依つて使用主（資本家）と被使用人（勞働者）との間の關係は少くも或程度まで保全されてゐる。それ故に右の法律は國民生活に於て如何なる有害な成果をも斷じて伴ふものではないだらう。

全國民の友情的觀念は明らかに實現を見るに至つた。觀念としての勞働は新しき品性に依りて充實され「慰安の力」と言ふ團體組織に加入することによつて、勞働者は日々の生活の「勞苦と疲勞」の後に肉體の靜養と魂の慰樂を求め得るものである。

一九三四年に於ける「冬期救濟事業」の成績は各方面の期待を遙かに越えて救濟事業其のもの、社會的使命を充分果すことが出來た。勿論吾々は斯かる結果から推して諸君への希望を次の如く表したい。即ち一九三四年一九三五年の冬期に於ける救濟事業をして凡ゆる階級の社會的不變の犠牲的精神に於て前年度の成績を遙かに凌駕するやう努力されんことを。

眞の協同團結はこれからだ

「國民の團結大會」に於て全國民は實行的救助と言ふ觀念に對する今日まで未だ經驗されなかつた處の團結、協力一致に進出するに至つた。經濟的、且つ社會的領域に於ける吾々の業績は第一に新國家が目的を意識して且つ強き活動力を有して實施して來た大なる内政上の改革を通して行はれたものである。國民社會黨の政治形態に反對するものは今や全く姿を消してしまつた。もはや反對黨は存しないのである。

國民社會黨と國家は打つて一丸となるべく目下進行中である。國民社會黨と國家とは相互作用に依りて現在の民族再建運動の爲の人間と手段を指導し且つ支配してゐるものである。

吾々が一九三三年末に「吾々の偉大な目的」として決定した處の國家改造は、凡ゆる領域に於て少しの動搖支障もなく十分實現されて來た。たゞ遺憾なのは會社の協定の點に於て到る處で内部的な好ましからざる争ひを起すに至つたことである。教會の葛藤の蔭に隠れて獨逸國家の志業を爲さんが爲に、此處彼處で永久に自覺することのない駄評家が階級の不平を試みたり、或は惡意ある獨斷的な思想を有したりすることは、誠に悲しむべき状態を出現せしめるに相違ない。

駄評家を警戒せよ

國民社會黨及び政府は獨逸國及び獨逸國民に何らの損害をも與へることを決して欲してゐるものではない、従つて此の駄評家の事件を警戒視することは今更高調する必要があるまい。

そして諸種の書物を通して、同時代の人々及び周圍の世界の人々を煩はさんご試み、永久に自覺することのない駄評家は、吾々國民社會主義者の齎らす成果たる吾々獨逸國家の再建及び經濟的更生の積極的結合に依つて應て壓倒されるに至るであらうが、世人は此の普遍性を缺いた駄評家を全國民の中に於て今尙嘲弄的な時代の寵兒であるを考へてゐるのである。國內政治情勢の安定は指導者及び政府に獨逸の外交政策が次の時代に多大の希望を約束し得る迄に至つた。

民族的同權を得たいと言ふ獨逸人の要求は段々世界各地に於て理解され且つ是認されて來た。國民社會主義の建設に對して不正實な、獨逸生れの世界各地に在住してゐる移民分子に依りて惹起された恐怖的憎惡は明白に瓦解し或は全く無力のまゝ消失するに至つた。

目指す一九三五年！

獨逸國民は此の一九三五年に如何なる創造を爲すべきであるか？

經濟方面に於ける吾々の努力は、失業者を決定的に撃退する爲に一九三五年の春と夏に於て集中的努力を爲し更に「失業」を退治することに向つて一路邁進せねばならぬ。茲に於て吾々は外國爲替問題及び資源問題に於て明白な成功を収めるに相違ない。

斯くして健全な國民生活の典型的向上の目的を意識して長期間に亘り遂行された爲に鬭争は、將來も決して崩壊することのない獨逸國民の思想的實踐的團結の決定的遂行に完全に結合して相互に提携して進んでゐる。

内政方面に於ては吾々は、忠實に且つ實際に即して教會の葛藤を解決しやうと計畫し、且つそれらもに内部的争ひの此の最後の領域に残された危機の要素を全部焼きつくさんご欲してゐるものである。

又教會との關係に於ても民族の平和を保全することが成功するであらう。又それは成功しなければならぬものである。そして今日まで此處に束縛されてゐた力の總てが統一され、目的を意識して偉大なる國民的結合の使命に向つて進められることができるし、且つそれは成功しなければならぬものである。

外交方面に於ては、全國民は渴望せる希望に満ちてゐる。其の希望は、一月十三日ザール地方に住する全獨逸國民は此の一九三五年に如何なる創造を爲すべきであるか？

逸系住民が再び獨逸國に歸屬するであらうとの希望である。そして吾々獨逸から今日まで奪取されてきたザール地方に於ける獨逸の兄弟姉妹を再び吾々祖國の腕に擁せんとする愛情も、ザール地方の兄弟姉妹との結合より來たる感情ほび、吾々祖國をより強固に必然的に感激せしめる感情は他に全く發見し得ないであらう。吾々はフランスから分離して吾々獨逸に歸屬する最後の領土問題が一九三五年一月十三日に解決を見るならば、此の時こそ『大フランス國民』獨逸國民との間に實質的且つ永續性ある平和を實現せしめることが吾々獨逸人によつて成功する』と言ふ希望を絶対に放棄するものでなく亦放棄することは不可能なのである。

斯かる獨逸間の平和關係に於て平等權を有する隣り合せの友邦國としての佛獨兩國が『經濟的健全性の萌芽及び全歐洲の偽の政治的秩序への黎明が佛獨兩國間のザール問題に關する平和的解決に存するものである』と言ふことを認識するであらうし且つ認識しなければならぬ。

一九三五年の新しい年が吾々獨逸國民に命じた課題を検討するに吾々々の心臓はヒットラー總統に對する感謝よりも高貴なる敬愛心を感じるものである。ヒットラー總統は獨逸國民が混亂紛糾の内政上の分裂状態と外交上の無力から蟬脱して、生氣に満ちた更生への一路を獨逸國民に指示

した處の一大偉人である。

ヒットラー總統を祈る

吾々はヒットラーに向つて吾々總ての行動に於ける健全性も強力も神の恵ある慈悲を與ふべき總ての人間の運命も獨逸民族の運命を操る全智全能の支配者に對する熱烈な愛を祈るものである。此の全國民の祈りを通して吾々國民は一致團結するであらう。

國民社會黨と政府と國民——此の三者が完全に結合した處の一九三四年の最後の時間に於て、エーテルの波動に乗つて遠く、吾々全獨逸人に取つては獨逸再建の「本質的象徴」其のものとも言ふべき人即ちヒットラー總統に對する余の挨拶も國民への熱情的希望を全國に傳達せんとするものである。

余は余が國の内外に於ける全獨逸人の挨拶も希望を強く同胞的に結合し得るならば其の際全獨逸國民のための報告者にならうと思ふ。

海陸を問はず「獨逸語」の話される處は世界到る處に於て一九三五年の初光と同時に張切つた感謝に充ちた心臓から「ヒットラー」さいふ叫びがドツと湧き出て來るであらう。張裂ける様な雄々しい戰慄を帯びながら「ヒットラー」「ヒットラー」さ幾度も繰返されるであらう。ヒットラー總統は吾々が其の掟に従つて行進してゐる處

神よ！  
ヒットラー總統に彼の働きに祝福あらしめ給へ！  
(KANAGAWA)

の運命であり、又吾々がそれを信頼してゐる希望其のものであり、又、吾々がそれをもつて、堅くそして全幅の信用を置いて、確固たる生活に調和せしめてゐる處の信念其のものである。

佛蘭西

佛蘭西に於ける政治的避難者の取扱振

一九三五、一、三一 マンチエスター・ガーディアン

佛蘭西は政治的避難者を懇切に取扱ふのが傳統と成つてゐるが、其の傳統は今も尙ほ守られてゐるかといふことが昨夜（一月廿九日）佛國議會の重要な問題となつた。

數名の社會主義及び共產主義議員は佛國警察が政治的避難民に對し與へたさいはれる非人道的な取扱の例を擧げて質問をなした。

モゼル縣選出の社會黨議員ゾクトル・ドブレはザールからの避難民が再びザールへ送還された件を次のやうに述べた。

『人民投票前の命令は、投票後佛蘭西へ避難を望む者は皆入國を許してやれとの趣旨であつたので水曜日にフォルバツハへ來た避難民は三百名に達した。然るに突如前と反對の命令が發せられたので此の三百名は貨物自動車て再び國境外に送還されたのであるが、予は其の場の悲惨な光景を貴下（内相エリオを顧て）に見せてやりたかつたと思ふ。婦人や子供等は地に跪いて、歸れば殺されてしまふから、さうぞ送り歸さず置いて呉れ一心に哀願する様は見ると堪えず、其の場に居つた上官は直ちに



立ち去つてしまつたのである。

其の時も予は之等哀れな人々の爲に抗議して種々斡旋したのであるが、再びこんなことの起らぬやうに一般的规定を設けることが必要だを考へる」

議員ブラムは巴里在住の政治的避難者の即時追放の件に關し左の如く述べた。

「他國に放浪し頼るどころなく哀むべき境遇にある避難民に對し佛國警察が残酷な非人道的取扱を爲すことのあるのは誰かである。例を擧げるに、自分の子供が病氣で病院に入つてゐるさいふ一人、生み月が近づいてゐる一婦人及び此のやうな事故のある數名の人々に對し、少しも事情を斟酌せず四十八時間内に佛蘭西から退去することを命令したことがある。此のときは吾々が仲に入つて斡旋したので猶豫されたが、さもなかつたら警察は命令を強制したに相違ない」

ブラムは入國に必要な完全な書類を携帯しなければ避難者を入國させないといふ佛國內務省の方針を非難抗議し、例を西班牙事變に取りこんな場合書類の完備は望めないことであるを述べた。

之に對する内相の答辯は物足らぬ感があり、其の要旨は

110

成る程中には過酷の取扱があつたかも知れないが、又一面政治的避難民中には偽造を爲したり、爆發物を所持したりする者の在ることも考慮しなくてはならぬ。尙又避難民を懇切に扱ふさいふことは、今佛蘭西に大多數の失業者があるに拘らず、避難民に國內で勞働することに迄許すさいふ意味ではないを辯じた。

ブラムは之に對し内相の所説は分つたが、避難者で少しの金も有らず又頼る友人が一人もないさいふやうな者は極く少数であり、従つて避難民が勞働社會に影響を與へることは考へられないを答へた。

避難民に關する政府殊に警察攻撃は單に社會黨や共產黨の悪宣傳だとして輕視すべきものではない。佛國著名の記者モーロア及びモーリアツクの兩人も多數のロシア避難民に對する警察の取扱振に關し曩に猛烈な抗議を發表してゐるのである。之等ロシア避難民中には國外退去を命ぜられたが、立退くべき國ではなく、彷徨してゐる内に命令不服従の廉で捕へられ投獄された者もあるのである。而も之等に對し退去を命じた理由になつてゐる犯罪さいふのは極く微罪なのである。

## パリに於ける二・六事件の一周年

一九三五、一一二 ブチ・パリジャン、アクション・フランセーズ

### 一 記念日の前

一九三四年二月六日、佛蘭西の首都パリに於てはスタウスキー疑獄事件が導火線となり、久しく政界財界の腐敗を左翼内閣の軟弱外交政策に不満を有せるフアツシヨ諸團體が主となり、數萬の市民を驅り立て、反議會大示威を敢行し、議事堂前のコンコルド廣場を初め各所に於て、鎮壓の爲出動せる軍隊及び警官隊と大衝突を演じ多數の死傷者を出せる暴動事件が勃發した。(暴動事件に關しては外事警察報第四百十號参照)

而して此の暴動は革命以來の大事件として世人の耳目を聳動したのであるが、事件後パリに於ては示威に参加せる右翼派、舊出征軍人及び當時逮捕せられて裁判に附された愛國者の辯護人等に依り、「二月六日聯盟」(Association du 6 Février) 又は Association des victimes du 6 Février) 「二月六日事件辯護士團」(Groupe des Avocats du 6 Février) 「國民戦線」(Front National) 其他各種の團體が組織され、依然フアツシヨ運動を暴動の犠牲者及び其の

家族等の救援に活動して居たのである。

之等團體は暴動の一周年記念日たる二月六日を期し、コンコルド廣場に於て當日の死者の慰靈祭を行ふと共に犠牲者家族の面前に分別示威行進を行はんとする計畫を樹て、前記「二月六日聯盟」が主となつて着々其の準備を進め、「二月六日聯盟」總裁ダルクエー・ド・ベルボアは一月十七日フアツシヨ諸團體に對して協力の勸誘狀を發した。

右勸誘狀を受けた各團體は何れも「祖國佛蘭西が名譽を廉潔の中に生きんことを願ひて斃れたる人々を永久に記念し、彼等の遺志を繼ぐことは吾等の任務である云々」と云ふ返事を寄せ前記計畫に協力を回答して來たのである。一方社會黨及び共產黨兩派の闘士より成るパリ地方反フアツシヨ共同委員會の代表者は一月の下旬内務大臣レニエーを訪問し、二月六日コンコルド廣場に於けるフアツシヨ派の示威集會を禁止すべきことを進言するに共に、若しもフアツシヨ派が示威を敢行する場合は自派のメンバー五十萬(此の數字は勿論誇張されて居る)を動員して同じ場所に於て對抗示威を行ふべしと威嚇的聲明を發した。

然るに之を見たフアツシヨ派は、右聲明は政府當局の使  
喉に依るものなりとして、王黨機關紙アクシオン・フラン  
セーズを通じて盛に之を攻撃し、假令政府が禁止しても犠  
牲者の慰靈の爲斷然示威を強行し極左派（社會黨及び共產  
黨）の對抗示威は賦散らして見せるまいか。

又パリ市當局は當日ノートルダム寺院に於て一年前の死  
者の爲盛大なる追悼式を舉行するに、大統領代理、  
フランダン首相、市長、警視總監等を始め多數名士が之に  
出席すべきことが發表された。

### 二 當局の對策

二・六事件の一周年記念日を前にして、左右兩派の對立  
が激化し、事態の悪化を憂慮せる當局は二月始め「二月六  
日聯盟」總裁ダルクエー・ド・ペルボアを招致し、二月六  
日當日は屋外に於ける集會或は示威等は一切中止し、靜肅  
の品位の權に此の日を記念すべきことを要請したのであつ  
た。

同總裁は右に對する回答として内務大臣レニエーに書を  
送り、「二月六日、コンコルド廣場に於ける慰靈祭其他  
は當局の要請を容れて之を見合はする故、午後六時以後當  
局はコンコルド廣場の警備を完全に撤し、愛國者團體をし  
て自由に二・六事件犠牲者を追悼せしめよ」と要求した。

内に止まることを許さず

(ハ) 警察官は通行人をして速に廣場を通過せしむる様  
努力すべし

(ト) 寫眞撮影者は之を通行人に見做す、從つて廣場内  
に集合することを許さず

(チ) 活動寫眞撮影者の自動車に對しては廣場内を通過  
することを許さず、廣場内に停車することを許さず

斯くて「二月六日聯盟」其他フアツシヨ團體の計畫せる  
コンコルド廣場内に於ける催しは一切不可能なつた譯で  
ある。

### 三 二月六日の狀況

パリに於ける二・六事件の一周年記念日には人々は重  
大事件の勃發を恐れ、外國人旅行者達は此日パリ行きを見  
合はせた位であつたが、豫期に反して市内は割合に平穩で  
あつた。

民衆に對して平靜を求めたる政府の要請は容れられ、此  
日の特殊事件としては唯ノートルダム寺院前に於て王黨の  
一闘士がフランダン首相に惡罵を浴せた一事件のみであ  
る。

此日は夜に入つては降雨の爲、シャンゼリゼ或はコンコ  
ルド廣場附近の彌次馬連中も大部分四散したが尙極右極左

更に二月五日、政府は大統領官邸に閣議を開き、ルブラ  
ン大統領も之に出席し二月六日當日に於ける秩序維持の方  
策を議したのである。

此の結果、屋外の集會及び團體的行進等は如何なる團體  
に對しても一切之を禁止することに決定し、更に全市民に  
對しても「政府が政争を休止し、秩序の維持に全力を盡し  
つゝある故に一般市民も政府に協力し、靜肅の品位を保つ  
て二月六日の記念日を迎ふべきこと」を諭告したのであ  
る。

一方レニエー内相は閣議後警視總監を始め其他關係者  
を招致して警察當局として採るべき具體的對策を考究した  
結果、大體次の如き處置をさる事に決した。

(イ) コンコルド廣場は平常の狀態に置き、自動車及び  
歩行者の通行は之を許す

(ロ) 屋外集會及び行列等は一切禁止

(ハ) 假令數人雖も團體を爲してコンコルド廣場の中  
心部に來ることを許さず

(ニ) コンコルド廣場の一部に花環又は花束を置かんこ  
するもの（死者慰靈の爲）は警察官の監督の下に一人  
づつ別々に之を爲さしむること

(ホ) 歩行者の廣場通過は自由なるも、一人々々通過す  
ることを要し、如何なる理由あるも團體を爲して廣場

の兩分子が午後十時過ぎ再び廣場附近に集合する模様があ  
つた爲、警察は其の大部分を檢束した。此時の檢束者の數  
は約二百五十名にして其の大部分は左翼分子にして郊外よ  
り來たものも相當にあつた。

尙警察は午後十時以後、通行人の不審訊問、身體檢査等  
を行ひ兇器所持者は盡く檢束した。警視廳の發表に依れば  
二月六日中の檢束者總數は約一千二百名に達した由であ  
る。

次に當日に於ける左翼派、舊軍人其他の狀況を略説す  
る。

#### イ 左翼派の動靜

共產黨及び社會黨よりなる統一戰線派は先に政府當局に  
對してフアツシヨ派の示威其他の禁止方を提議したのであ  
るが當局が市内に於ける示威行列、屋外集會等を一切禁止  
せる爲、左右兩派共市内に於ける團體的行動を斷念したの  
であつた。

然し乍らサンドニ、ブローニエ其他近郊各地に於て共  
産黨の集會が行はれ、其の集會後之等黨員は汽車或は自動  
車を利用してパリ市内のコンコルド廣場に向つた。

當局は此の報告に接するや直に各停車場を初めパリ市へ  
の入口に多數警官隊を派し前記極左分子の大部分を逮捕し  
てしまつた。彼等の中にはピストル、小刀其他兇器を所持



する者が多数あつたが、之は數日前共產黨員と王黨員との衝突の結果王黨側に一名の死者を出せる爲、王黨側の報復に備へて居たのであらうと思はれる。

舊出征軍人の動靜

一九三四年二月六日及び其の前後に於て華々しき活動を爲したる舊出征軍人諸團體の一部は前記「二月六日聯盟」の行動を共にするこゝになつて居たが、舊出征軍人の有力團體たるユニオン・ナショナル及びクロア・デュ・フーの兩者は屋外集會や示威には参加せざるこゝに決し、前者は六日臨時會議を爲し次の如き宣言を爲した。

『吾等は吾等の活動を繼續し、益々之を強化するであらう。何者も吾等の進路を遮るこゝは出来ない。吾等は政權の保持者に對して、憲法改革、選挙法改正、國家の精神的・經濟的・社會的改造の實行を要求する。佛蘭西を脅威しつゝ、ある危険、失業恐慌克服の爲に團結しよう云々』

又此の會議の後ユニオン・ナショナルの代表者は首相に書を送り『正當なる裁判を速に實施し犯罪人を嚴罰に處し（スタウイスキー事件、フランス判事暗殺事件等の取調が進捗せざる爲）、比例代表制を實現し、憲法改革を行つて政府の地位を安固にすべき』ことを要求するこゝになつた。  
ハ ノートルダム寺院の追悼式

フアツシヨ團體の成員であつた。従つて此の追悼式に参加せる犠牲者の遺族等も政府及び政界の現状に不満を抱ける者が多かつた。

之が爲に——アクシオン・フランセーズ紙の報ずるこゝろに依れば——式場に於てフランダン首相が慰問の爲に遺族席に近づくや、何れも嫌惡の表情を以て之を迎へ、或者は首相を睨めつけ又或者は故意に側を向いたりした云ふこゝである。又式後首相が寺院より退出せんとせざるこゝもノートルダム寺院附近に群集せる愛國主義者等は散々罵言を浴せ首相をして顔色ならしめた云ふ。

ニ コンコルド廣場

既述の如く警察當局はコンコルド廣場に於ける秩序維持の方策を決定し、廣場への各通路は警官隊に依り嚴重に固められ、更に附近の重要地點には豫備隊までが配置された。こゝろが警官隊が未だ警備に就かざる二月五日深夜王黨

伊 太 利

前述の如くノートルダム寺院に於てはパリ市主催の追悼會が舉行せられる事になつて居たのであるが、此の追悼式にも多數右翼團體が参加する爲、不祥事の勃發を恐れた當局は式場入場者數を制限する爲入場券を發行するこゝにした。

又午前十時頃よりノートルダム寺院のあるシテ廣場の周圍は共和國防護團、巡邏隊、警察隊等により物々しく固められ、追悼式に参加する名士、各團體の代表者、新聞記者犠牲者の遺族等入場券所持者の他は一切交通を止められた。

式の開始される直前、之に出席の爲フランダン首相が自動車を驅つて寺院前に着いた。此の時王黨突撃隊カムロ・デュ・ロアの一團士が矢庭に首相の身邊に近づき散々惡罵を浴せかけたが、忽ち護衛の警官に逮捕された。首相は黙々として式場に入つた。

午前十一時式は莊重に開始された。大統領代理、首相、パリ市長、警視總監其の他の名士を始め多數愛國主義團體代表者及び犠牲者の遺族等は夫々定められた席を占めた。殊に愛國主義團體の代表者等は何れも團體旗を持參せる爲、式場内に於ては一際目立つて見えた云はれる。

又二月六日事件の主動勢力はアクシオン・フランセーズ其他フアツシヨ團體なりし爲、當日の犠牲者も多くは之等突撃隊カムロ・デュ・ロアの一團はコンコルド廣場に侵入し犠牲者を記念する爲と稱し昨年流血の慘事の惹起せる地點に多量の赤ペンキを散布した。然し乍ら散布されたる赤ペンキは市當局に依り六日午前中に清掃された。

又同じ五日の夜王黨女子青年團の一隊約百名はコンコルド廣場に集合し『王黨女子青年團より二月六日の犠牲者に捧ぐ』と記せる花環を置いて立ち去つた。

六日當日は早朝よりアクシオン・フランセーズ及び其の所屬團體、舊出征軍人其他各種フアツシヨ團體の代表者、ギーズ侯其他王朝の末裔、レオン・ドレー、シャルル・モリス等フアツシヨ派の巨頭連、二月六日事件辯護士團及び一般市民多數も續々コンコルド廣場に出かけ、警官の嚴戒裡に夫々花環や花束を廣場の中心に置いた。

之等花環及び花束の數は數千に上つたが、何れも六日夜の中に死者の墓所たるペール・ラシェーズ墓地に移された。

# 伊太利組合制度の活動

## 牧畜及び漁業組合の第一回會議

一九三四、二、三〇—一九三五、一、一一 イル・ポポロ・デイタリア

### 一 概 説

伊太利は既に一九二六年以來組合國家と呼ばれ、國家の全産業は(1)工業(2)農業(3)商業(4)國內交通(5)海空運輸(6)銀行及び保險の六大部門に分たれ、各部門毎に労働提供者(企業家)及び労働者の夫々の聯合會(Corporazione)を設け、同一生産部門に於ける之等兩者の聯合會を合して一個の組合(Corporazione)従つて合計六個の組合が構成されて居た。此の六個の組合は、別に自由職業に従事するものを一單位とする聯合會(之は労働提供者と労働者に分れて居ない)が政府の諮問機關となり所謂組合國家を構成して居たのである。

ところが一九三四年に至りムツソリーニ首相は従来の組織に大改革を加ふるに至つた。即ち國家の全産業を

- 一、農業生産部門
- 二、商工業生産部門

### 三、諸事業の生産的活動の爲の部門

の三大部門に分ち、更に之等三大部門を合計二十二個の組合に分類した。而して組合の活動の中樞となるべき組合評議會には其の部門内の労働提供者(企業家又は雇主)、労働者、技術家、専門家等の代表者の外にファシスタ黨の代表者三名が参加し、前記各代表者の利害衝突に超越し、國家一般の利益を代表する云ふ政治的役割を與へられて居る。(二十二個の組合及び組合評議會の構成に關しては警察報第四百十三號参照)

又各組合の總裁の職は組合大臣(現在は即ちムツソリーニ)に托され、組合の目的は労働争議の調停、國家の生産に關する諮詢に任ずるに共に組合評議會を経て國家經濟活動に關する法律を發布するに云ふにある。

斯くて新組合制度はいよいよ實行に移される事となつたのであるが、一九三四年十二月に至り前記第一部門(農業生産部門)に屬する「牧畜及び漁業組合」並に「糧物業組合」

て深き意義を有するもの云ふべきである。

### 二 評議會の狀況

斯くて一九三五年一月七日午前十一時、ローマ市内のパラツオ・ヴェネチアに於てムツソリーニ首相の司會の下に牧畜及び漁業組合の第一回會議が開かれ、司法、大藏、交通の各相(組合相はムツソリーニ首相の兼攝)大藏、内務、組合、海運、農業、交通の各省次官、ファシスタ黨幹部、關係産業部門の労働提供者及び労働者双方の聯合會々長、其他關係政府部員、専門家等が之に出席した。

先づムツソリーニ首相は

『組合制度の實際的活動を開始する最良の方法は直ちに仕事に取かゝること即ち此の會議の議事の審議を直ちに開始することである』と述べて開會を宣した。

斯くて直ちに議事の審議に入り、マルチニョーニ、ジョルダニー、チェーチ其他數人の演説が行はれたが、小時後首相は議長の職を組合副總裁ラツツアに托して議場より退出した。聽て彼は佛伊會談の爲ローマに滞在中の佛蘭西外相ビエール・ラツアル及び多數の新聞記者連を連れて再び議場に現はれ、ラツアル佛外相並に記者一同に對して組合制度の意義、牧畜及び漁業組合並に其他全組合の構成、職能、組合制度に於ける各組合の役割、組合構成の原

は他の組合に先立つて一九三五年一月上旬に始めて其の第一回評議會を開催すべきことが決定せられた。

次いで十二月末に至り前記牧畜及び漁業組合評議會は一九三五年一月七日午前十一時組合省内に於てムツソリーニ司會の下に開かれる事が發表され、其の議事日程としては次の十項目が決定された。

- 1 優良チーズの保護と自由團體(組合に加入せざる)の取締統制
- 2 食用及び工業用牛乳の生産並に販賣の統制、牛乳の消費増大の爲の方法
- 3 漁業者に對する保護及び社會的援助
- 4 ローマ市内に於ける牛乳販賣統制の爲關係法規の改正

- 5 魚類卸市場の組織
- 6 漁業機械化の統制
- 7 漁業整備と罐詰工業との關係
- 8 國內の牧畜生産と肉類輸入の統制
- 9 鮪網製造工業と鮪市場の狀況檢討
- 10 其他

此の牧畜及び漁業組合の評議會は二十二個の組合の活動のトップを切るものであると共に、ファシスト國家の生産的活動に關する各種大問題が討議されるのであるから極め



則等を説明し深き感銘を與へた。  
會議は首相に對して彼等の熱情と忠誠とを表示せる後、再び審議を續けた。

此日の會議は、(イ)優良チーズの保護と自由團體の統制、(ロ)食用及び工業用牛乳の生産及び販賣の統制と牛乳の消費増大の爲の處置、(ハ)國內の牧畜生産及び肉類輸入の統制等の各項目の審議を以て終つた。

一月八・九兩日、會議はラツツア司會の下に再開續行せられた。

而して此の二日間に於ては第一日に審議せられた事項の外、残りの議事日程が盡く活潑なる討論の對象となり、次の如き決定が爲された。

### 三 決議事項

#### 一 チーズ工業の監督

チーズ生産品に對しては——國內消費を目的とする品たるを輸出品たるを間はず——總て國家機關の規定せるマークを附することとし、之に依り其の品質其他を表示せしむること。又右マークは各州組合委員會の提議により農業及び組合の兩省協議の結果指定せられたる特定の個人生産者及び自由團體に依りても造らる、事を得べきこと。

#### 二 牛乳の生産及び販賣

10 牧畜、チーズ工業、乳製品等に對する研究機關の改善及び人造及び人造品の取締

三 大西洋に於ける漁業

組合は、漁業整備と罐詰工業との關係の問題を検討し、之等兩生産業が組合的協力により國家的生産を増大せしめ入超を減じ貿易バランスを保持せしむる事を必要なりと認め、關係組合機關に對して次の提案を爲す。

1 罐詰工場に對する新鮮なる漁類の供給が必ず伊太利國旗を有する漁船に依り行はれ得る様適當なる處置の考究

## 西班牙

### 西班牙最近の政情

西班牙に於ては、一九三四年十月四日第四次レール内閣成立の直後「反動内閣打倒」のスローガンの下に極左労働組合が團結して首都マドリッドに總罷業を敢行し、更に之が全國に波及し、カタロニア地方が一時的とはいへ獨立を實現し、全土は動

外國事情 西班牙

牧畜業の經濟的基礎を改善し、主要牧畜生産物たる肉類及び牛乳の生産に平衡を保たしめ、以て生産費と市價とを合理的にすると共に食料牛乳及び乳製品の消費増大を圖り、外國品輸入に依る國內市場の價格變動を防止し更に伊太利に於ける家畜品種改良を行はんが爲に、中央組合委員會に對して次の提案を爲す。

- 1 チーズの含有すべき脂肪量の制限、人造バター使用の取締
- 2 組合の直接管理する牛乳配給所設置及び牛乳の行商停止
- 3 國家の監督する組合機關に對して輸入家畜の國內に於ける分配割當決定を委任し國內市場の混亂を防止す
- 4 肉類輸入に對し一年間の最大限を設定す
- 5 家畜消費市場を統制監督し、獨占を避け、牧畜業者に對して自己の生産品を自由に處分し得る如くす
- 6 家畜屠殺を改良し之を近代的經濟的ならしむ
- 7 農業省が各地方に行ひつゝある牧畜業改良事業への協力を全國の牧畜業者及び其の團體に徹す
- 8 鳥肉、調味料其他輸入税を課せられざるものに消費税を課し、課税せられ居る牛羊豚肉と均衡を保たしむ
- 9 家畜、牛乳、糧秣等に對する現行海陸運輸賃率の改正

#### 2 鮪漁業の改善

3 北海及び大西洋に於ける漁業の援助

4 組合省の干渉に依り生産物を最良の條件下に處分し得せしむること

尙以上の外に漁業者に對する援助問題、鮪網製造業問題等に關して夫々決議が爲され、次いでセルトリー、ラ・ケリー、デ・ロベルト等が、此の會議に於て熱心に重大諸問題を討議せる人々に満足と感謝の意を表したる後、出席者一同のムツソリーニ及びフアシズムに對する忠誠の宣言が爲され、牧畜及び漁業組合の意義深き第一回會議が終つた。

亂の渦中に投ぜられ、一時は共和政府が危機に瀕せることは既に本報第四百七十七號に掲載せる通りであるが、其の後の政情に關し一九三五年二月九日附第二インター系コレスポندان・ス・アンテルナショナル誌は「政府のフアツシヨ化」と題する

次の如き記事を掲げて居る。  
レルー内閣は成立以來僅々四ヶ月の間に四回も危機に逢着した。

此の内閣は一九三四年十月初旬に成立せる當初より明かに反動的色彩を帯びて居た。レルー内閣の成立は國家のフアツシヨ化強化、革命に對する反革命への一步前進を意味するものである。西班牙のプロレタリアートは之を理解し、十月四日強力なる反亂運動を敢行しレルー内閣の成立に抗議したのであつた。

爾來レルー内閣の反革命性は益々露骨となり、政治的危機を経る毎に其の右翼的色彩を濃厚にした。

第一に急進黨出身のサンペー及びヒダルゴ（前者は内相後者は陸相）兩者が辭職し、次いで自由民主黨出身の文相ヴィラロボスが余りに反宗教的政策を遂行すの理由で辭職せしめられた。之等辭職は何れも反動派の巨頭シル・ロブルの策動に依つて惹き起されたものである。

更に其の後農民黨々主（右翼）にしてレルー内閣の無任相マルティニエス・デ・ヴエラスコは、政府が昨年の革命運動の結果逮捕投獄せられた政治犯人に對して余りに寛大すぎるこゝ、革命派の彈壓の不徹底及びボルテラ・ヴアラダレスのカタロニア總督任命に反對して遂に辭職を執行して居る。然るに焉ぞ知らんヴアラダレスは既に革命以前にバル

る政策の實行を約束し、十月四日の革命運動に關する裁判を速に行ひ、嚴刑、殊に死刑の執行、カタロニアの自由の完全なる剝奪、革命的新聞禁止法案の可決、勞働組合を國家の統制下に置き之に對して政治運動の禁止を規定する新法案の可決、軍事費の増大、警察の軍隊化、地中海沿岸、殊にバレアレソ島の防備強化、軍備擴張、戰爭準備等を實行するこゝとした。

斯くて新聞紙及び勞働組合に關する法案は近く議會に於て審議せられることになつたが、前記レルー首相の約束に依り内閣の危機は一時的に切り抜かれたが、此の解決は決して決定的なるものではない。

閣内各グループは何れも革命的運動の粉碎を欲して居るけれども其の方策に關しては意見の對立が存在し、之が爲に現政府の持統を益々困難ならしめて居る。

右翼聯盟の政策は明白に農民黨（之も右翼）に對抗して大資本家及び大地主の利益を擁護するこゝに存して居る。然し乍ら右翼聯盟はフアツシスト黨として、貧農及び失業労働者を獲得し之を革命の防壁たらしめんと欲して、様々の偽購政策を行つて居る。斯くて右翼聯盟は失業救済の偽購的宣傳を爲し、或は大地主の所有地を買収し、之を土地を有せざる農民に分配耕作せしむべしと建議して居る。

セロナ總督たりし人物にして、今回も着任するや否や政治犯人をも一般犯罪人に見做し、極左分子は無警告にドシ／＼銃殺すべきこゝを軍隊に命令した程の反動政治を行つたのである。

以上の事實は皆同一の意義を有する。即ち之等は何れも左翼派に對する暴壓に國家機關のフアツシヨ化を一層強化し、革命的勞働運動を速に絶滅するに共に更に反動的なる政策を實行せんとする右翼派の意圖を示すものである。又以上の事件は盡く現政府内に於ける反動派の強制に依つて行はれたものなることは疑ふべからざる事實である。而して之等反動派は之を以て満足せず更に内閣改造を斷行し、ローシヤ海相を更迭しレルー首相の腹心を以て之に代へたのであつた。

此の内閣改造に當つて第一に問題となつたのは閣僚の椅子の割當て云ふこゝであつた。右翼プロツク及び農民黨は各々自派の閣僚数を更に増加せしめんと欲したが、レルー首相は之を抑へて自己の腹心を任命したのである。

然し乍ら閣内に於ける意見の對立は閣僚の椅子の振り當て問題のみに止まらず、現政府の遂行すべき政策問題にも及んで居たのであるが、此の政策問題に關しては依然反動派が勝利を得て居るこゝは明瞭なる事實である。即ちレルー首相はシル・ロブレス及び其の一派の希望す

然し乍ら此の政策は、大地主及び富農の利益を代表して内閣に参加せる農民黨の反對に逢着して居る。殊に農民黨は人民行動黨出身の農相の提案せる小作料に關する法案にも猛烈に反對を表明して居るのである。

更に右翼聯盟はカムフラージュせる君主々義を奉じて居るにも拘らず、曾て選舉の際には共同戦線を張りたる王黨派其他のフアツシスト組織から、余りに共和制を支持するものとして攻撃せられて居る。

右翼聯盟の總帥シル・ロブレスは表面レルーを支持する如く見せかけ、其の實之を利用して己が政策を實現せしむるに云ふ巧妙なる態度に出で居るが、其の成員の大部分はレルー支持に反對を表明し既に一部の代議士は右翼聯盟を脱退した。而して此の内紛も益々激化の徴を示して居る。

急進黨の陣營内にも同様の内紛が見られる。即ち黨首たるレルー首相が右翼聯盟の總帥シル・ロブレスに引き廻され、シル・ロブレスの政策を行ひ、彼を自己の後継者なりと公言して居るのに、グエルレ・デル・リオを始めとし黨内の多數は政府現在の政策の不人氣を知り、一層左翼的なる政策の實行に右翼聯盟との完全なる絶縁を主張し更に憲法改革問題、カタロニア問題等に關しては政府の政策に公然と反對意見を表明して居る。

以上の對立は益々激化し日を迫るに従つて益々表面化せ



んとして居る。殊に新選挙法の審議（之に關しては右翼聯盟と農民黨とが尖く對立して居る）及び市町村選挙を行ふべきや否に關して此の對立は愈々白熱化するであらう。現行法の規定に従へば右選挙は来る四月に行はれるべきであるが政府は右選挙を深く恐れて居る。

各派の對立が尖鋭化し政局の前途が暗澹たる中に、労働大衆の戦闘力と其の革命的闘志は益々強力となつて行く。

政府の狂暴なる彈壓政策、軍法會議に依る死刑又は無期徒刑の判決、二ヶ月に亘る戒嚴令、労働組合の解散令、革命的出版物の禁止及び凡ゆる出版物に對する嚴重なる檢閲等にも拘らず労働者の革命運動は昂揚する一方である。

昨年十月中旬、革命的闘士の死刑執行に抗議してサラゴスに行はれたるゼネスト（此のゼネストの結果今日迄政府は再びゼネスト勃發を恐れ一回も死刑の執行を爲して居ない）、一週四十四時間制廢止に抗議して起つた冶金労働者のゼネスト、バルセロナ及びアストウリア鑛業地帯の經濟的ゼネスト、マドリッド其他各地に於ける革命的パンフレットの散布等は西班牙のプロレタリアが十月事件の結果潰滅したものでないことを明かに物語るものである。

西班牙プロレタリアの闘志は街頭に、工場に、牢獄に、其の他到る所に看取することが出来る。

數日前、十月六日の革命運動（爲にカタロニアに於て三十年の懲役に處せられた一労働者は次の如き書信を其の近親に送つた）

「獄吏は吾等を感じせしめんとして居る。然し彼等は現代の青年が鐵の如き意志を有することを知らない。吾等は益々革命の成功の確信を強めつゝあり、曠て吾等の同志が吾等を牢獄より救出し革命の犠牲者の報復を爲すであらうと信じて居る云々」

之は決して例外的な一例では無い。全國の牢獄に繋がれて居る革命闘士は素より工場内の労働者も皆同様に考へて居る。開内の各グループが對立を捨て、革命反對の共同戦線を結成するのは之が爲である。斯くせざるべきは現内閣はさうに倒壊して居る筈である。

十月事件以後ブルジョアジの陣營は崩壊の途を辿つて居る。プロレタリアは十月事件に依り大なる教訓と經驗を得、共産黨の政策に信頼し、反革命打倒の決定的戦闘を行ふべき機を待つて居る。

英吉利

第十三回英國共産黨大會

一九三五、二、四—五 マンチエスター・ガーディアン

一 第一日（二月二日）會議

二月二、四、の二日間マンチエスター市で開催せる英國共産黨第十三回大會の初日（二月二日）に英國獨立労働黨黨首ゼームス・マックストンが友黨代表として出席した。獨立労働黨が共産黨大會へ公然代表者を送つたのは之が嚆矢であつて、兩黨が時局問題に關し密接な關係を以て協力すべき證左と見るべき出来る。

大會議長テッド・ブラムレーは開會挨拶の演説で「新労働者資産調査法」を痛烈に攻撃し、共産黨は抗議の表示として来る二月廿五日に一日間の全國總罷業を考慮してゐるに述べ、尙ほ舉國政府は景氣が恢復するに宣傳して盛んにポスター戦略を用ひてゐるが、荒廢地方の慘狀、機械の運轉停止、各市に於ける労働者の窮狀、病人や營養不良兒童數の激増はさうしたものであるか、皮肉な非難を浴せ更に

進んで次のやうに述べた。

「二月七日に實施された「新失業者救濟法」の第二條は英國労働者虐めの最惡の規定であつて、之が爲に人間、失業者、其の家族の幾百萬は、労働階級からの壓力を受けなくてはならぬところの地方行政官廳の手から、労働階級の壓力を受けないところの仲裁局の手に委ねられ、此の局の意圖に依つて左右されることになるのである。今日迄救濟方法が改善されるかのやうに仄かして、労働者を購ましてきた政府も新規定に依つて給付が減少されることも認めないわけにはゆかないのであつて、諸方面からの報告は何れも給付額が少なきは一志多いのは四〇志も減少する事實を報じて居り、給付を受ける家族の窮狀は想像するに餘りがある（下院議員が發表した報告や各地の代表者からの通報を讀み上ぐ）。

殊に惡むべきは政府が此の政策を實行して間接に産業

労働者までも困しめることである。労働組合員の幾百萬が給料の値上げを、労働時間短縮を切りに要求してゐる。ときに當り、政府は新たに事業も起さないで、其の中へ餓餓と失望に沈淪してゐる幾萬の労働者を投げこもうとするのである。同法に對する労働者の激怒の聲は全國に喧しいが殊に蘇格蘭とサウス・ウェールズに最も甚しく、サウス・ウェールズでは一日間の總罷業を執行しやうとの要求が日々に強まつてゐる。』

次に共産黨々首ハリ・ポリットは急激のやうな拍手を浴び、インターナショナル合唱裡に一般的報告を爲し二時間半に亘る演説を試みマルクス主義者の立場から英國及び資本主義社會の政治的、經濟的情勢を考察し、之をソ聯邦の發達と對照し、詳細に或る危険な政治的傾向を語り、終りに英國共産黨の組織に就て論ずるところがあつた。ソ聯邦に就て述べた際キーロフ暗殺關係者を一掃したるソ聯邦政府の斷乎たる行動を稱讚し、共産黨員の假面に隠れて密かにソ聯邦に銃を向けるジノヴィエフ一味に對する政府の行動に滿腔の憤意を表し茲でキーロフ及びクイヴィシエフの靈に敬意を表する爲め各員が數秒間起立した。

ポリットはロイド・ジョージの提唱するニュー・デイールはファシズムへの一歩であるを評し、其の說の國內的性質である點を強調し、從つて大雁主及び銀行家の支持を受

の眞意を蔽ひ隠すであらうが勢ひ労働者攻撃の武器に使用さうとするのである。

共産黨の問題に移るが市會選舉にも議會選舉にも何處でも勝利が得られないことは遺憾の次第である。一體労働者は個人的要求の日常闘争では黨の仕事に忠實であるが選舉では十分に吾々を援助しない傾がある。然し之は黨の措置が悪いのであつて労働者の罪さはいへない。

黨も労働者も共に共産黨員が地方議會及び國會に選出されることを理解しなくてはならぬ。サウス・ウェールズに於て失業救濟法第二條反對運動が他處よりも強力であつたのは偶然ではなく、それは同地方議會に共産黨員がゐるからなのである。

共産黨の勢力のある處では勿論共産黨の候補者を立てるのであるが、それほど勢力のない處でも矢張り候補者を立て、地方労働黨と共同戦線を作つて其の援助を受けるところに努力しなくてはならぬ。

黨が急速に發達しないのは黨自身のことがである。黨は新黨員を歓迎しないで、あれは一九一〇年に自分等に反對した人だとか何んかいつて人を疑ひ、打ちつけた態度に出ることをしない、發達しやうと思ふならこんな態度を改めなくてはならぬ。』

くるのみでなく労働黨の指導者等からも歓迎されてゐることを指摘し、斯かる新政策を奉じて出来る内閣は現舉國內閣よりも一層支配階級と緊密に提携するものであつて、労働者や貿易業者に對し侵略的攻勢に出ることは明かであると言つた。

ロイド・ジョージが感奮した動機が——ポリットは進んで曰ふ——ルーズヴェルトの新政策にあつたことなるなら、米國の結果を知らないほき英國労働者はぼんやりはしてゐない、其の新政策は大トラストと獨占事業に利益を與へたのみで、米國の歴史上最大の階級闘争は誘起するし且つ戰爭準備の方法の一として用ひられてゐるのである。

ポリットはベルリネル・ターゲブラット紙の倫敦通信員ロイド・ジョージの會見を引用した後次のやうに述べた。

『一九三三年九月ロイド・ジョージはバーマウスで、自由黨保守黨がナチスの暴戻を非難したのに對し、若しヒットラーが政權を取らなかつたら、共産黨が當然政權を取つたに相違ない、而して共産主義獨逸になれば世界資本主義の破滅も同様である、だからヒットラーは歓迎しなくてはならぬと警告したこのことである。』

ロイド・ジョージの新政策は英國のファツシヨ化を一層容易にする仲介をしやうとするにある、そして表面其

午後の會談は共同戦線問題の討議であつて十一頁に亘る決議案には全労働階級は此の際労働黨、労働組合會議、協同組合の反對を排除して共同戦線を作ることに必要である所以を詳述してゐる。

それから獨立労働黨からの友黨代表ゼームス・マックス・トンが立ち、獨立労働黨と共産黨の協同行動の必要を力説し、労働黨は吾々兩黨が案内せる失業給付の減額反對會議に参加を拒絶したが形勢は決して悲觀すべきものではない。二月廿四日の兩黨主催の示威運動には、労働黨が協同しないでも労働黨所屬の労働者の多數が参加する見込は十分であるから吾々は此の示威運動で失業者救済に關し政府に讓歩させなくてはならぬ。

マックス・トンは進んで次のやうに述べた。

『舉國政府も最早末路であつて、今年中には崩壊してしまふであらう、熱練な政治家は次の内閣に地位を得やうと已に運動を開始してゐる。而して茲數ヶ月内には獨立労働黨と共産黨との協同は一段と眞剣になり一層効果あるものになるに確信する。』

共産黨々首ポリットはマックス・トンの出席したことを謝し、遠からずして兩黨の大會が開かれ、聯合共産黨の成立を期待する旨を述べた。尙マックス・トンはマンチェスター・ガーディアン記者に次の如く語つた。



『獨立労働黨は共産黨との合同を考慮してゐることは考へない。獨立労働黨の希望は學國政府が崩壊しやうとし、てゐる今日共産黨といはず、労働黨、労働組合といはず、協同組合運動といはず、労働階級運動の總ての分子が最大共同動作に出づることである』

二 第二日 (二月四日) 會議

本日の會議は劈頭に内相が佛蘭西共産黨々首マルセル・カシヤンが會議參列の爲に入英せんことを阻止せる件に關し嚴重なる抗議を政府に提出することを議決した。

次にページ・アノットは「ソウエート政權建設の爲に」なる綱領草案を提出して次の如く述べた。

『大戰以來聯立、労働黨、保守黨各内閣の行ひたる所を考察して、幾千の労働者は今やソウエート政治が何んなるものであるかを知らんことを希つてゐる、此處に提出する綱領は實際的なものである。』

ロイド・ジョージの新政策を單に老政治家が再起せんが爲に好機を捉へたのであるこの理由から、新政策に反對するにすればそれは大間違である。往時なら、こんな演説は二、三日も新聞に出るに、すぐ忘れられてしまふのであるが、今度は閣員や、保守黨のダイハード派や、自由黨や、ロイド・ロザーミヤのデーリー・メールま

決議案の討論に於てダブリュ・オール・ロブソンは急速なる世態の推移から見て、大衆的共産黨建設の急務を説き、今は黨員募集の好機であるが、サウス・ウエールズが殊に好望であることを述べた。

『倫敦に於ける黨員の出入は随分甚しいが、之は古い黨員たちの注意が足りないで、折角入黨してくる者を逃がしてしまふのだと思はれる。さうしても、吾々の活動の基礎は之を各都市に於ける最も重要な工場及び基礎産業の上に置かなくては充分効果ある指導は行はれないと考へる。又之と同時に地方指導部を改善して、もつと其の能力を發揮しなくてはならぬ。此の改良が出来れば黨がぐんぐん發達することは疑ない。』

黨首ボリットは前日の討論に結論を與へる態度を以て『黨は各地方労働黨、労働組合支部及び各労働候補者を味方に獲得して、共同戦線の作成を圖り、「ソウエー

ト政權建設の爲に」なる綱領の民衆化に努力しなくてはならぬ。綱領は共産黨が能く失業問題を解決し、荒廢地方を救済し、ファツシズムと戦争の危険を除去し得ることを明にしてゐる。共産黨が之等の任務を盡すに共産黨は獲得に不斷の努力を爲すに於ては共産黨は労働者革命、労働者階級の獨裁及び社會主義英國の建設なる其の目的を達成することが出来るのである。吾々が此の大會地をランカシャーのマンチエスター市に選んだのは此の重要なる産業地方の共産黨員に殊に強き刺戟を與へんが爲めからである。此の地に於ける綿業雇主等と労働組合指導者は近頃新たに協定を結んで一層の不幸を綿業労働者に與へてゐるのである。共産黨は宜しく協定に絡まる一切の事情を暴露し、併せて雇主のみが承知してゐる労働者の多くが知らずにあるところの協定の内容をも暴露しなくてはならぬ。』

『第十二回大會以來、飢餓示威行進や、對ファツシズム闘争、共産黨の勢力の増加、共産黨機關紙デーリー・ワーカーに與へたる多大の援助に於て見る事の出来るやうに、共産黨は著しく其の勢力を増進してゐる。然しながら其の勢力増進は會員の増加と機關紙の發行高の増加の割合からいふて十分とはいへない。全黨員は此の點に深く注意しなくてはならぬ。其の原因は黨の政策、戦術及び組織の方法の不備、缺陷である。吾々は如何にもして之等缺點を除去して眞の大衆的共産黨を建設しなくてはならぬ。』

英國自治領に就て

一九三五、二、一 マンチエスター・ガーディアン、エイ・ペリー・デーデル・ケース

「自治領資格」(Dominion Status) なる語辭が政治的語辭として頻繁に使はれるやうになつたのは十五年位前から

一 概 況 外國事情 英吉利



であるが、其の資格の創設に就ては一九〇七年の植民地會議及び英帝國構成各國間の會議を永久的の定期會議とする其の際の決議に關して述べなくてはならない。一九〇七年の會議は四年目毎に帝國會議を開き、ユナイテッド・キングダム及びセルフ・ガヴァーニングの各首相が議員となり平等の資格で集會すること、並に英國植民大臣も亦議員であつて聯合王國首相が缺席する場合には之に代つて議長を勤めることを協定した。而して前記の植民地を他の植民地等と區別する爲に「自治領」(Dominion)と稱することになつたのである。「自治領」は内政に於て全然自治の行はれてゐる領土を謂ふのであるから、印度、普通植民地及び保護國等は自然此の會議から除外されたのである。

一九一一年に開催した第一回の帝國會議は更に各自治領の地位を明かにした。一方に於てニュージージーランド首相の示唆せる聯邦帝國制を斷然拒否し、他方に於て各「自治領」は從來通り自國に直接利害關係のある外交政策問題には總て英本國から相談に預かること、將來は一層進んで英國の外交政策大綱を決定する場合には各自治領は之に參與する機會を與へらるゝを要すことを協定した。併し世界的政治に有效なのは英本國艦隊と外交なのであるから、戰爭、媾和及び同盟に關する問題に關しては英國政府が最終的決定權を有するといふことを明瞭にしたのである。

院主張の如く確定するまでには至らなかつた。尤も其の後に於ける實際の處理は自治領は國內問題同様、國外問題に對しても完全の自治權を有するの原則に依つて行はれたのである。併し此の平等の原則は憲法を改正しなくては完全に効果を生じないのである。

### 三 愛蘭自由國

一九二一年の帝國會議は直ちに憲法の改正を爲す要もなからうとの意嚮であつたが、一九二一年英國が愛蘭と條約を締結するに及んで事態は變化を來した。英國との交渉に於て愛蘭側は加奈陀と同様な資格を承諾したが一九二二年英國憲法を制定するに當り愛蘭は自國及び英國各共同國に共通の皇帝の承認に依つてのみ變更の出來る獨立國を要求することを明かにした。英國政府は此の案に修正を加へ自由國最高裁判所の判決も英國樞密院及び英國議會に上訴し得る條項を保留して之を承認したのである。然るに自由國は之に満足せず爾來之等の制限を撤去し、完全なる國際的資格の獲得を目的として進んだのである。

當時加奈陀が國際聯盟の聯盟國であつたので、自由國も之に倣つて聯盟國たる事を許され、又加奈陀が、實際に派遣はしなかつたが、ワシントンに全權公使を派遣する權利を一九二〇年に得たので自由國も代表權を確立した。又加奈

### 二 加奈陀

自治領の資格は各自治領が太職に參加して重任を盡くしたことに依つて又加奈陀首相ボールドウィンが加奈陀民が大戦に拂つた犠牲の代償として歐洲大國及び合衆國を除く其の他の諸國と同等の權力と地位とを有する新國として加奈陀を承認されたしとの要求をなしたことに依つて一段高められることとなつた。ニューファウンドランドを除く各自治領も加奈陀の要求を支持したので英國政府も異議なく其の要求を許容したのである。其の結果英國政府は能く外國政府の異議を排して、一九一九年のヴェルサイユ條約の締結に於て、ニューファウンドランドを除く餘の自治領は確乎たる國際的資格を認められ、英帝國と並んで國際聯盟の構成國と成つた。爾來英國は理事會の永久委員であるが、各自治領も臨時委員には選出される資格を承認された。而して一九二七年に始めて自治國からも臨時委員が選出されるのである。斯くて媾和條約の際には加奈陀の主張が通つて英國皇帝は各自治領毎に別々に媾和條約に署名をなし、批准は自治領の承諾を待つて之を行ふことになつた。

右の通り處理されたもの、平和條約の條件を決定しなくてはならぬ匆忙の際であつたので「自治領」の資格を加奈

陀が一九二三年に自國のみに關係する條約には加奈陀の代表者のみが署名することを宣言するや自由國も同様の權利を宣言した。而して一九二三年乃至三〇年の帝國會議に於て愛蘭自由國は常に加奈陀及び南阿聯合國と提携して外國關係事務の各自管理及び行動の權利を要求したのであるが、此の要求は此の權利を行使する者は各共同國に其の事項を通報するの義務があるとの條件を附して許容されたのである。一九三一年には愛蘭自由國政府は英國外務省を差置き外交事務を直接皇帝に通信し、自由國は英國皇帝を載く主權ある獨立國であるとの主張を明かにした。

自由國は内政に於ても總督を自から任免する權利を主張したが、一九三一年英國議會の協賛を経たる一法律は實際に英國立法部の優越權を取消し自治領裁判所から樞密院への上訴の手續を廢棄し自治領の法律に治外法權の效力を與へた。尤も此の英國の法律は濠洲及びニュージージーランドには行はれて居らず、ニューファウンドランドは財政困難の爲に一時自から自治權を拋棄したので此處にも勿論行はれてゐない。そして此の法律は加奈陀、愛蘭自由國及び南阿聯邦に對し効果を及ぼすのであつて、南阿聯邦は一九三四年に依つて主權を有する獨立國と成つたことを主張し、且つ同聯邦首相は英國皇帝なるものは之を分割し得るものを見做すべきであつて聯邦は任意に共同國から脱離する



こゝも出来るし、英國の從事する戦争には中立を守るこゝも出来る主張したが、此の主張に對し英國政府は異議を挾まなかつたのである。愛蘭自由國に關しては一九二一年の條約から見て共同國からの脱離も、中立も出来ないものと思はれる。又加奈陀に至つては此等二つの權利の孰れをも要求してはならない。

#### 四 印 度

世界大戰は斯くの如く自治領の資格を擴大に導いたが、印度も亦各自治領に同等の資格を要求したのである。英國も印度の功勞に酬いて一九一七年に帝國會議に参加を許可し且つ英帝國の一部として漸次に印度に責任政府を實現せしむることを約したのである。印度側では之を以て追ては自治領に全く同一の資格を付與されるものゝ解釋したのであつて、其の後印度に國際聯盟の座席が與へられるに及んで、一九一七年の約束に尙ほ幾分の疑を抱いてゐた者も其の疑を晴したのである。それであるから一九二九年に印度總督ロード・アーウケンが英國政府の承認を経て印度に自治領の資格を付與するものが英國政府の印度政策の目的であるに確言し、一九三三年に印度總督ロード・ウヰリントンが同様に確言したことは當然の歸結の正式承認に外ならぬのである。而して一九三三年十一月二十二日印度事

務大臣は此の事を否認したわけではないが、政府は直ちに自治領資格を印度に與へるこゝではないと言明してゐる。

ロード・アーウケン及びロード・ウヰリントンの聲明は共に、印度は何處までも英帝國の一部であつて、自治領資格を得ても其れは英國に分離の權利までも含むものではないといふ一九一七年に聲明された最高原則の下に行はれたものであることは明瞭なのであつて、斯かる權利は元々印度の各王侯州の地位にも兩立しがたいものである。何故ならば王侯州を加へなくては印度聯邦を作つても無意義に近いのに、さて王侯等は英國皇帝との直接關係を絶つこゝには決して同意しないからである。即ち假令自治領資格が與へられ印度聯邦が出来たとしても王侯は決して之に加らなからう。併し現在の事態では王侯州の聯邦参加は可能なのである。何んとなれば英國皇帝はさうまでも印度政府及び立法府に關し最後の監督權を有するこゝとなるのであり、従つて王侯州の權利を侵害する如き行爲を避くる上に其の權能を行使するこゝが出来るからである。併し王侯側からすれば自治領に成る前に各自の地位が確認され、英國皇帝が保障するこゝの出来なくなるやうな保護は聯邦裁判所が代つて王侯に與へるこゝの條項を憲法中に規定せしむるこゝを望むのは寧ろ當然のこゝであらう。

### 研究資料

#### ソ聯邦に於ける外國人の權利義務

一九三五、一 外務省調査部調査 露西亞月報第十三號

#### 第一章 外國人の性質

##### 第一節 外國人の定義及國籍

外國人は一定の國家領域内に滞在し其の國家の國籍を有せざる者を意味し他國の國籍を有する者又は無國籍の者をも包含す。尤もソ聯邦國籍法第三條は「何人ト雖モ聯邦領域内に在ル者ハ外國人タルノ證據無キ限リソ聯邦ノ國籍ヲ有スル者ト認メラル」ニ規定し居るが故に、事實上ソ聯邦内に於ける外國人は他國の國籍を明に有し居る者に限らるゝものなり。又ソ聯邦に於ては全聯邦共通の國籍ある外聯邦を構成する各ソウエイト共和國の國籍なるものあり。此の點よりしてソ聯邦に於ける外國人は聯邦共通の國籍を有せざる者を意味す。ソウエイトの或る法學者はソウエイト社會主義制を採用せる國家は皆同一の經濟的目的、性質を有するが故に、外國人はソウエイト制度を有せざる國家の國民のみを稱すに論じ居れり。此の問題はエイト法學者はソウエイト制たるに否に關はず聯邦共通の國籍を有せざる者を外國人ト稱すに論じ居れり。此の問題はソ聯邦に加入せざりし當時の中央亞細亞諸國（例へばブラハ共和国）の場合又は將來の外蒙古共和国等の場合に於て見解を異にするこゝなる可きも、通説としては是等の説はソ聯邦に於てはブルジョアの觀念論なりと論ぜられ居れり。

次に國籍の積極的抵觸即二重國籍に關しては聯邦國籍法第十一條は外國國籍にソ聯邦國籍との併存可きを豫見し「外國人ニシテソ聯邦ノ國籍ヲ取得セル者ハ外國國籍ト從屬關係ヲ有スル權利義務ヲ有スルコト無シ」ニ規定し、又國籍法第十二

條（ロ）に依ればソ聯邦人にしてソ政府の許可の有無に拘らず國外に移住せる者、政府の要求にも關らず歸國せざる場合は國籍を剝奪せらるゝこと、なり居れるが故に、ソ聯邦その他國の二重國籍を有する者はソ聯邦内に在る場合はソ聯邦人に見做されソ聯邦法律を適用せられ、又ソ聯邦外に在る場合はソ聯邦に歸國する意思無き限り結局外國人となるものなり。此の點よりして外國人は外國の國籍を有するのみならずソ聯邦の國籍を有せざるの二條件を具備するを要す。

次にソ聯邦に於ては公民權（グラジュダンスコエ・ブラーウオ）を有すること、國籍（グラジュダンストヴォ）を有すること、は意味を全く異にす、公民權は私權に對する政治上の諸權利（例へば選舉權）にして國籍はソ聯邦に於ては人民が一身的に國家の經濟的利益の爲に國家權力によりて拘束せらるゝ状態に在ることの意味す。故にソ聯邦に於ては外國人にしてソ聯邦公民權を有し得可くソ聯邦人にして公民權を剝奪せられたるもの（所謂リシエンツイ）も存在す。

## 第二節 外國人の地位

闘争を事させる人類野蠻時代に於ては外國人の地位は全く認められず或は殺害せられ或は奴隸化せられたるも、交換經濟の發展に従ひ國際貿易も發展し外國人に對する敵視主義は軟化して賤外主義となり排外主義となり、進んで相互主義となり殊に資本主義、個人主義の發達せる十九世紀に至りては總て人は私權を享有す可きものとせられ平等主義を唱へらるゝに至れり。相互主義は條約又は國內立法によりて外國人の權利を相互的に認めんとする制度にして、平等主義は一般的に國籍の如何に係らず私權を認めんとする制度なるが、現在はまだ完全なる平等主義が世界各國に確立するに至らずされど外國人の權利を尊重するに至りたる過去よりの歴史は一部の人々をして世界共通の市民權を確立せんとする思想を萌發せしめたるも、世界大戰以來各國の經濟的反目は次第に此の思想の夢想なることを明にし、各國は自國民及外國人相互を、例へば米國移民法の如く別個に取扱ひ居る現状なり。ソ聯邦の學者は世界を資本主義社會と社會主義社會とに二大別し資本主義社會が次第に衰微し遂に社會主義社會のみなるに及びて始めて全世界共通の公民權なるもの確立するに至る可しと論じ居れり。現在一般に外國人の地位は各國國內法及國際條約によりて決定せらる。右はソ聯邦に於ても同様にしてソウエート露西亞民法施行法第八條に依れば、ソウエート露西亞に一定の協定を結べる國家の人民の權利に關しては當該協定を適用す可く、若し當該協定又は特別の法律によりて豫め規定せられざる場合は、ソウエート露西亞領内に於ける外國人の移轉の權利、職業選擇

の權利、商工業の開始又は取得、建物又は土地に對する物權の取得等に對しては、聯邦外務人民委員部の承諾の下に露西亞共和國中央政府の決定によりて之等を制限することを得るものなり。而して實際上は國際上の使命を有せざる個人に對しては各種の權利を著しく制限し居れり。斯の如くソ聯邦に於ては相互主義を採用し個人の權利を尊重する平等主義を認め居らず、唯表面的に平等主義的にして又ソ聯邦のみに於ける特別なる規定はソ聯邦内に於ける外國人の労働者に關してなり。即ちソウエート法は外國人を搾取者及被搾取者に分ち、外國人にして労働の爲にソウエート聯邦領内に居住し且労働階級に屬し又は他人の労働を搾取せざる農民階級に屬する者に對しては聯邦の一切の公民權を取得せしめ居れり（聯邦國籍法第二條）。之ソ聯邦は全世界プロレタリアートの祖國なり云ふ彼等の建前の然らしむる處なるが、斯かる參政權に關する規定は何等個人の私權を保障するものに非ず、此の公民權を行使する者をして共產黨の獨裁政治に無條件に合流せしむる結果を齎すのみ。

## 第三節 外國法人の認許

ソ聯邦外の國家に於て有効に成立せる法人を、ソ聯邦政府が之を外國法人に非ずして否定し得ざるは勿論なるが故に、是は單なる事實を事實として認むるに過ぎざる事實的存在に關する問題なるが、一度成立せる外國法人に對しソ聯邦がソ聯邦に於ける法人たるの權利義務を與ふ可きや否やはソ聯邦に於ける法律によりて之を定むるを要し、是外國法人の認許に關する法律問題にして論の分るゝ處なり。ソ聯邦に於ては外國法人の認許に關しては特別認許主義を採り、現在世界の多數國の採用する一般的認許主義を採らず、露西亞民法施行法第八條註一は外國の株式會社、組合、其他はソ政府の特別なる認許ある場合に限り法人の有する權利を取得する旨規定せり。其他の構成共和國の民法も之と同趣旨なり。又一九三一年五月十一日附聯邦人民委員會議決定外國會社の聯邦領域内に於ける商取引に關する件（一九三一年度法令集第一部第二四號一九七參照）に依れば、外國の商工業其他の企業は株式會社、組合、個人たるを問はず、貿易人民委員部の許可の下に聯邦領域内にて商取引を爲し之が爲め代表者及び事務所を設くることを得（第一條）右許可は企業者が聯邦的合同（オブエチニエニエ）又は貿易人民委員部事務部のみにより交渉し取引し而して恒常的商業を營まざる限り必要無きものす（第十二條）。ソ聯邦の法人又は個人は公有企業たるを私企業たるを問はず、右許可を有せざる外國の企業はソ聯邦内に於て商契約を取極むることを得ず（第二條）。故にソ聯邦人は何人たりとも右貿易人民委員部の許可無き外國企業の代表者として交渉することを得ず（第一條）。



四條)。公有企業に勤務し居る者は外國企業が貿易人民委員部の許可を有するに付せざるを問はず、右企業の代表と交渉することを得ず(第三條)。以上の規定の違反に對しては刑罰に處せらる(第五條)。右許可を有せざる外國企業はソ聯邦内に於て取極められたる契約は無効なり(第六條)。斯の如く商取引を營む處の外國法人は權利の行使上種々制限せられ居るが法人たるの權利を許可せられざる場合も一方露西亞共和國民法第八條註二によれば露西亞共和國に於て業務執行の許可を有せざる外國法人は露西亞共和國領域外に於て發生したるものにして、且露西亞共和國内に居住する被告に關する請求に付ては相互主義に基きてのみ裁判上の保護を受くるの權を有するものなり。其他の構成各共和國に於ても略々同趣旨の規定あり。

#### 第四節 外國法人の國籍

法人の國籍に關しては法人の設立者の國籍を以て法人の國籍と爲す可しとする説、法人の設立地を以て國籍と爲す可しとする説、如何なる國の法律に準據して法人が設立せられたるを以て定む可しとする説、法人の住所を以て國籍と爲す可しとする説等種々あり。ソ聯邦諸外國との條約に於て法人の國籍に關し或は住所地主義を探り或は設立地主義を探り一定せず。芬蘭との協和條約第二十八條に於ては芬蘭國に本店の住所を有する私法人に對し、芬蘭人としての待遇を與ふる旨規定し、又同様の趣旨の規定が一九二四年度伊太利ソ聯邦間の條約第十九條、一九二五年度ソ聯邦獨逸間移民協定第十六條にあり。但後者の移民協定に於ては住所を有し其上住所の法律に據りて設立せられたる旨の記載あり、一九二五年のソ聯邦諸國間の條約第五條は右獨逸と同様の規定にて、又一九二七年のソ聯邦ラトヴィア間の條約第二十條は單に法人設立國を以て國籍と爲し居れり。但一九二〇年度に於けるラトヴィア國との條約に於ては資本金の大部の存する國を以て、法人の國籍を定むる旨規定せしを以て、當時は設立者國籍主義を採用せるものなり。尙一九二三年五月十二日附ソ政府の指令(一九二三年度法令集第四十五號四六四)に於てはソ聯邦外に於て設立せられ且其住所に於て定款を作成する企業を以て外國法人と爲す旨の規定あり。

### 第二章 公法上の關係

#### 第一節 居住、移轉及入國出國

ソ聯邦を構成する各社會主義共和國は夫々の憲法に於て人民の精神生活上の自由即信教の自由、集會結社の自由及出版の自由をマルクス主義的條件に於て認め居れるが、是等は結局は單なる文字の羅列に過ぎず又人民の經濟生活上の自由即營業の自由、居住移轉の自由及財産上の諸權利に關しては民法に於て規定し居れり。斯の如く人民の自由乃至權利を精神的、經濟的に分ちて憲法及民法に掲げ居れるはソウエト法の一の特徴なる可し。

先づ國內に於ける居住及移轉の自由に關して考察せんに、ソウエト露西亞民法第五條は露西亞共和國産業發達を目的とする場合ソ聯邦人民が自由に露西亞共和國内に居住し移轉するを認め居れり。各共和國も夫々ソ聯邦人に同様の自由を認め居れり。然れ共移轉及居住の自由は民法に規定せらるゝが故に憲法に於けるが如き固定性乏しきものも看らる可し。一九三二年ソ政府は所謂旅券(パスポート)制度を採用し身分證明書を官廳より與へられざる者(政治的に見て好ましからざるもの)と認められたる者)は大都市内及び大都市より五十軒以内の地に一晝夜以上滞在することを禁ぜられたり。斯の如きは一般法治國には見受けられざることなり。

外國人に對する移轉及居住の自由に關しては通商條約又は其他の條約に於て、例へば土耳其及伊太利との如く個人の權利義務の詳細なる規定あらば其の規定に従ひ、又我國との如く原則的なる規定あらば其の原則に違反せざる限り國內立法によりて之を自由に制限し得可く、又無條約國人に對しては全く禁止することを得るは勿論なり。故に條約又は國內立法による何等の制限無き限り外國人はソ聯邦人と同様の移轉及居住の自由を有するものなり。此の問題に關する國內の特別規定の一は外國人の滞在に關する一九二六年九月三日附聯邦中央執行委員會及人民委員會議決定にして、同決定により外國人の國內居住は一時滞在と長期滞在との二種に分たる。一年半以上居住し一定の職業に従事する外國人はソ聯邦内に住所を有する事となり之を長期滞在と爲す。住所を有する場合は例へば民事訴訟上の裁判管轄に於けるが如く法律上種々の意義を有することとなる。長期滞在に於ける條件を具へざる滞在を一時滞在と爲す但ソ聯邦を通過せんが爲に一時的に滞在する場合は此の場合の一時滞在とは意味を異にす。

次に外國人の國外追放に關する一九二二年八月二十九日附當時の露西亞共和國人民委員會議決定によれば外國人の生活方

法行動等が勞農國家の生活様式及原則に合致せざる場合は爾後の滞在の許可の有無を問はず國外で放逐し得可きこととなり居り、此の場合は現在オー・ゲ・ベ・ウによりて實行せられ構成各共和國も略々同様の規定を有す。

外國人がソ聯邦へ入國の場合は自國の旅券(パスポート)にソ聯邦外務人民委員部又は其の代表機關より査證を受けるを要し、出國の場合は外交官及び同待遇者に於ては外務人民委員部又は其の代表機關より、其の他の一般人に於ては各共和國内務人民委員部又は其の機關より査證を受けるを要す。露西亞刑法第八十四條に依れば旅券無くしてソ聯邦に入國せる者に對しては一年以下の強制労働五百留以下の罰金に處す。尤も露西亞共和國憲法第十二條に依れば政治上の行爲又は宗教上の信念により訴追を受ける總ての外國人は庇護權を賦與せらるることとなり居り。從て政治、宗教に關する以外の外國犯罪人がソ聯邦に滞在する場合は右犯罪人引渡に關しては何等外國との間に取極無きを以て其都度外交交渉によりて決するの外無し。

## 第二節 信教、出版、集會

精神上の三大自由、即信教又は良心の自由、著作出版の自由及集會結社の自由に關してソ聯邦は各構成共和國の憲法中に於て之等を認め居れ共單なる形式的文句に過ぎず、實際上はソ聯邦に於ける人民は精神上の自由を全く奪はれ居るものことひ得べし。

信教の自由に關しては露西亞共和國憲法第四條は宗教を教育とを全く分離し信仰の自由は認めらる、も宗教的宣傳は認められず、同時に反宗教的宣傳の自由を認められ且國家自ら反宗教的宣傳を獎勵し、教會に對しては重税を課し僧侶には公民權を與へず、所謂リシエンツイを爲し居るが故に人民は唯宗教を獨り信仰するを得るのみとなり。自ら信仰するに否かは法律に依りて拘束し様無く全く個人の自由意思に委ねらる、ものなるが故に此處には問題と爲し得ざる可し。尤も宗教的宣傳の自由は最初認められ憲法條文にも記載せられありたるものなるが削除せられたり。故に外國人の宣教師の如きはソ聯邦内にて布教するを得ざるは勿論にしてソ政府も實際上入國を禁じ居り。

ソ聯邦に於ける出版物は總て共產主義的色彩を有し聯邦共產黨の指導の下に有り、出版物は聯邦プロレタリア教育ミプロレタリア獨裁政治に缺く可からざる強力なる武器なりとせられ居るが故に、反共產主義的傾向を有する出版物は總て禁止せ

らる、は勿論にして、露西亞共和國憲法第五條に於てもプロレタリア獨裁國家的見地に於てのみプロレタリアに對し出版の自由を認め居れり。其他の各共和國憲法に於ても同様なり。且又出版業は總て國有化せられ居るが故に外國人はソ聯邦に於て出版の自由を有せざるは明なり。但、外國人が例へば新聞紙の發行人、編輯人又は印刷人となる場合は一般聯邦人に比較して何等制限せらる、處無きを以て出版に就職するの權を奪はれ居るものに非ず。然れ共此の場合は實際上外國人にして共產黨員なる場合に於てのみ可能性あることなる可し。

次に集會の自由に關しては右出版の自由と同様露西亞共和國憲法及其他の共和國憲法は勞農階級獨裁、共產主義を條件として集會の自由を認め居るが故に、集會も結社も反共產主義傾向を有する限り禁止せられ居り。外國人もプロレタリアなる限りソ聯盟内に於ては參政權を與へらる、が故に、反共產主義的傾向を有せざる限りソ聯邦人同様の集會結社の自由を享有す。

## 第三節 外國人の義務

ソ聯邦内に在る外國人は原則としてソ聯邦人同様の義務を負ふものなるも唯例外として兵役の義務を免る。兵役の義務に關しては尤も一九二二年十二月一日附中央執行委員會命令第六條に於て『露國軍隊ニ勤務シ露國革命ノ擁護ニ參與スルノ希望を表示セル外國人モ亦義勇兵トシテ採用スルコトヲ得』とあり尙外國人がソ聯邦領域に於て自國の軍服を着用することは禁ぜられ居り。但し職務上公にソ聯邦に滞在する場合は此の限りに在らず。次に兵役に服する以外の其の他の職務に従事する點に於ては外國人は一般ソ聯邦人と同様如何なる重要な職務にも従事することを得。故に官吏となることをも妨げず唯ソ聯邦の商船に職を置くことを得ず(一九二四年度法令集第四號五五)。

次に外國人がソ聯邦内に於て罪を犯したる場合は犯罪地の法律に従ひ法廷に立つの義務あり(露西亞刑法第四條)。此の場合合犯人が外交官なるときは外交上の折衝によりて其都度處置を決定す(露西亞刑法第五條)。次に外國人の納税の義務に關してはソ聯邦内に於て營業する場合は條約に特別の規定無き限りソ聯邦人同様に營業税(プロモイストロヴィイ・ナログ)を賦課せらる(一九三〇年度法令集第四號四八一參照)。又ソ聯邦領土内の外國人は其收入に對して條約に特別の規定無き限り個人たるに法人たるを問はず所得税を賦課せらる。一定の事實に對し外國人の税金が重複する場合あるは止むなし。以



上は一般外國人の負擔する處なるも外交使節又は軍艦の如く治外法權又は不可侵權を有する者が是等の義務を全部又は一部免除せらるゝは勿論なり。

#### 第四節 外國人保護に關する國家の義務

ソ聯邦が外國人に對し外國人の權利又は權利の侵害に關して如何なる程度迄保護すべき義務ありやに關して統治機關としての國家を立法、行政及司法の三作用に分ち又私人としての資格に於ける國家の責任問題を此處に概説すべし。國家が其の立法作用に關して何等の責任を負はざるは各國に於ても一般に認めらるゝ處なり。故に新法律の制定に依り個人の利益が損傷せらるゝことあり雖も、原則として國家は何等損害賠償の責任に任ぜずソ聯邦に於ても此の主義を採る。但ソ聯邦と外國との條約による外國人の權利が侵害せられたる場合は其の責任に任ずるの例外あり。一九二〇年十一月二十三日附、利權ノ經濟的及法律條件ニ關スル人民委員會報告第六條によれば利權條約の條件を政府の命令又は處分によりて一方的に變更し得ざることをソ政府は利權享有者に對し保障することとなり居れり。實際上一般の利權條約に於ても若し政府によりて利權享有者の權利が侵害せられたる場合は政府は之が損害賠償を爲すべき規定あり。然れ共右の如き場合ソウエート側の見解は政府が國家として責任を負ふものに非ずして條約の當事者たる一人の資格に於て行ふものせらる。

次に司法權の發動に關しても各國一般は國家が責任を負はざるを原則とし、例外として司法權の發動が正しからざる場合は國家が責任を負ふものせらる。ソ聯邦に於ては如何なる場合に於ても國內的問題たる限り司法權の發動に關して國家は其の責任に任ぜず。司法權の發動に關して外國人はソ聯邦人と同等の權利能力を有するを原則とす。ウクライナ共和國及び白ロシア共和國の外國人法は特に之を規定し、外國人は滞在共和國政府又は裁判所に對し自ら出頭し一身上の諸權利並に財産の保護を請求する事を得る旨を明にせり。但此の場合は滞在國の法律上の保護にして自國に於ける法律上の權利が保護せらるゝものに非ず尤も條約に於て規定せられたる場合は此の限りに非ず。ソ聯邦の裁判所が外國人の訴訟を不當に受理せざるか又は外國人の訴訟を故無く遅延し或は却下するが如きことある場合には、外國人は本國政府の外交上の保護を請求するの外無し、最終的裁判の判決に對し不服ある場合も右と同様なり。

國家の行政作用に關しては一般には國家が責任を負はざるを原則とすれ共、公職員の行政機關としての行為に對しては其の責任に關し各國夫々主義を異にす。ソウエート法は原則として右兩者の場合共國家は國內的には責任に任ぜず但露西亞共和國民法第四〇七條に於て「官廳ハ其ノ公職員ガ權限内ニ於テ行ヒタル職務上ノ行為及シテ其ノ職務上ノ過失ニシテ當該裁判及行政機關ニ於テ不正、不法又ハ有罪ナリト認メラレ且被害者ガ法律又ハ裁判判決、宣告、決定ノ實行又ハ其等ニ基クカ乃官廳ノ内規ニ基キ公職員處分實行ヲ要スル費用トシテ官廳又ハ公職員ニ財產(金錢ヲ含ム)ヲ交附セル場合ニ限り其ノ責任ヲ官廳ハ右ト同様ノ場合財產(金錢ヲ含ム)ガ被害者ノ爲交附サレタル場合ニモ其ノ責任ニ任ズ」ニ規定しありて個人の利益の擁護を著しく縮少せり(尙右第四〇七條は五ヶ年計畫期に入るに先立ち即一九二八年四月六日公布せられたる決定にして其迄は被害者側の財産の交附を必要とせざりしなり)但し右は國內的問題にして國際的問題には非ず。即若しソ聯邦内に於て外國人が國家機關又は個人により權利を侵害せられ且ソ聯邦政府が之に對し必要なる豫防的手段を講ぜず又責任者を罰せざる場合は國際的にソ政府は責任を負ふべきものと解すべし。何しならば之に關しては明文無きも現時に至る迄の國際政策に於てソ政府は常に外國國家機關及び個人ノ行為に對する國家の責任を主張し且自ら之が責任をも認め居るが故なり。尙以上は國家が統治機關としての責任に任ずる場合に於て國家が一人の資格に於て民法上の責任に任ずる場合は之と異なるべきは當然なり。露國民法第十九條によれば自治會計(ホズ・ランシヨート)主義を採用し且國家豫算を以て融資を受けざる國營企業及び其の結合體は取引の點に於て獨立にして且國庫と關係無き法人として行動するものにして、其の債務に對しては自由處分に置かれたる財産のみを以て其の責任に任ずることとなり居れり。國際的に國家が一人として行動する場合に關しては論議多きもソウエート聯邦は通商代表部を通じて一人として世界市場に登場するものなるを以て之が責任に任ずることある場合も、通商代表部が又一人として外國の司法權に一定範圍内に於て服するを認め居れり。通商代表部を除きては國際的に國家が他國の法廷に立つことは認められ居らず。

### 第三章 私法上の關係

#### 第一節 營業の自由

此處に營業の自由とは外國人が廣き意味に於て企業を行ひ又は職業に従事するの自由を意味す。露西亞共和國民法施行法

第八條第二項に依れば外國人が職業に従事し、商工業を經營し土地又は建物に對する物權を取得する等の場合は當該外國との協定又は國內特別法規無き限り、露西亞共和國政府は聯邦外務人民委員部の承諾の下に是等に關する諸權利を自由に制限し得るものなり。又ソ聯邦内の外國人勞働者はソ聯勞働法の適用を受けソ聯政府は一九二三年四月十二日附及び同年五月十日附の聯邦中央執行委員會及び人民委員會議決定を以て外國人の營業に關する一般の法規を掲載せるが、前者に依れば外國人企業がソ聯邦内に於て營業する場合は貿易人民委員部の契約により利權法に従つて行はるべきものなり。後者は右規定を補充せるものにして之に依れば此處に外國人は外國人の個人たるを問はずソ聯邦領域内に存在しソ聯邦内に於ても營業に従事するものを云ひ外國人の個人又は法人がソ聯邦内に於て營業に従事する場合には聯邦内に常任代表、事務所等を設置するを要し、聯邦内に於ける營業の一切に關して責任を負はしむ(此の點に關しては外國法人の節參照)。

以上の一般的規定の外個々の企業に關して外國人が一般ソ聯邦人と異なる點は左の場合にして夫々特別法規の適用を受く。

一 漁業 一九二二年九月二十五日附中央執行委員會及び人民委員會議決定は一切の漁業用益區域を國有せしむ。右規定の趣旨は一九二四年十一月二十一日附聯邦中央執行委員會及び人民委員會議決定によりて海上狩獵用益區域の國有をも意味すること、なれり。用益區域は之を聯邦的營業區域(農務人民委員部漁業中央管理局の管理に屬するもの)地方的營業區域(地方政府の管理に屬するもの)及非營業區域(一般聯邦人民に自由に利用せしむるもの)の三種を爲し非營業區域に於ては外國人に對し一般に營業するの權利を認め居らず。營業區域に於ては特別の法律又は條約に依りて外國人に權利を貸與することを得。漁業權の存在する極東露領水域の如きは此の營業區域とせられ居れり。尤も入江、河川、河口及戰略上の地點は除外せられ居れり。漁業權の貸與に關しては利權契約に依るを原則とす。尤も極東露領に於ける我が漁業權は政府間の條約に基くものにして例外なり。

二 鑛業 外國人の鑛業も法律を以て制限し居り一九二三年七月七日附「埋藏物及び其ノ探掘ニ關スル法律」第三條に依れば、聯邦人民及び聯邦法人が享有する鑛業の權利は外國法人に對しても聯邦内に於て人民委員會議が個々の場合之を許可せるときに限り賦與することを得埋藏物の探掘方法に關しては利權法に依る。

## 第二節 物權及債權

ソ聯邦に於ては土地、船舶、家屋、武器其他に對する所有權を全部的に又は一部分的に認めざるが故に(民法參照)外國人もソ聯領土内に於ては右同様土地、船舶、家屋、武器等に對する所有權を取得することを得ず。然し其の一般ソ聯邦人の享有する物權及び債權に關してはソ聯邦内に於て保護せらるる、物權に關して法律問題の生じたる場合は、大多數の國に於ては現在所在地主主義を採る即不動產たるを問はず物の存する土地の法律を適用し、所有者の國籍、住所居所又は問題の提起せられたる土地の法律に依らざるを原則とす。ソウエト法學に於てもソ聯邦領域内に在る物に關する法律問題に付ては、ソ聯邦の法律に據り又ソ聯邦外に在る物に關する法律問題に付ては、該土地の法律に據るべく、又右は所有者が外交官の場合は別としてソ聯邦人たるを外國人たるを問はざるもの一般に認められ居れり。次に債權上の問題に關しても各種學說あり。佛國及伊國に於ては債務契約の取極られたる場所の法律を適用すべきものとし、又獨逸に於ては債務の履行地の法律を適用す可きものとなすが如し。ソ聯邦に於ては一定の規定無けれ共幾分之に關して觸る、處の決定又は判決等若干あり。一九二八年露西亞共和國司法人民委員部布告第四〇號に依ればソ聯邦領土内に於ける法律行為履行の爲外國に授與せられたる委任は滿三ヶ年間履行地の法律の下に其の效力を認められ居れり。一九二八年三月二十七日ウクライナ共和國裁判所の判決に於ては債務の契約地又は履行地の何れの法律に據るべきかは裁判所が兩當事者の希望を斟酌して決定すべきものとせり。次に露西亞共和國民事訴訟法第七條に依れば外國に於て成立せる契約は、右が露西亞共和國法律又は露西亞共和國と契約地の國家との協定に基きて許可せらるる、場合は契約地の國家の法律を適用する旨の規定あり。何れにせよ一般の說に依れば契約内容がソ聯法律に反するものたる以上は其の效力を認められざるも契約成立の形式に關しては問ふ所非ず。例へばソ聯邦外に於て其の國の法律に従ひて契約を取極めたるも其の手續が其の國の法律に依れば登記を必要とせず、ソ聯邦法律に依れば登記を必要とする場合に於ても内容がソ聯法律に反せざる限り其の契約はソ聯領土内に於ても有効と認めらるるものなり。

## 第三節 智能的財產權

智能的財產權は工業所有權及著作權に大別することを得。先づ工業所有權即特許權、實用新案權、意匠權及び商標權等に關しソ聯邦は之等の保護に關する國際條約には加盟せざる建前なるも、夫々の國家と個別的には條約を締結し居るものあり。



現に獨逸及び諸威二國との間に締結せられ居れり。條約の締結無き國家の國民は條約締結國の國民の享有する權利を有せざるも、別に國內法律に規定無き限りソ聯邦人同等の權利義務を有す。

ソ聯邦に於ては發明に對する特許權の制度を以て獨占的資本主義社會に於ける特徴なりとし、之が國際的協定を以て資本主義諸國が自國の特許權を擁護せんが爲の激烈なる國際資本戰の一表現なりと看做し居れり。著者權は文學的、美術的のものに主するが故に、著作權者自國の國民的文化、風習等に關係するに多し、爲に國際的に利害關係比較的弱く又商標權は生産者側が消費者との關係に於ける利益を考慮せる結果なるを以て之の特許權に比して國際的利害關係弱きものと見るを得べし。産業上の發明に關する特許は前の二者に比し國際的影響最も強く、先進文明國は後進國に對し國際資本戰に於て優位を占むるに多し、なるべし。一八八三年始めて巴里に於て萬國工業所有權保護同盟條約締結せられたるが當時の帝制露西亞は之に加盟せざりしも革命後のソ聯邦も之に加盟し居らず、之が理由としてソ聯邦が先進文明諸國を凌駕するに至る迄の間加盟せば資本主義國の商品上の植民地となるべしと論ぜられ居れり。

斯の如くソ聯邦に於ては萬國工業所有權保護同盟條約に加盟せず之を以て獨占的資本主義社會の特徴なりと看做し居るも又一方過渡社會としてのソ聯邦に於ては國家の生産力増進の必要に迫られ、國內的に智能的財産權を認めざるを得ざるものと爲す論者あり、ソ聯邦に於ける産業上の發明に關する法律は一九二四年に發布せられ、一九三一年に改正せられたるが、其れに依れば該法律の要求全部に従ふ限り外國人にもソ聯邦人同等の權利を認められる。外國に於て既に其の發明に關し全部又は一部なりとも發表せられたるものに關してはソ聯邦に於て特許權を得ることを得ず。又ソ聯邦に於て特許權を既に得たるものも雖も外國に於て公に利用せられ又は發表せられたる場合は權利の消滅せらるるを原則とす。發明に對する權利は之を發明者證（アフトルスコエ・スウイチエリストウオ）の特許（パテント）の二者に分ち前者に於ては單に發明者たることを認めらるるに過ぎずして國家が其の發明を聯邦内に於て獨占利用することを得るものとすし、唯之に對し一定の報酬額を發明者に支拂ふものとす。後者に於ては發明者自身が特權を利用する建前なるも實際上はソ聯邦人が之を享有する可能性無し。尙商標權に關しては重税を課し以て一般に認め居れり（之に關しては外國法人を参照のこと）。

最後に著作權に付て略述せんソ聯邦は萬國著作權保護同盟條約に加盟し居らず且又一九二八年五月十六日附聯邦中央執行委員會及人民委員會議決定に依ればソ聯邦外に於て出版したる外國人の著作に對する絕對權は該外國人本國のソ聯邦との間と一定の著作權に關する協定あれば其の範圍内に於て認めらるるものなるも、現在迄は之に關する協定は何國との間にも存せざるを以て、外國人はソ聯邦に於て出版せられたるものを何等の報酬も無く自由に翻譯し又は翻刻するを得るものなり。又反對にソ聯邦に於ても外國に於て出版せられたるものを自由に翻譯し又は翻刻し居れり。

#### 第四節 相續法

世界各國の相續法は相續の範圍に關して夫々根本的に其の規定を異にするもソ聯邦の相續法は特に此の點に於て獨自の性質を有す。即一般諸國に於ては被相續人は遺言を爲し法定の遺產相續人以外の者にも自己の財産の全部又は一部を與ふることを得るも、ソ聯邦に於ては法定相續人以外の者には遺言に依りても與ふることを得ず。但、國家、黨、及職業組合機關又はコオペラチヴ機關には遺贈することを得。法定相續人は被相續人に對する關係に於て以下の四の場合なり。（一）直系卑族（二）配偶者（三）養子（四）被相續人の死亡前一年以上事實上全く死亡者によりて扶養せられ且労働能力を喪失し有せざる者（露西亞共和國民法第一八條）法定相續人は各々均分額を相續するを原則とするも（民法第四二〇條）相續人各々が均分額の四分の三以下を相續せざる限り被相續人は遺言に依りて各人の額を決定することを得（民法第四二二條參照）、ソ聯邦相續法が相續人を四個の場合に限定せるは一般諸國に比し範圍狭小なるも第四の場合を強制する點は廣汎なりと云ひ得可し。之ソ聯法學が個人の自由意思を末の問題とし社會的事實に基礎を置きたるに由るものなり。

扱てソ聯邦に於ける外國人がソウエイト相續法に従ひソ聯邦と同様遺言を爲し又は相續人となり得るやに關しては特に之を規定せる法律無きが故に積極的に解し得可く、又實際上否定することを得ざる可し。故にソ聯邦内に於て外國人はソ聯法律に従ひ遺言を爲すことを得又相續することを得るものなり。元來ソ聯邦に於ける財産制度はソ聯領土内に於てのみ其の財産關係を支配しソ聯領土外に於ける財産關係は何等の關係無きを原則とす、之ソ聯法律の所謂領土主義にしてソ聯邦内に於ける法律關係に關しては原則として聯邦法律を適用するものなり。相續法に關しても明文無きもソ聯學者は右の如く解し居れり。尤も右に關して露西亞共和國民法第七條によれば外國に於て發生せる契約行為に關し訴訟手續を開始するに際し發生せる範圍内に於てソウエイト露西亞法律又は外國との協定に依り認許せられ居る場合は裁判所は發生地の法律を考慮に容るることとなり居れり。右は法律關係に付ての外國人のソ聯邦内に於ける問題なるも次にソ聯邦内に於ける外國人

の財産を中心として考察せんに、ソ聯邦内に存在する外國人所有の財産の相続に關しては未だ一定せざるも多くの場合實際上は外國との相互主義に基き外國人の本國法を適用するの協定を締結し居り。特に獨逸は領事條約に於て明細に締結せり右に依れば動産に關しては死亡者の本國法により不動産に關しては財産所在地法によることとなり。又遺言の形式に關しては遺言地の國法又は遺言者の本國法により以て被相続人の死亡地の如何に係らず履行することとなり居り。又波蘭の領事協約に於ても右と同様の趣旨を規定せり。リスアニア及エストニアの協約に於ては全財産總て本國法によることとなり居り(尙ソ聯邦に於ては土地は國有化せられ且動産も不動産との別を民法上認めざるを以て條約に不動産を書かれたる場合は建物に對する所有權及び地上權を指すものと解釋せらるべきなり)。

### 第五節 親族法

ソ聯邦に於ける親族法が各國に於ける親族法に比し著しき特徴は以下の四點に歸す、(一)宗教的に全く關係無きこと、(二)夫婦の能力が全く平等なること、(三)財産上の關係に於て權利が平等なること、(四)結婚及離婚が當事者個々の意思に基き自由なること。

右の基本的原則は外國に在るソ聯邦人乃至はソ聯邦内に在る外國人にも雖もソウエト機關によりて適用せらるゝを以て原則とす。唯ソ聯邦内に在る外國人に關しては結婚が他國に於て其の國の法律に依り行はれ、以て財産上及び其他の契約が成立せる場合にはソ聯邦内に在りし雖も右の婚姻は有効にして又右の契約等を否定し得ざるものとす。尤も掠奪結婚、一夫多妻制の如き、社會制度を根本的に破壊するが如き制度に至りては此の限に非ず。露西亞共和國親族法第一三六條によれば「ソ聯邦領域内に於て取極メラレタル外國人及ソ聯邦人間並ニ外國人間ノ婚姻ハ一般ノ原則ニ從ヒテ登記セラル」ことありウクライナ、白露西亞共和國等の親族法に於ても同様なり。尙右第一三六條註によれば「本法第一編第二章ニ記載アル條件(結婚登記ニ關スルソウエト規則)ニ從フニ於テハ外國人間ノ結婚登記ヲソ聯邦内ノ當該國家ノ領事館又ハ大使館ニ於テ行フコトヲ相互主義ノ下ニ許可ス」るものなり。次に同法第一三七條によれば「ソ聯邦外に於ける當該國家の法律に從つて取極められたる外國人間の結婚は本法第一編第一章(總則)の意義に於てソ聯邦内に於ても同様成立せるものと認めらる。次に外國人の離婚に關してはソ聯邦内に於てはソ聯邦人と同じに行はる。領事協約に於ては聯邦内に於ける外國領事の離

婚成立認定に關する權限を認め居らず。之一般諸國に於ては離婚成立に關して裁判所にのみ其の權限を附與し居るが爲なり。又ソ聯邦域外に於て外國人が當該國家の法律に從つて離婚せる場合はソ聯邦内に於ても其の效力を有するものと認めらる(露西亞共和國親族法第一四一條)。

次にソ聯邦内に於ける外國人の親權、夫婦間の權利義務、後見等に關してもソ聯邦人と同じ等に取扱はるゝも外國との條約に於て特別に規定せらるゝ場合あり。例へば獨逸及波蘭との領事協約に於てはソ聯邦内の獨逸及波蘭の領事は之等國家の人民に對し之等國家の法律に從ひて後見人又は保佐人として爲すことを得又其の行爲を監督することを得。但此の場合も雖もソ聯邦の原則の下に手續するを要す。即例へば獨逸の民法に從ひてソ聯邦内の獨逸人の飲酒癖者に對して後見人を定め以てソ聯邦内裁判所に於て右の手續を爲す場合ソ聯邦法律に於ては原則として飲酒癖者に對しては後見人を要せざるものと爲すを以て右の手續は無効なるものなり。

### ソ聯邦貨幣の流通高

(露西亞月報第十五號)

ソ聯邦國立銀行券發行高は客年四月一日現在發行高が當時發表を見て以來公表がなかつたが、二月六日エコノミーチエスカヤ・ジーズニ紙上に本年一月一日現在發行高及びバランスに關する發表があつた。ソ聯邦政府に於ては近來嚴にインフレーションを戒しめ留貨幣の購買價値を高め漸く混亂に陥らんことを財政の整理を行ひつゝあつたものとの観測が行はれて居たにも拘らず、之を客年四月一日現在に比するに九ヶ月間に實に五億九百五十萬留即ち一五・六%の増加を見た。

從つて發行高に對する準備金の割合も客年四月一日現在の二五・六%より本年一月一日現在の二三・二%に低下し、既に二五%の制限準備率を破つたもの、如く考へらるゝがバランス面には猶發行餘力を示し矛盾を感ぜしめる。

一月一日現在バランス

- 甲、アクチーフ(資産)
  - 一、金屬性保障
    - (イ) 金貨及金塊純分一グラムに付二留二十九哥の割合によるチエルウオノツ 八五、四一四、一〇七
    - (ロ) 其他貴金屬貨幣及地金、白金一グラム(純)一留四十一哥 八、一四四、二
  - 二、外國銀行券(磅、弗、麻克)
    - (イ) チエルウオノツは十留に相當 二、九三〇、三七六
    - (ロ) 六七



三、外國貨幣を以て記入したる受取手形  
 四、短期貸付金證書  
 合 計

二九四、八四九、六一九  
 三八四、五〇〇、〇〇〇

乙、パツシーフ(負債)

一、銀行券發行高  
 二、發行餘力

三八三、八三六、二一〇  
 六六三、七九〇

尤もソ聯邦の通貨は右の銀行券の外略之と同額の流通高を有する國庫券(小額紙幣、銀、銅、青銅貨)を有し、此の兩者を合したるものが流通額たるは勿論であるが、同様發表せられたる發行總額は三十億九千五百萬留に上り、客年度一ヶ年間に於て四億六千六百萬留即ち約一二%の増發を示し(客年一月一日現在三十四億二千九百萬留)結局本年一月一日現在ソ聯邦の通貨流通高は、

甲、銀行券  
 乙、國庫券  
 合 計

三、八三八、三六二、一〇〇、〇〇〇  
 三、八九五、三七〇、七六二、九〇〇  
 七、七三三、七三二、八六二、九〇〇

甲、資産の部

舊紙幣回收  
 銀行券及外國貨幣交換  
 過去豫算費  
 本年度銀、銅、ニツケル豫算  
 合 計

三、二、七七六、三四四、四〇〇  
 三、四四七、五六七、〇五三、六六五  
 三、八七、一四一、五六三、五五四  
 二、七八八、八〇一、三三一  
 三、八九五、三七〇、七六二、九〇〇

乙、負債の部  
 通貨の發行

國庫券  
 銀貨及ニツケル貨  
 銅貨  
 青銅貨  
 合 計

三、四九九、〇二四、七三四、〇〇〇  
 三、四一、一四二、六〇一、一五  
 七、二五四、三三三、九一  
 四、七、九四九、〇九三、八八四  
 三、八九五、三七〇、七六二、九〇〇



報 彙

第七回コミンテルン大會への準備

モスクワ、プラウダ社發行、コミンテルン機關紙コミンユニ  
 スト・インタナショナルの十二月十日號にアレキサンドル・  
 ベルグの「第七回コミンテルン大會に如何に準備すべきや」な  
 る論文を掲げてゐる。其の内容は、第七回大會に於ては各國  
 プロレタリアートは全力を盡してソ政権樹立に對する決定的  
 戦闘準備を審議し、國際共産主義運動の實績に對しホルシエ  
 ヴィーキ的檢討を行ひ、各セクションの長短を明にし、適當  
 なる指令を發し、ファッシスト及左翼日和見主義者を各セク  
 ションより排撃すべき旨を論述してゐるものである。  
 今回獨逸共産黨中央委員會政治部及びチエツコスロワキ

彙 報

ヤ共産黨中央委員會政治部は第七回コミンテルン大會に上  
 提すべき議題に關する決議を行ひ之を發表した。

コミンテルン執行委員會は一九三四年九月五日に第七回  
 コミンテルン大會は一九三四年後半期よりして一九三五年  
 上半期に延期すべき決議を行つたが、大會の延期は大會に  
 對する準備を充分に行はしめ各種の問題を各方面よりして  
 豫め充分に討議して大會に臨むべき可能性を與ふるもの  
 ある。

コミンテルン執行委員會は其の決議の内に於て次の如く  
 言つて居る。

『共産インタナショナル誌及び其の他の黨各セクシヨ  
 ンの新聞雜誌は速かに第七回コミンテルン大會に上程さ  
 るべき各種議題の審議討論を行ふべき事。』

コミンテルンの各セクシヨンは第六回コミンテルン大  
 會以後の各種の戦闘経験を照合して第七回コミンテルン  
 大會の議事日程を作成すべき事』

此の決議に従ひコミンテルンの各セクシヨンは夫々第七  
 回大會の開催準備に従事し始めたのであるが、吾等は其の  
 テンポミ熱度は未だ不充分なる事を認める。

獨逸共産黨中央委員會及びチエツコスロワキヤ共産黨中  
 央委員會はコミンテルン各セクシヨン中第一に其の審  
 議を行つたので、吾等は特に獨逸共産黨が非合法裡に然か

もファツシヨ獨裁の獸的彈壓下にありつゝ、此の決議を行つた勢を認める。

夫れに共に彼等の決議中の不十分なる點を指摘するのは吾等の義務であり又大いに意義ある事と信ず。

獨逸共産黨政治部の決議は二つの分離すべからざる問題を正確に述べて居る。一つは自國內の積極的社會主義化問題で一つは國際的問題たる世界共産主義運動に關する問題である。

第六回コミンテルン大會に於ては資本主義陣の動搖の兆ミ全世界に亘る革命的氣運の勃興の氣配ミ決定的戰闘に對する戰闘準備の見通しをつける事を得たのであるが、第七回大會に於ては革命及び戰闘の第二期の問題を審議すべきである。

各國のプロレタリアートは全力を盡して決定的戰闘に對する戰闘準備を行はねばならぬ、コミンテルンの最重要なる標語たる「ソウエート政權樹立」に各國のプロレタリアート階級は邁進せねばならぬ。

近時のファツシズムの擡頭、資本主義の攻撃、戰闘の危機等の存在する時期に於て吾等が最終的勝利を得んミせば先づ戰略として「單一戰線の結成」を行はねばならぬソウエート政權樹立の爲めに單一戰線下に全世界のプロレタリアート大衆を糾合せねばならぬ。

たる決議がない。

獨逸共産黨は第七回大會に於て審議さるべき問題を各個別に逐條的に決議し居り、此の點は結構であるがチエツコ共産黨には斯かる具體的決議を缺いて居る。

然し獨逸共産黨の決議中には獨逸にまつて最も重要な事として世界的共産主義運動上最も重要な問題を取り逃してゐる。

先づ第一の問題ミすべき事は、獨逸に於ける革命運動の見透しをつける事とファツシヨ獨裁制の困難増加の見透しをつける事ミ之等の闘争手段の樹立に關する問題である。之等に關連して廣く次の諸問題を審議せねばならぬ。

- 一、獨逸に於て革命危機は如何に進展しつゝありや？
- 二、大衆中に所謂突撃精神が如何に表現せられつゝありや？
- 三、コミンテルン執行委員會の六月の幹部會に於て、獨逸共産黨代表は六月三十日事件は獨逸のファツシヨ獨裁の危機の第一歩をなすものなりと報告して居るが、獨逸ファツシヨの危機、獨逸ブルジョア階級の危機ミは一體如何なるものか？、六月三十日事件以後之が如何なる過程に現はれつゝありや？
- 四、六月三十日事件をファツシヨ獨裁排撃に利用せんミする黨の態度を何が妨害したか？
- 五、獨逸ファツシヨ黨は其の社會的基礎確立の爲めに如何

第七回大會は資本主義の世界的没落趨勢ミ、資本主義諸國及び半植民地的諸國の勞働階級の歴史的勝利の事實を解剖し、又ソウエート聯邦の勝利ミ之の勝利が世界革命に及ぼす影響を考慮し、ファツシズムに對し、戰争の危機に對し又ソウエート政權樹立に對しても最も適切なる戰闘手段を審議しなければならぬ。

共産主義が大躍進をなしつゝ、ある時に第二インターナショナル及び國際社會民主黨には一大危機が到來した。ソウエート聯邦の勝利ミファツシズムの發達、戰争勃發の危険は社會民主黨の危機を將來し、彼等大衆をして單一戰線下に合同せんミの運動を起さしむるに至つた。

然し無暗に異分子が混入しては統制上の邪魔になる、此の事實は單一戰線指導上に新方針を確立すべき必要を生ぜしめた。即ち單一戰線中より社會民主黨を除すべき指令を發しなければならなくなつた。

之と同時に第七回大會は前大會ミ本大會間の國際的共産主義運動の實績に對するボリシエウイキー的檢討を行ひ共産黨各セクションの短所ミ長所を明にして各セクションに對する適當の指令を發し、左翼日和見主義者ミ右翼派を排撃し各セクションのボリシエウイキー的教養に努力せねばならぬ。

然るに獨逸共産黨政治部の決議中には之等に對して確乎なる手段をこりつゝありや？

なる手段をこりつゝありや？

五、獨逸ブルジョア階級間に發生せる矛盾ミ其の階級的對立激化の趨勢を獨逸共産黨は如何に之を利用すべきであるか？ プロレタリア、農民及び都會の小ブルジョア中に如何に反ファツシズム氣勢が起りつゝありや？

六、獨逸ファツシヨ黨の經濟的困難の増大、勞働階級生活狀態の破滅的悪化の事實、ファツシズム、資本主義の勞働大衆間に進出狀態の研究。

七、獨逸現下の排外愛國主義運動の活動狀態ミ之の戰闘手段の考究。

八、ファツシヨ制のデモクラシー化即ちファツシヨ政府が社會民主黨代表者及び勞働貴族ミの提携の事實如何？

第二に重要なのは社會民主黨ミの關係の問題である。一、獨逸社會民主黨の大破綻を來したるにも不拘如何にして吾黨は其の黨員の大部分ミ夫れに従ふ大衆を充分に獲得するを得ざりしか？

二、單一戰線結成上に於て吾黨が各個別の社會民主黨セクションに對して取るべき方策如何？

第三の問題は獨逸共産黨自體に關する重要問題である。一、先づ第一に吾等はファツシヨ獨裁治下に於て勞働大衆の大部分を獲得する爲獨逸共産黨は潛行的戰闘計畫を具



體的に又細密に立てなかつた事を認むる。

二、工場、製造所中に起りたる反抗氣勢を如何にして自然推移のまゝ、放置し置きしや。

獨逸に於て今日迄大なるストライキが起らなかつたのは如何なる理由に依るか？ 獨逸共産黨は之に關して如何なる事をして居つたのであるか？

三、獨逸共産黨の決議中には經濟的農業的不況中にあつて獨逸ファツシヨ黨は如何にして農民の大部分を都市小ブルジョア連中を自己の傘下に集め得たか、而して現今では如何にして彼等がファツシヨの傘下より離脱しつゝ、あるかを明らかに示してゐない。

四、獨逸共産黨の中心問題の一つは如何にして單一戦線を結成すべきや、之に對しては如何なる障害があるか、如何なる方法をもつて之を除去すべきやである。

五、ファツシヨ獨裁下にありて如何にして非合法的大職業組合運動を續行すべきや？ 又自自由の職業組合及び赤色職業組合運動の研究である。

六、ファツシヨ團體中に合法運動の可能性を利用して龜裂を生ぜしむる事。

七、獨逸ファツシヨ黨の反革命反ソ戦争準備に對する吾對策を講ずる事。

如何にして吾等は單一戦線樹立上に急轉回を齎し得ざりしや？

又社會民主黨の所説の反撃、又社會黨の提唱する「デモクラシー擁護」のイデオロギー反撃の論證確立問題がある。

三、チエツコの民族問題殊に改良主義イデオロギーの影響問題。

四、チエツコ共産黨は右翼日和見主義的過誤を發生したものであるが之に附隨しては黨に次の如き重大課題が賦課されるに至つた。

第七回コミンテルン大會の諸問題を檢討するに際してはチエツコ共産黨に潛入せる社會民主黨の影響を充分に檢討するに共に、マサリツク共和政治のデモクラシー幻想を厳正に批判し故意に吾黨及び吾黨員に對する讒誣中傷を嚴重に排撃せねばならぬ、之等に關してチエツコ共産黨の注意は散漫である。  
チエツコ共産黨の大會準備決議中には全黨の問題を次の如く決議してゐる。

「吾黨が第七回コミンテルン大會に臨むに際して此の重要問題は第六回大會以來の吾等の經驗を徹底的に分析研究すべき事、吾等の政策戰略標語等の總てを勞働階級の組織強化、其の政治的教養等の觀念よりして嚴重なる批

獨逸共産黨の決議中には之等外に重要な諸問題、特に獨逸の民族問題、青年擁護問題、ファツシヨ體系中の組織的政治的指導問題、地方の大きな諸機關の體験問題等種々あるが之等には今は觸れない事とする。

チエツコ共産黨は對ファツシヨ戰闘上に於ける遅れをこり返さねばならぬ。  
第七回コミンテルン大會を前にファツシヨ撲滅の諸方法の研究を行はねばならぬが、其の内でも職業組合の單一戦線結成は重大問題である。

チエツコ共産黨が第七回コミンテルンに當面しての問題は次の如きものである。  
一、經濟的政治的要求獲得闘争を共産政權樹立を目的とする對ファツシヨ戰闘を共産黨の戰闘方策中に於て如何に巧みに合致せしむべきか？

二、チエツコの社會黨は其の反逆行爲あるにも拘はらず尙多數の勞働大衆が彼等に附隨しつゝ、あるのは何に依るか？

判を行つて再検討すべき事

兩決議を見ても來るべき第七回コミンテルン大會は管に共産黨員の大會たるのみならず、勞働者全部の大會であり其の内にも特に社會主義勞働者、自己の指導者と共にコミンテルンに邁進しつゝ、ある勞働者の大會たる事を領く事が出来る。

吾等の最重要任務は本大會開催準備を完成させるにある。

吾等は更にもう一度直言するが、大會開會時期迄の餘日は非常に少ない。

全世界の各コミンテルン・セクションは其の黨員に對して直ちに大會準備指令を發せねばならぬ。之が現在充分に行はれ居らざるは甚だ遺憾である。

最早世界コミンテルン機關紙上にはさし／＼大會準備の材料が掲載せられ、其の討議が活潑に行はれ居らねばならぬ時である。  
(KEISHICHO)

### 中國共産黨員の自首轉向狀況

國民政府は最近益々共産黨の取締りを嚴にし予て民國危害緊急治罪法に依り處分して來たが、一面共産黨員自首法

を制定して其の懐柔策を講じ、更に副共運動を當面の目的として活動しつゝ、ある藍衣社は説服隊なるものを設けて共産黨員の自首轉向を促し、之等を利用して共産黨の秘密機關並に重要黨員の檢舉に努め相當の効果を擧げつゝある。

一九三二年以來最近迄に自首轉向したる黨員は昨年末中央特務處の統計によれば自首者合計千七百餘名南京在住者四百餘名（被逮捕後自首法の適用を受けた者を含む）に上つて居る模様である。而して之等自首轉向者の大部分は孰れも國民黨中央特務處又は藍衣社特務隊に入つて副共工作に従事しつゝある。従つて共産黨側に於ては最も脅威を受けるものであるから之等自首者に對しては暗殺隊を密派して危害を加へんさしつゝ、あるも容易に實行し得ざる状況にある。

一面之等自首者は自首後の國民黨の處遇方法等に相當不満を有するもの、如く、當局としては之が表面化に對しては斷乎たる態度に出でつゝあるが、其の操縦は相當困難な模様である。其の一例として元共産黨中央委員たりし顧順章は最近拘禁銃殺されるに至つた。其の経緯は次の如くである。

顧順章は一九三一年四月漢口に於て逮捕され、後自首して國民黨中央特務處主任となり専ら副共工作に従事し多數

の自首者を利用して副共工作に従ひ相當の成績を擧げ、國民黨に於ては格別の功勞者であつたが、國民黨内に在りては何等の地位をも有せず、特務處内に於て勢力絶大たりしのみで、其の地位は洵に微賤であつた。

故に顧は常に鬱々として樂まず、其の他の自首分子に對する國民黨の處遇も極めて劣悪で、精神的には極度に輕視せられ物質的には毎月生活費として僅かに二、三十弗を給せらるゝに過ぎざる状態なるを以て、自首分子にして國民黨に好感を抱くもの殆どなく、且つ自首者中には有能にして經驗ある活動分子多く、之等は國民黨の高壓下に呻吟しつゝも機會あらば何等か反抗的行動に出でんみ暗黙の中に其の機會を待ちつゝあつた。であるから、自首分子の領袖たる顧は斯かる情勢を巧みに利用し密かに有力分子を糾合して所謂「新共産黨」の組織を企圖せるもの、如く、其の氣運醞釀中に國民黨側に探知せられ遂に客年十一月下旬顧は逮捕せられ、其の家宅よりは新共産黨組織綱領並に參加者名簿等發見せられ該名簿により一味三十餘名逮捕せらるるに至つたもの、如くである。

而して顧の被捕當時事情は極めて秘密に附せられ居たるを以て巷間諸説紛々として顧は中國共産黨に依然關係があつたか（此の事實は全く有り得べからざるもので即ち顧は自首後共産黨總書記向忠發其の他多數の幹部を逮捕處刑

せしめ共産黨の組織を殆ど破壊し又之に對し共産黨側は顧の親族十一名を慘殺して復讐したるを以て現中共顧は相互仇敵の間柄に在り）或は日本公使館に結託して情報を提供せり等傳へられたのであるが、顧の被捕は全く新黨組織の陰謀暴露に因るもの、如くである。

顧の被捕後國民黨側に於ては之を銃殺すべし主張するものがあつたが直ちに銃殺する事は自首分子に益々惡影響を及ぼす虞ありとの陳立夫の意見に基き暫時之を監禁し二月初旬に至り銃殺したのである。斯くて顧の陰謀は殆ど消滅した模様であるが、尙自首者中共産黨に内通し或は其の他の不穩言動に依り拘禁せられた者も二三ある模様である。

(H・U)

### キーロフ暗殺事件を繞る

#### トロツキーの反スターリン聲明

一九三五年二月廿四日附哈市發行白系新聞ザリヤはキーロフ暗殺事件に關連して發したるトロツキーの反スターリン聲明を掲げて居るが、スターリンの官僚政治をトロツキー獨得の諷刺を以て痛烈に反駁し、依然反スターリン運動を繼續してあることを示感してゐる。

——ドニ底に在るソウエート青年——

キーロフ暗殺事件はジノウイエフ及び其の一味の檢舉を

招來した。然しキーロフ暗殺事件に關する豫審調査はモスクワに於て檢舉せられたるジノウイエフ一味の一人に關しても記述してなかつた。其の檢舉の原因は奈邊に在つたか。外國に於けるスターリンの番頭等は彼等が一九二三年に於てジノウイエフを卑下したるが如き無恥を以てジノウイエフを泥中に埋めて居る。何がジノウイエフにカーメネフ及び彼等の友朋に譴責を加へ得るか。それは彼等が降伏したこゝである。政治的臆病の此の行爲によつて彼等は革命的青年をドニ底に追ひやつた。

官僚主義的壓迫は青年に考へるこゝ、生きるこゝ、呼吸をするこゝを許さない。即ち斯くの如き情勢に於てテロリスト的傾向が發生する。

#### ——スターリンはケレンスキーの弟子である——

干渉計畫に對してボリシエウイキーレーニン主義者（即ちトロツキスト）を「総合せんとする」スターリンの計畫は直接的歴史的前例を持つてゐる。一九一七年に於てケレンスキー及び其の友朋は吾々が獨逸參謀本部のエージェントであり且ホーヘンツォレルンの干渉に組するものである云ふこゝを以てレーニン、及及び其の他のボリシエウイキーを非難した。

此の馬鹿臭い誹謗は其の當時世界を風靡した。彼は奴隸の如くボリシエウイズムの領袖に對する古びた誹謗を繰



返してゐる。彼はケレンスキーの弟子に過ぎない。

——スターリンの官僚政治の害毒——

一九一七年三月英吉利海軍當局は加奈陀に於ける集合陣營に余を禁錮せんがために檢束した。レーニンはその當時一九一七年四月十六日附ブラウダ紙に書いた。即ち「トロツキーが獨逸政府の計畫を實行することに助力した云ふことを是認する通信者の良心を一秒たりも信じ得るか。これが誹謗である」云々。

此の言葉は余がレーニンに合流し且一九一七年に於てボリシェウイキー委員會の議長に選ばるゝ以前に書かれたものであつた。即ち之は十月革命前、市民戦争前、第三インターナショナル創立前に於て書かれた。

十八年を経過したる現在、既に英吉利反動偵察のエイジエントではなく、スターリンの近親者等は同様な誹謗を繰返してゐる。スターリンの官僚政治が世界労働運動に投じてゐる一切の害毒、虚偽、誹謗及び醜態即ち害毒を慨き此の對立が何よりも特質づけてゐる。

——青年を脅威するスターリン——

キエフ暗殺事件に於て告訴されたる十四名は射殺された。彼等の全部がテロリストの行動に参加したのであらうか。然し豫審調査は何等の證明をも與へずして之を承認してゐる。銃殺された者の中にはゲー・ペー・ウーのエイジェ

ントがゐた。彼等エイジエントはニコライエフを領袖の一切の連絡をせらしめ、最後の瞬間には自己の取締監視を緩和して、ニコライエフに該事件の遂行を許した者てさへあつた。此のエイジエント等の肉體的潰滅は連絡の参加者及び連絡の證人より免れんがために必要であつた。

然し銃殺された者の中には批評眼を有する單なる青年共產主義者もゐた。ソウエート當局の一切の目的は獨立的思想を有する青年を徹底的に脅威せしめんがためであり、且つスターリン及びカガノウイツチに對する極少なる疑惑でもテロリストの行動として聞せられるであらう云ふことを最近彼等青年に指示せんがためであつた。

——スターリンとルイ十四世——

スターリンの官僚政治は自己の經濟的政治的特權を労働者大衆の批判より擁護することに狂奔してゐる。スターリンの官僚政治の機關たるゲー・ペー・ウーは労働者國家を脅威する反動革命者に對し且無責任なるスターリンの官僚政治の獨裁に不平を有する青年共產主義者に對して自己の武器を向けてゐる。

「國家即ち余なり」てふ舊い筆法によつて労働者國家を自己に同一視する官僚主義的幹部は、黨に對し且共產主義的青年に對して向けられたるテラーを反動革命に對するテラーなりと見してゐる。ゲー・ペー・ウーの有害なる「連絡」が

何のために爲されてゐるか。

——スターリンは拙劣なる料理人なり——

一九二二年、スターリンを黨の書記長の地位に選出することに反對せる自己の近親の同志を警戒しつゝ、レーニンは「彼スターリンは拙劣なる料理人である、彼の料理は常に胡椒が過ぎる」云々言つた。彼が現在調理してゐる料理が有毒なる料理であることは勿論其の當時は未だ明白ではなかつた。而して之等の料理が誰に與へられるか。労働者に！

スターリン一味は世界プロレタリアートの前衛を虚偽によつて組織的に害毒してゐる。之を要求するものは無統制なる官僚政治の利害關係であり、此の官僚政治はプロレタリアート隊列内に於て考察し批判の才能を有したる總ての者に對するテラーの手段によつて自己の榮譽、自己の政權、自己の特權を保持せんとしてゐる。官僚政治の番頭等は、自己の制度を神聖としつゝ、事實に於て反動家の役割を演じてゐる。革命家マルクシスト等は世界プロレタリアートの前衛を無責任なるスターリンの官僚政治の邪毒なる影響より解放することを自己の任務としてゐる。

レフ・トロツキー (FUKUI)

トロツキーの極東觀

一九三五、二、七 巴里發行  
ウオスロチウデーニエ紙

日ソ關係が最も緊張した際に兩國の兵力が集中されたことは痛く世界の神經を刺戟した。日本の陸軍大臣「林」は日本政府が滿洲に五萬の兵力を保有するに過ぎぬのに反して、ソ聯邦は其の國境に一〇萬の兵力三三〇〇機の飛行機を集中した。二月三日に言明してゐる。之に就て極東特別軍を指揮してゐるブリュツヘルは「林」の言を否認して日本軍は實際上に滿洲に於て一三萬人集中されて居り、其の三分の一以上は現役兵であり、且つ滿洲國の兵士一一萬五千以上を加ふる。二四萬五千人、五〇〇機の飛行機を擁してゐる。斷言してゐる。

同時にブリュツヘルは、ソ聯邦の兵力は日本の兵力に劣つてゐない。斷言してゐる。而して大戦勃發と同時にバルチザンの別動隊が出勤するであらう。

極東舞臺の特殊性(地面の廣大にして極めて凸凹の多いこと、人口の稀薄なこと、交通路の悪しきこと及び主要根據地の遠隔なること)は幾百人の兵士の集結、連續的にして奥深き戦線、陣地戦を可能ならしめる。

一九〇四、五年の日露戦争に於ては露國軍側に三二萬人参加し、其の終期に際して、發言すれば、帝政ロシア。

ツアー軍の完全な滅亡の時には五〇萬參加してゐた。一方日本軍側も大體此の數字に達してゐた。ツアーの軍隊は交通機關及び兵員の點では不足してゐなかつたが科學に於て劣つてゐたのである。

軍事技術は其の當時から全然面目を一新した。然しながら東洋に於ける軍事舞臺の基本的、特殊性は變化してゐない。

滿洲は日本に取つては海洋により主要根據地から隔離されてゐる中間的な根據地である。日本の艦隊は海上を支配してゐるが地上も空中をも支配してゐない。

海上の運輸には幾多の危険がつき纏うてゐる。

滿洲に於ける支那人は日本に敵對してゐる。従つて日本は數百萬の兵士を極東の舞臺に集中し得ないであらう。況んや「ソ聯邦」に於てをや。

近代的技術は必ず過去の戰術的諸方法を結びつけてあらう。

A 兵力の比較

ザバイカル及び沿海州に取つてはナボレオンの戰略及び恐らく同じくハンニバルの戰略は重要意義を有してゐる。言ひ得る。

強力な騎兵部隊の攻撃は軍事地圖に決定的な變化を齎してゐる。

夫れ以外に、政府は延長一、四〇〇軒に達するバイカル湖よりアムール内部に至る鐵道建設を開始した。

新線路は石炭豊富なブレヤ地方に鑛石の豊富なヒシガン地方を走つてゐる。

新しい工業地建設プログラムはハバロフスクから遠くて五〇〇軒の地點に、即ちクズネツ盆地までの一〇分の一しかない近い地點たるブレヤ地方に於て行ふべきであり、クズネツ盆地は極東に取つては獨立せる工業及び軍事技術根據地である。極東住民に與へる莫大な利益に加へられた運輸及び工業中の大事業は此の地方に於ける急激な人口増加を齎らすであらう。而して此の事は日本帝國主義の西伯利亞計畫に決定的に桎梏となるであらう。

B 日ソ戰爭の場合

然しながら、戰爭が凡ゆる勸告にも拘らず三〇年前の帝政ロシアに取つて不可避であつたと同じやうに、日本の國內事情は戰爭を殆ど不可避たらしめてゐる。

一度極東に戰爭が勃發せんか、夫れが極めて短期に終らうが、非常に長期に亘らうが、實に激烈なものであらう。この斷言は決して逆説ではない。

日本の目標は極東の占領であり、若し出來得るならばバイカル地方までの廣大な地域の占領であらうが、此の事は戰爭を非常に長引かしめるであらう。

滿洲に於ける日本の鐵道はアムール河に沿つて走つてゐる。ソ聯邦鐵道よりもより多くの危険に曝されるであらう。

分散せる諸別動隊の行動、敵の背後に行動する騎兵隊の攻撃に加ふるに、近代技術及び偵察、連絡、運輸、爆撃の手段としての飛行術に多くの努力が拂はれるであらう。

戰爭が沿海州及びアムール州に於て行動し策動の性質を帯びるが知き場合は、其の結果は獨自に行動する各種部隊の能力、下級指導者のイニシアチヴ、各兵士自身の有する精神の保有如何に依つて決せられる。

以上の諸點を考慮に入れるに、一九〇四、五年に於て日本軍が「ロシア軍」に優つてゐた同一程度に於て赤軍は日本軍に優つてゐるに相違ない。我々には思はれる。

最近の諸事件が以上の事を立證してゐるが如く日本は未だイニシアチヴを取らうと決意してゐない。

然しながら年が経るにつれて、兩國間の力の相互關係は日本に益々不利になつて行く。

既にクズネツに於ける軍事並に工業根據地の發達は極東の戰線をして後方歐羅巴戰線を援助せしめることを不必要化せしめてゐる。複線の敷設に依るモスクワ・ハバロフスク鐵道の輸送能力の激増はソ政府に於ては一九三四、五年の最重要事業である。

ソ聯邦が戰爭開始の劈頭、決定的方法で日本の攻撃を撃破しない限りは、戰爭は容易に終熄し得ない。

此の防禦の任務を果すためにはソ聯邦の空軍は非常に貴重な武器をソ聯邦に與へてゐる。

全體的な空中戰に於て、換言すれば空中に於ける軍事行動の決戦を行ふに際して、或る條件の下では空軍が敵の攻撃作戦を麻痺せしめることに依つて戰爭問題を解決し得る事は發言する必要はない。之こそ正に極東の現状なので。

「林」は沿海州に於けるソ聯邦空軍の集結を非難してゐるが「林」の此の言葉は日本の指導者間に強く高唱されてゐる警告を表明したものである。

即ち、彼等は日本の政治的中心地、重工業の集團地、最も重要な軍事上の根據地がソ聯邦航空隊の攻撃に曝されてゐるに警告してゐるのだ。

沿海州に根據地を有してゐるソ聯邦空軍は長距離まで行動し得るために、島國的帝國の樞要中心地に大破壊を加へ得る。

よし餘り眞實でなさうなことを眞實に見做し、日本が同等乃至優秀な空軍を保有してゐるにしても、日本に取つての危険は單に輕微なるのみ。決して絶無なる譯ではない。戰闘に於ける決定的要素は確かにソ空軍に有利であらう。



り、最近に發達した許りの物質及び技術の優越に依據してゐるのみではなく、兩者に關聯せる地理的地位にも依據してゐる。

日本の中心地は殆ど全部が空中攻撃に無防備であるに反して、日本の空軍は同等の打撃をソ聯邦に加へ得ない。

何となれば、日本の飛行機は着陸地なくして、一氣にモスクワまで飛翔し得ないのみならず、六〇〇〇軒あるクズネツ盆地までさへ飛翔し得ない。

而も日本空軍の襲撃が沿海州、或は東部西伯利亞に於て

なされたとしても、其處には戦争の遂行に決定的な、或は本質的な影響を與へるが如き重要な中心地が存在しない。技術の駁々たる發達に依つてソ聯邦に倍化された利益は正確な數字に依つて説明する事は困難ではあるが、決定的重要な優勢さを與へるであらう。

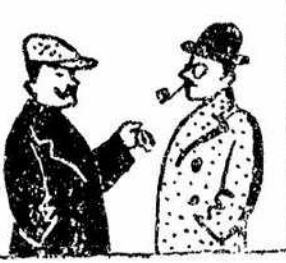
(TOYAMA)

ソ聯で大衆的逮捕續く——一月以降レーニングラード市で千名を突破

ソ聯内務人民委員部發表、本年一月以來ソ聯邦レーニングラード地方に於いて安寧秩序を亂し、パスポート制法律に抵觸せる廉に依り逮捕、シベリヤ地方に流刑に處せられた者は一千七十三名に達し、其の大部分は舊貴族、大官、資本家、地主、憲兵、警官の出身で、内譯左の通りである。

出身	逮捕者數
一、公 爵	四一名
一、伯 爵	三三名
一、男 爵	七六名
一、大工場主	三五名
一、大地主	六八名
計	一、〇七三名

出身	逮捕者數
一、大商人	一九名
一、帝政官署大官	一四二名
一、將官及び高級將校	五四七名
一、憲兵警官其他	一一三名
計	一、〇七三名



人 專 動 靜

新任大阪駐在英國領事の赴任

英國人ヘンリー・ノルワン・ブレインは元駐日英國大使館員で客年六月八日横濱出帆の平洋丸にて賜暇歸國中であつたが、今回大阪駐在領事を命ぜられ、三月十四日正午倫敦より神戸入港の英國船カセイ一號にて渡來上陸の上直ちに大阪英國總領事館に向つた。

駐日智恵古公使の歸任

人事動靜

麻布區霞町三二、駐日智恵古公使、フランチェツク・ハブリチエツクは客年九月より賜暇歸國中の處、三月二十一日横濱入港の秩父丸で渡來同日午後九時横濱から自動車で入京歸任した。

大阪駐在パナマ國領事の來邦

新任大阪駐在パナマ國領事、アーネスト・ペリノは二月二十六日米國經由神戸に渡來、同日鐵路大阪に向ひ新大阪ホテルに投宿中であつたが、三月一日より西宮市所在パインクレスト・アパートに入り約三ヶ月の豫定にて止宿中。

ソ聯邦總領事の歸國

駐日ソウエート大使館一等書記官兼總領事ウラヂミル・ゼレズニャコフは妻及文士ビリニャク朔アナトーリヤ同伴、三月二十五日午後十時東京驛發列車で敦賀經由歸國した。

北滿鐵道讓渡ソ側委員の歸國

ソ聯邦外務人民委員會極東部長ウエチクト・カズロフスキー北鐵副理事長ステパン・クズネツォフ北鐵理事會財務處會計課長イワン・ゴウリシキン北鐵法律顧問ピョートル・マルイフ

右カズロフスキー、クズネツォフは標記北鐵交渉委員として昭和八年六月廿四日又ゴウリシキンは昭和九年四月九日、マルイフは同年十月十三日、隨員として入京該交渉事務に携つてゐたが三月二十三日交渉成立正式調印を了したので一行四名は三月二十七日午後三時東京驛發列車で下關經由新京に向け退京した。



### 浦鹽海員俱樂部の近況

俱樂部の所在地、建物の模様 以前の俱樂部は浦鹽市レーニンスカヤ街公園近傍に四階建の極めてモダンなる大建物であつたが、一昨年十月頃同建物は海軍兵の俱樂部となり現在の浦鹽スフィンスカヤ街に在る煉瓦造り三階建の建物へ移轉した。

而して現在の俱樂部内の間取りは一階入口より右に突き當りし約二十疊位の室を日本人室に充てたが、昨年十月

頃より之を廢止し目下同室は宣傳員達の事務室に變更された。其の他の一階は喫茶部及宿直室とし地下室は便所及物置にて他の用途に使用し居る模様はない。二階の突當りは朝鮮人室にして約二十疊位あり、其の奥に十疊位の室ありて目下此の室にて日本海員に應待しつゝある。

二階の中央が大ホールで活動寫眞又はダンス實演に供しつゝ、ありて優に二百人位は收容し得られる。

ダンスホールの向側には約二十疊位の中國人室、其の隣に約四十疊位の歐米人室がある。宣傳員の應接室は室の中央に長さ二間位幅六尺位の大テーブルに赤木綿のテーブル掛けを覆ひ、其の周圍には椅子を拾敷個置き卓上には各其の國の古びた書籍を二、三十冊を置いて居る。

室内の裝飾を以て見るべきものなく只何れの室にも長さ三尺位幅二尺五寸位のレーニンミスターリンの寫眞を掲

げてある。其の他壁には大用紙上に描き出した宣傳ポスターを掲出し、其の圖案には各國の商船が何れも艘を並べて居並び其の艦より引けるロツプが日本のが最も細くロシアのが最も大きくあらはしてある。之即ち國有財産が國民全體のものミ一部資本家のものミにより露國を謳歌したもの、又朝鮮人室には打倒日本、民族自決、侵略反對等の標語を記載したもの、外、朝鮮文學のポスターの類を多數掲示してある。宣傳員の椅子は日本人室及び歐米人室は安樂椅子であるが支那人室の如きは板製の粗末なものである。同建物の三階は小さい室が多數あるけれども目下の處使用して居ない。

現下の日本人宣傳部宣傳員及活動宣傳員は通稱石田、同佐々木、同森、外に日本人二名(鮮人日本語を解するもの)二名等七名で、彼等は一日七時間労働の義務あるを以て其の技能に應じ機械工場若は鑛詰工場等で、午前九

時より就働し正午より午後一時迄休憩午後一時より同四時迄就働、午後四時より海員俱樂部に出務し、自國の船舶の入港し居る際は必ず其の船舶に出張し宣傳に努め、而して一名でも多く俱樂部へ招待案内する義務を負ふもの、様である。若し自國の船舶の不在の時は一應作業終了後俱樂部に出動し新聞等を読み自宅へ歸り休養することゝなつて居る。宣傳員は各國も俱樂部に宿泊するものはない。各々アパートの一室を賃ひ起居するもので、俱樂部に居住するのは門番ミロシヤ人の事務員の當直者のみである。

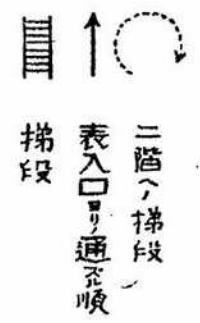
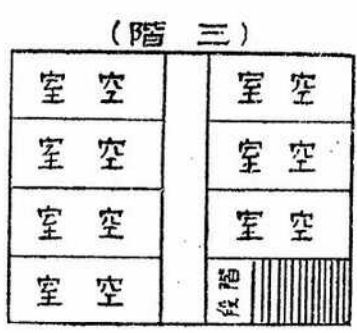
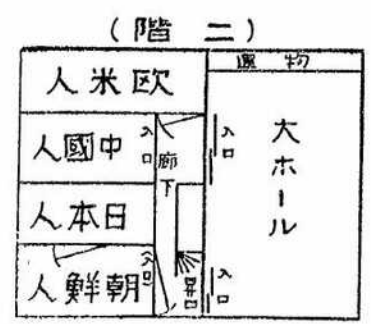
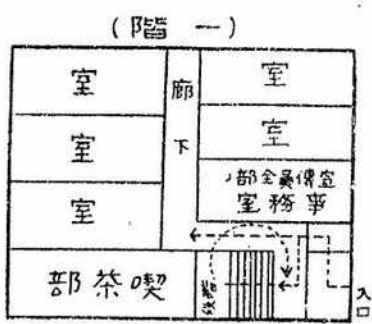
宣傳員の來船する時刻は午後四時より五時までを通過し、彼等は一名乃至二名連にて下級船員室を訪ひ、先づ日本に何か變つた事がないかを糺し、之れをきつかけに話掛け或は討論を試み、然る後溫和的態度を示して俱樂部に來遊方を奨めつゝある。而して之に應じて俱樂部に赴くとき

は先づ朝鮮人室を通り抜けて奥の十疊間に案内し、コーヒー、紅茶、ビール、サイダー、キャラメル、チョコレート及びパン、バター類を饗應し、其の間宣傳員はソ國の國情及び労働者の福音を話し合ひ主義の注入に専念する。而して約一時間位にて歸船を述ぶるに於ては、宣傳員は『今に別嬪が來て此所のホールでダンスが始まるし又活動寫眞も映寫されるから暫く待つて呉れ』と頼りに滞留を奨め、午後九時頃に至れば各國聯合の茶話會を開始するに付列席されたしミテ手を取るが如くにして歐米人室へ案内する。此處には各國語に通ずる五十五、六歳位のロシア人が座長となり『此の俱樂部はロシア人の爲めに設けられたものに非ずして、世界各國且つ吾々海員の幸福の爲め結成されたものである。今日此所に各國の兄弟が集り茶話會を開き各自の意見なり、或は不平なり述べることは無意味でない』との挨拶をなし之に對して

支那人より吾々中國船員は何れの國籍の船舶に乗りても(但しロシアは別として)月給に差別をして居るが、之を俱樂部の盡力にて撤廢して欲しいとの意見を述べ、又日本が支那の領土なる滿洲に出兵して之を占領したるは日本の横暴なりミ日本反對の問題を出さしめ、其の際日本人宣傳員は傍らに出席の日本船員に對し、支那人が出したる問題に就て意見を述べよと奨め、之によつて其の反駁を敢てするものなら各國の宣傳員より之を色々に解釋して、結局は日本が侵略的軍國主義で世界の平和の攪亂者であるから吾々は反對せねばならぬと結論し、ソウエト政策を賞讃し資本主義帝國主義等を攻撃するに殆ど決して居るもの、様である。最近鮮人海員は俱樂部に出入するものはない模様である。

宣傳員 日本人宣傳員は通稱石田ミ稱するものがあるが同人は接待費を以て毎月俱樂部の主任より日本人部に對





し三百ルーブル支給し、之が費用を以てコーヒーサイダー、ビール等の接待を爲し、及前記茶話會は約一時間位にて終了し、續き極東大學の年齢十八歳より二十二、三歳の娘が二、三十人來りて先方より愛嬌を振りまきて握手を求め、互にダンスを始めて午後十二時頃閉鎖するものであるが、若き船員達は此の女連中に引付けられ遂に深みへ入るものが多いこのことである。

又一方俱樂部にて活動寫眞を映寫して主義の宣傳を試みつゝ、あるが、之は素人向にて面白からずして宣傳員が市内活動常設館へ案内し、如何なる満員の際にても特等席を空けて款待し、尙歸りには日本宣傳員二人迄も船迄送り届け、其の上菓子五十錢位の土産物まで持たせて歸す位で船員の俱樂部來訪を款待しつゝ、ある。(FUKUI)

米國官憲の英國著作家追放  
一九三五、三、一五

ジャパン・アドヴァタイザー

米國移民官は本日(三月十三日)米國へ入國の際口供を偽つたこの廉を以て、英國著作家エヴエリン・ジョン・ストラチエーに米國から退去を命令した。

ストラチエーは急進主義を以て廣く知られてゐる人であるが、入國の際暴力に依る政府顛覆を鼓吹しないことを誓約したのである。而して警察及び移民官の發した逮捕令状には同人が此の誓約に違反し、イリノイ州グレンコーに於ける演説で強制的政府顛覆を鼓吹したと記載されてゐる。

ストラチエーは保證金を納めて審問中釋放され、審問の結果は最後の決定の爲に華盛頓労働省に送付される筈である。

ストラチエーは入國當初から共產主義者なる旨言明したこのことである。

(前後矛盾の嫌あるも抗議して審問に附せられたるものと察せらる)

中國江西省南部のソ區視察記(一)

上海發行漢字新聞「時事新報」記者雲海は、昨年五月より九月迄、江西省南部東復ソ區に入り、廣昌を中心として附近一帯を視察し、ソ區の諸情勢を逐時同紙に報道したが、其の内容は石城陥落迄に於けるソ區内の窮迫せる慘狀を暴露せるもので、一方的觀察に偏する嫌はあるが、相當興味あるものであるから以下載を逐ふて掲載することとする。

回收前後の廣昌

——共匪に占領さる、事四ヶ年——  
廣昌は江西省の東部に位する偏僻な地である。民國十六年(昭和二年)七月三十一日葉挺、賀龍が南昌で謀叛を起し、部隊を率ひて廣東に逃げた後共産匪の出沒區域となり、二十年(昭和六年)の冬に至り朱、毛の諸匪が偽中央を瑞金に設け、遂に此の地を巢窟とし一切の偽機關を設けて永久に割據す

る算段を取つた。蓋し廣昌は東南の二面が石城と福建の建寧に通じ、西は寧都に連り、北は南豊に接し地勢上匪區の北門であるからであらう。

民國二十年から今日迄四ヶ年間廣昌二十萬の住民は水火に沈淪し天日を見なかつたが、先月二十八日剿匪北路軍第三縱隊第十八軍の第六十七師、第十四師、第十一師が奮勇回收し(註廣昌攻略は民國二十三年四月十九日)門戸が破れたから赤匪に非常な打撃を與へた。然し鄉村は十九室九空、街衢は瓦礫縱横、生存者は奄々鬼氣を呈し、人間らしくない云ふ有様で痛しい限りである。

各偽機關の組織概況

記者の調査に依れば廣昌縣下の人口は十四、五萬あり、縣城は一萬人に近かつたが、嘗年間共匪に占領せられて殺戮に遭ひ或は逃亡した爲め、今は三四割方減じ縣城に殘留する者も僅かに三、四千人に過ぎず而も老人、婦人、

小供が多い。

赤匪が此の地を占領した後に縣ソウエート政府を設けたが主席劉作彬は已に匪軍に随つて逃亡した。

縣ソウエート政府には軍事、財政、裁判、教育、内務、土地、糧食(穀物)労働、國民經濟の九部を設け、縣の下に區、郷ソウエートを設けた。軍事機關としては縣保衛局、警備司令部、赤衛團及び軍事公審會等があり、黨務機關としては廣昌縣委員會があつて、其の下に軍事、組織、勞工農人、婦女、兒童の各部を設け縣下の政事軍事の最高權力を握つて居つた。

——擄取は極點に達した——  
赤匪割據の四ヶ年間に於て廣昌縣の損失は百萬以上に達した。蓋し赤匪は擄取の方法が巧妙で些細な點迄も行届いて居る。公債に就て云ふも第一回に一萬八千元、第二回に七萬餘元、第三回に二十五萬餘元、前後三回合計三四十萬元の多額に達した。而も偽中央

——廣昌城回收の戦争は激烈——  
白舎、甘竹が相次で回收せられた後赤匪は廣昌が落日孤城の形勢に在るを知り、第一、三、九の數軍團の主力を集め堡壘に據つて固守する計畫を立て且「廣昌は我々の北方の門戸であるから我々は廣昌を死守するを要し、工農自身の武力を以て敵の侵入を防止せよ」云々の語句を以て匪軍に宣傳し鼓舞した。紅軍總司令朱德は親しく前線に出で督戦し周恩來も引續き「紅星報」上に二篇の論文を發表した。其の一つは「工農紅軍及び全ソウエート區の群衆は一致動員して廣昌保衛の爲めに戦へ」と題し他の一つは「土地の爲、山の爲、ソウエート政權の爲に徹底的に闘争せよ」と題したものであつた。如何に廣昌を重視したかが判るであらう。然し廣昌は遂に四月二十八日午前九時に回收した。此の役に偽軍廣昌警備司令李某、偽第五師の第十第三十五の兩團長、一師政治部主任、兩團政委

は猶之を「工作の落後」「富農地主に對する妥協」と評した。税金では紅軍擴張税、偽工人師團、偽模範師團擴張税、赤衛軍税、東北義勇援助税、開墾工人罷工援助税、互濟税、反帝大同盟税、草鞋税、飛行機税、紅軍家族優待税、白區失業工人救濟税、土地税、産(製造)銷(消費)税、移出入税、營業税、店舖家屋税、烟酒税、屠殺税、山林税等があつて、其の種目が非常に多い。若し幾何かの田地を所有し衣食が比較的樂な農民は地主富農を爲し、輕き者は罰金、重き者は其の家財を沒收し、更に所謂查田運動、糧食突撃、公債突撃、土地税突撃を行ひ人民は皆骨まで舐られ、腹の中で泣き怒つては居るが敢て之を口にしない。赤匪側も明白に之を承認し「地主富農の剝削階級に對する徵發はソウエート財政の最大收入である」と稱して居るが、彼等の眼中には無一物の者以外は悉く「地主」「富農」で財源の對象ならざる者は無

い。

——男女老弱悉く牛馬となる——  
經濟上の擄取以外に人力に對する擄取も亦其の極に達し、所謂紅軍突撃運動下に於て全縣の壯丁は已に悉く編入せられ、殘餘の老弱は男は擔架隊、破壞隊に充當せられ、兒童は兒童隊、少年先鋒隊を組織せしめられ、女は慰勞隊、洗衣隊、送茶隊に参加すべきものとせられる。

各人は一足或は數足の草鞋を造つて匪軍に提供しなければならぬ。其の獎勵の標語は「一千針、一萬針で第一回三萬足の草鞋造りを完成して我紅軍の足を満足させませぬ」と云ふのであつた。要するに赤匪が廣昌縣に割據して居つた時は男女老幼の別無く脅迫して之を使役し、若し服従しなければ輕くて禁錮、重きは殺戮せられた。斯様な次第で全縣の田地は荒廢し村落は廢墟となつて烟突から烟が出なくなり縣城も非常に荒れた。

及び三營長が戦死した位で大激戦を演じ其の以下の中隊長小隊長の戦死者は非常に多かつた。

——萬端着手を待つ善後工作——  
目前南豐より廣昌に至る公路は已に五月十八日に正式に自動車を通じ江西省政府も亦吳星漢を縣長に任命した。吳は人物優良事務の才能あり、保甲清鄉等の善後工作进行に努力中である。流亡の民も亦續々歸來しつゝある。但し此の新たに回收した地區は民は窮し財は盡き縣内は未だ軍事時期を脱せず萬事着手を待つて居る。而して縣政府の經費は三等縣の例に依り支出せらるる事となつたので、財政人物兩方面に困り仕事の上に困難が非常に多い。眼前最も困難を感じる事は食料問題である。蓋し前線には大軍が雲集し軍隊に對する食料の供給が容易でない際的事にて民間の食料運送は一層困難であるからである。且民の困窮甚だしく物品は有つても購買力が無い状態であ

る。之も亦速かに當局の畫策しなければならぬ所である。

南昌より廣昌へ  
廣昌を奪回して前線の軍事が小康を保つたので記者は小閑を得た機會に南昌に一寸歸つた。

云ふ迄も無く南昌は現在全國の軍事上の中心地であるのみならず、更に政治的中心地であつて、空中に飛行機が飛び街路は自動車が行くが如く來往するに云ふ風で非常に賑はひ繁華な都市になつたが、同時に非常に緊張し嚴肅な状態に在る。即ち不体裁な姿で往來したり、巻煙草を銜へて悠々然と歩を運んで居つたりする憲兵警察が干涉する、之は現在「新生活運動」が行はる、際であるからである。  
記者は南昌に十日餘り滞在した。氣候は日増に暑くなり人は日増に懶くなる状態であつた。其の際突然確實なる情報に接した。前線では再び速かに出動する必要が生じたこの事である。此



の情報ハモルヒネの注射の如く人々の精神を振起せしめ、私は決然六月三十日出發した。私の行程計畫は先づ南豊に赴き更に廣昌に行くのであつた。

南昌から南豊までの距離は四百五十華里で自動車は快速力で走れば僅かに七時間て到着する。平安堡を通過した後の山岳丘阜の上には到る處に棚堡(石造又は瓦、煉瓦造りの堡壘)があつて恰も碁盤面に碁石を列べた如く錯綜參差が明瞭に數へられる。堡壘には掲げた旗が風に翻り槍を待つた「老表」(軍隊では江西人を悉く老表と呼ぶ)が三々五々樹陰に立つて守備展望して居る者がある。それは即ち「守望隊」で「民衆の武力」である。總て恢復した匪區では斯様な「民衆の武力」を培植して居る。三伏の炎天下に往來する兵士等が絡繹絶えず、就中前線に向ふ者が大部分を占め、それが大抵新兵で後方に歸る者は大抵病兵である。之等の多數の人は總て破産した農村から出て來た

む一難問である。

——地獄裡の呻き——

最も悲惨な者は避難民の病人である。彼等は藥が無いのみならず、一滴の茶すら口に入れることが出來ぬ。それは彼等が碗盞を所持せざるが故である。而も濕氣のある地面で酷烈の太陽下に呻吟し跑いて居る。七十餘歳の老人が衣服も着けずに地上に横臥して苦しむ唯死の降臨を待つのみ者があつた。又數人の若い婦人が嬰兒を抱き嬰兒が絶えず瘦せた胸に乳を求めて居るものもあつた。之を贅澤な暮しをして居る者に比べて如何であるか私は何云ふて好いか判らぬ。

——避難民の談話——

私は五十餘歳の避難民と話したが如何にして逃出して來たかとの間に對し「或者は共匪が食糧を節約する爲めに自發的に送り返し或者は晝寢て夜間山河を跋渉し冒險して逃出し、或者は民國十九年、二十年に撫州南豊一帶迄逃

者である。次に路上を馳騁する者は運輪に忙殺さる、自動車で、彈丸や糧秣を運んで居る。此の外に公路處及び各部隊の大小輜が往來して居る。

公路の通過する地方は元來片田舎て羊腸たる小徑があるに過ぎなかつたが公路の開通と共に路傍に落花生や煙草露店が出來通過する軍隊を歓迎するに至つた。又梁家渡の如きは南昌撫州を距る各九十華里の地で、撫河の渡り場として荒涼たる部落に過ぎなかつたが公路が出來、自動車を通ずるに至つて旅館や飲食店が出來て駸々として發展し今では一小都市になつた。自動車は七時間走り黃昏南豊に到着した。南豊は以前と同様に軍隊が絶えず往來し、人民は皆商賈に多忙を極めて居る、南豊に二泊し更に前進して七月二日二度廣昌に到着した。

——住民の態度變化——

回收後の廣昌城——前線に於ける軍事の勝利が展開する

に伴ひ避難民は次第に歸來した。之は第五回「圍剿」以前に見ざる現象で以前に國軍の進出した地方では全く人煙を見ず民衆は共匪と共に逃げるが、山中に避難して國軍の動靜を偵察し、共匪の手先になつた。然るに現在では國軍が一地方を回收する毎に避難民は直ちに老幼を伴ひ冒險して逃げ歸り自發的に國軍の道案内となり又は偵察者となるを希望し、自發的に共匪の状況を報告するに至つた。之は當然共匪が近々崩潰する徴候である。

——一個の難問題——

避難民の歸來する者が多くなれば多くなるだけ「如何にして之を處理すべきか」の問題が愈々重大になる。彼等は何等の財力無く又老弱多く自力に依つて生活する事の出來ない者である。現在斯かる人々が廣昌に六千人餘り集まつて居る。此の處理には手が届かないが又顧みざるに忍びない。之が廣昌方面に於ける軍事政治方面の領袖の惱

焼かれて幽霊と同様地獄に跑いて居る、嗚呼之が中國人の運命である。

——收容所訪問記——

避難民の集團を一通り巡視した後、私は廣昌災民收容所に赴き一切の状況を聞いた。同所責任者の談に據れば災民收容所の軍事委員長南昌行營に直屬し、經費は五千六百數十元で事務費、事務員の生活費を除けば實際救済に用ひらる、額は三千元餘りに過ぎぬ。米價を百斤に付八元とすれば救済米は四萬斤しか買へぬ。僅かに四萬斤の米で相續いで來つ、ある避難民を救済しやうとすることは燒石に水で何とも出來ないから、行營に幾度か經費の増加を請求したが未だ許可を得るに至らず彼等も之が爲毎日苦しんで居るこの事である。同所の現在避難民に對する所置は如何なる状況に在るかとの間に、當初一回普遍的に大人一人に付七升、小兒一人に付三升半の米を配給し壯丁には與へなかつた。其の後二回三回の

——中國人の運命——

他の避難民も同様で瑞金、尋都は人數が比較的少く逃出した時日が比較的長く狀況が比較的良い以外、其の他の石城、興國、廣昌縣前の各地の避難民は生を求めて能はず死を求めて得ざる慘狀で悉く寧都と同様である。之等の人々は一方飢餓の鞭を受け他方酷暑に

配給を受けた者もあつた。壯丁に對しては一方縣政府の手で壯丁隊を組織して剿匪を輔佐せしめ他方柴刈隊輸送隊を組織せしめて自力生活の道を與へた。目前城内に指定避難民住所が十三ヶ所あり、其の多くは祠堂廟宇である然し大軍雲集し其の宿舍が少ない爲め軍隊の到着する度毎に避難民は其の住所を譲らなければならぬ。結局野宿になるのである。次て又現在頭陂、新安、白水一帶は悉く已に回收され、其の方面にも避難民が集まつて居る。總指揮部は屢々我々に其の救済方を命じたが經費が無いため如何にもし難い説明した、私は更に双脚を運んで救護隊を訪問した。

廣昌より白水鎮へ

七月十一日記者は其の指揮機關から頭陂、新安、白水の線を回收したこの確報を得、且つ廣昌より白水に至る沿道は極めて安全であるを聞き、先づ白水を視察し轉じて頭陂、新安に向ふべく決心した。

途中の光景概況

十二日朝五時馬を備ふて廣昌を出發し肝水を馬で渡り草木の茂つた間を通過し八角亭を過ぎて避難民の群に出會した。彼等は物を擔ひ女は小供を背負ひ歩行に艱難なる様は氣の毒であつた。就中三五人の老婆がよろ／＼前進する様は見兼ねる状態であつた。彼等は疲勞の裡にも一二分の喜色を帯びて居つた。それは彼等は皆白水驛前右執一帶の者で白水が回收された云ふので相率ひて歸郷の途上に在るからである。古人は老弱輾轉、少壯流離云云、又太平の犬もなるも亂世の民もならず云ふたが避難民流離の状を見て益々其の言の傷むべきを知つた。沿途には高山峻嶺は無いが、道路は狭く且不良て往來に不便である。又大村都邑なく農家の茅屋には悉く軍隊が駐し歩哨が到る處に立ち野に農民無く人家から煙が立たず、種を播いた田地にも手入

がなされず荒廢に委せられてゐる。而も野中の破れた農家の壁には土豪を倒し土地を分配せよとの紅軍の標語が明確に見える。斯く天災人禍が交々逼る以上農村の破産は當然の歸結であらねばならぬ。

途中に四、五ヶ所茶店が出て居つた、其の店主は殆んそ皆退伍兵で粥を煮たり饅餅を造つたりして時機に投ずる商賣をして居る。値段は頗る高く一杯の茶が一角云ふ風であるが、湯を覺ゆる事甚だしく已むを得ず之を飲むのである。

廣昌より白水迄は四十華里云はれて居るが實は三十華里餘で、途中新陂、巴口橋、陳坑、大新港、新開峯、東第寨等の地を通過して記者は十一時頃無事白水に到着した。

其の他の慘狀

白水に到着した後宿泊所を決する爲めに某指揮部を探したが、次て同部が白水の町から十華里ばかり離れた所に

ある事を知り、已むを得ず某師の司令部を訪ひ某師長に會見して其の優遇を受け司令部に寄居する事となつた。因て旅装を解き座席についたばかりの時に忽ち街上四方に哭聲が起つた。急いで戸外に出て其の原因を質した所妻が夫を失つて泣く者、母が兒女の爲めに泣く者、一家全部殺害され唯一人残つた者等であつた。彼等は我家に歸つたばかりの避難民で歸つて見れば人は居らず、家は破れて居るので悲しみの餘り痛哭してゐるのであつた。古詩に『村南村北村東西、兒哭爺娘妻哭夫』云ふのがあるが今其の凄慘な光景を如實に目撃したのである。

食後街上を一週した時廣昌縣政府から吏員を此の地に派遣して戸口を調査し、保甲を實施し善後策を計畫せしめてゐる云ふ事を聞いた。

此の町には避難民が雲集し萬般の事が端緒を得て居らぬ。地方の状況に就て質問すれば彼等は歸つたばかりで知

らぬ答へ調査上頗る困難を感じた。纏て雨が降り出したので宿所に歸つて寝た。

白水一瞥

白水は赤化以前頗る繁華な町であつた地點は廣昌の南方に位し、南は驛前を経て石城を距る約百華里、北は廣昌を距る四十華里、西南(原文に東南にあるは誤り)は新安を経て寧都に通じ東は營前、客坊を経て建寧に通じ實に陸路の要衝を扼す。而して肝水は驛前より蜿蜒して白水の南に至り分れて二流となり白水を繞つて下つて居る。故に全町の四面は悉く水で恰も島の状を爲して居る。水運の上から云へば此の地は必ず通過すべき所て沿岸一帯に果樹が繁茂し、青山の行列は障屏を爲し、風景の好い事は正に一幅の天然畫を爲して居る。

六萬元に達し、之に次で麻布の年收數千元、桃李梨棗の如き果物も相當に出來、米穀は自給自足の程度である、赤化前は實に一個の樂園であつた。

白水鎮は姚家坊を合して計算すれば従前の人口は一萬以上であつた。二條の比較的整つた大通があるが道幅は極めて狭い、數ヶ所に洋館があるが之は大抵大商人の住宅である。町内に張み呼ぶ富豪があり、百萬長者云はれ町の商業を殆ん一人て壟斷して居つたが同地の赤化後撫州に避難した、同人の損失は頗る大である。

教育方面は商業地である關係から振はず、住民は専ら商業に依る利益に着目して居る。學校の如きも尋常高等小學が各一校あるに過ぎぬ、人口の比例から云へば過少の嫌ひがある。婦人は今尚ほ纏足も特殊の大髻を取つて居る。民間には神道の勢力が大なる状態て文化の低い事が表明される。

要するに此の町は水陸の交通が使て



物産が豊富である所から赤化前は繁華な商業地であり、廣昌縣下の精華であつて納税額の如きも頗る多かつた。白水の黄金時代は宣統から民國元年頃で、民國十七年以後漸次衰へ十九年に至り共産黨の毒牙にかゝつて以來四、五年間、水火の中に沈淪した爲め百業廢頽し、草茫々の状を呈し、町民の話を聞いて居る白髮の宮女が開光の盛事を訴ふるが如き感がした。

赤化以後

白水鎮は民國十八年(昭和四年)に至り共産匪遊撃隊出沒地となり、十九年朱紹良部隊が之を一掃したが同年十一月同地を準備して居つた。毛炳文部隊が撤退した後一ヶ月餘を経て再び共産黨に占領され、最近迄其の鐵蹄下に在つたのである。

共産黨が此の地に據つた當初は之を南廣縣に隸屬せしめて白水區ソウエートを設立し、後又白水以北の地を劃して廣昌縣を設立し、白水より南、驛前に至る十餘里の地を劃して赤水縣を設立し南廣縣を廢した。縣ソウエートは白水鎮に設けたが今年正月復縣ソウエートを驛前に遷し、白水では元通り赤水區ソウエートを設けた。

赤水縣には中寺、尖峯、馬頭、驛前木蘭、赤水、楊溪、唐坊及び高田の九區を設けて居る。縣ソウエート主席及び各部の工作吏員は絶えず更迭され、A B團、藍衣社等の罪名で慘殺される者が非常に多い。縣ソウエートの役員は主席林英、副主席吳育材、少年先鋒隊長王申松、黨代表温有林である。赤水區には張甫、楊巧、大禾、風吹、劉田、嚴坊、大港、赤水、巧下の九郷ソウエートを設け其の工作吏員の更迭、慘殺は縣ソウエートと同様である。各種の組織、例へば貧農團、沒收委員會、赤衛軍、模範少年先鋒隊、婦女赤衛軍、婦女少年先鋒隊、模範營、兒童團等が悉く備はつて居る。

紅軍の擴張、公債買捌、穀物徵收の

各種の突撃運動は悉く此の地で實施した。僅かに白水鎮のみに就て云ふも突撃を被むつて入營した紅軍兵士は已に百數十人に達し其の突撃方法は強制的欺瞞の二途である。公債は前後三回賣出し戸數に依つて分擔せしめ一戸數元より數十元迄のものがある。金錢が無い場合は穀物を以てし若し引受けなければ反動派として罰せられる。最後の一回は赤水一區で一萬餘元發行した。穀物の徵收は『七月十日迄に如何なる事があつても、全省十二萬擔の米の徵收を完成するために奪闘せよ』との標語下に強制的に執行し赤水縣は必須の徵收數量を七百擔に定め六月二十日迄に百五十擔(百の上の數字判明せず)徵收した。其の徵收方法は一つの貧農に對して戸毎に強制的に多きは數斗、少なくも數升を取り、一つは地主や富農の米穀を沒收するものである。故に目前貧農は小許の米穀を所有するが一般の所謂地主富農は一粒の米も無い。

其の他節約運動も當地に於ては嚴格に勵行され、各人最小限度大洋五分を節約し多いのは制限が無い。然し事實上一般人民は現在飢餓の状態に在りて「節約」なるものは共産黨の骨まで舐る新様式に過ぎない。

徵税に關しては名目が極めて多い、農民に對しては土地税があり、商人に對しては累進税がある。家賃はソウエートが徵收し家主は何の權限も持たぬ。豚の屠殺は大小に拘らず一様に五角とし牛を屠殺するを許さぬ。又草鞋税なるものがあり、一軒一ヶ月一足し草鞋を納められない場合は二角納入しなければならぬ。又飛行機税、紅軍慰勞税、紅軍家族優待税を各戸が悉く負擔させられる。若し之を納入しなければ忽ち大禍に見舞はれる。彼等は穴倉に匿した現金を掘當てた事があつたので遂に家毎に此の検査を爲した。本區の田地菜園は已に全部分配されたが境界は尙ほ存在してゐる。分

田方法は一人に付二擔とし、地主には與へられず、富農には瘠地を分配し、紅軍は肥沃の田地を獲得する。

記者が一人の老農夫に君は富農か貧農かと聞いた所、彼は富農で田地は悉く他人に分割され自分は瘠地を分配されたに答へ、又彼は現在之を回收するや否やとの間に對し、若し當局が回收を許せば自分も一律の待遇を受くべく若し之を許さなければ自分獨り頑張つて怨を買ふやうな事はやりたくないに答へた。

一般の商店に至つては今年の陰曆正月前に共産黨は僅かに比較的資本の豊富なる者から沒收し、中等以下の商店に對しては單に其の資本を登記せしめ其の收支を検査し其の行動を監視したのみで其の營業の繼續を許したが、今年正月十七日から極めて小なる營業以外は悉く沒收し且つ土豪反動派の罪名を以て店主を殺し、十七日一日だけで十九人殺し、其の後毎日殺して其の總

數は數百人に上り商店の沒收數も百以上に達した。農村では地主富農の罪名を以て多くの人を殺し其の方法として之を穴に埋めた。而も其の穴を殺される者に掘らせた。地主土豪中にも死を免れた者も有つたが彼等は罰として勞務に服せしめ、其の肩を刺つて識別を容易にし逃走を防いだ。其の家族は地域外に驅逐して食料を節約した。斯かる状態であつたから山に逃込んだ者や穴を掘つて隠れた者が多くあつた。然るに共産黨は山を燒いて避難者を生死の分岐點に戦はしめた。

教育方面に於ては區ソウエートは當地にレーニン小學を一所設立したが兒童の入學者が無いため閉校した。共産黨の輕騎隊は屢々民家に入出し、若し西遊記、封神榜などの小説を發見した場合は反動分子として處分し、三民主義其の他國民黨に關する書籍に對しては嚴重に取締り之を發見した場合は其の家族を全部死刑に處した。

目前共產黨の内部は頗る動搖してゐる。民衆は固より多数山に避難したが、共產黨の幹部も亦多数逃亡した。例へば赤水區の大江、留田、風吹、張甫、楊坊の各郷支部書記や碼頭區委員、赤水區總務處長等は總て逃亡した。彼等の蹄鐵下に在つては中以上の家は固より存在する事が出来ないが、所謂無産群衆も亦強制的に兵役に服せしめらるゝ、苦痛を感じてゐる。共產黨の幹部は常に「あるべからざる事」の罪名を以つて互に慘殺し皆危険を感じて居る。故に共產黨は民衆を基礎として居る者でない。而も今尙ほ其の餘喘を保つ所以は全部暴力の脅威に頼るのみである。

—— 目前の状況 ——

白水は地理的に據つて守るべき險がない、故に鎮内には匪軍は駐屯しない。國軍の某部隊が白水の北方一帯の高地を占領するに及び、匪軍は白水北方の高山に撤退し何等の激戦も演じなかつた。記者が鎮内に在つた時匪軍と國軍とは白水を距る四、五華里の大港、上葛、

藤排一帯で對峙し、赤匪は山林中に伏し防禦工事を施してゐる。其の山下に一村を隔てて小山があり之が双方の折衝地點で銃聲が豆を煎る如くであつた。記者は最前線に行つたところがあるが少しの危険も無かつた。

共產黨が白水鎮より撤退した時民衆及び財物を擁して去り町内は殆んど空虚になつた。其の際十餘人を殺し残つた者は百數十名に過ぎず、それも悉く婦孺老衰者のみであつた。記者が民家を視察した時に道具箱は覆り窓は破れて慘状見るに忍びざる有様であつた。町内の家屋は半ば軍隊が駐屯し半ば商賈をなして居り必要の食料は大體買ふ事が出来るが、其の店は元來の營業者が閉店したのではなく、避難民や兵士上りの者が臨時に商賣をして居るに過ぎない。六月十五日迄の統計に據れば町内に在る避難民は三千人内外で、其の内土地の者が千餘名、其の他は驛前

石城等の者が郷里の回收さるゝのを當地で待つて居る者である。

大港、楊坊一帯は最前線であるが、同地の人民は多くは避難しなかつた。

十三日午後記者は食鹽の小袋數箇を携へて農家を訪れ、出て來た老人に鹽を與へやうとしたが其の老人は受取らなかつた。其の理由を質問して見た所が「私の家では鹽を食はざるこゝに已に一ヶ月餘であるから欲しくて仕方がないが、若し軍隊の検査を受ける際何處から得たかと言かれた場合返答に困るから頂戴することが出来ぬ」と答へて記者を泣かせた。

—— 食鹽分配 ——

記者は白水に到着した次の日剿匪北路軍第三縱隊總指揮部の秘書二人も亦視察に來た。十四日朝銅鑼を鳴らして難民を召集し十二時から食鹽を分配する旨豫告した。之を聞いて彼等は九時頃から炎天下に待ち僅かな食鹽を與へられて喜ぶこゝ限り無く、恰も寶物で

も貰つたやうであつた。十二時から三時迄の間に千三百餘人に小酒杯に一杯づゝ分配され、家族の多いものには幾分多く與へた。斯様な苦しみは上海の大厦高樓に住む公達令嬢には想像も出來まい。記者は白水に五日間滞在し六月十六日拂曉廣昌に引返した。

—— 匪區回收後の國軍の宣傳 ——

剿匪戰爭は實際的方面から見れば人民の爭奪戦である。人民を獲得するには自然各自己の主張を發表し對手の罪狀を擧げ、牆壁上に特筆大書して民衆に一目瞭然適從する所を知らしめなければならぬ。斯るが故に前線で直接武器で戰爭する外に標語戰爭も亦非常に激烈である。

—— 標語の藝術 ——

標語を作る事は容易でない。第一に簡單明瞭を必要とし人に一目瞭然たらしめなければならず、第二に民衆の心理を把握し、民衆の苦痛に觸るゝを要し、第三に時間と空間との適合が必要

であり、第四に煽動力に富んで居らなければならぬ。故に各標語を有力なものたらしめ良好なる効果を收めやうとするには、少くも先づ敵味方の状況を明かにし同時に民衆の苦痛を深刻に認識しなければならぬ。

—— 方式の運用 ——

赤匪側は宣傳に對しては確かに得意とする所である。彼等の標語は各種の方式を用ひて活潑に運用し特に煽動力に富んで居る。一例を擧げれば「士卒は士卒を撃たず貧乏人は貧乏人と戦はず」と云ふ標語の如きは一方消極的には國軍士卒の剿匪的熱情を冷却せしめ他方積極的方面では階級闘争を煽動するものであつて、文字の上では簡單明瞭であるから文字を識らざる者でも一度人の口から聞けば直ちに判明する。之は全く専門家の優れた腕前ではないが、彼等の標語の或者は「比較式」を用ひ此の方式で二個の政權を對照せしめ且我田引水的に比較するので、例

へば「ソウエートは工農自身の政權であつて×××(國民黨或は蔣介石)政府は豪紳地主の政權である」と云ふが如きものである。或者は「啓發式」を探り此の方式では故意に觀る者をして疑問を抱かす反感を挑發する事が目的である例へば「×××(國民黨或は蔣介石)は抗日反帝を口にするが何故に東三省及び上海を日本に與へたか」と云ひ或者は「鼓舞式」を用ひて此の方式で對象の苦痛を把握し宣傳して直接に其の感情を刺戟するのであつて「白軍の士卒は當然上官に向つて俸給の決濟を要求すべきものである」と云ふ標語の如きは此の部に屬するものである。其の他「土豪を打倒して田地を分配せよ」と云ふ標語の如きは自己の主張を簡單明白に發表し、又簡單明白に群衆の行動を指示して居る。此の種の方式に依る煽動力は實に大なるものである。即ち此の一個の標語は、數年來已に一部の盲目的農民を彼等の周圍に吸



收して来たてはないか。

赤匪は標語を到る處に貼付けて餘す所無く、更に人民の貧困者が兇漢に壓迫さる、状や、紅軍士卒の勇敢に戦闘する状況を畫いて壁に貼つて居るが、『高山有<sup>リ</sup>好水<sup>ニ</sup>人家有<sup>ニ</sup>好女<sup>ニ</sup>無<sup>ク</sup>錢<sup>カ</sup>莫<sup>ク</sup>想<sup>フ</sup>妃<sup>ト</sup>』とか或は『人在<sup>リ</sup>外面<sup>ニ</sup>心在<sup>リ</sup>家<sup>ニ</sup>抛<sup>リ</sup>藥房<sup>中</sup>一枝花<sup>ヲ</sup>年<sup>子</sup>弟<sup>江</sup>湖<sup>老</sup>不<sup>知</sup>何<sup>日</sup>得<sup>歸</sup>家<sup>ニ</sup>』と云ふが如き、如何はしい詩は絶對に發見されない。此の點から見て彼等の士卒に對する政治訓練も亦非常に眞面目である事が判る。

標語の進歩

國軍は此の方面に於て如何、以前に發見した標語は、確かに非常に多くの缺點があつた。其の最大缺點は時間性、空間性を把握する事が出来ない點で此の第一階段の主要なる任務を把握し能はざるが爲めに發表する標語が空虚なものとなり鼓舞的力量を發揮する事が出来ない。例へば『苛稅雜稅の取

消』の標語の如き白區に於ては當然相當の力量を有するものであるが、匪區に之を發表した所で觀衆の注意を引起すに足らぬ。

然し現在は何如、現在では進歩を示し現在の標語は大部分が事實に即して民衆の苦痛を目標とし同情的刺戟を與へて居る。例へば『寒くなつても衣服が無く、飢へても食物無く、病に罹つても醫藥無く、山を越へ河を渡りて休息する暇も無いのに何を苦しんで土匪になるか』とか『誰が我々の家を破り人を亡ぼしたか、憎んで餘りある赤匪』などの標語は能く事實を捕へて赤匪の本體及び赤匪が民衆に與ふる苦痛を説明し、言々語々眞に觸れ人を動かすものである。故に之等の標語は良好なる結果を收むるだけの力量がある。

又『脅迫されて赤匪に従つた民衆は無罪である』と轉向した民衆は全部保護する『以前に分田した農民は追究されず』回収前の田賦は悉く免除す『舊小

作料は全部免除し新小作料は低減せしむ『舊債は延期返済するを得』『歸郷したる民衆は在郷民衆に被害を追究するを得ず』等の標語は適切に事實に即して匪區民衆の不安を一掃するものであり、流亡の民を招撫し赤匪を轉向せしむる上に於ける力量は極めて大である。聞く所に據れば之等の標語は何れも將委員長の自作であるとの事である。

滑稽なる現象

以上は眞面目な方面に就て述べたものであるが滑稽なる方面にも幾多の現象があり人をして抱腹せしむるものがある。例へば一枚の標語が常に取換へられ赤匪側の『士卒は士卒を撃たず貧乏人』と『戦はず』と云ふ標語が出てくるかと思へば、それが忽ち國軍に塗換へられて何時の間にか『士卒は赤匪を殺し國軍は貧乏人を撃たず』と云ふ句に變り國軍が移動するが如き場合には又復元の赤匪の標語に改められるのである。又國軍が『中國々民黨を擁護せよ』

と書いて置けば匪軍が来て『ソウエート政權を擁護せよ』と塗換へ匪軍が去つた後國軍は更に直ちに元の文字を書きつけるのである。此の兩方面の標語は単に一、二字の差異に過ぎぬが其の意味は非常な相違である。更に笑ふべきことは幾多の便所の壁に匪軍が『××(國民黨或は蔣介石)の炊事場』と書いてある所に國軍が到着すれば直ちに『毛澤東、朱德の便所』と書改むる

ことである。現在赤匪は『士卒は士卒を撃たず』を『中國人は中國人を撃たず』に改めたに聞くと、然らば多分彼等の政策も變つたのであらう。

匪軍の工作緊張

堡壘を築き公路を設く——前線の剿匪軍事が日と共に進捗し捷報が續々全國に傳へられて居るが大都會では之を單なる宣傳と誤解して居るものがある。私は敢て云ふ之は全然誤認で前線で辛酸を甜めて居る將士に對する一種の侮辱でもある。同時に私は

責任を以て五次圍剿開始以來の捷報は悉く事實であつて前線の將士は非常に苦勞して凡る犠牲を拂ひ奮闘して居る事を説く者である。國軍戰略の變化、前記の事項に關しては鐵證があるが私は之を再説しない。茲には唯前線に於ける將士の苦勞に就て述べる。

第五次「圍剿」中に於て國軍の戰略上に一つの變化があつた。此の變化は從前の『赤匪を捜し當てた場合は懸命の攻撃を加へる』と云ふ遊撃戰略から穩かに撃ち穩かに陣取る所の『略は攻勢を取り、術は守勢を取る』に轉じた何をそう呼ぶのか、之は戰略上匪軍消滅、匪巢撃破、匪區回収を目的とし、戰術上輕々しく進出せず、輕々に退かず一地を得れば一地を守り穩かに撃ち穩かに陣取る事が其の手段である。此の策略上の變化は現在明かに大なる効果を收め、一日一日匪區を縮少し頑強狡猾なる匪軍を對抗に窮せしめて居る。片手に銃、片手にスコップ、此の戰略

上の變化より剿匪部隊の工作も從つて重きを加へた。彼等の現在の工作は單に銃を取つて戦ふのみならず更にスコップを持つこと、なつた。即ち片手に銃、片手にスコップと云ふ有様で敵が來れば銃を取つて撃ち、敵が去れば直ちにスコップを持つて工事に從事するのである。斯くして彼等は公路を造り堡壘を築き飛行場を造る云ふ風に毎日血を流さなければ汗を流さず云ふ状態である。

一滴でも多く汗を流し、一滴でも少なく血を流せ、公路の用途は運輸交通上に便利である所から匪軍の襲撃を防止し、赤匪の逃亡を遮断する事が出來堡壘の用途は自己の立脚を安定するに在る。故に公路は剿匪部隊の動脈であると共に堡壘は其の盾である。飛行場の重要性に至つては詳説する迄もない。現在公路及堡壘は剿匪上の二種の重要な武器と見らるゝに至つた。剿匪には必ず先づ道路を築き剿匪軍隊は必ず

地方の建設を援助すべきものになつて  
る。故に戦争があつた後或は一地方  
を回収する毎に上官の命令を待たず  
士卒等は直ちに自發的にスコップを持  
つて行刺し或は公路を造り或は堡壘を  
築くのである。剿匪北路軍第十八軍長  
羅卓英が『平時は一滴でも多く汗を流  
し、戦時は一滴でも少なく血を流せ』  
と云ふたが、此の言葉は名言で前線の  
部隊は此の精神を明白に認識し、平時  
は好んで多く汗を流し必要に應じて熱  
血を流す準備をして居る。

酷暑中の生活の反映 斯様に暑い時  
に大都會に住む人等は或は扇風器を前  
に坐し、口にアイスクリームを啣へ、又  
は冷したサイダーを飲み或は冷氣氣管  
の装置を有する活動館に坐して情人ミ  
喃々喋り或は郊外にドライブしながら  
ら尙ほ暑いと云つて居る。然るに前線  
の部隊では戦争が終れば直ちにスコッ  
プを以て工作し、炎天を厭はず雨の如  
き汗を流して只管竣工の迅速を望んで  
居る。彼等は匪軍と戦ふのみならず烈  
日と戦ひ酷暑と戦ひ險峻頑強なる山石

樹根と戦ふのである。此の犠牲的精神  
に對して我々は敬服を禁ずる能はざる  
所である。  
——努力に依る作品——  
彼等が江西に於て造つた堡壘は畢竟  
幾何あるか。現在確實な統計は無いが  
然し若し南昌から平安堡に赴けば到る  
處に堡壘の列が見られる。軍隊に依る  
公路の築造は右第十八軍の吉泰路構築  
に始まり最近の調査で次の如き統計を  
得た。

路名	里數(華里)	起點及終點	構築部隊
吉泰路	一〇〇	自吉安至馬家洲	十八軍の十一師
吉三路	五〇	自吉安至三曲灘	十八軍の十一、十四師合作
吉固路	六〇	自吉安至固江	十八軍の十四師
泰山路	三〇	自泰和至三都坪	十八軍指導人民構築
永福路の福金段	六〇	自福安至金田	五十二師
阜峽路	五〇	自阜田至峽江	四十三師
萬遂路の雲遂段	三〇	自雲田坪至遂山城	十八軍の十一師
永樂路	九〇	自永豐至樂安	四十三師
永八路	五〇	自永豐至八都坪	四十三師

路名	里數(華里)	起點及終點	構築部隊
永吉路	八〇	自永豐至吉水	十四師四十三師合作
崇宜路	六〇	自崇仁至宜黃	十八軍各師人民合作
崇鳳路	五〇	自崇仁至鳳崗	四軍
宜崇路	三〇	自宜黃至崇慶	四十三師九十九師合作
宜都路	二〇	自宜黃至二都	十一、四十三師合作
南黎路の黎南段	六〇	自南石至黎川	十八軍各師
南黎路	六〇	自黎縣至大庾	廣東軍人民合作
龍慶路	一九〇	自定南至慶南	同右
永龍路	一二〇	自永豐至龍崗	六軍各師
南廣路	一一三〇	自南豐至廣昌	十八軍各師

前記の數字以外に安福、瀝江段、安  
福、赤谷段及び廣石路が現在軍隊の手  
で造られつゝある。之を合算すれば一  
千四百華里を下らぬ、一千四百華  
里は多くはないが戦時の餘暇の流汗の  
結晶たるを思へば前線將士の勤勞の一  
端を察することが出来る。

——現實に見た事實——

更に軍律に就て云へば現在も非常に  
嚴肅であつて拉夫や強買は悉く絶対に  
禁じて居る。南豐の楓林に於て第十一

師の一運送兵が強買を爲したが爲直ち  
に銃殺された。又里程に於て第九十八  
師の物品買入係の一兵士が郷民を毆打  
して死刑に處せられた。之等の事は記  
者が現實に見た所で現在前線では將  
校、士卒、人夫の別無く殆んど一人も  
不法な事をする者無く軍紀を破り人民  
を困らせる様な者は無い。事實現在已  
に剿匪上の目標たる三分の軍事工作は  
確實に完成し軍隊は素質風紀の上に於  
て確實に大いに改革された。今後の間

題は如何にして七分の政治工作を完成  
し、如何にして政治的偉力を發揮し破  
壞された局面を收拾するかに在る。

——内部的決裂——

赤匪部隊中に於ては政治委員乃至政  
治指導委員は極めて大なる権力を持つ  
て居る。故に匪黨が匪軍を擴張し其の  
戰鬥力を強化する要ありと認むる場合  
單に軍事上の技術を條件として決する  
に非ずして、彼の「階級的覺醒」及び



「政治的覺醒」如何に依るのである。而して之等の政治工作従事者は匪軍中に於て一方所謂「無産階級教育」の實施者として又他方匪軍中の政治路線及び紀律の執行者である、従つて彼は非常に重要な地位に在る者である。

匪軍の編制上、連(中隊)には連政治指導員一人を置き團(旅團)には團政治委員一人及び政治處を設け、處に一人の主任を置き、師には政治委員一人及び政治部を設け、部に一人の主任を置く事となつて居る。而して各部(例へば司令部、供給部、衛生部)には又各一人の政治委員を置き師政治委員に隸屬せしめる。師以上の軍團にも政治委員一人を置き政治部を設けて一人の主任を置き其他の各部も各政治委員一人を置いて軍團政治委員に隸屬せしめる。團以上の政治委員より連の指導員に至る迄一人として共産黨員でない者は無い。彼等は共産黨の教義の實際的執行者であるから、匪軍中に於ける彼等

の地位及び權力は殆んそ軍事長官の上にある。一部隊の行動より一個の普通の命令に至るまで政治委員或は政治指導員の副署を得なければ下級は之を接受しなくても好く、此の命令は根本的に效力を發生する能はざる位である。且他方面彼等は軍事長官の行動、思想、言論を監視して所謂「紀律制裁」を實施する事が出来る。

然るに現左は匪軍中に於て軍政二者間の紛糾が日甚共に多くなり、特に戰鬥上の單位になつて居る連では此の紛糾が普遍的となつた。彼等間の紛糾は大部分人事感情から互に相手を無視する事が原因である。此の點に於て匪軍の動搖崩壊状態を察知する事が出来る。實例を挙げれば偽第三軍團「粉」部第十連長が其の部隊を引率して警戒に出た際指導員に通知しなかつたから指導員が續いて三、四回質問したが回答しなかつた。「五」部の第三連が太陽嶂で戰爭して居つた時、指導員が動搖

分子の逃走に就て注意したが連長は反感を以て「君は僕が反革命に與する事を恐るゝか」と答へた。平素同連長は常に指導員に對し「君は君の政治上の任務を處理せよ、僕は僕の軍事上の任務を處理する」と云つて居つた。其他第九連、第四連「戰」部第六連でも連長と指導員とが不和であつた。斯る例は枚舉に暇が無い位である。

斯る紛糾を除去する爲め偽第三軍團政治委員楊尙崑及び政治部主任袁國平は左程遠くない以前に訓令を出し、連長と指導員とが各其の職責を盡して協力工作し連長の受けたる命令及び任務は必ず指導員に通知し、指導員は政治工作の際戰鬥狀況に適合するやう注意して絶対に互に他を無視せざるやう命じた。此の種の紛糾は偶然のものではない更に激烈な火の手が揚がる事は必然的である。(S.U)

附  
録

獨逸に於ける政治社會各種  
運動に對する制限及び取締

(第三輯)



獨逸國民保護ニ關スル大統領令施行令（第一次）

Durchführungsverordnung des Reichministers des Innern  
zur Verordnung des Reichspräsidenten zum Schutze des  
deutschen Volkes vom 4. Februar 1933. Vom 4. Februar 1933.

一九三三年二月四日  
國 内 務 大 臣 令

一九三三年二月四日獨逸國民保護ニ關スル大統領令第二十五條ニ基キ左ノ如ク定ム

第一條 獨逸國民保護ニ關スル大統領令第二條第二號及第九條第一項第五號ニ謂フ主務官吏トハ國總理大臣國務大臣  
國內務次官トス

第二條 定期刊行印刷物ノ禁止命令前禁止ニ代ヘ警告文ハ發行人若ハ編輯人ノ爲ス釋明ヲ以テ足ルヤ否ヤヲ審査ス  
ヘシ情狀輕キ場合ニ在リテハ能フ限リ後者ノ措置ヲ採ルヘシ

獨逸國民保護ニ關スル大統領令施行令（第二次）

Durchführungsverordnung des Reichministers des Innern

zur Verordnung des Reichspräsidenten zum Schutze des

deutschen Volkes vom 4. Februar 1933. Vom 7. Februar 1933.

一九三三年二月七日

國內務大臣令

一九三三年二月四日獨逸國民保護ニ關スル大統領令第二十五條ニ基キ左ノ如ク定ム

第一條 獨逸國民保護ニ關スル大統領令第十條第一項ニ依リ指定スル大審院部ノ權限ニ屬スル決定事項左ノ如シ

(一) 定期刊行印刷物ノ禁止ニ對スル訴願ニシテ國內務大臣カ其ノ訴願ヲ裁決セサルトキ

(二) 定期刊行印刷物ノ禁止ニ對スル訴願ニ付國內務大臣ノ爲シタル裁決ヲ不服トスルトキ

(三) 上級邦官廳ニシテ國內務大臣ノ定期刊行印刷物ノ禁止命令アリタル場合之ニ服スヘキヤ否ヲ定ムルトキ

第二條 大審院部ハ其ノ關係者ノ提出スル書面ニ依リ決定ヲ爲ス大審院部ハ之ヲ補足スル爲關係者ヨリ文書ニ依ル

説明ヲ求メ特ニ證人若ハ鑑定官ヲ訊問スルコトヲ得訊問ニ關シテハ刑事訴訟法ノ規定ヲ準用ス裁判所ハ裁判所構

成法第十三編ノ規定ニ依ル援助ヲ爲スヘシ

大審院部ハ口頭辯論ヲ命スルコトヲ得右ノ場合ニ於テハ關係人ヲ召喚スヘシ口頭辯論ハ公開スルモノトス裁判所  
構成法第七十二條第七十四條乃至第七十九條第八十二條第八十三條及第十五編ノ規定ハ之ヲ適用ス  
召喚命令ノ送達ト口頭辯論トノ間ニハ少クトモ三日ノ期間ヲ置クヘシ關係人ノ同意アルトキハ右ノ期間ヲ短縮ス  
ルコトヲ得

第三條 裁判所職員ノ除斥及忌避ニ關シテハ民事訴訟法第一部第四章第四節ノ規定ヲ準用ス

第四條 定期刊行印刷物ノ禁止ニ關スル大審院部ノ決定ハ大審院部ノ決定ニ關スル請求ノ到達シタルトキヨリ一週

間以内ニ之ヲ爲スヘシ

第五條 大審院部ノ決定ハ多數決ニ依リ之ヲ行フ

決定ハ書面ニ依リ理由ヲ附シ關係者ニ送達スヘシ

第六條 第二條及第五條ニ依ル關係者トハ左ノ者ヲ謂フ

(一) 第一條第一號ノ場合

(イ) 國內務大臣

(ロ) 上級邦官廳

(ハ) 定期刊行印刷物ノ禁止ヲ命シタル邦官廳

(ニ) 定期刊行印刷物ノ責任編輯人及發行人

(二) 第一條第二號及第三號ノ場合



(イ) 國內務大臣  
(ロ) 上級邦官廳

關係者ハ裁判ニ於テ代理人ヲ以テ代表セシムルコトヲ得

第七條 召喚命令及決定ノ送達ハ民事訴訟法ノ職權ニ依ル送達ノ規定ニ從フ

第八條 裁判ハ裁判所ノ休暇ニ依リ妨ケラルルコトナシ

第九條 第一條第一號ノ場合ニ於テ訴願カ全部若ハ一部却下セラレタルトキハ訴願人ハ大審院部ノ特別決定ニ依リ定メラルル保證金ヲ納ムヘシ大審院部ハ同時ニ訴願人ニ對シ裁判費用ノ全部又ハ一部ヲ負擔セシムルコトヲ得

第十條 保證金ノ額ハ三十マーク以上六百マーク以下トス

裁判費用ニ關シテハ裁判費用ニ關スル法律第七十一條乃至第七十三條ノ規定ヲ適用ス

保證金並ニ費用ノ徵收ハ裁判費用徵收ニ關スル規定ニ依リ之ヲ行フ

第十一條 一九三三年二月四日附大統領令施行ニ際シ一九三二年十二月十九日國內平和保持ニ關スル大統領令第六條ニ基キ開始セラレタル裁判ハ一九三三年二月四日附大統領令ノ規定並ニ本施行細則ノ規定ニ依リ續行スヘシ但シ本施行細則第九條及第十條ノ規定ハ大審院部ノ裁判ニ於ケル保證金並ニ費用ニ關シテハ之ヲ適用セス

### 獨逸國民保護ニ關スル大統領令施行細則(第一次)

Ausführungsverordnung zur Verordnung des Reichspräsidenten

zum Schutze des deutschen Volkes vom 4. Februar 1933. Vom

6. Februar 1933.

一九三三年二月六日

プロイセン内務大臣命令

一九三三年二月四日獨逸國民保護ニ關スル大統領令第一條第二項第七條第二項第十條第一項第一句第十四條第一項及第二十五條第二項並ニプロイセン憲法第五十一條ノ規定ニ基キ左ノ如ク定ム

第一條 大統領令第二條第二號及第九條第一項第五號ニ謂フプロイセン邦主務官吏トハ左ノ者トス

(イ) 現職國務大臣

(ロ) 次官

(ハ) 州知事

(ニ) 控訴院長及上級地方裁判所長

(ホ) 縣知事

(ヘ) 警視總監

第二條 權限左ノ如シ

(一) 公開政治集會屋外集會及示威行列ノ禁止竝ニ大統領令第一條第二項ニ依ル禁止ニ代ハル許可ニ對シテハ市町村警察官廳其ノ他ノ場合ニ在リテハ郡長之カ權限ヲ有ス  
既ニ開催セラレタル集會ノ禁止ニ關スル場合ニ在リテハ派遣監視官モ亦集會ノ續行(解散)ヲ禁止スル權限ヲ有ス

(二) 大統領令第七條第二項ニ依ル定期刊行印刷物ノ警察差押及押收ノ命令ニ對シテハ市町村警察官廳ノ外郡長及伯林警視總監モ亦其ノ權限ヲ有ス

命令ノ及フ地域的範圍ハ命令官廳ノ管轄區域トス差押及押收ニシテ伯林警視總監ノ命ニ依ルトキハ全プロイセン領域ニ及フモノトス

(三) 大統領令第九條第十條及第十一條ニ依ル定期刊行印刷物ノ禁止ニ關シテハ州知事ハ其ノ管轄領域ニ對シジ  
グマリゲン縣知事ハジグマリゲン領域内ニ對シ伯林警視總監ハ伯林市域ニ對シテモ亦其ノ權限ヲ有ス

(四) 大統領令第十四條第一項ニ依ル金錢財物ノ募集ニ關スル禁止ニ關シテハ縣知事ハ其ノ管轄領域ニ對シ伯林警視總監ハ伯林市域ニ對シテモ亦各其ノ權限ヲ有ス

(五) 大統領令第二十二條ニ依ル警察拘留ノ命令及執行ニ關シテハ市町村警察官廳其ノ權限ヲ有ス

(六) 大統領令第二十三條第一項及第二項ニ依ル屋室ノ閉鎖竝ニ武器ノ差押及押收ニ關シテハ市町村警察官廳其ノ權限ヲ有ス

第三條 大統領令第二十三條第五項第二句ニ謂フ上級行政官廳トハ縣ノ領域ニ對シテハ縣知事伯林市域ニ對シテハ

伯林警視總監トス

獨逸國民保護ニ關スル大統領令施行細則(第二次)

Ausführungsverordnung zur Verordnung des Reichspräsidenten zum

Schutze des deutschen Volkes vom 4. Februar 1933. Vom 26. April 1933.

一九三三年四月二十六日

プロイセン内務大臣命令

一九三三年二月四日獨逸國民保護ニ關スル大統領令第七條第二項及第十條第一項前段ノ規定ニ基キ左ノ如ク定ム

第一條 大統領令第七條第二項ニ基ク印刷物ノ警察差押及沒收ニ關スル伯林警視總監ノ權限ハ(一九三三年二月六

日)同令施行細則第二條第二號ハ當然改正セラル)伯林機密國家警察部ニ移ス

第二條 大統領令第九條第十條及第十一條ニ基キ伯林市ニ於テ發行セラルル定期刊行印刷物ノ禁止ニ關スル伯林警

視總監ノ權限ハ(一九三三年二月六日)同令施行細則第二條第三號改正)伯林機密國家警察部ニ移ス

第三條 本令ハ一九三三年四月二十九日ヨリ之ヲ施行ス



縣郡警察官廳ノ權限決定ニ關スル一九三一年十月一日及一九三三年三月二日附命令ニ對スル追加規定

Verordnung betreffend die Ergänzung der Verordnungen vom

1. Oktober 1931 und 2. März 1933 zur Regelung der Zuständigkeit der Landes- und Kreispolizeibehörden, Vom 26. April 1933.

一九三三年四月二十六日

フロイセン内務大臣命令

一九三一年六月一日警察行政法第三條第五項ニ基キ左ノ如ク定ム

第一條 一九三三年二月二十八日國民及國家保護ニ關スル大統領令第一條ニ基キ定期刊行印刷物ノ禁止所有權身體ノ自由結社集會權ニ對スル制限並ニ信書郵便電信電話ノ秘密ニ對スル侵害ハ伯林警視總監ニ代ヘ伯林機密國家警察部ノ權限ニ屬ス

第二條 本令ハ一九三三年四月二十九日ヨリ之ヲ施行ス

### 機密國家警察部創設ニ關スル法律

Gesetz ueber die Einrichtung eines Geheimen Staatspolizeiamts.

Vom 26. April 1933.

一九三三年四月二十六日

フロイセン邦法律

國務省ハ左ノ法律ヲ制定セリ

第一條 (一) 普通警察官廳ト共ニ又ハ之ニ代ヘテ政治警察事務ヲ執行セシムル爲伯林ニ機密國家警察部ヲ置ク縣警察官廳ノ地位ヲ有シ内務大臣ニ直屬スルモノトス

(二) 機密國家警察部ノ事物並ニ土地ノ管轄ハ内務大臣之ヲ定ム

(三) 一九三一年六月一日縣警察處分ニ對スル異議ノ申立ニ關スル警察行政法ノ規定ハ機密國家警察部ノ處分ニ對スル訴願ニ就キ之ヲ準用シ常ニ伯林縣參事會ノ管轄ニ屬セシム

第二條 機密國家警察部ハ其ノ權限内ニ於テ總テノ警察官廳ニ對シ警察處分ヲ要求スルコトヲ得

第三條 本法施行ニ必要ナル規定ハ内務大臣之ヲ定ム機密國家警察部ニ配當スヘキ官吏及使用人ノ人員及種類ニ關

シテハ大藏大臣ト協議ノ上之ヲ定ム

第四條 本法ハ公布ノ翌日ヨリ之ヲ施行ス

### 政治警察部創設ニ關スル訓令

Runderlass des Ministers des Innern ueber die Neuorganisation  
der Politischen Polizei. Vom 26. April 1933.

一九三三年四月二十六日

プロイセン内務大臣訓令

國家ノ構成竝ニ安全ヲ危殆ナラシメントスル行動ヲ有效ニ防止センカ爲フプロイセン政府ハ從來ニ比シ一層嚴重ナル政治警察機關ヲ組織シ敏活の確ナル措置ヲ採リ得ルコトトセリ右ノ目的ヲ實行センカ爲一九三三年四月二十六日ノ法律ニ依リ政治警察統轄ノ爲伯林プリンツ・アルブレヒト町八ニ機密國家警察部ヲ置キ本官ニ直屬セシメタリ機密國家警察部ノ職務ハ自己ノ執行官吏各縣ニ配置セル外局（國家警察局）援助及普通警察官廳ノ應援ニ依リ全邦ニ於ケル反國家政治運動ヲ探查シ調査ノ結果ヲ蒐集シ審査シ絶エス内務大臣ニ報告シ且大臣ノ方策遂行ニ必要ナル資料ヲ提供シ又同時ニ他ノ警察官廳ニ對シ政治上重要ナル視察又ハ決定ニ關シ現狀ヲ知悉セシメ且之ニ督

勵ヲ加フヘキモノトス尙機密國家警察部ハ自己ノ事物管轄内ニ於テ他ノ警察官廳ニ對シ警察處分ヲ要求シ且指示ヲ爲ス權能ヲ有ス之ヲ細別シテ規定スルコト左ノ如シ

- (一) 機密國家警察部ハ從來ノ地方刑事部ノ執行シ居タル政治警察事務ヲ繼承シ（同時ニ伯林警視總監ノ右ニ對スル事務所管ヲ廢ス）且全邦ニ對スル政治警察ニ關スル一級中央情報蒐集所ヲラシム
- (二) 各縣ニ國家警察局ヲ設置シ當該地方ニ於ケル機密國家警察部補助機關トス仍國家警察局ハ政治警察ニ關スル從來ノ縣刑事課ノ事務ヲ行ヒ其ノ點ニ於テハ所轄縣警察官廳ノ所屬機關トス國家警察局ノ配置ハ別表ニ示スアレンシュタイン、ケスリン及リーグニツツニ於ケル國家警察局ノ事務ハ當分ノ内該地ニ所在セルケーニヒスベルク、シュテチン及ブレスラウ縣刑事課支所ヲシテ取扱ハシムルコトトシ且右ノ事務所ハ今後政治警察事務ニ關シテハ國家警察部ニ從屬セサルモノトスフランクフルト（a, d, O）オスナブリユツク及トリエールニ在リテハ縣所屬ノ刑事官吏ヲ以テ新ニ國家警察局ヲ組織ス
- (三) 國家警察局ノ指揮ヲ經驗ヲ有スル官吏ニ移シ且縣警察官廳（國家警察局ハ同時ニ其ノ機關タリ）トノ密接ナル關係ヲ維持スル爲縣廳ト國家警察局カ同一地ニ存スルトキハ從來ノ縣廳政治警察專務員ヲ以テ所轄國家警察局ノ指揮ニ充テ若シ縣廳ト國家警察局ト各異ル地ニ存スルトキハ縣廳政治警察專務員ト國家警察局トノ連絡ヲ密接ナラシムル爲交通及通信機關ヲ整備スヘシ



- (四) 伯林市ニ於テハ機密國家警察部ハ國家警察局ノ事務ヲ行フ
- (五) 國家警察局ノ執行官吏ハ警察處分ノ執行ニ際シテハ假令機密國家警察部ノ要求又ハ指令ニ基キ行動スル場合ト雖モ所轄縣警察官廳ノ機關トス右ハ特ニ行政訴訟ニ關スル規定ノ適用ニ付然リトス

機密國家警察部ノ事務執行ヲ完カラシメンカ爲左ノ如ク定ム

- (一) (イ) 總テ郡警察官廳ハ所轄國家警察局ニ對シ政治上重要ナル事件及視察ニ付報告スヘシ郡警察官廳ノ縣警察官廳ニ對スル報告義務ハ右ニテ果サレタルモノトス市町村警察官廳ハ直接國家警察局ニ報告スルト同時ニ郡長ニモ報告スヘシ
- (ロ) 國家警察局ハ所轄内ノ警察官廳ニ對シ直接要求ヲ爲シ得ルモノトス郡全體ニ關スルトキハ右ノ要求ハ原則トシテ郡長ニ之ヲ爲スヘシ斯カル要求ニシテ例外トシテ郡長ニ從屬スル下級警察官廳ニ宛テ發表セラレタルトキハ警察官廳ハ其ノ旨直接國家警察局ニ通知シ且郡長ニ報告スヘシ
- (ハ) 國家警察局ハ縣警察官廳ノ機關トシテ行動シ其ノ所在地外ニ亙リ縣内ニ於ケル搜查ヲ行フニ付特別ノ權限ヲ必要トセス國家警察局又ハ機密國家警察部ヨリ派遣セラレタル官吏カ搜查ノ執行前又ハ執行ニ際シ當該縣市町村警察官廳ト行フヘキ連絡又ハ通報ノ有無及範圍ニ關シテハ派遣ヲ命シタル官廳ノ定ムル所ニ依ル但シ通常搜查ヲ終了後直チニ縣郡警察官廳ニ通知スルヲ以テ望マシキコトト認ム
- (ニ) 國家警察局ハ機密國家警察部ニ對シ單ニ地方的性質ヲ有セス全邦ニ對シ重要ナル政治上ノ視察及決定アルトキハ——假令他縣ニ於ケル視察及決定ト聯關シテノミ重要トナル場合ト雖モ——指令ナキ場合ト雖モ視察又ハ決定ノ重要ニ應シ一々又ハ時々直接之ヲ報告スヘシ右ノ報告ノ内容ニ付縣警察官廳ニ通報スヘキ場合及範圍ハ機密國家警察部ト協議ノ上之ヲ定ム其ノ際際寫其ノ他事務ノ重複ヲ避クルニ努ムヘシ國家警察局ハ他ノ官廳ニ對シテハ機密國家警察部ノ許可アル場合ノミ情報ヲ與フル事ヲ得上級警察指揮官ニ對スル報告ニ付テハ機密國家警察部之ヲ定ム

(二) 機密國家警察部ハ適當ト認ムルトキハ一般ニ又ハ特別ニ縣郡市町村警察官廳ニ對シ直接照會ヲ發スルコトヲ得右ノ回答ハ最モ迅速慎重ニ必要ナルトキハ搜查ヲ爲シ之ヲ爲スヘシ

(三) (イ) 機密國家警察部ハ刑事訴訟法ノ規定ニ基キ警察及保安官廳並ニ官吏ニ課セラレタル職務ヲ自己ノ權限内ニ於テ自己所屬官吏又ハ國家警察局官吏ヲシテ執行セシムルコトヲ得

(ロ) 機密國家警察部又ハ國家警察局ノ官吏ニシテ檢事ノ補助官吏トシテ行動スルトキハ常ニ所轄檢事局又ハ檢事總長所屬機關トシテ其ノ命令ニ從フヘシ

(四) 國家警察局相互ノ連絡並ニ機密國家警察部ニ必要ナル情報交換ノ爲機密國家警察部ハ適時各地ニ於テ(能フル限り近接數州ニ對シ)情報連絡會議ヲ開催スヘシ會議ノ日時場所議題並ニ參加者ノ範圍ハ豫メ內務大臣ニ届出ツヘシ

(五) 機密國家警察部ハ政治警察專務員ノ教育及講習並ニ教育及講習ニ依リ新專務員ヲ養成スルニ付特段ノ注意ヲ拂フヘシ

教育及講習會ノ開催ハ豫メ内務大臣ノ許可ヲ受クヘシ

七六

自己ノ權限内ニ於テ各警察官廳ニ對シ警察處分ヲ要求シ得ル機密國家警察部ノ權能ハ反國家行動ノ捜査取締ニ必要ナル總テノ處分ニ及フモノトス

四

機密國家警察部ハ伯林警視總監(第一地方刑事局)ニ代リ一九三三年二月四日獨逸國民保護ニ關スル大統領令第七條第二項ニ基ク印刷物ノ警察差押及沒收ヲ命スルコトヲ得之ニ關シテハ一九三三年四月二十六日別紙施行令ニ注意スヘシ

五

機密國家警察部ハ伯林警視總監ニ代リ一九三三年二月四日獨逸國民保護ニ關スル大統領令第九條第十條第十一條ニ依リ定期刊行印刷物ノ禁止ヲ命スルコトヲ得之ニ關シテハ一九三三年四月二十六日別紙施行令ニ注意スヘシ

六

機密國家警察部ハ伯林警視總監ニ代リ一九三三年二月二十八日國民及國家保護ニ關スル大統領令第一條ニ基キ定期刊行印刷物ノ禁止所有權身體ノ自由結社集會權ニ對スル制限竝ニ信書郵便電信電話ノ秘密侵害ニ付權限ヲ有ス之ニ關シテハ一九三三年四月二十六日別紙施行令ニ注意スヘシ

七

(一) 機密國家警察部ヲシテ中央情報蒐集所タラシメタルハ專ラ本省事務ノ負擔ヲ輕カラシムル爲ナリ從ツテ縣警察官廳ノ内務大臣ニ報告スヘキ場合ハ國家警察局長カ直接機密國家警察部ニ報告スルヲ以テ極メテ之ヲ局限シ特ニ法律一般命令ノ解釋ニ付疑義アル場合訓令又ハ法律若ハ一般命令ノ改正ニ對シ參考資料トスル場合又ハ特別ノ理由ニ基キ本官ノ決定ヲ必要トスル場合ノミト爲スコトヲ得

(二) 左ノ事務ニ關スル報告ハ内務大臣ニ宛ツルコトナク之ヲ機密國家警察部ニ提出スヘシ

(イ) 外患内亂ニ關スル罪

(ロ) 政治的兇行

(ハ) 政治的過激行動

(ニ) 爆發物發見爆發事件爆發物盜難

(三) 本令ニ引用セサル訓令ニ依リ内務大臣ニ爲スヘキモノト明ラカニ定メラレタル報告ハ當分從來通りトス

(四) 本令ハ一九三三年四月二十九日ヨリ之ヲ施行ス

各縣ニ於ケル國家警察局ノ事務ハ左ノ機關ニ依リ之ヲ行フ

ケーニヒスベルク	ケーニヒスベルク	國家警察部政治課
グムビンネン	チルジツト	右 同 課
マリエンウエルグー	エルピング	右 同 課

七七



アレンシユクティン	アレンシユクティン	國家警察局
シユテチン	シユテチン	國家警察部政治課
ケスリン	ケスリン	國家警察局
シユナイデミユール	シユナイデミユール	國家警察部政治課
オツベルン	オツベルン	右 同 課
プレスラウ	プレスラウ	右 同 課
リーグニツツ	リーグニツツ	國家警察局
ボツダム	ボツダム	國家警察部政治課
フランクフルト(a, d, O)	フランクフルト(a, d, O)	國家警察局
シユレスウイツヒ	キール	國家警察部政治課
マグデブルグ	マグデブルグ	右 同 課
メルゼブルグ	ハレ	右 同 課
エルフルト	エルフルト	右 同 課
ハノーバー	ハノーバー	右 同 課
ヒルデスハイム	ハノーバー	國家警察局
リユーネブルグ	ハールブルグ	ハールブルグ

シユターデ	ウエザーミュンデ	右 同 課
オスナブリュック	オスナブリュック	國家警察局
アウリツヒ	ウイルヘルムスハーフェン	前同課

機密國家警察ニ關スル法律

Gesetz ueber die Geheime Staatspolizei. Vom 30. November 1933.

一九三三年十一月三十日  
プロイセン邦法律

國務省ハ左ノ法律ヲ制定セリ

第一條 (一) 機密國家警察ハ内務行政上獨立ノ官廳ヲ組織ス總理大臣ヲ以テ其ノ長官トス總理大臣ハ機密國家警察監察官ニ對シ事務ノ處理ヲ委任ス

(二) 機密國家警察長官タル總理大臣事故アルトキハ國務省次官之ヲ代理ス

(三) 機密國家警察監察官ハ同時ニ機密國家警察部長トス

第二條 機密國家警察廳ニ屬スヘキ事務ノ範圍ハ一般及内務行政官廳ノ處理シ居タル政治警察事務トス各個ノ場合

機密國家警察廳ニ移管スヘキ事務ノ種類ニ付テハ機密國家警察長官タル總理大臣之ヲ定ム

第三條 (一) 從來内務省ノ所管事項タル政治警察事務ハ本法ノ施行ト同時ニ機密國家警察廳ニ移管ス

(二) 各縣郡市町村警察官廳ハ機密國家警察事務ニ關シテハ機密國家警察廳ノ指示ニ從フヘシ

第四條 大藏大臣ハ本法施行ノ爲豫算案ヲ變更スル權能ヲ有ス

第五條 一九三三年四月二十六日附法律ノ規定ハ本法ニ牴觸スル限り效力ヲ失フ

第六條 本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

## プロイセン總理大臣回章

Rundschreiben des preussischen Ministerpräsidenten.

Vom 30. November 1933.

一九三三年十一月三十日

機密國家警察部ノ活動ハ一九三三年十一月十二日議會總選舉ヲ以テ先ツ一段落ヲ劃シタリト見ルコトヲ得選舉ノ結果ヲ觀ルニプロイセン邦及獨逸全國ニ於テ從來國民社會黨政府ニ反對セシ國家ノ敵及其ノ他不服反對者ノ著シク減少シタルヲ示シ居レリ即チ煽動政治家ノ害惡的影響ヨリ免レ國民社會主義ニ敵對シ居タル大衆ハ今回國民社

會黨内閣及黨主ヒツトラノ目的ニ一致共鳴シタリ此ノ歴史的成功ヲ齎スニ至リタルハ機密國家警察部ノ活動ニ負フ所甚ク多シトス機密國家警察ノ創設ニ際シ余ハ特ニ信賴スルニ足ル忠良ナル官吏使用人及國民社會主義諸團體ニ屬スル者ヲ嚴選任命シ國民社會主義革命ノ遂行及成功後ニ於ケル國家秩序ノ維持ニ當ルヘキ名譽アル使命ヲ課セリ而シテ右ノ機密國家警察部ノ活動ハ余ノ期待ニ背ク所ナク總テノ官吏ハSA、SSTヨク協調ヲ保チ常ニ全力ヲ盡シ古來ノプロシア式義務觀念ニ從ヒ余ノ指示命令ニ對シ不斷ノ勵精恪勤ヲ致セリ余ハ右ニ對シ黨主ヒツトラノ名ニ於テ余ノ感謝ヲ捧クルモノナリ

今ヤ國家叛逆者ノ外部的組織ハ破壊セラレタリト雖モ之ヲ以テ法秩序破壊國家叛逆ノ違法行動自體モ既ニ潰滅セラレタリト速斷スヘカラス共產主義者マルクス主義者等徒黨ノ著シク減少シタルハ事實ナルモ他ニ尙自由ノ身ニ在ル國民誘惑者アリ彼等ハ國外逃亡叛逆者ト通謀結託シ巧妙隱密ナル方法ニ依リ其ノ活動ヲ持續センコト必定ナリ

彼等警察取締犯人ノ運動方法ニシテ地下非合法的ニナリタル以上警察側ニ於ケル取扱方法モ亦之ニ適應シ改變スルヲ要ス茲ニ於テ余ハ機密國家警察ノ組織ヲ變更シ右ノ變化セル情勢ニ適合セシメント欲ス從ツテ余ハ今日以後親シク機密國家警察ノ指揮權ヲ掌握スヘシ從來ノ機密國家警察部長書記官テイルスヲ機密國家警察監察官ニ任命シ機密國家警察組織ノ改造ヲ委任ス又書記官テイルスニ一時伯林警視副總監ノ地位ヲ與ヘ伯林政治警察ノ改造ニ必要ナル資料ノ蒐集及改造準備ニ當ラシム

余ハ政治警察ニ従事スル官吏及使用人カ將來ニ互リ余ノ示シタル使命ヲ自覺シ益々祖國ノ爲義務ヲ盡サンコトヲ



### 機密國家警察ニ關スル法律施行令

Verordnung zur Durchführung des Gesetzes ueber

die Geheime Staatspolizei. Vom 8. Maerz 1934.

一九三四年三月八日

フロイセン總理大臣命令

第一條 一、機密國家警察事務ハ左ノ者之ヲ行フ

(イ) 全邦域ニ關シテハ伯林機密國家警察局(一九三三年四月二十六日法律第一條)

(ロ) 縣警察地域ニ對シテハ國家警察局

二、監察官ハ總理大臣(機密國家警察部長官)ノ委任及指示ニ基キ國家警察局ニ對シ監督ヲ爲ス

三、總理大臣ニシテ別段ノ定ヲ爲ササル限り國家警察局ハ縣知事伯林ニ在リテハ警視總監ニ從フヘキモノ

トシ事務ノ直接連絡ヲ保ツヘシ國家警察局ノ事務ハ總理大臣ノ任命スル官吏之ヲ指揮ス

四、國家警察局ノ所在セサル地ニ對シテハ監察官ノ提案ニ基キ國家警察局ノ外局ヲ設置スルコトヲ得

五、國家警察局ノ所管事務左ノ如シ

(イ) 縣警察地域内ニ起リタル事件

(ロ) 機密國家警察部監察官ニ依リ縣警察地域ニ關セス委任セラレタル事務

六、機密國家警察事務ニシテ町村又ハ郡警察官廳ニ屬スル事務ハ國家警察局ノ存スル地ニ在リテハ國家警察局國家警察局ノ外局ノ存スルトキハ外局其ノ他ノ場合ハ國家警察局ノ補助機關トシテ町村及郡警察官廳之ヲ行フ

第二條 機密國家警察部ノ歳入及歳出ハ内務大臣豫算中ニ特別ニ計上ス豫算ノ編成及處分ハ總理大臣ノ權限ニ屬ス

第三條 一、機密國家警察ニ従事スル官吏ハ一般又ハ内務行政官吏トス内務大臣ハ總理大臣ノ要求アルトキハ機密國家警察ニ官吏ヲ配置ス機密國家警察ニ従事スヘキ高級行政官吏及刑事監督官以上ノ高級刑事警察官吏ノ任命ハ總理大臣之ヲ行ヒ其ノ他ノ官吏ノ任命ハ監察官之ヲ行フ

二、機密國家警察官吏ニ對スル懲戒ハ監察官一九三二年一月二十七日官吏職務懲戒令第十六條第十七條第一項第二號ニ從ヒ之ヲ行フ

第四條 一、一九三三年四月二十六日獨逸國民保護ニ關スル大統領令第二次内務大臣施行令第二條ハ之ヲ廢止ス

二、一九三三年四月二十六日フロイセン内務大臣施行令第一條ハ左ノ如ク定ム

定期刊行印刷物ノ禁止所有權ノ制限身體ノ自由結社集會權ノ制限竝ニ信書郵便電信電話ノ秘密侵害ニ對シテハ一九三三年二月二十八日國民及國家保護ニ關スル大統領令第一條ニ準シ縣郡警察官廳タル伯林警察

視總監ノ外（一九三三年三月二日施行令第一條及第二條）伯林機密國家警察局モ亦權限ヲ有ス  
第五條 一九三一年十月一日縣郡警察官廳管轄決定ニ關スル命令ニ對スル一九三三年三月二日內務大臣命令第二條  
ハ左ノ如ク改ム

身體自由結社集會權ノ制限竝ニ信書郵便電信ノ秘密侵害ニ對シテハ機密國家警察官廳モ亦權限ヲ有ス電話秘密ニ  
對スル侵害ニ對シテハ機密國家警察官廳ノミ權限ヲ有ス

第六條 本令ハ公布ノ翌日ヨリ之ヲ施行ス

### 機密國家警察ニ關スル法律施行ニ

#### 關スル訓令

Runderlass des Ministerpräsidenten (Chef der Geheimen

Staatspolizei) betr. Verordnung zur Durchführung des

Gesetzes neber die Geheime Staatspolizei. Vom 8. März 1934.

一九三四年三月八日

ブロイセン總理大臣訓令

一、一九三三年十一月三十日機密國家警察ニ關スル法律ニ對シ本日附ヲ以テ施行令ヲ制定公布セリ之ニ關スル注意  
左ノ如シ

二、本官ニ所屬スル機密國家警察官廳ハ左ノ名稱ヲ用フ

(一) 機密國家警察部

監察官

(二) 機密國家警察局

(三) 縣國家警察局 伯林國家警察局

三、監察官竝ニ機密國家警察局ハ伯林ブリッツ・アルブレヒト街八ニ置ク

四、國家警察局ハ原則トシテ縣警察部所在地ニ置ク一九三三年四月二十六日附訓令ニ依リ別段ノ定ヲ爲シタル限り

他日變更スル迄其ノ儘存續スルモノトス

五、國家警察局ノ長官ハ其ノ官署カ縣知事在任地ニ在ラサルトキト雖モ最モ緊密ナル連絡ヲ採リ總テ重要ナル査察  
及事件ニ付報告スヘシ機密國家警察局ノ指示及要綱ニ反セサル限り縣知事ノ希望ニ應スヘシ相互ノ協同竝ニ援助  
カ當然十分行ハルコトヲ期待ス

六、伯林國家警察局ハ伯林警視總監トス

七、從來存スル政治警察課ハ當分ノ內國家警察局ノ外局機關トシ且其ノ指示ニ從フヘキモノトス國境警察官廳ハ亦  
所轄國家警察局ノ外局ト看做ス國家警察局ニ留保セラレタル處分又ハ通常事務ノ範圍ヲ超ユル處分ハ國家警察局



ノ決定アル迄一時的効力ヲ有スルモノトシテノミ右ノ官廳之ヲ執行スルコトヲ得一九三一年七月一日警察行政法第十二條ヲ準用ス

八、機密國家警察部長官及監察官ニ對スル公報ハプロイセン行政公報ヲ用フ

九、國家警察局ノ本年度歳出ハ各國家警察局カ縣知事又ハ警視總監ノ何レニ屬シ居タルヲ問ハス豫算表第九十一款ニ從ヒ計算スヘシ

### 機密國家警察組織ニ關スル訓令

Rundlass des Ministerpräsidenten (Chef der Geheimen

Staatspolizei) ueber die Organisation der Geheimen

Staatspolizei. Vom 14. Maerz 1934.

一九三四年三月十四日

プロイセン總理大臣訓令

一、一九三四年會計年度ノ開始ヲ以テ國家警察局ハ從來ノ縣行政又ハ普通國家警察ヨリ分離シ機密國家警察ニ關スル獨立官廳トス

二、總テノ縣警察地域ニ對シ國家警察局ヲ設置ス長官ハ高級行政官吏トシ之ニ内勤及外勤ニ必要ナル人員ヲ配置ス  
ジグマリンゲン縣ニ在リテハ國家警察局長官ノ事務ハ憲兵隊長之ヲ兼務ス

三、人件費及物件費ハ特別縣豫算ニ計上ス指圖ノ權限ハ國家警察局長官之ヲ有ス出納及會計金庫ハ縣金庫トス會計簿ヲ備フヘシ經濟竝ニ會計検査ハ會計検査院ニ之ヲ委任ス

四、普通國家警察部ハ一九三四年四月一日以後政治警察課ヲ廢止ス國家警察局ハ所在地ニ於ケル町村警察官廳ノ行フ政治警察事務ヲ執行スヘシ國家警察局ノ外局ノ存スル地ニ付キテモ亦同シ其ノ他ノ場合ニ在リテハ町村警察官廳ノ行フ政治警察事務ハ所轄警察官廳ノ權限ニ屬ス

五、國家警察局及其ノ外局ニ必要ナル事務設備ハ國家警察局ノ現在所屬スル官廳之ヲ設備支辨スヘシ

六、國家警察局ノ事務カ現在專任官吏ニアラスシテ他ノ事務ヲ擔當スル者(例ヘハ普通國家警察部長)ニ依リ指揮執行セラルトキハ他日別段ノ定ヲ爲ス迄一九三四年四月一日以後ニ於テモ一時其ノ儘トス

七、從來普通國家警察政治課(一九三四年四月一日ヲ以テ地方警察ニ移ルヘキモノ)ニ依リ國家警察局ノ事務カ執行セラレ居タル地ニ在リテハ別段ノ定ノ爲サレタル場合又ハ爲サルル場合ノ外從來ノ政治警察課ヲ以テ獨立ノ國家警察局ト爲シ當分ノ内之ヲ存續セシム右ノ官廳ノ指揮ハ當分ノ内從來政治警察課ニ在リテ專任事務ニ從事シタル者ノ中上級官ヲ以テ之ニ充ツ

八、國家警察局及其ノ外局ニ於ケル官吏及使用員ニ對スル金錢ノ支拂ハ會計豫算ノ發表アル迄假前金拂ヲ爲スヘシ

## 國民的標章保護ニ關スル法律

Gesetz zum Schutze der nationalen Symbole. Vom 19. Mai 1933.

一九三三年五月十九日

政府ハ左ノ法律ヲ定メ茲ニ之ヲ公布ス

第一條 獨逸歴史獨逸國家獨逸ニ於ケル國民復興ノ標章ヲ威嚇ヲ傷ケルカ如キ方法ニ依リ公ニ使用スルコトヲ禁ス  
 第二條 製作地ノ上級行政官廳ハ第一條ノ規定ニ違背シテ物件ノ頒布セラルルヤ否ヤヲ決定ス右ノ場合ニ於テハ此ノ種ノ物件ハ無償ニテ之ヲ沒收ス

第三條 警察官廳ニシテ其ノ裁量ニ依リ第一條ノ禁止ニ違背スルモノト認ムルトキハ上級行政官廳ノ決定前物件ヲ差押フルコトヲ得

右ノ場合ハ直チニ決定處分官廳ニ對シ其ノ旨報告スヘシ

第四條 上級行政官廳ノ決定ニ對シ不服ナルトキハ關係者ハ二週間以内ニ最高邦官廳ニ對シ訴願ヲ提起スルコトヲ得訴願ノ提起ハ處分ノ執行ヲ停止セス

國民教化宣傳大臣竝ニ上級行政官廳ヲ監督スル邦政府ハ其ノ任命セル公益代理人ニ依リ第一項ニ定ムル期間内段

高邦官廳ノ決定ヲ請求スルコトヲ得

決定處分ノ法律效果ヲ發生スルニ至ル迄上級行政官廳ノ行フ沒收ハ差押ト看做ス

第五條 第一條ノ禁ニ違背セスト決定セラレタル場合ト雖モ差押處分ニ對シテハ損害ヲ賠償セス

第六條 決定官廳ニシテ疑義アルトキハ藝術眼及國家精神ヲ具有スル専門家ニ諮問スヘシ

第七條 第二條第四條ニ基ク決定力ハ全國ニ亘リ效力ヲ有ス

第八條 物件ノ頒布ニ依ラス詩歌ノ放吟又ハ其ノ他ノ行爲ニ依リ違背ノ事實存スルトキハ第一條施行ノ爲警察令ヲ定ムルコトヲ得

第九條 第二條又ハ第四條ノ決定ニ違背シ故意又ハ過失ニ依リ物件ヲ頒布シタル者ハ百五十マルク以下ノ罰金又ハ拘留ニ處ス

第八條ニ基キ發セラレタル警察令ニ故意又ハ過失ニ依リ違背シタル者亦同シ

第十條 獨逸國各邦標章徽號ニ關スル現行規定ハ從前通りトス

第十一條 本法施行ニ必要ナル行政規定竝ニ法律規定ハ國民教化宣傳大臣之ヲ發ス

獨逸國標章徽號ニ關スル規定ニ係ルトキハ内務大臣ト協議ノ上之ヲ發ス

國民教化宣傳大臣ハ本法施行要綱ヲ定ムルコトヲ得本法ニ於ケル最高邦官廳上級行政官廳及警察官廳ニ關シテハ邦政府之ヲ定ム



## 共産黨財産ノ沒收ニ關スル法律

Gesetz ueber die Einziehung kommunistischen

Vermögens. Vom 26. Mai 1933.

一九三三年五月二十六日

共産主義運動ニ使用セラルル財産ヲ以テ反國家的用途ニ引續キ使用スルコトヲ禁スル爲政府ハ左ノ法律ヲ制定シ  
茲ニ之ヲ公布ス

第一條 一、最高邦官廳又ハ其ノ指定スル官署ハ共産主義運動ヲ促進スル爲使用セラレ又ハ其ノ用ニ宛テラレタル

物件及權利ニシテ獨逸共産黨及其ノ補助團體竝ニ代用機關ニ屬スルモノハ邦ノ爲之ヲ沒收スルコトヲ得

二、内務大臣ハ最高邦官廳ニ對シ第一項ニ基ク處分ヲ要求スルコトヲ得

第二條 第一條ノ規定ハ貸貸又ハ所有權ヲ留保シテ納入シタル物品ニ對シテハ之ヲ適用セス但シ貸貸人又ハ納入者  
ニシテ物品ノ供給ニ依リ共産主義運動ヲ助長スル意思ヲ有スルトキハ此ノ限ニ在ラス

第三條 沒收セラレタル物件上ニ存スル權利ハ消滅ス但シ土地ニ付存スル權利ハ土地ノ沒收ニ依リ影響ヲ受クルコ  
トナシ其ノ對價ノ支拂カ共産主義運動ヲ助長スル意思ニ出テタルトキハ沒收官廳ハ右ノ權利ハ之ヲ消滅シタルモ

ノト宣告スルコトヲ得

第四條 處分ノ罰鍰ヲ避クルカ爲被沒收人ニ對スル債權者ハ沒收財産ニ依リ債務ノ辨濟ヲ受クルコトヲ得

第五條 本法施行前既ニ第一條及第三條ノ處分カ行ハレタルトキハ右ノ處分ハ第一條所定ノ官廳ニ依リ本法ノ規定  
ニ準シ確認ヲ受クルコトヲ得

第六條 第一條第三條及第五條ニ基ク處分ハ本人ニ對スル命令ノ送達又ハ命令ノ公示公告ニ依リ效力ヲ發ス

第七條 第一條第三條及第五條ニ基ク處分ニ對シテハ損害賠償ハ之ヲ認メス

第八條 國內務大臣ハ本法ノ施行及補足ノ爲法律規定及行政規定ヲ定ムル權能ヲ有ス

## 政黨組織禁止ニ關スル法律

Gesetz gegen die Neubildung von Parteien. Vom 14. Juli 1933.

一九三三年七月十四日

政府ハ左ノ法律ヲ制定シ茲ニ之ヲ公布ス

第一條 獨逸ニ於テハ唯一ノ政黨トシテ國民社會主義獨逸勞動黨存立ス

第二條 他ノ政黨ノ組織ノ連絡ヲ維持シ又ハ新ナル政黨ヲ創立セント企テタル者ハ其ノ行爲ニシテ他ノ規定ニ依リ

更ニ重刑ニ科セラレサル限リ三年以下ノ懲役又ハ六月以上三年以下ノ禁錮ニ處ス

九二

## 反國民的及反國家的財産沒收ニ關スル法律

*Gesetz ueber die Einziehung volks- und staatsfeindlichen Vermögens. Vom 14. Juli 1933.*

一九三三年七月十四日

政府ハ左ノ法律ヲ制定シ茲ニ之ヲ公布ス

一九三三年五月二十六日共產黨財産沒收ニ關スル法律ノ規定ハ獨逸社會民主黨及其ノ補助及代用團體ニ屬スル物件及權利並ニマルクス主義又ハ内務大臣ノ決定ニ依ル其ノ他ノ反國民的及反國家的運動ニ使用セラレ又ハ使用セラレハキ物件及權利ニ關シ之ヲ適用ス



昭和十年三月

内務省警保局